

阿見町議会会議録

平成23年第3回定例会

(平成23年9月13日～9月29日)

阿見町議会

平成23年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(9月13日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・会議録署名議員の指名	9
・会期の決定	9
・諸般の報告	10
・議案第56号から議案第57号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	11
・議案第58号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	13
・議案第59号から議案第63号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	19
・議案第64号から議案第69号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	23
・議案第70号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	29
・議案第71号から議案第78号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	43
・議案第79号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	49
・議案第80号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	50
・議案第81号から議案第82号(上程, 説明, 採決)	54
・議案第83号(上程, 説明, 採決)	55
・請願第2号から請願第4号(上程, 委員会付託)	56
○散 会	56
◎第2号(9月14日)	57
○出席, 欠席議員	57
○出席説明員及び会議書記	57
○議事日程第2号	59
○一般質問通告事項一覧	60
○開 議	61
・一般質問	61

細田 正幸	6 1
紙井 和美	7 3
石井 早苗	9 1
川畑 秀慈	1 0 5
難波 千香子	1 2 2
柴原 成一	1 3 8
○散 会	1 4 4
◎第 3 号（9 月 15 日）	1 4 5
○出席，欠席議員	1 4 5
○出席説明員及び会議書記	1 4 5
○議事日程第 3 号	1 4 7
○一般質問通告事項一覧	1 4 8
○開 議	1 4 9
・一般質問	1 4 9
浅野 栄子	1 4 9
吉田 憲市	1 7 3
諏訪原 実	1 8 6
藤井 孝幸	1 9 1
久保谷 充	2 1 0
・休会の件	2 2 2
○散 会	2 2 2
◎第 4 号（9 月 29 日）	2 2 3
○出席，欠席議員	2 2 3
○出席説明員及び会議書記	2 2 3
○議事日程第 4 号	2 2 5
○開 議	2 2 7
・議案第 5 8 号（委員長報告，討論，採決）	2 2 7
・議案第 5 9 号から議案第 6 3 号（委員長報告，討論，採決）	2 3 5
・議案第 6 4 号から議案第 6 9 号（委員長報告，討論，採決）	2 3 8
・議案第 7 0 号（委員長報告，討論，採決）	2 4 2

・議案第71号から議案第78号（委員長報告，討論，採決）	249
・議案第79号（委員長報告，討論，採決）	258
・議案第80号（委員長報告，討論，採決）	258
・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	260
・請願第3号（委員長報告，討論，採決）	262
・請願第4号（委員長報告，討論，採決）	264
・議員派遣の件	266
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	266
○閉会	267

第 3 回 定例会

阿見町告示第158号

平成23年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年9月6日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成23年9月13日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成23年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	9月13日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月14日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（6名）
第3日	9月15日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	9月16日	(金)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
第5日	9月17日	(土)	休 会		・議案調査
第6日	9月18日	(日)	休 会		・議案調査
第7日	9月19日	(月)	休 会		・議案調査
第8日	9月20日	(火)	午前10時	委員会	・民生教育（議案審査）
第9日	9月21日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第10日	9月22日	(木)	休 会		・議案調査
第11日	9月23日	(金)	休 会		・議案調査

第12日	9月24日	(土)	休 会		・議案調査
第13日	9月25日	(日)	休 会		・議案調査
第14日	9月26日	(月)	休 会		・議案調査
第15日	9月27日	(火)	休 会		・議案調査
第16日	9月28日	(水)	休 会		・議案調査
第17日	9月29日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 13 日]

平成23年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成23年9月13日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

16番	櫛田豊君
-----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	坪田匡弘君
民	生	部	長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
税務課長	吉田衛君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田稔君
児童福祉課長	高須徹君
都市施設管理課長	柳生典昭君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成23年9月13日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿見町一般会計補正予算（第2号））
議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第58号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第59号 阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について
議案第60号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第61号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第62号 阿見町都市計画税条例の一部改正について
議案第63号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第64号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第65号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第70号 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第71号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第74号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第75号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 議案第76号 平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第77号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 議案第78号 平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第79号 和解について
- 日程第11 議案第80号 土地の取得について
- 日程第12 議案第81号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 議案第82号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第13 議案第83号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第14 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 請願第3号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願
- 請願第4号 災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成23年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

15番 大野孝志君

17番 諏訪原実君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る9月6日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） 皆さんおはようございます。会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成23年第3回定例会につきまして、去る9月6日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は4名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月29日までの17日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、9月14日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、9月15日は午前10時から本会議で同じく一般質問、5名。

4 日目、9月16日は委員会で、午前10時から総務常任委員会。

5 日目から7 日目までは休会で議案調査。

8 日目、9月20日は委員会で、午前10時から民生教育常任委員会。

9 日目、9月21日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

10日目から16日目までは休会で議案調査。

17日目、9月29日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から9月29日までの17日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの17日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。日本に大きな災害、自然災害、非常に厳しい状況にあります。しかし、昨日は6年ぶりの中秋の名月、すばらしい月でありました。何かほっとする時間をいただいたのかなと、そういう気がいたします。

本日は、平成23年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらずご出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速でございますが、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成22年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告いたします。

当町における平成22年度決算に基づく各比率につきましては、皆様のお手元に配付いたしま

した報告書のとおりとなっております。なお、財政状況の黄色信号とも言える早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び、経営健全化基準はお手元の報告に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成22年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっております健全段階にあると判断されております。

以上、報告を申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第56号から議案第83号のほか、教育予算の拡充を求める請願、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願、災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願、以上31件であります。

次に、本日までに受理した陳情書は、県立高校の存続と高校の30人以下学級実現を求める意見書提出に関する陳情、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）、阿見町での災害非常事態の避難時において伴侶動物（犬、猫、小動物等のペット）同伴避難の容認を求める陳情の3件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成23年5月分から7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成23年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月9日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿見町一般会計補正予算（第2号））

議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第56号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度阿見町一般会計補正予算（第2号））、議案第57号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第56号及び議案第57号の専決処分の承認を求める議案について，提案理由を申し上げます。

まず，議案第56号の一般会計補正予算について申し上げます。

本案は，既定の予算額に660万8,000円を追加し，歳入歳出それぞれ136億9,882万7,000円とするものであります。

その内容としましては，今般の東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により，当町にも放射性物質が飛散した結果，特に児童生徒の保護者を初めとした町民の皆様より，放射線に関する不安の声や問い合わせが寄せられていることから，町内の小中学校，保育所，幼稚園等，児童関連施設等に放射線測定器を配付し，各施設において随時，放射線を計測できる体制を構築することとしました。

さらに，阿見町農産物についても生産者団体と連携した迅速な検査体制を構築し，その安全性を積極的にPRしていくため，町独自で，食品放射能測定システムを配置することとしました。

以上の事業を速やかに実施するに当たり，歳入で財政調整基金繰入金，歳出では，各測定器の備品購入費の計上について，専決処分を行ったものであります。

次に，議案第57号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。

本案は，平成23年5月17日午後0時ごろ，阿見町阿見4039番地1付近，町道第2455号線を荒川沖方面から中央方面へ自動車移動中，マンホールの周辺が陥没していたため，左側前輪を落とし破損する損害を与えたので，地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めるものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で，提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号から議案第57号については，会議規則第39条第3項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。議案第56号から議案第57号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第57号については原案どおり承認することに決しました。

議案第58号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第58号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第58号の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体において、多様化、高度化する住民ニーズへの対応を図るためには、多様な任用形態の活用が重要となっており、平成14年度には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されております。

任期付職員採用制度は、茨城県を初めとして県内11自治体において、既に運用されており、専門的な知識経験を有する人材等を登用する手法として確立されております。

こうしたことから、当町におきましても住民ニーズに対応した効率的な行政サービスの実現に資するよう、専門性を備えた人材の活用等を目的とする任期付職員採用制度を導入する必要があると考え、今回その採用及び給与の特例に関する事項等について、条例の整備を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これは地方自治法でちゃんと定められている、また近隣の市町村も採用していると、こういうことはよく私も承知はしました。先に参与の問題で同じような議案が出てきました。そのときは廃案というのか、になりましたが、新たにまたつくってきたと、上程してきたということですね、確認をさせていただきたいんですが、これに基づいて、非常に1号、2号、3号と給与体系がありまして、最高47万7,000円か。最高額がね。額はちょっと私も定かでは、覚えてはいませんけども、47万ちょっとの給与を払えるわけですね。これは専門職とは言いながら、今学校の給食センターとか、いろいろ建設することがありますので、その専門職を雇うために、あらかじめですよ、想定があってこの条例を改めて上程したのか。ここの点だけをちょっとよく確認をさせてください。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答え申し上げます。先ほどの提案理由でも説明がありましたけども、いろいろ多様な高度化する町民の方のニーズにスピード感を持って対応しなければ、町民のサービスの維持とか低下を招く、そういったことに対応するために、この条例を提案するものでございます。

それで、藤井議員からの御質問で想定するものはあるかというお話なんですけども、昨年ですか、保健師さんなんですけども、若い保健師さんがたくさんおられまして、お子さんが生まれるときに休暇をとるということが数人続きました。それで、そのための職員の補充をしなければいけなかったんですけども、現行、町で対応できます臨時職員になるんですけども、その臨時職員の募集の形態だけでは、その保健師さんが確保できなかったということがございました。

そういったことがございますので、また、町で想定しているのは、工事の検査ですね。この部門がちょっと弱いということで、そういったことに関しても専門の方、3年ないし5年いてもらって、職員の育成を図ってもらう。

それから、6月の議会でもちょっとお話ししましたけども、防災に関していろいろ皆さんから御指摘を受けまして、防災計画の見直しもしなければいけない。それも短期間にやらなければ次の災害にも対応できないといった場合に、もし専門的な方が確保できれば、この職員に専門にやっていただけるというようなことで、想定をしているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 工事の検査とかいうことで出てきましたが、阿見町に職員には一級建築士がね、おられますし、必要のない、この条例に基づいて職員で活用できるものは職員で活用するような努力をしなければならないというふうに私は思います。だから、その点を十分

考えて、職員をフル活用して、資格のある人がおるんですから、必要のないことはやらないようにお願いをして、質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 一般職の任期付職員の採用ということで、8月の全員協議会、全協の中でもね、どうして今こういうものが必要なのかということで、町長の意思をね、一番最初に聞いたかったんですが、後から町長がこうこうこういうわけで、必要なんだよという話の中でね、町長じゃなくて担当職員のほうからね、保健師が足りないんだと。今は臨時職員で代用してやっているんだよと。その保健師をカバーするために必要なんだという説明があったんですよね。その説明の中で、工事の検査という問題についてはね、何ら説明がなかったんですが、今総務部長が本会議の中ではね、工事の検査の要因として、弱体の要因として話が出てきたんですが、これは当時全協のときにもね、こういう考えがあったんですか。そのところだけ確認をしておきます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） もちろん今対応しなければいけない課題の中で、工事の検査部分が弱体化しているというのは前から話がありましたことです。我々が共有して課題として持っていたもので、前回の9月5日ですか、の全員協議会でもこの話は触れております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私の記憶ではね、工事について、弱体しているから、検査要員その他の管理部門が弱体しているから、だから必要なだつた記憶は私はないんですけども。

急にね、こういうことが前からね、前から弱体しているということがあったのであればね、その全協のときに保健師が足りない保健師が足りない、臨時職員でカバーしているということのほかにですよ、重要な工事の検査要員とかですね、それから管理とかありますよね。ちゅうか、中間検査か何かわかりませんが。そういう工事部門——何の工事だかわかりませんよ。土木工事だか建設工事だか。何だかわからないんですけども、そういうものも説明してしかるべきだったんじゃないですか。それでお話し出ましたって言ってますけども。何か記憶にないんですよ。

こういうものがね、懸念されるのであれば、きちんと保健師さんだけを強調するんじゃなくて、あらゆる部門でこういう部分が足りない、ここが足りない。主旨的には、この主旨は、こうこうこうですと。こういう趣旨のもとに行うんですよってことをお話ししてくればね、よかったのかなあというふうに思うんですが。執行部のほうで「言った」って言うんだから、受け取るほう知らないつつてる話なんでね。これは平行線になるんでしょうけども、今か

らでも遅くないですから、その辺、何の工事に必要なのか、土木工事に必要なのか、建設工事に必要なのか、水道工事に必要なのかね、どの程度の資格を持った人、どの程度のですね、資質を持った人に町として要望しているのか、そこら辺をきちんとですね、説明していただきたいというふうに思いますが、議長よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 土木とか建築とかですね、さまざまな工事の完了地の検査——的確に工事が行われたかどうかという完了地の検査を行いまして、それで評価をする知識を持った職員を確保したいということでございます。

先ほどお話がありましたとおり、町の職員の中でも一級建築士の職員はおりますけれども、あくまで建築の部門だけですので、土木部門も含めた、さらに業務でもかなり複雑な業務もございまして、そういったものをきちんと検査をして、目的のと通りの完了に達しているかどうか、さらにはその工事の過程の中でもきちんと業務ができたかどうかを評価する職員ということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 今総務部長のお話ですと、そういう知識を持った職員、知識を持った職員って言うんですけどね、どの程度の知識を持った職員というのは判断しているんですか。そこを先ほど聞いたんですけど。全然出てこないんですけど、それよろしく願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） なかなか言葉で表現するのは難しいんですけども、例えば国ないし県の仕事を経験されている方で、その専門の管理、検査の部署に何年かおられて経験を積まれた方、そういった方を想定しております。

ですので、町の職員で定期的に異動してですね、いる職員では、なかなか正当な評価なり業務がきちんと完了しているかどうかを検査できない部分があるかと思っておりますので、不足している部分があるかと思っておりますので、そういったことを、今考えているのはそういった職員でございます。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 吉田議員には申しわけないんですけど、これは9月の全協にね、きちんと話してますから。だから全協のを見てもらえればね、わかると思うんです、これ。そして、そのときにも、牛久で採用している引き合いを出しました。やはり積算とかそういうことができるようなね、きちんとした職員をやっぱり任用していきたいということも私が言っていると思います。

ただ、あくまでもこれがこうだって、今すぐね、こういう部門だからこうだっていう話では

ないですよ。任期付採用ですから、やっぱり採用権は、これは執行部にあるわけで、皆さんにこうだこうだという枠をはめられることではないと思うんですよ。何が町民にとってサービス向上になるのかっていうのは、やはりそれは私たちも考えますけど、皆さんにも提案いただいて、こういうところに任用したらいいんじゃないのかと、そういうことは提案を受けますけど、やはり任用の採用に対して、やっぱりこれはね、こうじゃなければだめだっていうのは、それはちょっとおかしいんじゃないかなと。ただ、皆さんの意見と合うような状況で、やはり任用し、住民のサービスにやはり努めていくと。これが大事かなと思っています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） また話がね、町長の言わんとしていることはよくわかります、これは。こないだの全協のときもね、最初からそういうような大きな視野を持って説明してくればいいでしょうと話もしましたからね、それはわかります。ただ、今総務部長の回答の中でね、国とか県とか、検査、これをやられた方っていうんですけど、これは町でも完了検査をやりますよね。その中で、国と県と町と、私は同じ行政だと思っているんですけど、国で完了検査やったとかやっているとね、県の職員もこればかりに一本でいるわけじゃないと思うんですよ。方々に転々として。また県の職員もね、あるときは保健関係にいるかもしれない。あるときは住民関係にいるかもしれない。いろいろだと思うよ。法務省だって同じでしょう。登記関係に行くかもしれない。あるときは戸籍関係に行くかもしれない、でしょう。それを、全く町もただ県を小さくしたようなものであって、職員の資質に私は……、町の職員だからだめだね、県の職員だから優秀だというふうに私は全く考えていないんですよ。むしろ出先機関のほうが細々としたものをよくわかっていると思うんですよ。むしろ出先機関——町の行政に何十年かいた方、その方のほうが地域との密着度も強いし、きちんとした細々したところまで私は検査できるんじゃないかと思いますよ。実態関係がよくわかっているからね。それは、県の経験があつて、県で、それから国で経験があつた。そういう人を採用するんだ。例えばね、建築で言えば建築士ですよ。建築士の資格を持っている人とか、それからだったらわかりますよ、建築関係においてね。ただ単に経験豊富な人、阿見の職員は、じゃ経験豊富じゃないのかということになっちゃうよ、総務部長。その辺を総務部長はどういうふうに考えているんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） その任期付採用にしてもね、ただね、今はこういう人が対象じゃないかという、総務部長はそういう形の中で言ったんであってね、これは民間を含めた中でやっぱり公募しながらこれを採用していく。町に合った人を採用していくというのは、これは当たり前だと思うんですよ、どんな専門職にしてもね。この人だっていう話ではないわけですから。そういう面では、やはり広く、そういう採用基準をとってやっていきたいと、そう思っており

ますし、それぞれの意見はありますが、そういう形で、いい今後ね、やっていきたいなど。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 非常に町長の言うことはよくわかります。ただ、町長も先ほど答えの中で、これでなければだめだよという考えはだめだって、前おっしゃったんですが、私はそういうことを言っていない。これはやらなければだめだということを言っていない。

それでまた、国・県・町、これは同じ行政マンですから、色をつけないでね、ひとつ町民のためになることであれば大いに採用していったらいいと思いますよ。

ただ単に、ただね、なぜ今この時期にこういうものが出てきたということに対しては、私はちょっと合点がいかないところもあるんですが、その点についてはね、見解の相違でしょうから、これはしようがないとしてもね、さっき総務部長が色分けしたね、そういう考えは、行政の幹部としてはね、きちっと取り払っていただきたいなというふうに思いますよ。

質問終わります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 同じ質問ですが、人事のね、人事権の裁量の範囲で執行部はやるから、色はつけてくれるなど、こういうお話でしたね。町長はね。だからそれは、色をつける人事権の裁量の範囲だから、それはいいんですよ。いいんだけど、過去、過去ですよ、そういうことで自分勝手に専決でやっているという事例があるものですから、そういう懸念を抱くわけですよ。要は信頼関係なんですよ。

だから、そこで、工事の……、私も全協では工事の検査とかつちゅうのはちょっと記憶にないんですけども、これは議事録を調べてみればわかりますけども、そういう意味です、人事権の範囲だからつつて何でもやっていいというような体制がこの条例でできるわけですよ。人数も決まっていなくて、専門職であれば何人でも雇えると、こういう話ですけども、これはね、やはりちゃんとしたですよ、公募と言いましたけども、公募をして、全く白紙の状態です、ということがね、我々はどうもいまいえないんですよ。

それでもう一つはですね、今までの工事とか建設はね、いいかげんなことでなっていたということなんです。今までできてないと言うんだから。職員ではできないと言うんだから。そういうことも言えるわけでしょう。どうですか総務部長。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 大抵、全然インチキだったって、そんな話ではないですよ。今からどういう積算をね、していくかとかそういうものの、数字にしても何にしてもなかなか役場の職員一人ぐらいではできないと、そういう意味ではやはりきちんとした形でそういう人を入れていきたい、これは阿見町にとって当たり前だし、それで今だれでもいいなんて言っていない

ですよ。どんな人でも自分たちが決めるんだなんて、そんなおこがましいことはないですよ。

やはり町にとって何が必要かということが一番の起点に考えなけりゃ、こういうね、条例を出せないじゃないですか。町民の利益をどこに持っていかというのが視点ですよ。何かね、そういう、いつも藤井議員は香具師みたいなね、感じの中で質問してくるけど、もう少し人を信じるということをしなさいよ。じゃないといつまでたってもだめだよ。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 人を信じることは大切なんですよ。だけど、過去、天田町長は信じるに足ることを、議会の我々にね、やってきたかということ、疑惑が結構いっぱいあるわけですよ。何でこんなことを勝手にするんだらうとかね。だから疑心暗鬼になるわけですよ。それで藤井はだめだろうと言ってもらっても困るわけですよ。ね。それは天田だめだろうっちゅうのと同じだから。だからそうじゃなくって、やはりそういう誤解を招くような言動が過去あったから、私はこういう心配をしているわけです。だからその点をね、払拭するような行動をこれからとってもらえるっちゅうんだったら、それは私も信頼しますよ。だけど、やはり人間は歴史を振り返ってね、判断することがあるので、そこを私は言っているわけです。

はい、終わり。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第59号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第60号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第62号 阿見町都市計画税条例の一部改正について

議案第63号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第59号、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第60号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第61号、阿見町税条例等の一部改正について、議案第62号、阿見町都市計画税条例の一部改正について、議案第63号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第59号から議案第63号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第59号の阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び議案第60号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、先程提案しました阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定に関連し、阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び阿見町職員の給与に関する条例に所要の改正事項等が生じたため、提案するものであります。

次に、議案第61号の阿見町税条例等の一部改正及び議案第62号の阿見町都市計画税条例の一部改正について申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、議案第61号の町条例等の主な改正内容としましては、町民税関係において、寄附金税制の拡充を図るため、寄附金税額控除の下限額5,000円が、2,000円に引き下げられたことに合わせて、寄附金税額控除の算出方法等を「地方税法に規定するところによる」として、記載を簡略化したものであります。

また、町民税など各税目において、不申告等にかかわる過料の上限額3万円を、10万円に引き上げるものであります。

次に、議案第62号の町都市計画税条例の主な改正内容としましては、地方税法における固定資産税課税標準の特例の見直しにより引用条項を整理するものであります。

次に、議案第63号の阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行されたことに伴い、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容としましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当事における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その死亡した者の死亡当事における兄弟姉妹を加えるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案5件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第61号、阿見町税条例等の一部改正についての説明を求めます。

現行と改正案、30ページぐらいの字句の修正がありますがけれども、読んでいてもよくわからないっつう感じなので、いわゆる課税用語ではなしに、一般の人がわかるような説明をしてもらいたというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。今回の条例の改正なんですけれども、この厳しい経済状況及び雇用情勢に対応しまして、税制の整備を図るための地方税法などの一部の改正が行われました。これが平成23年6月30日に公布されました。それに伴いまして、阿見町の税条例も地方税法等に従って所要の改正を行うものでございます。

それで、町民税関係におきましては、寄附金税制の拡充を図るための寄附金税額控除、これの下限なんですけれども、控除の下限、今までは5,000円だったんですけれども、2,000円まで引き下げられたことに合わせまして、寄附金税額控除の算出方法を地方税に規定するところによるとして、記載を簡略化しております。地方税法という引用がここにいろいろ出てくるんですけれども、そういったことで、具体的に算出方法等を入れるんじゃなくて、地方税法の方法によるということで、それを応用するような記載にしております。

それと、町民税などの各税目におきまして、不申告ですね、申告をしていない、等にかかる過料ですね。これの上限額の3万円を10万円に引き上げると。10万円までの過料が科されるということで強化したものだということでございます。

こういったものが、この条文の中に細かく、引用とかですね、数字の変更、改めるものが書かれているということでございます。

それと、61号だけでよろしいんですか。61号は以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） そのことは一番最後の解説の概要に書いてあるんですね。私はそれ

でわからないから、わかるように説明してくださいって言っているわけですよ。

で、いわゆる寄附金控除は今で5,000円以上寄附をしなければ控除にならないのが2,000円になるというのは、そのとおりにわかりますよね。あと、その下ですよ。不申告等にかかわる過料の上限額3万円を10万円に引き上げると。で、そのいわゆる不申告は何かっていうと、いろいろ税目を書いてあるでしょう。今まではどういうことで、今度はこんなふうになりましたよって説明してもらわないとわからないわけです。それを30ページ読めって言えばそれまでなんか、それが読むだけどわからないから聞いているわけですよ。だから一般の町民にわかる、議員にもわかるような言葉で説明してちょうだいって質問しているんだから、ただこの資料だけ読まれても困るということです。

もう一回お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町税，住民税ですね。で，住民税の申告を，確定申告時に申告をされていない方は，本来は過料ということで罰則がありますよということで，今までは上限が3万円だったんですけども，これが10万円強化されたということでございます。

実際，町の場合はですね，未申告者がかなり，1,000人以上いるわけなんですけども，この方に対してすぐ過料を科すのではなくてですね，申告を促す要請をしております。また，各家庭に訪問しているという場合も，あの，阿見町の町内の方ですけども。ということもやっております。かなり未申告者の数がなくなって，減ってまいりますので，実際にはこの過料というのは適応しないということです。これが現状でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今聞いていると，いわゆる住民税を申告しない人が1,000人いると。で，指導をしていると。今度は上限額ですね。罰則を3万円を10万円つったら3.3倍ですか，3.1か。3倍ぐらいになるわけですよ。そうすれば町民に対して，今までは3万だったけども申告しなければ10万の罰則がありますよとおどかして，今度は無申告者をなくすという意味にとられるんですけども，そういう意味なんですか。

あとそれから，いつまでに申告すればいいんですか。年度内のうちの。その辺はどんなになるんでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 国の地方税法の改正がありまして，この過料もですね，そういった変更があったものですから，これとあわせて町税のほうも強化という意味の変更をしなければいけませんのでやったということで，実際の運用に関してはなかなか難しいところがあって，

今はやっていませんということでございます。

それともう一点、いつまでに申告しなければいけないかということなのですが、原則これは申告の期間はですね、2月の16日から3月の15日。15日が期限ですけども、それは前年の所得に関して、今年であれば3月の15日まで、昨年の所得等に関して申告をしなければならないということで、期限は3月15日までということになっております。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号から議案第63号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第64号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第65号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第65号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第64号から議案第69号の補正予算について、提案理由を申し上げ

げます。

まず、議案第64号の一般会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億6,788万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ138億6,671万3,000円とするものであります。

まず、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定により児童手当及び子ども手当特例交付金を減額する一方、減収補てん特例交付金を増額。

第11款地方交付税では、交付額の確定により普通交付税を減額。

第16款県支出金では、罹災証明発行業務補助事業等の財源として緊急雇用創出事業補助金を増額。

第20款繰越金では、歳出の財源として前年度繰越金を充てるための増額。

第21款諸収入では、自主防災組織の資機材整備費の財源として、コミュニティ事業助成金を新規計上するとともに、茨城県市町村振興協会等から受け入れを行った東日本大震災にかかわる災害対策支援金を増額。

第22款町債では、起債限度額確定により、臨時財政対策債を減額するものであります。

次に、3ページの歳出について主なものを申し上げます。

第2款総務費では、町民活動推進費で、集会施設の敷地購入及び建物購入事業補助金を新規計上。地域安全対策費で、福島県避難者を対象とした支援制度に基づき、民間賃貸住宅借上料を増額。そのほか、追原地区の急傾斜地崩壊対策事業町負担金及び自主防災組織育成事業補助金を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で、要援護者避難支援プラン作成にかかわる調査票郵送代を新規計上するほか、東日本大震災にかかわる災害見舞金を増額。老人福祉費で、介護施設の増等により生活管理指導短期宿泊事業委託料を増額。福祉センター費で、避難所開設による運営費の増加により運営委託料を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で、事業制度の移行により「いばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金」を皆減し、「食と農のチャレンジ事業補助金」として新規計上。

第7款土木費では、公共下水道費で、公共下水道事業特別会計繰出金を、都市排水路費で、建築土木工事費を、それぞれ増額。

第8款消防費では、常備消防費で、消防庁舎アスベスト改修工事設計業務委託料を新規計上。

第9款教育費では、小学校管理費で、舟島小学校児童体育施設耐震補強工事費を増額。

第10款災害復旧費では、公共施設災害復旧費で、道路復旧等に要する経費を増額するものであります。

次に4ページの第2表、地方債補正については、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第65号の国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に55万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ49億8,883万4,000円とするものであります。

その内容としましては、出産一時金の実績精算金が生じたことにより、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源として、前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第66号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に7,461万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億1,918万とするものであります。

その主な内容としましては、一般管理費で、公共下水道事業の消費税支払額の増加に伴い、下水道事務費の消費税を増額するほか、維持管理費で、東日本大震災被災箇所への復旧にかかわる工事費等を増額。下水道事業費で、東部工業団地污水管設計委託料等を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

次に、議案第67号の農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に35万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,957万9,000円とし、その財源については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第68号の介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に650万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億5,593万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、介護福祉用具の利用者の増加に伴い介護予防福祉用具購入費を増額。特定高齢者把握の方法変更に伴い郵便料等を増額するほか、地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、交付金に返還が生じるため、国庫支出金等返還金を増額するものであり、その財源としては、介護給付費負担金、地域支援事業交付金、介護給付費繰入金、前年度繰越金等を充てるものであります。

次に、議案第69号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道検針業務用端末機賃貸借に関する債務負担行為の期間及び限度額を設定するものであります。

その内容としましては、水道検針時に、端末機から直接、使用料金納入通知書を発行するシステムを構築し、賃貸借することで、現地での通知書投函が可能となり、これまで郵送料としてかかっていた経費を削減できるというものであります。

以上、提案理由を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第64号の一般会計補正予算のうち、款の10災害復旧費5,313万で、補正予算の中ではこの金額が一番大きいんですけども、これはどこの工事箇所なのか。

あとそれから、復旧事業（単独）って書いてありますけれども、災害復旧ですから当然国からその金額は出るっていうふうに思うんですけども、その辺の見通しを説明してもらいたい。

あとそれから、議案第66号ですね。公共下水道特別会計補正予算。この中でも、災害復旧、歳出の維持管理費ですね。6,101万6,000円。この短期維持管理費ですね。これも災害復旧でやるわけですから、どういう内容なのか、また国からその支出に対する補てんはなされるのかどうなのかお聞きしたいと思います。

その2件です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。まず土木費のほうの災害復旧、この単独分でございますが、これは震災当時、3月11日ですか、ございまして、3月中に補助等については、災害の大きいところについては、県のほうに申請を上げまして、6月に査定を行っております。

ただ、この時点では、いきなり陥没したんじゃないくて、その後余震とか、そういう道路交通の状況によって徐々に沈んでいったということでございまして、現在あちらこちらにへこんでいるところがございます。そういう中で、補償対象ではなくなって、補助の申請時期には、申請するときには確認できなかった部分でございます。

場所につきましては、災害復旧工事、25カ所ほどございます。へこんでいるようなことですね。それで特に大きいのは、愛情霞台の道路がこう、ずれているというようなことの復旧が大きいものでございまして、ほかに各地区にまたがっております、朝日燃料前から本郷事務所付近、それから追原、塙のほう、南平台のほうもございまして、全部で25カ所が、そういう、道路が陥没しているような状況でございます。

それから、公共下水道の方の災害復旧でございますが、これは要件は同じで、3月中に、補助対象申請時にははっきり確認できなかったものが、その後の余震等で、下水道管を布設したところが、あちらこちらにへこんでいるような状況でございます。こういうことで、大きいところにつきましては、路面復旧として、荒川本郷、それから白鷺団地の中、それから岡崎地区、

南平台地区というのが主な補修の箇所でございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 普通、考えれば、震災で、今回のやつもへこんだわけですから、当然国に対して、6月には終わったって言うけども、実際被害は受けたわけですよね。両方合わせれば1億1,000万以上かかるわけですから、それはきちんと交渉して国、県なりに請求したらどうなんですか。ただ「終わったからだめです」では、私はちょっと職務怠慢だつうふうに思うんですけども、その交渉はやっているんですか。やったんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） そうしたいんですが、県のほうに確認したところ、6月にその国の査定が終わっているということで、県のほうでは対象にはならないということでございました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 県のほうでは対象にならないつつても、現実的には壊れたわけですから、それは原因は震災なわけですよね。だから、6月で終わったならそれを一次として、二次のやつをやってくださいって要求するのが、私は執行部の役割だと思うんですが。

例えば、これは阿見町だけじゃなくて恐らく全体で、全県で起きていると思うんですよね。そういう点は泣き寝入りしないできちんと要求してもらいたいと、そのように思いますけど、それが政治力だと思いますが、町長、どうなんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どういうのが政治力だかちょっとわかりませんが、やっぱり震災でそういう状況になったということで、要求することは積極的に要求はしていきたいなと思います。どういう条件ならそういう補助が出るのかということもよく調べながらやっていきたいなと。三次補正等もありますんでね、そういうところで何かできるのかなと。今回は県のほうでも補正予算506億円ぐらい立てているみたいですから、そういうのも何か使えるのかなと。そういうのも目を皿にして見ながら、何か使えるものは積極的に使っていきたいと。これはもう職員もそういう思いですつといますので。まあ、そういうことでよろしく願いいたします。

〔「頑張ってやってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 第64号ですね。一般会計補正予算の中で、地域安全対策費、9ペー

ジですか。先ほど町長もちょっと説明をしておりましたけども、ちょっと私も聞き取れないところがあったんで、再度確認させていただきます。

防災管理費で133万9,000円というのを、地域防災無線の調整委託料、これを減額をしていますよね。これって私が先回の議会で質問したときには、防災無線は設置することで、今年中に委託をするということになったんですけど、金は余ったんでしょうか。

それが1つと、まあ減額の理由ですね、それが1つとですね、1313項の自主防災組織育成事業200万。これは何を指しているのか。町の防災訓練のことね。まあコミュニティ事業ち言っているからそうでもないと思うんですけども。町の防災訓練のことでしょうか。ちょっと内容を教えてください。私も所管が違うもんですから質問します。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。まず1点目のですね、防災無線の基本調査委託料、こちらの133万9,000円の減額。こちらにつきましては、入札差金による減額です。当初268万3,000円で予算措置しておりましたが、契約しましたところ134万4,000円ということで契約できましたので、その差額を減額したものでございます。

それともう1点、自主防災組織育成事業のコミュニティ事業補助金でございます。こちらはですね、宝くじの収益金を活用しました財団がでございます。名称が財団法人自治総合センターということで、そこがそういった宝くじの収益をですね、地域のまちづくりとかそういったものにですね、活用するっていうことで、全国的にですね、そういったメニューを整えまして、そういった団体に助成している事業でございます。

で、阿見町につきましても、今回中央北ですか、が手を挙げまして、こういったことでその、行政区に対しまして防災備品等の購入に対して200万円の補助がおりたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 200万円そのまま中央北に行ったわけではないかどうかちゆうことと、こういう交付金制度がありますよということは周知したんでしょうか、各行行政区に。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。こちらのですね、事業といいますか、この自治総合センターにつきましては、もう大分前から、私が役所に入る前からあるかと思えます。で、いろんなメニューでやっております、8種類のメニューがあります。で、今まではですね、例えば太鼓を購入するとか、それからそういったお祭りで山車の修繕とか、そ

ういったことに活用されてました。

今回はそういったことがなくてですね、そういった自主防災の手が挙がりましたんで、そちらを、茨城県が都道府県の窓口ですので、そこを通しまして申請しましたところ、採択になったということでございます。

で、これは阿見町を——この自治総合センターから補助金としまして一度町に入りまして、町のほうから、この予算ですので、その中央北区に支出することになっています。

で、この周知ですけども、これは毎年区長会の総会会議のときに、こういったお話をしまして、既にいろんなところでですね、活用されていますので、区長さんですとか自治会の方は御存じかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号から議案第69号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時25分からとします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第70号の平成22年度一般会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

なお、議案の詳細な内容等につきましては、総務部長より説明いたしますので、慎重審議の上、認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 決算に関する審査の報告をいたします。

平成22年度阿見町一般会計歳入歳出につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、8月3日から8月18日までの間の延べ6日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら、必要に応じ、関係者の説明を聴取して審査を行いました。

審査の結果、平成22年度一般会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。

以上報告いたします。阿見町監査委員橋本英之。同じく倉持松雄。

○議長（佐藤幸明君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から、議案に対する詳細な説明を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからなりますので、御参照いただきたいと思います。なお、括弧書きにつきましては省略をさせていただきます。

平成22年度一般会計の決算額は、歳入総額153億810万4,000円、歳出総額141億3,474万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については5億7,125万4,000円の増、歳出については2億6,230万9,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は11億7,335万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2億1,391万5,000円を充てると、実質収支額は9億5,944万2,000円となり、前年度と比較し2億3,947万6,000円の増となりました。

初めに、歳入の増額の主なものについては、町税が決算額75億4,099万8,000円で1億6,396万3,000円の増、地方交付税が決算額11億9,219万4,000円で3億6,512万4,000円の増、国庫支

出金が決算額18億2,084万円で2億6,096万8,000円の増、町債が決算額14億590万円で1億7,390万円の増となりました。

減額の主なものについては、地方特例交付金が決算額7,928万7,000円で2,065万3,000円の減、繰入金が決算額1,421万3,000円で3億2,348万9,000円の減、諸収入が決算額4億2,612万8,000円で、1億7,942万9,000円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず、町税では、町民税が大規模法人の業績回復等に伴う法人町民税3億3,742万5,000円の増により、決算額33億8,059万4,000円で1億6,633万3,000円の増となりました。また、固定資産税が地価下落の影響等に伴う土地固定資産税4,537万5,000円の減などにより、決算額33億4,338万4,000円で2,087万3,000円の減となりました。

地方交付税では、前年度及び前々年度の法人町民税の減収に伴う清算措置等による普通交付税3億5,259万8,000円の増などにより増額となりました。

国庫支出金では、子ども手当国庫負担金6億1,032万1,000円の皆増、社会資本整備総合交付金3億5,032万6,000円の皆増などにより増額となりました。

繰入金では、減債基金繰入金1億4,438万3,000円の皆減、公共公益施設整備基金繰入金1億1,300万円の皆減などにより減額となりました。

繰越金では、純繰越金の増等により1億2,092万円の増額となりました。

諸収入では、荒川本郷地区都市再生機構負担金6,500万円の皆減、阿見吉原地区道路整備負担金1億2,544万8,000円の減などにより減額となりました。

町債では、社会資本整備総合交付金事業債2億590万円の皆増、臨時財政対策債4億8,900万円の増などにより増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず、議会費では、議員報酬関係経費10万円の減などにより、議会費全体の決算額は、1億2,895万3000円で、12万7,000円の減となりました。

総務費では、行政情報ネットワーク運営事業3,562万1,000円の減、住民情報ネットワーク運営事業2,138万2,000円の減、財産管理費8,548万8,000円の減、公用車維持管理費2,648万円の減、定額給付金給付事業費7億532万4,000円の皆減、徴収事務費2,841万5,000円の減などにより、総務費全体の決算額は、16億3,214万8,000円で、8億7,276万3,000円の減となりました。

民生費では、医療給付事業4,169万円の増、子ども手当支給事業7億5,693万3,000円の皆増、民間保育所管理運営事業9,988万2,000円の増などにより、民生費全体の決算額は、37億6,958万4,000円で、4億9,688万6,000円の増となりました。

衛生費では、予防接種事業488万1,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費5,634万9,000円の増、浄化槽設置事業639万8,000円の増などにより、衛生費全体の決算額は、10億9,220万

6,000円で6,794万9,000円の増となりました。

農林水産業費では、農業振興推進事業892万3,000円の増、水田農業構造改革対策事業1,017万6,000円の減、農業基盤整備事業2,804万2,000円の減などにより、農林水産業費全体の決算額は、2億237万4,000円で、1,344万9,000円の減となりました。

商工費では、商工振興事業381万9,000円の減、阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業1,986万1,000円の増、あみコミュニケーションセンター運営事業760万9,000円の減などにより、商工費全体の決算額は1億8,124万9,000円で871万5,000円の増となりました。

土木費では、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業2億552万3,000円の増、公共下水道事業特別会計繰出金8,581万3,000円の増、霞ヶ浦平和記念公園整備事業1億4,238万8,000円の皆減、阿見吉原土地区画整理事業1億122万9,000円の減などにより、土木費全体の決算額は、23億6,077万3,000円で、6,062万4,000円の増となりました。

消防費では、常備消防費職員給与関係経費983万4,000円の増、常備消防事業586万3,000円の増、消防水利整備事業241万円の減などにより、消防費全体の決算額は6億728万7,000円で1,344万2,000円の増となりました。

教育費では、小学校学校施設整備事業2億5,931万6,000円の増、中学校学校施設整備事業1億5,457万6,000円の増、本郷ふれあいセンター維持管理費1億358万1,000円の増、予科練平和記念館整備事業6億2,270万5,000円の皆減などにより、教育費全体の決算額は19億7,716万7,000円で7,132万6,000円の減となりました。

災害復旧費では、災害復旧工事の皆増などにより、災害復旧費全体の決算額は、2,277万3,000円の皆増となりました。

公債費では、元金償還費559万9,000円の増、利子償還費1,966万4,000円の減により、公債費全体の決算額は15億8,593万1,000円で、1,406万5,000円の減となりました。

諸支出金では、財政調整基金費5億6,996万9,000円の増などにより、諸支出金全体の決算額は5億7,430万2,000円で5億6,365万円の増となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が61億9,669万9,000円で6億5,826万6,000円の増となり、歳出総額の43.8%を占め、その内訳については、人件費が一般職給料の増などにより2,221万1,000円の増、扶助費が子ども手当の皆増などにより6億5,012万円の増、公債費が利子償還費の減などにより1,406万5,000円の減となりました。

物件費については、行政情報ネットワーク運営事業3,562万1,000円の減、総合窓口整備事業2,372万9,000円の皆増、農業振興推進事業848万4,000円の増、予科練平和記念館整備事業5,619万5,000円の皆減などにより1,191万8,000円の減となりました。

普通建設事業費については、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業2億498万1,000円の増、

小学校施設整備事業 2億6,849万5,000円の増、予科練平和記念館整備事業 5億6,446万2,000円の皆減などにより 3億8,070万5,000円の減となりました。

維持補修費については、霞クリーンセンター維持管理費5,347万円の増などにより3,857万1,000円の増となりました。

補助費等については、定額給付金給付事業費 7億532万4,000円の皆減、中郷土地区画整理事業7,000万円の減などにより 7億9,140万2,000円の減となりました。

積立金については、財政調整基金積立金 5億6,996万9,000円の増などにより、5億6,465万円の増となりました。

繰出金については、国民健康保険特別会計繰出金2,468万4,000円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金1,685万9,000円の増、公共下水道事業特別会計繰出金8,581万3,000円の増などにより 1億6,592万9,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては別記歳入歳出の状況等を御参照いただきたいと思います。

これで説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これより質疑を行います。なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） あみコミュニケーションセンター運営事業費760万9,000円で、これ、54.4%の減ということなんですが、どういった理由でしょうか。お知らせください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。あみコミュニケーションセンターはですね、あみプレミアム・アウトレットの中の、町内の案内というようなことで役割を担っているところですが、こちらはですね、21年度に設置したものですので、22年度は設置費じゃなくて運営費のみですので、その設置費がなくなった関係上、運営費って言いますか、人件費だけになったっていうことで、54.4%が減になっているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 決算意見書のですね、6ページをちょっと見ていただけますか。監査委員の方々は本当に御苦労さまでございました。いろいろな御指導をいただいております。それに基づいてちょっと質問をします。

6ページにはですね、6ページの下のほうにもろもろいろんな理由が書かれておりますが、その中でですね、引き続き財政健全化について取り組む必要、強化する必要があるというふう

な御指導があるようですが、これ、短期、中長期のですね、財政健全化の計画を改めてつくる必要が——いろいろな財政事情が変わってきておりますので、改めてつくる必要があるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 町の財政状況ですけれども、この決算の監査委員の方の意見書にございますとおり、かなり指數的には健全化が図られているというような判断をしております。それで、今後の、将来に向かっての財政の運営について、中長期計画をつくる必要があるのではないかという御質問でございます。

阿見町のほうでは、次年度の予算編成に当たりまして、まず、中期の財政計画、向こう5年ぐらいの財政計画、まあ、税収の見通しを含めた財政計画をつくっております。それに基づきまして、総合計画に位置づけました諸施策を向こう3年間、減資的にどのぐらい取り組んでいくかということで、この財政状況とその支出を照らし合わせながら、調整を図りながら、とりあえずはその次年度を確定していくというような作業をしております。

そういったことで、今のところ財政状況が比較的健全でございますので、それに基づいて、中期財政計画で歳入、町税収入の状況も見ながらですね、必要な事業を当てはめていくというようなことを考えております。

で、かなり極端な話で、例えば大きな支出がここ将来にわたって予想されるということがございましたらば、これはまた、少し長い視点でですね、財政の状況、どうやって財源を生み出していくのかということも検討せざるを得ないですけれども、今のところ、向こう3年間、もしくは第5次総合計画に位置づけた事業につきましては、中長期財政計画の中でかなりの部分をクリアしていくと、実施できるという見込みを持っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 3年間の中期計画なんかをつくっておるからということで、私は改めて中長期の計画をつくる必要はないのかという質問でしたけれども、まあ、3年から5年にかけての計画を毎年やっているんだということでございますので、その3年計画なんかについてはまた改めて質問はさせていただきます。

次の質問ですが、決算審査意見書の7ページ。町税の収入歩合とですね、昨年度との比較をして書いております。それで、まあ、町税収入歩合92.1%、昨年度90.5%、町民税が92.9%、昨年度が92%、固定資産税91%、まあ、去年よりも上がっております。これは非常に役場の執行部の方々が努力をして上げていただいているとは思いますが、しかしながらですね、未収入済額が12億2,600万あるわけですね。未収入額がですね。だから、それで公債残高も216億、町民一人当たり46万1,000円の公債——借金があるということでございます。

だけど、この町税をですね、まあ確かに92%ちゅうのは高いように思いますけども、努力をしているということもよくわかります。ただ、これでもう限界なのか。今の町の、徴収するのに限界なのか、もうちょっとまだまだ努力して収入歩合を高くすることができるのかって、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） この収入歩合がかなり伸びました。それについて、もう限界なのかと。未収額が残っていてこれ以上はできないのかというような主旨の御質問かと思えます。で、この未収額の12億2,600万円は、特別会計も含めた合計でございます。で、今決算ですので、私も担当が一般会計ですので、一般会計だけ申し上げますと、今、収納課で収納強化対策ということで、21, 22, 23, 3カ年にその未収金を、当時で16億程度あったんですけども、それを4分の1以下、3億ぐらいに減額、減らしていこうということで、今取り組んでいるところでございます。

で、それによりまして、かなり、未収額が収納できたということで、ちょっと数字が……。目標の70%はクリアしたという報告を聞いております。

今年、またそこで力を入れてですね、ですから、16億あったものが4億、3億と、未収額が減るように努力をするということでございます。その中には当然取れるもの、徴収いただくものと実態を把握して、滞納処分——不納欠損ですね、不納欠損をしなければいけないものがございますので、それを合わせて10億近くの成果が出ているということでございます。

23年度がその強化の3カ年の最後でございますので、それを一度やってみて、結果で評価しなければいけないんですけども、まだまだやれることはあるかと思えますので、この未収額、ある程度減額できたからということで、満足することなく、また新たな手法で、一生懸命、税金を納めていただいている方と不公平が出ないように頑張りたいというふうに考えています。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 本当にこの税収を上げているということはですね、皆さん方は本当に努力しているということはほんとに労をたつとですよ。

それで、国保なんかもね、これもまたちょっとどういうふうに表現していいかわかりませんが、国保なんかも68.5%という、これはもう財政事情、財政ちゅうか、経済の状態がこういう状態ですので、いたし方ないかなという数字は数字なんですけども、国保についてもですね、昨年より大分上がっているんですよ。だからまあ、引き続き、まだ今、まだまだやれるということをお伺いしましたので、大変でしょうけども、御努力をお願いいたします。

終わります。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 22年度の決算について、1つの新しい事業が、大きい事業が入っているわけですが、予科練平和記念館ですね。で、13億ぐらいかけて、オープンして1年以上経過したわけですね。当然そのいわゆる入館状況、それから収支状況ですね、それは今度の決算議会で明らかにしないと、どうしていいかという方向は出ないと思うんですが、計画ではいわゆる前町長はですね、年間20万人を見越して、それになるように努力しますというふうに言ったわけですが、1年経過して実際はどうだったのか。この決算書、それから実績報告書を見ても、何人入ったのかも書いてないし。で、監査意見の意見では、13ページ、「今後のあり方として、役場への依存体質の回避、自主財の確保、経営の責任の明確化等、望ましい組織として公益財団法人による運営等について検討する必要があるのではないかと考えられます」と、そういうふう意見されても、実態がどうだったかという解析がないわけですね。その実態はどうだったのかをちょっとお聞きしたい。入館者数はどうだったのか。その辺の収支を説明お願いしたい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。平成22年度の決算の中では、一応あの7万6,313人、うち有料者がですね、有料でお金を取る方なんですけど、6万7,563人ということで決算書のほうには計上しております。

それから、これ、22年の2月にオープンして1年たちました、これは1年過ぎましたけど、今年の6月5日10万人を突破ということで、各新聞紙上で皆さん御存じかと思えます。ただ、今年はですね、311,246、2時46分の地震におきまして、今現在、福島、東北近辺からですね、来るお客さんが減ったということで聞いております。ただ、現在、8月末現在で、11万1,932人ちゅうことで、今おりまして、10月30日まで特別展、「土門拳の幻の写真展」ちゅう形で、今力を入れているところでございます。

先ほど細田議員御指摘のとおり、20万人ちゅうことで言っていましたけど、今後とも、10万人を目標に、当然前からも言っているように、商工観光課と連携しながら観光の核としてさらに頑張っていく所存でございますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

ちょっと待ってください。はい、18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の報告で、目標の20万の半分にもならなかったというのはわかったわけですが、当初予算組んだときも、運営費は町直営でやっていくと。そうすれば、地区公民館1館分の経常支出になると。で、それは6,000万から8,000万だと。まあ、それは聞い

ていたわけですね。

で、今回の歳出で6,400万あるわけですが、今現実には町の職員、それから非常勤の館長、あと、商工会からですか、2名ぐらい常駐していると思うんですけども、この内訳というのはどんなふうになってるんですか。この6,400万というのは恐らく人件費がメインだと思うんですが、その内訳も知りたいというふうに思いますので、お知らせ願いたい。

あとそれから、これは監査委員に聞きたいんですけども、今後のあり方として、望ましい組織として、公益財団法人による運営について検討する必要があると。で、公益財団にすれば、直営よりもプラス面があるという判断だと思うんですが、どういうプラス面があるのかも、具体的に説明をお願いしたい。

以上2点について質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えいたします。決算書で申しますと、358ページが予科練関係の人件費になろうかと思えます。

現在館長が非常勤で週3日、それから職員、今、正職員が3人います。それから解説員、これ、緊急の交付金を使いまして8人解説がいて、結果的に12人体制でローテーションを組んで実施しているところでございます。

それで、売店のほうのですね、人数ちゅうことで言いますけど、こちらのほうは商工会のほうで派遣されて、結果的に町の支出には載っていない状況であります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 監査委員橋本英之君。

○監査委員（橋本英之君） まあ、あの21項として、予科練平和記念館についての意見として、公益社団法人等に検討したらどうかと記載したわけですが、公益社団法人になれば、自主的な運営ということで、経営責任というものが発生しますので、そこにやっぱり創意工夫と、それから営業、売り上げを伸ばすためにどういうことをしたらいいかやはり考えていくと思うんですね。役場で依存しているとそういうような発想が出てこないんじゃないかと思えますので、まあそういう発想を期待して記載した次第でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 監査報告書の7ページ、歳入収入歩合及び収入未済額の件と、そこで、全体的に収納強化策の成果が表れていますと、これは大変こう、収納対策としてだんだん職員の皆さんがやっていることが、だんだん成果が上がってきたんだなと思っています。

で、そういう中で、しかしながら農業集落排水について書いているんですけども、未収額に

については昨年より200万弱、収入未済額が減っていると。それでまた、9ページですか、11番、農業集落排水事業の特別会計について細かに言ってるんですけども、公共下水道事業特別会計の92.5%と比較しても5.2%収入歩合が悪いとここで言っていますね。それと一般会計からの繰入金で6,100万。で、前年度4,600万から比べると8.3%の増加となっていると。で、これも今農業集落排水やっていて、1つは、なぜこのように農業集落排水だけが収入歩合が悪いのかと。それと、このままどんどんいくと、その一般会計のほうでどんどん負担が増えていくわけですから、決して、町の財政にとっていいことではないと、そう思いますので、なぜ低いのか、それから、これから先の農業集落をどう考えているのか、その点について質問します。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。前にも議会のほうであったかと思えます。特に福田地区の接続率がかなり予定より悪くなっているというような状況でございます。そういうことで、あと、加入分担金等の徴収もかなり低い部分がございます。そういうことで、今後はそういう、現在も推進しているんですが、接続率をいかに上げるかということで、課のほうでも交渉等行って、できるだけつないでくださいということを行っているところでございます。

それから、集落排水については現在実穀上長地区が実施しているところでございますが、この後の計画は現在のところございません。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） はい。福田地区という特別な地区の名前を挙げましたけども、やる時点で農業集落はいろいろアンケートをとったりなんかして実施しているわけですよ。ほかの3地区も、君島も上長も同じだと思うんですね。で、なぜ福田地区が接続率が悪いのか。

それからもう1点、その、これからの計画はありませんって言ったんですけども、その、今の段階ではなのか、それとも阿見町にとっては、農業集落はもうここでそろそろ終わりにしようと考えているのか。その点お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。まず、収納率接続率というのは、やはりそのときそのときの経済状況とかね、また、長いんですよ、農家はね、やっぱり。幾ら入れるつつつても、今の状況の中で、100万だ150万だって物事がかかったらなかなか入れられないっていう、その現状もやっぱりわかるんですよ。ただ接続率を上げないことには収入にならないというのも、これもまた現実なんですよ。そういう面では、非常に役場の職員にしても県の職員にしても苦慮しているところなんです。これは積極的にやっているんですけど、借入金等を使ってやってくれ

とかね、そういうことも言っているんですけど、なかなか接続率が上がらない。

ただ、もう農業集落排水は、やはり、負の遺産になってくるっていうことはもうわかったわけだから、これはもう、今からね、農業集落排水をここでやりたいって言っても、私自身はよ、私自身が今こういう立場にいる間はやりません。はい。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） はい。まあ、上水道は今加入率が悪いということで、補助を出していますよね。上水道を入れる人に対しては。幾つだっけ。まあ何か補助を出していますよね。で、その、そうだとしたらば、今あるその農業集落排水もこれは維持していくしかないようですから、今町長はこれからはやらないと言いましたけども、今までの分はやめるわけにはいかないんだから、その、例えば補助を出すとか、そういうことも考えて、接続率を上げて、今言ったように、その、これこのままいったらば、どんどんいったら、どんどん一般会計からの持ち出しが多くなって、これ大変ですから。一回やったものはなかなかだめにできませんから。そうなってくると、その、一般会計もこれから大変な時代が来るのに、少しでもその、一般会計の持ち出しを少なくすると。それはいろいろ考えていくしかないわけですから、そうだとすればやめるはやめるでいいですけども、その接続率を上げるための努力を、今まで町も県もやっても上がらないわけだから、違った角度から何か上げる方法を考えなければだめだと思うんですけども、その点はどうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） 決算書の442ページに、補助金として下水道接続工事費の補助金等を出しているところでございます。それでもなかなか接続率が上がらないということで今苦慮しているところでございます。

それと先ほどありました、最初アンケートというか調査をして工事が始まるということなんですが、当初はこれだけの計画、実行が一応、集落排水に加入するというので当初始まったものなんですが、先ほど町長からもありましたように、なかなか現状としては難しいと。

ただ、難しいと言ってもあれですんで、これからも努力して、できるだけ接続していただくようお願いしていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 先ほど話にもありましたけども、税を納めている人と納めない人の不公平感。これを一生懸命努力していかなければ、税金でやってるんだからみんな税金を払ってその恩恵を受けましょうと。それが町民だと思うんですよね。で、これを見ると、ここだけが何かどんどん悪くなっていくと。やはりこれは、使ってる人と使っていない人のことを考え

た場合には、僕らは不公平感が強いっていうか、その、この人たちも払う努力はしてるんでしょけども、もちろん町も入るための努力はいろいろしてるんでしょけども、これ早急にやっついていかないと、不公平感がどんどん強まって、一般会計からの繰入がどんどん多くなって、これ、そういうことなんで、まあ、今部長がこれからも努力しますと。まあ、それしか方法がないんですけども、結局今までやってだめだったんだから、今度はもっと角度を少し変えて、そういう頭を出してもらって、職員に。で、ぜひ加入率を上げて、少しでもこれが一般会計からの持ち出しが少なくなるように努力するようにお願いをしておきます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 時間も過ぎたので手短にやります。

決算意見書の13ページ。2つ質問します。

まず、不納欠損処理。これ、ここでも御指摘いただいているようにね、23年の1月に、まあこれ、条例ができて、かつですね、町営住宅の使用料とか学校給食の分担金とか、今出ました農業集落の排水の特別会計ですね。これ、不納欠損処理を実施したことがないんで、条例に従って正しく処理をなさいと。これ、できるはずですよ。当然。だから、正しく処理を早急にやるということをお願いをします。

それと、20項の臨時職員の賃金の会計処理。これはですね、何か昨年も指摘されたような、以前も指摘されたようなことがあります。

賃金は統一しろと、総務課で。あちこちでばらばらばらばらやるんじゃないかと。ということなんですけども、なぜ統一できないのか。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 臨時職員賃金の会計処理で、会計監査委員が13ページで、意見書として言われていることは、今藤井議員が言われていることと逆で、統一するのではなくて、各部門で処理するように検討してくださいということでございます。

で、臨時職員の賃金の処理の仕方の経過を申し上げますと、そもそもは総務課のほうでまとめて予算を取っていたと。それは今ほど臨時職員の方が多くなくてですね、各課で一人とか。各課じゃなくて、たまたま一人、各部、ある部で一人とか、こちらの部で一人とか。余り多くないときはですね、まあ、総務課のほうでまとめてした方が、処理が、効率がいいだろうということで、やってました。その経過で今、総務課のほうで集まっているんですけども。

その後、かなりの人数を、1つの課ですと、かなりの人数の方をもう、臨職に雇用するんだというようなことも発生してきましたので、その場合はもう、担当課できちんと処理してくださいということもございます。

それから補助の絡みで、どうしても担当課のほうで表示しなければいけない、計上しなければいけないというようなこともございまして、今総務課のほうとそれぞれの担当部署と、こう、別々にやったり、一部はまとまっていたりというようなことがありますので、これは各部門のほうにそれぞれ計上して、各部門のトータルの予算をきちんと把握したほうがいいんじゃないかというような会計監査委員の方の御意見ですので、できればその方向で今後はやっていきたいと思います。

ただ、臨時職員の雇用の考え方はある程度やっぱり町としてですね、どのぐらいの事務量があれば、臨時職員の方を雇用できるかというようなこともやっぱり、1つの統一した考え方がありませんと、各部署でそれぞれ、ちょっと忙しいから雇うんだと、そういったこともございますので、そういった問題もクリアしながら、各監査委員の方の意見に沿ったような処理の仕方を今後検討していきます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

3 番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 決算意見書のほうの9ページの、公共下水道事業特別会計のほうなんですけど、今年度は一般会計から7億6,800万支出と。で、前年に比べて8,600万増えている。12.6%。これ将来の見通しを考えていったときに、非常にこれは増えていく一方であると思うんですけども、将来、この人口減少で、また、町の人口分布の変化等を見たときに、この下水道をどのような形で進めていくのか。ある自治体でやっぱり、これがもっと町がコンパクトで人口が密集してれば、すべての下水道を取り付けるということは非常に大事だと思うんですけど、これだけ町として広域になりますと、ある自治体では、これは合併浄化槽に切り替えて、大幅な削減をしたところもあるようなんですけど、将来の見通し的にこれはどのように進めていくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。公共下水道事業は、メイン的には市街化区域を、それを広げたような形で、現在も阿見全域は計画区域には入っておりません。

まあ、そういうことで、調整区域のほうで集落排水事業とかということで実施してきたわけなんですけど、今後もその、ベストプラン、排水のベストプラン等ございます。現在これからの事業がメインになってくるであろうは荒川本郷地区。まあ、ここは市街化区域としてなっております。これからのまちづくりですね。こういうこともありますんで、この荒川本郷地区については、そういう整備をしていかなければならない地区でございますが、現在の整備計画は阿見全域ではなくてそういうところで、現在メインとして工事を実施しているのは吉原区画整理地区、これがメインで現在工事をしている状況でございます。調整区域のほうは集排が、今の

実穀上長地区で町長がおっしゃいましたように、当面はこれ以上はやらないということですので、ほかの調整区域につきましては、合併浄化槽を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり下水道事業、まあ特に、県の今やっている西南とか東、これはやっぱり、ある程度形が見えてこない、県にも言ってるんですけど、先行投資じゃちょっと難しいんじゃないかって。ただ金だけかければいいんじゃないっていう。また、荒川沖第一地区の隣においてもね、余り先行投資をやりすぎるっていうことは、これもまた難しい状況なんで、そういう面で、やはり開発と同時とかね、開発ができるような状況になったらすぐやるような状況をつくるとか、あと26年ももう下水道の料金が全然改定されてないんですよ。で、今回そういう形で審議会やってるんですけど、なかなかこれが、まあ集結してないってことで、やはり阿見町にとっては下水道は安いんでね、これはやっぱり改定して行って、少しでも下水道事業のね、やはり体系というか、そういうものをちょっと正常化にしていけないといけないんじゃないかなと、そういう意味では、やはりこれはね、やっぱり改定に向けて今やるところなんです。まあどういふ審議会の答申が出るかわかりませんが、少しでも上げていかないと、今川畑議員が言われたとおりね、これ、下水道会計、余りにも一般財源ばかり使ってたんでおかしいだろうという、そういう状況なんで、この点は議員の皆さんにも理解をいただいでいかなければいけないなと思いますね。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第70号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それではここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時15分からといたします。

午後 0時16分休憩

午後 1時15分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第74号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議案第71号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第71号から議案第77号までの平成22年度国民健康保険特別会計ほか6件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により監査委員の意見を付して、ここに提案いたします。

また、議案第78号の水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第30条第2項及び第4項の規定により提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容等につきましては、各担当部長より説明いたしますので、慎重審

議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） 平成22年度阿見町特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして、審査の結果を報告いたします。

7月22日及び8月3日から8月18日までの間の延べ7日間、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査を行いました。

審査の結果、各会計の歳入歳出決算並びに法令で定められている附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類については、いずれも関係法令に従い作成されており、決算計数についても、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、すべて正当なるものと認めました。なお、審査の結果につきましては、一般会計も含め、倉持監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので、申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之、同じく倉持松雄。

○議長（佐藤幸明君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第71号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、議案第71号、平成22年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の41ページから44ページを御参照いただきたいと思います。

平成22年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額51億4,931万5,000円、歳出総額45億6,552万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については8,407万7,000円の増、歳出については2,531万8,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は5億8,379万1,000円となり1億939万5,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額13億270万5,000円で、前年度と比較し2,368万8,000円の減、国庫支出金が決算額11億5,990万円で3,466万6,000円の増、療養給付費等交付金が決算額2億5,219万3,000円で1億1,290万5,000円の減、前期高齢者交付金が決算額8億5,059万2,000円で6,606万7,000円の増、県支出金が決算額2億1,679万7,000円で848万2,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額30億8,393万6,000円で946万7,000円の減、後期高齢者支援金等が決算額5億7,939万6,000円で3,992万4,000円の減、老人保健拠出

金が決算額228万7,000円で308万4,000円の減、共同事業拠出金が決算額4億9,919万9,000円で2,393万9,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明しましたが、詳細につきましては決算書の383ページから427ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第72号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、それでは続きまして議案第72号、平成22年度公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の45ページから47ページを御参照いただきたいと思います。

平成22年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額18億2,553万7,000円、歳出総額17億4,490万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については3億5,383万9,000円の減、歳出については3億9,208万8,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差し引き額は8,063万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として3,231万6,000円を充てると、実質収支額は4,831万5,000円となり、前年度と比較し2,844万7,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額646万6,000円で5,437万4,000円の減、使用料及び手数料が決算額5億1,226万9,000円で5,432万9,000円の増、国庫支出金が決算額2億125万4,000円で7,137万円の減、県支出金が決算額2億2,836万8,000円で6,811万2,000円の増、繰入金が決算額7億6,807万1,000円で8,581万3,000円の増、町債が決算額6,660万円で4億3,010万円の減となりました。

次に歳出の主なものについては、下水道費が霞ヶ浦湖北流域下水道維持管理負担金で決算額3億781万8,000円で5,153万4,000円の増、公共下水道整備事業で決算額5億2,300万5,000円で6,710万円の減などにより、決算額10億824万1,000円で1,058万9,000円の減となりました。また、公債費については、決算額7億3,666万5,000円で3億8,149万9,000円の減となりました。

以上、概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の429ページから452ページを御参照いただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第73号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして議案第73号、平成22年度老人保健特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の49ページから51ページを御参照いただきたいと思います。

平成22年度老人保健特別会計の決算額は、歳入総額1,508万3,000円、歳出総額1,508万3,000円となりました。この老人保険特別会計は、高齢者の医療の確保に関する法律において平成22年度をもって廃止となり、歳入歳出差引で余剰となる額を一般会計に繰り出して清算を行いました。

以上、決算の概要について説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の455ページから465ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第74号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、それでは議案第74号、平成22年度土地区画整理事業特別会計の決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の53ページから55ページを御参照いただきたいと思います。

平成22年度土地区画整理事業特別会計の決算額は、歳入総額6億6,061万6,000円、歳出総額3億7,642万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億311万6,000円の減、歳出については2億3,315万2,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は2億8,419万5,000円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2,170万3,000円を減じ、実質収支額は2億6,249万2,000円で、前年度と比較し1億833万3,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、財産収入が決算額3億7,392万3,000円で1億4,394万8,000円の増となりました。

歳出の主なものについては、事業費が岡崎土地区画整理事業で140万4,000円の増、本郷第一土地区画整理事業で2億2,046万円の減により、決算額3,486万2,000円で2億1,905万6,000円の減となりました。

以上、概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の467ページから481ページを御参照いただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第75号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、続きまして議案第75号、平成22年度農業集落排水事業特別会計の会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の57ページから59ページを御参照いただきたいと思います。

平成22年度農業集落排水事業特別会計の決算額は、歳入総額3億3,135万2,000円、歳出総額3億858万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については1,495万8,000円の減、歳出については2,271万6,000円の減となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は2,277万1,000円とな

り、翌年度へ繰り越すべき財源として1,864万8,000円を充てると、実質収支額は412万3,000円となり、前年度と比較し646万1,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額1,587万円で52万1,000円の増、使用量が決算額1,309万3,000円で46万2,000円の増、国庫支出金が決算額9,203万6,000円で1,621万6,000円の増、県支出金が決算額3,143万8,000円で541万9,000円の増、町債が決算額8,570万円で4,610万円の減となりました。

歳出の主なものについては、事業費が決算額2億523万3,000円で2,728万3,000円の減、管理費が決算額2,176万5,000円で751万2,000円の減、公債費が決算額5,052万5,000円で675万2,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の483ページから503ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第76号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第76号、平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の61ページから65ページを御参照いただきたいと思います。

まず、65ページをお開きいただきたいと思います。まず制度施行から11年目を迎えた平成22年度の施行状況でございますが、こちらの（2）にも書いてありますとおり、要介護認定者は、制度施行直後の平成12年4月末の491人から、平成23年3月末では1,233人と151%の伸びとなっております。これに伴い利用者数も増加し、保険給付費は前年度に比べ2.8%の増となっております。

このような状況を反映しまして、また61ページのほうにお戻りいただきたいと思います。平成22年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入総額20億6,356万5,000円、歳出総額20億4,380万4,000円となり、前年度と比較し、歳入については6,414万9,000円の増、歳出については6,049万8,000円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は1,976万1,000円となり、実質収支額は同額で、前年度と比較し365万1,000円の増となりました。

初めに、歳入の主なものについては、保険料が保険料率の改定及び65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額4億2,404万2,000円で1,248万9,000円の増、国庫支出金が介護給付費負担金の増により、決算額4億1,811万3,000円で1,336万7,000円の増、支払基金交付金が決算額5億8,449万7,000円で1,050万4,000円の増、県支出金が決算額3億8万4,000円で965万4,000円の増、繰入金が決算額3億2,036万6,000円で1,069万6,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費が介護保険システムの入れ替え等により、決算額6,675万5,000円で600万1,000円の増、保険給付費が居宅介護サービス給付費、住宅改修費等の伸びにより、決算額19億3,539万7,000円で5,329万7,000円の増、地域支援事業費が委託料の増等により、決算額3,011万6,000円で110万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の505ページから547ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第77号について説明を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） 続きまして、議案第77号、平成22年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の67ページから69ページを御参照いただきたいと思います。

平成22年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額6億267万5,000円、歳出総額6億197万9,000円となり、前年度と比較し、歳入については2,772万5,000円の増、歳出については2,771万円の増となりました。その結果、歳入歳出差し引き額は69万6,000円となり1万5,000円の増となりました。

歳入の主なものについては、保険料が2億4,006万9,000円で、前年度と比較し1,306万6,000円の増、繰入金が3億5,588万7,000円で1,686万円の増となりました。

また、歳出の主なものについては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が5億6,146万4,000円で2,603万8,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては決算書の549ページから561ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） 次に、議案第78号について説明を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） それでは、最後になります議案第78号、平成22年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の577ページをお開き願います。

よろしいですか。平成22年度水道事業の概況について申し上げます。初めに、給水件数でございますが、前年度の1万4,303件から263件増えまして1万4,566件となり、1.8%の増となりました。次に、給水人口でございますが、前年度の3万8,346人から183人増の3万8,529人となり、0.5%の増となっております。また、年間総配水量は445万3,671立方メートルで、前年より10万7,231立方メートル増加いたしました。また普及率ですが、前年度より0.5ポイント増

えまして81.1%になりました。

続きまして、収益的収入及び支出であります。水道事業収益9億7,807万9,463円に対し水道事業費用8億5,931万5,078円となり、9,845万8,643円の純利益となりました。

事業収益の主なものは、給水収益の9億4,038万8,345円で全体の96.1%を占めております。事業費用の主なものについては、受水費の3億5,845万9,239円で全体の41.7%を占めております。

次に、資本的収入及び支出であります。資本的収入は5,992万500円で、加入分担金及び県からの工事負担金でございます。

続きまして、資本的支出ですが、4億374万3,358円で、その主なものは設計委託料6,975万1,500円、工事請負費2億1,433万2,300円、企業債償還金8,328万1,585円であります。

詳細につきましては、決算書570ページから588ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第71号から議案第78号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第79号 和解について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、議案第79号、和解についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第79号の和解について提案理由を申し上げます。

本案は、平成6年7月18日に町が実施した阿見町環境整備工場建設工事の指名競争入札につ

いて、受注者である川崎重工業株式会社を含むプラントメーカー大手5社によって、平成6年4月から平成10年9月までの間に、地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注したごみ焼却施設の過半において談合がなされていたとする公正取引委員会の平成18年6月27日付審決が、平成21年10月6日の最高裁判所決定により確定したことを受けて、川崎重工業株式会社が町に解決金4億9,000万円を支払うことで和解するものであり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第80号 土地の取得について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第11、議案第80号、土地の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第80号の土地の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、保育所入所待機児童の抜本的な解消策と荒川本郷地域の保育需要への対応策として進めている、民間認可保育所誘致の手法として、事業者へ貸与する保育所用地を取得するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、

議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） この土地は、地形を見ると大変いびつで使いにくいような土地でございます。それで、始まる前からどうしてももう少し真っすぐな使いやすい形に交渉できなかったのかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。ここの取得しようとしている土地につきましては、所有者が独立行政法人UR都市再生機構でございまして、4筆でございまして、そのうちの荒川本郷2033-115という番地の土地がですね、図面でもお示ししているとおり、カニの手のような形になっておるところでございまして、で、その辺につきましては、やはり分割して譲渡ということではなくて、1筆のまま譲渡するというようなこともございまして、こちらについては、町道のほうのですね、都市計画道路で、拡幅というようなこともございまして、実質的には1,000平米ほど使用できる面積が減るということでございますが、園児の保護者の送迎等の駐車場用地に有効利用できるのではないかとというようなことで、こちらも含めて1筆取得するというようなことで検討しておりました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） この土地の取得の際のですね、全協での説明で、確かに変な形のね、土地であるというのは確認してるんですけども、ここに設立してですね、建設する保育所ですね、入所の計画はですね、どのぐらいの児童をこの施設にですね、収容できるのかというのは、全協でお話ししていただいたかもわかりませんが、再度ですね、説明を求めます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。一応、民間保育所の誘致につきましては、募集要項をホームページ等で公表して公募しているところでございます。

その公募の条件として、定員は150人とするというようなことで公募してございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） この合計面積から言ってもそのぐらいの児童かなあというふうには、

施設かなあというのは想像はつくんですけども、URのね、URの所持しているその土地ね、その脇に非常にですね、言いづらいんですけども、真四角なね、土地があるんですよ。まあこの、議員さんが持っている土地なんんですけども、将来的にはね、そちらのほうのところを取得できればね、もっと、150人じゃなくて500人とかね、大きな主旨のですね、児童の施設もできるんじゃないかと、こういうふうに思うんですが、それのですね、例えばその地権者のね、こういうふう非常に話づらいくんですけども、地権者への交渉とかですね、そういうものは今後ですね、やっていくつもりはあるんでしょうかね。

その辺ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。こちらの土地の取得につきましては、先ほど町長の議案の提案理由にも申しましたとおり、こちらの荒川本郷地区の保育事業の確保というようなこと、あとは今後ですね、学校区保育所の老朽化に合わせた対応というような保育需要を見込んで150人というようなことで想定しておりまして、まあこの土地を取得してさらにここで定数を増やすというのは、今の状況の中ではそれだけの需要が見込まれてないので、現在のところはそういう土地の、さらに確保していくというようなことは、まだ検討はしてございません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） その某議員の持っている土地ね、これを買いたいと、この保育所が。保育所が買いたいと言って、保育所が直接交渉するのか、町が買って、この何とか法人に提供するのか、そこの点のその、システムを教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 町が買って、またそちらをどうのこうのということはありません、それは。あとは民間がね、そこに行った人がどういう交渉するかそれはわかりませんよ。町がね、もうこれ以上の面積を買ってね、それをまた事業者に与えるような、そういうことはない、ありません。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 今部長の答弁の中で、学校区保育所の老朽化の問題ということが出ましたけども、学校区保育所はこれから将来どのように考えているのかお聞きします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。これは、これからですね、町の3カ年、そういう中で、予算のほうも確保しながら考えていく問題でございますが、所管課としましては、現在のところ、そういう児童保育施設が、まあ老朽化していると、耐震性もないというような

ことで、大変、その施設については危惧しているというような状況でございます。

で、その辺につきましては、こちらの民間保育所の誘致が25年の4月から開始をするというように予定でございます。それに向けて、学校区保育所の廃止なり建て替えなり、そういうものをやっぱり検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） あの違う部長、150人だって答えたわけでしょう、最初に。したら、これそれから、それもっと大きくする、これもっと買って大きくしたほうがいいんじゃないかって声が出たら、学校区保育所の問題もあるのっていうことを言ったから、おれが聞いたわけだから。基本的に、学校区保育所をどうするかつつのが今あるんじゃないの。じゃなかったらそういう答弁出てこないでしょうよ。150人だと言ったら、土地を買って500人にしたらどうですかという意見が出たら、学校区保育所の問題もあるのっていうことを言ったわけだから、この今言った25年4月に始まってから考えますというのは、ちょっと答弁としておかしいんじゃないですか、それ。500人にしたらどうだったのを、それにするつもりはないって言ったわけだから、そういう中で学校区保育所をどうするかつつ問題が出たわけだから。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、済みません、お答えいたします。まあ、学校区保育所については、今の定数60人ということでございます。それで、荒川本郷地区の保育需要もやはり60人程度を見込んでいるというようなことで、合わせて120人。あと30人につきましては、今後の新たなそういう待機児童解消策というような、新たな保育が増えるんじゃないかというような予測のもとで150というような定数を設定しているところでございます。

ですから、25年の4月には、現段階では、学校区保育所の募集をストップするというようなことで、現在考えております。

○議長（佐藤幸明君） 11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） じゃあ最初っからそう言ってくれればすぐわかったんだけども。

で、この150人の定員っていうのは、だからその、荒川保育所の60人と、それから学校区保育所の60人と、新たな30人を考えて150人にしたということなんでしょう。じゃあ最初っからそうやって答弁してくれれば一番わかりやすくいいんだけども。そういうことでいいんですね。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第39条第1

項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第81号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第82号 阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第12、議案第81号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第82号、阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第81号及び議案第82号の政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、政治倫理審査会委員につきまして、阿見町政治倫理条例第6条第3項の規定により、地方自治の本旨に理解があり、かつ、政治倫理等の審査に関し専門的知識を有する者、又は地方自治法第18条に定める選挙権を有する町民で公募に応じた者のうちから、いずれも議会の同意を得て委嘱するものであります。

先般の3月定例会において、議会の同意をいただき、4名の委員を委嘱しておりますが、現在、有識者及び公募者それぞれ1名ずつ欠員となっております。

まず、中島紀一氏につきましては、有識者として、人格、識見ともすぐれており、適任であると考えております。

次に、安相賢二氏につきましては、一般公募の応募者の中から選考した結果、人格、識見ともすぐれており、適任であると考えております。

以上2名を政治倫理審査会の委員として委嘱したいので、慎重審議の上、同意いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案2件は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号から議案第82号については原案どおり同意することに決しました。

議案第83号 阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第13、議案第83号、阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、教育長青山壽々子君の退席を求めます。

〔教育長青山壽々子君退席〕

○議長（佐藤幸明君） 提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第83号阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

この度、教育委員会委員青山壽々子氏が10月10日をもって任期満了となります。

青山氏は平成19年10月に就任、4年の間、阿見町の教育行政に熱心に取り組みられました。人格、識見ともすぐれており、社会的にも地域住民からも信頼が深く、教育委員としては最適任であると考えております。

つきましては、引き続き青山氏を教育委員に任命いたしたく、本日提案する次第であります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。本案は、原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号については原案どおり同意することに決しました。

教育長青山壽々子君の入場を許可します。

〔教育長青山壽々子君入場〕

請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

請願第3号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

請願第4号 災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第14、請願書、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願、請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願、請願第4号、災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願、以上3件を一括議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会、産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時07分散会

第 2 号

[9 月 14 日]

平成23年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成23年9月14日（第2日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

16番	櫛田豊君
-----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君

都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
児童福祉課長	高須徹君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	大野利明君
廃棄物対策課長	櫛田友治君
町民活動推進課長	飯野利明君
都市施設管理課長	柳生典昭君
水道課長	坪田博君
学校教育課長	黒井寛君
学校給食センター所長	石神和喜君
指導室長	富田耕太郎君
農業委員会事務局長	大塚芳夫君
消防本部総務課長	小野栄一君
消防本部警防課長	柳生忠伯君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成23年9月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成23年第3回定例会

一般質問1日目（平成23年9月14日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 細田 正幸	1. 保育所・小中学校校庭，公園の放射能除染を早急に実施すべきである	町長・教育長
2. 紙井 和美	1. 太陽光発電システムの導入について 2. 町民活動センターはボランティアの統括と情報提供の拠点として機能すべきではないか	町長・教育長 町 長
3. 石井 早苗	1. まいあみマルシェ広場について 2. 耕作放棄地対策について	町 長 町 長
4. 川畑 秀慈	1. 阿見町の原発事故に対するその後の対応について 2. 小中学校の教育環境について	町 長 教 育 長
5. 難波 千香子	1. 地方自治体における事業継続計画（BCP）の策定について 2. 学校施設の防災機能強化について 3. 空き家対策について	町 長 町長・教育長 町 長
6. 柴原 成一	1. 霞クリーンセンターの放射性物質に関し現行の取り扱い，今後の見通しについて 2. 今後のエネルギー自給率の向上に，町として取り組む考えがあるか？	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、通告いたしました保育所・小中学校校庭、公園の放射能除染を早急に実施すべきであるという題で一般質問を行います。

その前に、いわゆる今回の放射能問題、どういう意味があるのかという点を、少し皆さんとともに考えてみたいなというふうに思っております。今まで放射能の影響については、一番初めに日本で広島、長崎に原爆が投下されております。それから六十数年を経過した間の人体への放射能の影響の結果。それから2番目には、1986年の4月26日未明、ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発事故——原発4号炉で爆発事故が起きました。それから25年が経過して、その間のソ連国内での放射線の影響が学術的に証明されております。また、これは未発表っていか公にされておられませんけれども、いわゆる日本の原爆をつくった放射能の原爆の工場ですね、そこで働いていた人の結果をアメリカの医学博士が発表した学説があります。それはマクローゼ報告っていうふうに言われておりますけれども、これはアメリカ政府によって、その資料が公表を禁止され、その博士は危険人物という指定を受けております。今までの人体への影響については、疫学的、統計的には、その3件があるというふうに言われております。放射線の性質なんですけれども、ジャーナリストの内橋克人さんですね、この人が今から25年前に「日本の原発、どこで間違えたのか」という本を発行しております。その中でこの人が言っているのは、放射線の性質について、「音もなくにおいもなく、色もなく、そして何よりも人の

死に関してもたらされるものがスローデス——緩やかな晩発性の死である。10年、20年をかけてゆっくりとやってくる。見えざる死に対して、人は無防備で弱い。」この原発の警鐘の序にかえてということで、1986年8月——25年前に警告をしております。

この人工放射能の恐怖ですけれども、放射能はスローデスを招く。世界いずこの国、どんな種類の原発であれ、原子力の安全はすべて次の仮定の上に乗っかっている。もし、T65Dと呼ばれる推定値が正しければという仮定。このT65Dというのは、日本の広島と長崎に原爆が投下されて、その後、1965年までの人体への影響への調査、その数値に基づいているわけです。この数値ですけれども、いわゆる軍事機密の中に入っていて、全部が原因については公表されていないというような問題があります。これについては国際放射線防護委員会、いわゆるいろいろな本でICRP勧告という言葉で放射線に対する安全性が発表されております。これも、その当時ですね、38年前の広島、長崎の原爆から推定した値である。その推定をしたのは、1966年アメリカオークリッジ国立研究所が、広島、長崎両原爆投下時の放射線量について、こういうふうに推定されるということを発表した暫定的な計算値であるということです。

あと、そのほかに、広島、長崎へ原爆を落とす前に、アメリカはネバダ核実験場で、初めて核実験を行われました。このときの核実験の際の測定値、それをオークリッジ国立研究所の推計によってまとめられたのがT65Dという報告でございます。その中では、放射線によって白血病やがんなど、痛ましい被曝者の発症率については追跡調査が行われている。中性子線のほうがガンマ線より人体への影響が大きいという結果も出ております。それから、4レム以上被曝すれば全員が死亡すると。25レム以下で一時的にリンパ球が減少するなど、もとはオークリッジ推定値をベースにした基礎データとして勧告をされております。ICRPもそれらのデータを積極的に取り入れ、年間5レムですね、これ以上は危険だという勧告もしております。また、別の研究機関の、オークリッジ研究所の推計は見直す必要があるということで、アメリカ国内でローレンス・リバモア研究所というのがあって、そこで中性子線よりガンマ線のほうが人体には影響が大きかったのではないかというような学説も出されております。

これらの中で、疫学的調査の面から衝撃のデータをまとめ上げたのが、トーマス・F・マンクローズ医学博士です。その博士が、この内橋克人さんがアメリカへ行って、その博士にインタビューをしているんですけれども、そのとき言った言葉を紹介します。「日本はアメリカに比べて国土も狭いし人工も密集しています。この広いアメリカでも原発の危険性が常に議論されているのに、あの狭い日本で、もし原発事故が各地に広がった場合、一体日本人はどこに避難するつもりでしょうか。日本人は、広島、長崎と二度も悲惨な原爆の悲劇を経験しているではありませんか」ということで、心配のコメントをしております。

このマンクローズ博士のマンクローズ報告ですけれども、この博士は産業環境衛生科学部在学で

すね。一定の環境の中で化学薬品が引き起こす長期的な影響についての研究では、全米の第一人者と評価がある人でした。その中で言っているのは、「放射線被曝はスローデスを招く。死は徐々にゆっくりとやってくるのです」というふうに言っております。この博士が1977年発表のレポートを、衝撃のレポートを発表しております。その内容はマンクーズ報告というふうに言われております。これは、先ほど言いました ICRP の権威を揺るがすほどの衝撃に満ちたものだ。それはなぜかという、医療放射線が人間に対してどのような影響を与えるか、世界で初めて疫学的に明らかにしたものです。膨大な調査は、原子力産業に従事する労働者は、ほかの一般労働者に比べて10倍も20倍もがんにかかりやすいという科学的事実を示すことになったものです。教授の研究がアメリカの原子力委員会の委託によって開始されたわけです。その内容は、調査報告ですね、それはソーシャルセキュリティシステム、いわゆるアメリカでは、全部個人にナンバーがつけられていて、生まれてから死ぬまでの記録がそれに全部記載されている。これは客観的記録データを分析するにはいいやり方だということで、1964年ワシントン州リッチランドにあるハンフォード原子力施設の労働者について、がん、その他の被曝が誘発する病気についての調査です。兵器製造のため、消費燃料からプルトニウムを処理する作業が中心で、長崎と同型の原爆のためのプルトニウムを製造したり、廃棄物処理が行われている工場です。この工場で働いていた1944年から1970年に至る29年間のその後の経過を、同センターで働いた2万4,934名、うち死者3,520名、うちがん・白血病による死者が670名、全死者の19%が放射能の影響で死んだというような報告です。放射線は、骨髄、肺、咽頭に対する影響は事前の予測の10倍以上あったと。この結果を発表したマンクーズ博士は、米政府エネルギー省の手によって、ただちにペルソナ・ノン・グラータ、日本語で言うと危険人物の烙印を押されて、原子力委員会の委託として開始された調査が、結果的には当のスポンサーの意図を裏切るものになったのにもかかわらず、あえてこの博士は調査を、学者の良心に従って公表したというふうに言っております。公表したために、米政府エネルギー省の手によって危険人物の烙印を押されて、調査費年間20万ドルをもらっていたのが直ちに打ち切れ、その調査データは、自分の大学ではなしにオークリッジ国立研究所に移されてしまったと。このオークリッジ研究所というのはT65Dをつくった大学ですね。

その後、被曝の危険性について、米政府は、当局者はです。すぐさま差し迫った危険はないと言って国民をだましているんです。この言葉は、日本の今の福島の政府発表とよく似ているんじゃないかなというふうに思います。日本政府の発表「直ちに健康への影響はありません」今もそれが続いております。これは、今から25年前にアメリカ政府が言っていたやつとまるっきり同じではないかというふうに思います。

このマンクーズ報告は、ICRPは年間5レムというふうに——その当時、今と単位は違う

んですけれども、マンクーズ博士は年間0.1レムに置きかえるべきだと。それから、その当時、エックス線の撮影は100ミリレムと言われておりますけれども、その100分の1にしなければ、健康被害は抑えられないという報告であります。

それから、今、地球上には自然放射能が降り注いでおります。この自然放射能と人工放射能は全く違うというふうに言われております。この自然放射能については、人間は誕生してから600万年と言われております。地球ができてから46億年、生命がこの地球上にできてから35億年と言われておりますけれども、この35億年の中に、生命は自然放射能と折り合いをつけて、放射能で生物の体内に取り込まれないように折り合いをつけている。しかし、60年、70年前ですよね、できた人工放射線については全く事情が違っている。自然界の放射能は生物の体内に蓄積していくものは全くない。人工放射能は生体内、人体内に異様に高く蓄積されるものがあるというふうに言われております。

私も、今回の質問をやるのに10冊ぐらいの本を買って読みました。一番最新の放射線で論文で新しいのは文藝春秋10月号特別号で、「原発 私は警告する 除染せよ、一刻も早く」という記事で特集記事があります。その中で、7月の27日に衆議院厚生労働委員会の参考人として発言した東大病院内科医、児玉龍彦東京大学教授、この人の記事が載っております。遺伝子の、この人は研究と、アイソトープ——放射性同位元素を体内に入れてがんの治療を研究している人、あと、放射性物質が遺伝子にどのような影響を与えるか、内部被曝の問題に取り組んできた、現在、東大アイソトープ総合センター長として、除染に20年間取り組んできた人でございます。この人の報告が、私は一番最新の報告だというふうに思います。あと、この東大のアイソトープ研究室では、原発事故後、ボランティアで福島県南相馬市の幼稚園の除染に当たっています。毎週4人ぐらいの人を派遣しているそうです。

福島第一原発から放出された放射性物質の総量は、熱量から換算すると、広島であった原爆の29.6個分、放射線量から概算すると20個分になる。これだけの大量の放射性物質が広範囲にわたって大気中や海水にまき散らされ、土壤に降り注いだというのが現在の結果です。また、神奈川県足柄を越えて、静岡県のお茶からも検出されたことを見れば、どれほど大量に広範囲に拡散したかわかるというふうに言っております。その拡散したもののうち、まず放射性ヨウ素131、半減期は8日。事故後、今、半年が経過している今では、その量は100万分の1になっている。しかし、放射性セシウム137の半減期は約30年ですから、ほとんど減っていません。1年たったときに、原爆が放出した放射性物質は1,000分の1になるのに対して、原発から放出された放射能は10分の1にしかならないと。それは大気、水、土、家畜、魚、人体など、自然界のあらゆる領域で拡散したり濃縮されたりして循環していくものだと言っております。この点については、既に稲わらに降り注いだセシウムは牛の体内に入り、それを食べた人の体内

に入り、成人の場合、90日ほどで滞留して内部被曝を引き起こした後、排出されて下水処理場の汚泥の中に入る。従来の方法で処理すれば、再び移動して空気中や水に戻ってきます。放射線は目に見えない微粒子の形で散らばっているのです、どこにどう広がっていくかを予測するのも容易ではありません。このことは、今回の北茨城、阿見、牛久が福島と同じようなホットスポットとなっている例、それは毎日新聞などでも発表されました。今日、パソコンから出して持っておりますけども、この図面の一番下、上の青いのは福島県、この福島県と同じ青さが阿見町と牛久が、この周辺がホットスポットになっているわけですね。これは爆発直後3月21日に、この辺雨が降って、特に守谷と取手がホットスポットになったと。それ以降の数値ではないかというふうに思います。この先生が言っているように、その広がりや予測がつかないということは、それは9月初めに発表されたわけですから、そのことを証明しているんじゃないかというふうに思います。

今、直面している外部被曝と内部被曝の危険性を減らすためには、放射性物質を除染し、最適な方法で処理し封じ込める方法が一番最高だというふうに言っております。そして、その先生は、今もっとも私が憂慮しているのは妊婦と子供の内部被曝です。放射線が人体の設計図である遺伝情報が詰まったDNAを傷つける。正確に言えば、放射線が細胞内の水分子 H_2O に当たって飛び出させた電子や活性酸素 OH^- がDNAを傷つける。最も放射線によってDNAが傷つきやすいのは細胞分裂を起しているときです。細胞が分裂するときはDNAが2本の対が1本になっていて、放射線により切りやすくなり、修復しづらくなる。つまり、放射線に最も弱いのは、最も早く成長している妊婦内の胎児、それから子供なのです。つまり、胎児と子供は放射線によってDNAに傷がつくられ、がんなどへの健康被害がもたらされる可能性が高い。我々成人ですと、白血球、表皮、毛髪が細胞分裂を盛んに行っているので放射線の影響を受けやすく、被曝によって脱毛、貧血、下痢の症状があらわれることがある。これは、皆さん御承知のように、がん治療をしている人の毛髪がごっそり抜けて坊主頭になる例は、皆さん見ているというふうに思います。内部被曝が特に恐ろしいのは、放射性物質が体内に入ると特定の場所に集まり濃縮される。放射性ヨウ素131は甲状腺、ストロンチウムは骨に集まり、セシウム137は腎臓から尿に分泌されるため、尿管、膀胱の細胞は増殖性の変化を起しやすくなる。同じ量の放射線であれば、外部被曝よりも内部被曝のほうが人体への害は大きい。例として、1986年のチェルノブイリの原発事故後、周辺に住む子供の甲状腺がんが急激に増加したのは、原発から広範囲にまき散らされたヨウ素131が形成期の小児の甲状腺に、空気や水など、特に牛乳を経由して集積され、内部被曝を引き起こしたためと推測されておりましたが、大規模統計による疫学調査によって論証されたのは、事故後20年たってからです。WHO世界保健機関によって事故の因果関係が承認されたものです。また、今世紀、21世紀に入り、30億

塩基対の人のすべてのDNA配列、ゲノムが解読され、遺伝子研究が飛躍的に進んだため、低線量放射線による内部被曝のメカニズムがかなり明確にわかってきております。チェルノブイリでは膀胱がんが事故発生後65%も増加した。要因として、セシウム137によりDNA p 53の変異とおよそ15年にわたる慢性の低線量被曝による細胞の活性化が重要である。日本の、これは東大の福島先生がこのことを突きとめております。これらのことから、いまなお累積1,000ミリシーベルト以下の低線量被曝が健康被害をもたらすのか否かという、余り意味のない議論が展開されている。これまで遺伝子の影響はきちんと検査できなかったもので、確率的影響で見るしかありませんでした。しかし、低線量被曝でも、特定の部位のDNAの損傷を繰り返せば、ほぼ確実にがんを発生させます。チェルノブイリの例はそれを示している。そうであれば、現在、大量にまき散らされた放射性物質の総量を減らし、できるだけ身の回りの放射線レベルを下げるために除染を行っていくのが、今とるべき最善の方法なのだと思いますというふうに警告をしております。そして、今こそ、政府と国民は、能動的、積極的な防護計画のために総力を結集すべきです。そのためには何が必要かといえば、まず、放射能の測定と除染の徹底に尽きますということを強調しております。阿見町では、8月に測定機を保育所、小学校、中学校へ配布したので、それについてはいい方向だというふうに思います。

それでは、阿見町ではどうしたらよいかという問題に入ります。測定は8月に配布しました。放射能があるということもわかりました。子供が日常過ごす保育所・小中学校の除染をどうするのかという問題に入ります。PTAに協力してもらって、第一段階は済みました。人力で除染をしました。放射線はどれだけ減ったのでしょうか。今日、9月14日ですけども、ほとんどの小中学校終わっていると思いますので、その減った放射線の内容を今日ここで知らせてもらいたいというふうに思います。

あとそれから、この除染対策では、一番最初、放射線が多いといわれた守谷市の例があります。守谷市では、1センチメートル、これを機械で削り取ったわけです。この結果、守谷市に電話をいたしまして聞いてみました。グレーダーで小学校や幼稚園の表土を削った。中学校はこれからだと。そのときのお金は6,000万円かかった。しかし、この6,000万円は守谷市長が東京の東電本社に行って、そのことはきちんと請求をしてきたというふうに言っております。ここに守谷市の放射線の量がありますけれども、幼児施設ですね、北園保育所、これは除染面積が942平米、盛土をした。除染前が0.413、除染後は0.165、40%に減っております。それから、土塔中央保育所1,111平米、除染前が0.418、除染後は0.127、減ったのが30%、いわゆる3分の2が減っているわけです。そういうふうにならずと、0.3、その高いやつがほとんど0.1、少ないところでは0.93、0.89、そういうふうになっております。これを、保育所と小学校ですね、平均しますと31%になっている。いわゆる3分の1以下になっているわけです。阿見町では、こ

の前、全協がありまして、実穀小学校と吉原小学校が報告がありました。実穀小学校0.439が0.318になったと。減った率は27.6%ですね。したがって、従前の72%が残ってしまった。残ったのが0.318ですから、それでも高い。それから吉原小学校については0.364から0.223、これは61%ですね。減数率、削減率は33.7になるわけですけれども、そういうふうに守谷みたいに3分の1にはならないわけですよ。あと、君原小学校が夏休み中と9月8日の2回除染しております。これも先生に聞いたんですけども、0.3から0.2——約0.1しか減らなかった。昨日、実際に校庭を見てきて、土のう袋に入れた除染した砂を見たんですけども、人力では到底1センチを除染するというのは不可能。そして、まだ砂がいっぱい校庭に残っております。先生が言っておられました。「もう父兄に2回ほど要請したので、3回目は父兄に頼むことはもうできない」ということを言っています。その後、町でやってもらいたいということは、先生は言わなかったですけども、ほかでは町でやってくれつつう声も出てますということも言っていました。それは、もう人力では放射線量を下げることにはできないということの証明ではないかというふうに思います。

あとそれから、ここに図面がありますけれども、放射性物質の内部被曝ですね。放射性物質がどこに蓄積するかというのが出されております。一番上の甲状腺にはヨウ素131、肝臓にはセシウム137、コバルト60、ヘリウム232、アメリカシウム241。あと、骨にはセシウム137、ヘリウム232、アメリカシウム241、ストロンチウム90、プルトニウム239、ラジウム226と。あと、筋肉にセシウム137。これは牛肉は筋肉ですから、そこに入ったつつうのは証明されていると思います。あと、肺にセシウム137。それから肺に滞留するのがプルトニウム239、ラドン222、それから、腎臓から膀胱に行くのがセシウム137。今、問題になっているのが、セシウム137とセシウム134ですから、これについては要注意だというふうに思います。

長くいろいろと紹介しましたがけれども、阿見町ではこれからどうするのかということを質問したいというふうに思います。子供たちが集まって日常を過ごす保育所・小中学校、公園の除染は直ちに行うべきだと思います。町は父兄が除染を行うならお手伝いしますという方針のようですが、学校の管理責任を放棄した、私はあべこべの方針ではないかというふうに思います。子供の安全のため、直ちに除染を行い、費用は原因者の東電に請求すべきです。また、内部被曝については、学校給食の食材についても、野菜等の放射線不検出の食材を使用するべきであるというふうに思いますが、どうなっているのか質問をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

細田議員の並々ならぬ、本当にこう、放射能に対する、子供たちに対する愛っていうか、久しぶりにすばらしい一般質問だなあと、そう思いました。長くても十分聞いてられる、そういう質問だったなど、そう思います。本当にありがとうございます。やはり、私たちは子供たちのために何ができるかということは、これはもう、だれも大人が考えることですね、町も積極的に、やはり携わっていかねばいけないなど、そういう思いをしております。

それでは、細田議員の保育所・小中学校校庭、公園の放射能除染を早急を実施すべきである、この質問にお答えいたします。

今回の一般質問では、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する御質問を何点かいただいておりますので、最初の答弁に先立ちまして、当町の対応策を少し述べさせていただきます。

まず、事故当初は、国の発表が二転三転する中、県南地域の放射線量等の情報はほとんど示されず、放射能については、私ども行政を含めて、多くの町民の皆様が不安を抱いておりました。このようなことから、県立医療大学との共催による公開講座や独自の講演会を開催して、町民の理解と不安払拭に努めるとともに、小中学校等を中心とした地域レベルでのきめ細かい放射線量の測定とホームページや全戸回覧チラシ等で情報提供にも努めてきたところでございます。

また、原発事故の収束の見通しが立たず、影響が長期化することから、町独自の放射線に関する基本的な考え方である対策方針を取りまとめ、運用を開始したところであります。

さらには、文部科学省の航空機モニタリングによる放射性セシウムの土壌濃度マップの検証を行うため、独自に土壌調査を実施するなど、状況の変化に応じ対策を行ってきたところでございます。

さて、細田議員からの御質問への回答ではありますが、小中学校の対応につきましては、後ほど教育長のほうから答弁させていただきます。私のほうからは、保育所、公園等における放射線に関する対策方針及び放射線量の低減化対策についてお答えいたします。

まず、保育所についてであります。現在の放射線に関する町の対策は、8月9日に策定した放射線に関する阿見町の対策方針に基づいて対応しているところでありますが、東京電力福島第一原発事故が発生後、これまでの保育所における対応について御報告いたします。

原発の水素爆発報道を受けて、3月15日から3月31日までの間は屋外保育を取りやめておりました。4月1日以降は、屋外保育期間を従来の半分程度の1日当たり30分程度に短縮し、現在に至っております。屋外遊び後、うがい・手洗いの徹底や、お昼寝時には、必ず服を着がえさせ、布団等に土ぼこり等が付着して吸い込まないように対応もしております。施設の室内やテラス等においては、必要に応じて施設職員が水引等をして、外からの土ぼこり等の除去、清

掃を実施しております。さらに、保育所・児童館においては、町民保護者の不安を払拭し、児童が安心して運動会などの屋外保育活動が行なえるよう、施設内の庭の除染作業を、児童館は9月7日に、保育所は9月10日に既に着手したところであります。保育所・児童館の今回の作業は、各施設の職員と児童福祉課職員により、レーキやジョレン等で表面の砂等を集め、土のう袋に入れた後、ブルーシートで覆って施設敷地内に一時的に保管するという作業であります。町内建設業協会等の協力を得て、近日中に施設内に埋設する予定であります。

次に、公園の放射線対策につきましては、放射線に関する阿見町の対策方針に基づき、子供たちが利用する機会が多いことから、利用について判断する基準値を校舎・校庭等の利用判断で採用されている数値に準拠することとし、1時間当たり1.0マイクロシーベルト以上の放射線量が観測された場合は、公園の砂場の利用の禁止及び公園の利用の制限を行うものとしております。

放射線量の観測については、町内101カ所ある公園のうち、利用者が多い6公園7カ所について、月2回、定期的の実施しており、測定方法は、地上50センチメートル及び地上1メートルで行い、公表しております。8月29日から31日に測定した結果では、平均0.144から0.326マイクロシーベルト毎時となっており、ただちに利用禁止等の制限が必要な状況ではありません。しかし、利用者がより安全に使用していただくために、比較的除染効果の大きい定期的な除草、樹木の剪定を継続的に実施するとともに、監視に努めてまいります。

次に、町が放射能対策に要した費用の東京電力への請求については、国等から示される請求手順にはかり、手続を進めてまいりたいと考えております。

放射能対策につきましては、今後とも国の動向を注視しながら、しかし、子供たちの安全を最優先として、阿見町は除染等に取り組んでいくつもりであります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 続きまして、学校教育現場における放射能物質への対応についてお答えします。

町教育委員会としましては、大きく分けて4つの視点から対応を進めてまいりました。

初めに、第1の視点は、児童生徒が放射能から身を守るための生活指導です。このことは、児童生徒一人ひとりに対する放射能の影響を低減するための重要課題であり、小中学校で注意を払った項目です。具体的な指導は次のとおりです。

屋外活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。

土や砂を口に入れないように注意する。

靴の泥をできるだけ落とす。

土ぼこりが多いときは窓を閉める。

これらの指導は、どれも子供たちの清潔を保ち健康を維持していく上では、ごく当たり前の事柄です。震災以降は、このような当たり前のことを繰り返し指導することが大事になりました。

次に、第2の視点は、放射線量の把握と公開です。

このうち、空間の放射線量については、5月23日に県から配布された放射線量測定機を活用し、5月25日から隔週の定点観測を開始しました。なお、学校の空間放射線量の測定箇所は、校庭のトラックの中心、校舎内は1階の保健室となっております。測定の高さは、校舎内外とも小学校は0センチメートルと50センチメートル、中学校は0センチメートルと1メートルにしております。

また、学校では、夏季にプール授業がありますが、シーズン前に放流できる状態か見きわめるため、阿見中学校プールの冬を越した水を民間の計量機関に持ち込み、検査を実施しました。その結果、放射性ヨウ素は検出されず、放射性セシウムは1キログラム当たり51ベクレルであり、問題なく放流することができました。その後は、例年児童生徒が行うプール清掃を今年は教職員が行い、プールにためた水も2回検査しましたが、ヨウ素、セシウムとも不検出の結果が出ました。

さらに、飲用水として井戸水を使う本郷小学校と君原小学校について、水質検査を行い、ヨウ素、セシウムの不検出を確認しております。

これらの結果は、5月30日から順次、町ホームページや回覧により公開しており、今後も継続して情報公開を行ってまいります。

続いて、第3の視点は、放射線量低減化に向けた取り組みで、細田議員御質問の1点目に関する内容です。

町立学校の除染対策につきましては、8月9日付で策定した放射線に関する阿見町の対策方針に従い実施しております。具体的には、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の空間放射線量が測定された場合は、児童生徒の活動を制限するとともに除染措置を行います。幸い、9月1日現在、町立学校の校庭における放射線量は、1時間当たり、0.167から0.385マイクロシーベルトの間にとどまっており、町方針に基づく除染措置を要する水準には達しておりません。また、町の方針では、学校での放射線量の影響について、より安全を高めるため、保護者等が校庭などの除染活動を行う場合、共同で除染措置等を行うことを定めております。具体的には、除染に必要な資材の供給や、除染により集積した土壌の地中管理は町の責任で行います。この取り組みとして、すべての町立小中学校で、保護者が自主的に立ち上がり、町と一体で校庭の

除染をしていただけることになりました。除染は、8月27日から9月11日にかけて行われ、空間の放射線量は、除染前0.167から0.385マイクロシーベルトであったところ、除染後は0.165から0.295マイクロシーベルトになり、すべての学校で0.3マイクロシーベルト未満となりました。私もこの活動に汗を流しましたが、文字どおり、保護者と教職員が力を合わせた作業で、御参加いただいた皆さんの子供を思いやる熱意に感動いたしました。こうした活動は、8月26日付の文部科学省の指針でも示され、いち早く実行できたことは、大変意義深いものと考えております。なお、集めた土は、大型土のうに入れて地中に埋設し、覆土することにより放射線を遮り、町の責任で管理していきます。

最後に、第4の視点は、給食の安全確保で、御質問の2点目に関する内容です。

現在、国の暫定規制値を超えた食材については、産地、品目ごとに市場に流通させない取り組みがなされております。しかし、保護者から、給食食材の放射能測定を求める声が強まっていることを踏まえ、今後は、町が導入する食品放射能測定機を活用しながら、食材の検査を独自に行うとともに、放射能の影響がない食材の確保に努めます。

また、産地情報等については、町ホームページで月2回公開しており、引き続き学校給食のさらなる安全性確保に取り組んでいきたいと考えております。

今後も、町民の皆様に安心を提供する取り組みに努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長と教育長の答弁では、除染に努めていると。あと、それから、PTAと一緒にやって除染の1回目の活動をしたと。しかし、放射線ってのは、測定すれば、科学的な数値ですよ。人間の気分で影響があるとかないとかとは言えないわけですから、私が守谷で紹介したきちんとした除染活動ですね。それは、今、教育長が0.387、高いところから0.295、1時間あたりマイクロシーベルトが0.3未満になったということですけども、守谷市では、この0.3が0.09、0.12、0.10、0.11、0.10ということで、今、教育長が言っている、大体3分の1弱になっているわけですよ。このことから言えば、阿見町はPTAと先生方が協力してやったというのは、私は1段目のことだと思うんですよ。次に、私が前に説明したように、放射線、人工放射線の影響っていうのは、徐々に人間のDNAをむしばむということを言っているわけですよ。今、第一段階は、恐らくPTAの皆さんも、放射能っていうのは大変だなということは認識したと思うんですよ。労力奉仕をしてやったけども、現実的には、0.3未満になったということで、まだ高いわけですよ。私は、守谷市であれば、表土を機械で1センチ削ったわけですよ。そうすれば、ほとんどのところで3分の1以下になっているわけですから、やはり阿見町でも、文科省の空中線量、土壤の汚染状況が発表して、阿見町と牛久

の大部分ですよね、それから茨城県では北茨城と。これは、第二段目の放射線の影響だと思うんですが、その第二段目で、第一段目の守谷、取手よりも、今回は9月の時点で阿見町が高くなったわけですから、私は、その高くなった阿見町できちんと減らすと。1センチ削れば3分の1になるわけですよ。町は、今、集めた表土を削った土のう袋は業者に頼んで埋めるということをおっしゃってありますが、私はそのときにきちんと校庭の表土を1センチなら1センチ削ると、そういう実験をして、3分の1以下になれば、それをやると。そしてそのとき集めたのをPTAと先生方がやった土のうと一緒に、やはり処理するっていうのが、一番合理的でお金のかからない方法だというふうに推察します。

町長も、第一段階として、共助じゃないけども、PTAの人に動いてやってもらったと。その後は、やはり町が考えるしかないというようなことを前に言ってましたけれども、今回、この議会の場で、この0.3しか下がらない放射線のですよね、除染はどうするのかをこの場所で明らかにしてもらいたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 自助、共助、公助という形で、やっぱりまず自分の子供は自分で守るということを、まず第一義に考えるべきであるということと、あと共助は、やっぱりPTAと教職員で一所懸命やってくれました。そういう中で、本当に、少しでもね、皆さんが、子供たちがこういう現場でこのぐらいの線量で、今生活してるんだなという、そういう視点もわかったと思います。今後、やはり高いということになれば、町がやっぱり積極的にそこに携わっていくという、これは当たり前だと思っています。やることはね。だから、その点は、やっぱり町がね、やっぱり積極的に携わっていくということが一番大事なのかなと。これは、お金が幾らかかっても、やらざるを得ないものはやるっていうことが、町としてはやっぱり、子供たちを守るための使命ではないかなと、そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の答弁では、町長は積極的に、幾らお金がかかってもやるということをおっしゃっております。放射線の影響、これから半減期30年、恐らく20年。チェルノブイリも25年つき合って、まだもとに戻れないわけですから、30年間ぐらいはつき合うしかない。で、影響を、放射線を減らすのは、早ければ早いほどいいということを学者が言っているわけですよ。阿見町も、既にホットスポットの守谷市ではきちんと減らしたわけですから、第二のホットスポットになっている阿見町も、きちんとそれに倣って、早急に減らしてもらいたい。町長がそのようにやることを期待して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで、18番細田正幸君の質問を終わります。

○18番（細田正幸君） これ、放射能測定機も持ってますんで。

○議長（佐藤幸明君） それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は、午前11時10分からいたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、太陽光発電システムの導入についてお伺いいたします。

3.11の震災における福島原発事故を機に、自然エネルギーへの関心が高まってまいりました。今回の震災では、当町でも停電による被害もありました。発電機がない公共施設は、大変な不便を強いられました。発電機の使用も燃料が必要であり、その燃料の確保も困難をきわめました。そこで、自然エネルギーへの転換が重要な課題となってまいりました。国では、震災前から太陽光発電の導入量を2020年に現状の20倍程度とする目標を掲げておりました。その中で、学校における太陽光発電の導入は、平成21年4月にスクールニューディール構想が示され、学校の耐震化の推進と太陽光パネルを初めとするエコ改修への取り組みがなされています。これを受け、全国の自治体では学校への太陽光発電の設置が推進されました。当町では、昨年度策定された環境基本計画の中で、太陽光エネルギー等、新エネルギーへの普及に努め、導入促進のための支援を行うとありました。そこでお伺いいたします。

1番目に、家庭用太陽光発電導入のための補助金制度の今後の見通しについて。

2番目に、公共施設、学校、保育所への導入について。特に、子供の教育施設への設置は、省エネと災害時の応急だけでなく、環境教育の推進に貢献できると思われれます。

3つ目に、三重県津市では、通学路等に太陽光エネルギーで発電する蓄電式LED防犯灯を設置し、防犯はもとより、省エネ、地球温暖化防止につなげています。太陽光を利用した防犯灯のLED化を今後進めていってはどうか。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の太陽光発電システムの導入についての質問にお答えいたします。まさにこの原発によってね、脱原発ということで、本当に自然エネルギーをどう使っていくかというのは、もう日本にとってはね、避けられない課題かなと思いますし、地域自治体にとっても、やはりこれは積極的に進めていくような状況をつくっていくということが大事なのかなと、まず最初に、そういうお話になりますけど。

1点目の家庭用太陽光発電導入のための補助金制度導入の見通しについて、及び2点目の公共施設、学校、保育所への導入は関連しておりますので、あわせてお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、町にも町民から補助金の有無についての問い合わせが多く寄せられております。御質問の家庭用太陽光発電補助金制度の状況であります。現在、国では、1キロワット当たり4万8,000円で上限48万の補助制度を設けております。県の補助制度は終了しておりますが、現在の状況から、再度の補助金導入を前向きに検討するのではないかと考えております。

県内市町村では14市町村で導入しておりますが、前述のような状況から注目が高まり、受け付け開始後、申し込みが多く寄せられ、関心が非常に高いようです。そのようなことから、阿見町としましても、家庭用太陽光発電補助制度の創設及び公共施設への設置に前向きに取り組んでいきたいと考えております。

また、教育施設への導入については、教育長から答弁をしていただきたいと思います。

3点目の、三重県津市は通学路などに太陽光エネルギーで発電する蓄電式のLED防犯灯を設置し、省エネ、地球温暖化防止、防犯につなげている。防犯灯のLED化を今後進めていったらどうかですが、LED防犯灯は現在の蛍光灯と比較しますとエネルギー効率と耐久性にすぐれ、省エネと維持管理費用の節減に効果があるということは十分認識しており、町でも修繕が不可能なものについては省電力タイプの防犯灯やLED防犯灯に交換しており、新規に設置する防犯灯については同様のものを設置しております。

また、議員御指摘の蓄電式のLED灯については、費用が高額であることや、ほとんどが電柱に設置されているために、ソーラーパネルや蓄電池の設置等課題もあるため、今後研究していきたい、そういう研究課題と考えております。行政区でのLED防犯灯設置普及については、町の補助等、さまざまな視点から積極的に支援をし、導入に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 2点目の、学校への導入についてお答えいたします。

町立小中学校では、耐震化工事が最優先の課題となっております。このため、外装の補修工

事や屋上の防水工事などは先送りしている状況にあります。

しかし、紙井議員御指摘のとおり、太陽光発電の導入は、地球温暖化防止や環境教育の推進にもつながりますので、町立小中学校を初めとする教育施設に太陽光発電を積極的に導入していきたいと考えております。まずは、平成25年9月に供用開始予定の新学校給食センターに太陽光発電を導入し、食育とともに自然エネルギーの学習の場としても活用していく予定です。

今後、町立小中学校では、耐震化工事の進捗状況や屋上防水の改修時期に応じて、太陽光発電の導入を推進してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 前向きな御答弁、大変にありがとうございます。

まず、2番目の、学校への設置について、先ほど教育長からも屋上へ設置する方向で考えているということをお話をお聞きしました。また平成25年9月からの給食センターの設置において、子供たちにもやはりそういった学習をする場を設けるとともに設置に向けていくということは大変うれしいことだと思っております。

ちょっとここで御紹介させていただきますけれども、静岡県の御殿場市というところは、先ほど教育長おっしゃったように、校舎の屋上と地上に設置された2つの太陽光発電システムを活用して、日常的に環境学習を実施していると。エネルギー問題への生徒の関心も非常に高まっているということなんですね。昨年の8月に設置されたんですけども、ソーラーパネルは合計10キロワットで、校舎の屋上に9キロワット分、また校舎の玄関付近にも1キロワット、3枚のパネルをつけております。生徒は、いつも見たり触れたりすることができるということなんですね。地上のパネルには太陽光で発電した電気をその場で使えるコンセント板があるんですけども、1,500ワット。生徒は理科の授業などでその仕組みを学習しながら、自分たちで立ち寄った電気店でコンセントの基盤を見ながら、太陽光のパワーを実感しているということです。このシステムによって発電した電力で、学校全体の電気使用料の3分の1を賄えることができたということでした。校舎1階に取りつけたモニターの画面できっちりとわかりやすく表示をされる。生徒が省エネや自然エネルギーに関心を持てるように、とにかく工夫をされているということでした。

あとは、鳥取県の境港市というところでは、やはり屋上に設置されたパネルの出力、太陽光パネルですけども、屋上の広さに応じて40キロワットから90キロワットということで、これにより、年間で500万円の電気料が節約することができたという報告が書かれておりました。

また、福岡県の筑前市というところは、やはり設置された太陽光システムで、最大出力9ワット、年間で8万8,000円の電気代の削減が見込まれたと、非常に効果的であるということで、これはぜひとも取り入れていただきたいというふうに思っております。

給食センターのパネルの設置ですけれども、これはどういった形のものですか。わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい、給食センターに設置する予定の太陽光発電なんですけれども、現在、基本計画、基本設計をまとめておりまして、エネルギーに関してまだ正確にお答えすることができないんですけれども、昨日も、今回委託しました設計業者と打ち合わせをしまして、大分、内部のレイアウトとか設備が固まってまいりまして、この次の段階で、エネルギー計画を打ち合わせしようということになっておりまして、現在この場でどのような形のものかということは、まだ発表できません。それで、基本設計がまとまりましたら、また全員協議会等で、この件に関しては御報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひとも、いろいろなものを研究しながら、よりよいものをつけていただきたいというふうに思っております。

3番目の、LED蓄電式、太陽光発電の蓄電式LEDですけれども、本当に前向きなお答えありがたいと思っておりますが、確かに費用がかかります。ただし、需要がたくさん、今ありますので、そういったことから、金額も年々減ってきております。そういったことで、やはり新しいものにつけるとときには、太陽光の蓄電式のLED化をぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

太陽光に関しては、再質問はありません。いろいろと前向きに考えていただきたいというふうに思っております。

最後ですけれども、太陽光発電は設置する場所の制約がないのが特徴でありまして、腕時計から人工衛星まで、さまざまな場所で用いられていると。私のこの腕時計もやはりソーラーなんですけれども、電池を入れ替えなくていいということで、家の中も順次、時計からセンサーライトから、全部ソーラーに今、新しくかえてきているところであります。そういったことで、メンテナンスも非常に楽ですし、そういったことで、やはり前向きにいろいろソーラーを取り入れていきたいなというふうに思っております。

地上に設置することも可能なんですけれども、太陽光を十分に受けることができ、パネルの重量に耐えることができる場所であれば、屋根や壁など、建造物のさまざまなところに設置することが可能であると。また、軽量で柔軟なフレキシブル型太陽電池も開発されておりますので、取り付けの自由が高まっていると。

ここで、メリット、デメリットがあると思うんですけれども、まず、十分御承知と思います

が、念のために申し上げますと、例えば長所は、装置的には規模にかかわらず発電効率が一定であるために、小規模分散運用に向いている。また、発電のときに廃棄物、温排水、また廃棄、騒音、振動などの発生がない。出力ピークが、昼間電力需要ピークと重なっておりまして、需要ピークの電力の削減に大変効果がある。設置の位置についても、需要地に接近して設置をするために、送電のコストや損失を最小化することができる。また、先ほどありました震災の非常用の電源となり得る。ほかの発電方式と比較しまして、設置の制限条件が少ないと。建造物の屋根や壁面にも設置できるために、土地を占有せずに設置することも可能であると。社会的には、構成材料の大部分がリサイクル可能でありまして、設置国のエネルギー需給率を向上させることができる。稼働に関しましては、化石燃料を必要としないので、エネルギー安全保証上、有利になってくる。発電時の温室効果ガスを排出しないで、設備、製造等の排出も比較的少ない。これが長所です。

次に、短所なんですけれども、先ほどおっしゃったコストもまだ最初、今はかかるというところもありますけれども、単純な発電力量当たりのコストが他の発電方法に比べて割高な場合があると。夜間は発電せずに、昼間でも天候等により発電量が大きく変動してしまう。配電系統への連係する場合には、設備量の増加に伴って、系統インフラの改造がまた必要になってくるということですね。設置面積当たりの発電量が、集中型の発電方式に比べてちょっと低いと。高温時に出力が落ちてしまうと。影とか汚れとか、火山灰とか降雪、この辺は余りないんですけれども、それによって遮断されると、その分出力が落ちてしまうと。

そういった長所・短所がございますけれども、さまざまなことを検証しつつも、やはり自然エネルギーの恩恵を少しずつ取り入れていきたいなというふうに考えております。環境保全や災害時への対応策を考えるべきではないかと思い、今回、提案させていただきました。町の今後の推進を、また前向きなる対応を願ひまして、太陽光発電システムの質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） それでは、引き続きまして、次の質問に入らせていただきます。

ボランティアの活動を推進する町民活動センターのあり方についてお伺ひいたします。

平成14年3月、町のボランティア活動の充実を図るために、当時、牛久市と取手市の形態を参考にしながら、ボランティアセンターの設立について一般質問をさせていただきました。平成15年に町民活動センターが設立されましたけれども、若干私が思っていたイメージとは違うものでありました。そうは思いつつも、当時は、まずはスタートして、徐々に改善していくものであろうと、その間、何度か改善を提案しながら現在に至っているという状況であります。

町民活動センターでは、ボランティア活動やNPO支援を行っていただいておりますが、本

来は、数多くあるボランティアグループの、また個人の情報を把握して、ボランティアをしたい人と頼みたい人の関係がうまく機能するように図るのが役目であると考えております。しかしながら、現在、当町のボランティアは、町民活動センターでの登録だけではなく、社会福祉協議会に拠点を置くボランティア団体や、また図書館での読み聞かせ等のボランティア、公園整備の都市計画やまた防犯関係のボランティア、そういった町内各所に窓口が散らばっているのが現状であります。これは大変にわかりにくい。そういったことから、以下の3点についてお伺いいたします。

1番目に、町に登録されたボランティアのすべてを把握し、情報の窓口の一元化を図ってほしい。

2番目に、センターの場所が、現在のマイアミショッピングセンターの3階ですけれども、そこから障害者も高齢者もだれもがわかりやすく出入りしやすい保健福祉会館など公共施設に移動できないかどうか。

3番目に、内容の充実を図るために、検討委員会や運営委員会を設置し協議を重ねてほしい。

以上、3点についてお伺いいたします。前向きなる答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、答弁いたします。

町民活動センターについては、前にも随分、紙井議員さんにもいろいろ、おほねおり願ったり、いろいろ、なかなか難しい観点があるというのは、当の議員さんもわかっていると思うんですけれども、本当に難しい点、いろいろ散らばっているということですね、非常に難しいかなという、そういう面は否めないのかなという気がしております。

まず、1点目の、町に登録されたボランティアすべてを把握するため、情報センターに一元化してほしいについてでございます。

町では、昨年度、町——公民館を除く、社会福祉協議会、町民活動センターが把握している団体に対し、社会貢献活動に関するアンケートを行いました。回答いただいた団体の中で、社会貢献活動を行っている判断し、かつ情報の公開に同意を得られた35団体のプロフィールを町民活動センターに情報を集約し、ホームページ上で紹介するとともに、広く情報の提供と参加を呼びかけているところでございます。今後も、社会貢献活動を行う団体を把握し、町民活動センターに情報の提供を随時行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の、場所を公民館及びさわやかセンター等公共施設に移し、広く町民が活用しやすいようにすることについてですが、社会貢献活動アンケートの調査において、現在の町民活動センターの場所については、使いにくいという意見も確かにあります。議員御提案の公民

館、さわやかセンターといろいろ模索しましたが、ある程度のスペースの確保が、今、非常に難しいことや、利用時間等の問題もあり、町民活動センターを現実的に移すことは難しい状況であります。しかしながら、協働のまちづくりという視点もありますので、来年度、協働の指針を策定する中で検討してまいりたい、そう考えております。

次に、3点目の、検討委員会か運営委員会を設置し協議願いたいについてですが、町民活動センターの運営方針の決定と評価をすることが、今後の町民活動センター運営について重要だと思っております。先ほど述べましたが、指針の策定の中で、運営委員会の設置については検討、前向きに検討していきたい、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。先ほど町長がおっしゃった社会貢献活動をしている団体のアンケート調査、これの内容を少し教えていただきたいことと、それを検証して、結果を検証したのかどうか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。まず、1点目のアンケート調査の内容でございますが、目的としましてはですね、社会貢献活動を行っている団体及び今後活動を予定している団体の活動状況等を調査しまして、今後の町民との協働を推進する施策の参考とするために実施したものでございます。期間はですね、平成22年の11月からでございます。調査の対象団体としましては、把握できました活動している団体、こちらが158団体。それとですね、公民館等でサークル活動を実施しておりまして、今後そういった社会活動を実施していく考えのある団体からもですね、14団体ほど回答をいただいております。回答率ですが、158団体に対しまして117団体の回答がありました。74%でございます。設問の内容でございますが、大きく3項目ございます。まず1点目が、団体の活動内容。構成内容とかそういったものでございます。それと2点目が、町民活動センターについての利用状況とかそういった、要望とかそういったもの。最後がですね、3点目が、協働、ともに働くというそういった考えについてでございます。以上、17問について質問を設問しまして、それで回答を得ているということでございます。

2点目の、検証でございますが、それは実施しておりまして、結果的にこれから何がわかったかといいますと、今、町長からありましたように、まず町民活動センターに限りますと、センターを知っているという方々が63%です。ということで、認知はある程度されているのかなと。しかし、利用したことがあるのかなというような質問に対しましては、83%の方が利用はしていないということですので、結果的には、認知度はあるけども、今、紙井議員がおっしゃったような理由もあろうかと思いますが、ちょっと利用状況が悪いというような、そう

いったことがわかったというようなことでございます。それと、あと、センターに望む機能としまして、これは選択方式で質問しておりますが、1番が情報収集ですとか提供。それから次が活動の場の提供ですとか行政とのネットワーク、そういったものが望まれるというようなことで回答がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。先日、この阿見町地域福祉計画というのをいただきましたけれども、この先ほどのアンケートとこちらの地域福祉計画、この中にも町民活動センターのこと、載っていたんですけども、これは、つながってはいない、あ、ごめんなさい、こちらの内容がこちらに検証はされていないですね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。町民活動推進課のほうで実施しましたアンケートにつきましては、対象者があくまでも、社会貢献活動を実施している団体に限ってのアンケートですので、今のその社会福祉計画につきましては、それ以外の方も含めての多くの方々にアンケートを対象としていますので、その辺で、密度的には、といいますか違ってくるかと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。この町民活動に関するアンケート、事前に私もちょっと入手させていただきまして読ませていただきました。特に私が気になったところは、皆さんの一人ひとりの声、最後の紙面のこれからの町への要望というところだったんですけども、そこを少し御紹介させていただきたいと思えます。

1人目の方は、阿見町のような地域では、地域密着型のボランティア団体の活動が基礎にあって、その活動分野や性格によって、NPO法人の形成があるべきかと思っています。また、広域的なNPO法人も必要なんですけども、昨今は、その基礎にあるボランティア活動や精神が希薄になってきていますので、地域コミュニティの形成、関係が弱体化しつつあるように思っています。

また、もう1人は、共同事業を町と実施したいと。他県や他地域のほうには、活発な、例えば牛久ですとか取手ですとか、そういうところに阿見の人材が行って活動をしているという状況なんですね。町との接点がほとんどない。お互いに必要なはずなのに、パイプになる場所がないと感じている。

まあちょっとピックアップしますけれども、時間に余裕のある、例えば定年退職した人、元気な人に社会貢献、地域貢献の必要を理解してもらおうということが必要なだけけれども、また、

小中学生への社会貢献活動への理解も深めていきたい。実践の機会をつくって、それを評価するような社会の仕組みにしてもらいたいということでした。小さいものでも、社会貢献活動はたくさんあるんだということで、身近な地域貢献の実例をまとめて、広く町民に紹介をしてもらいたい。

もう1人の方は、すべてのボランティア、個人、団体がそれを統合するセンターの設立を望んでいるということがありました。福祉は社協、スポーツは教育委員会、防災は社協、環境、わかりませんと。このアンケートが、この町のまちづくりに活かされることを切に要望しますとあるんですね。

また、すべてのボランティア団体及び個人を終結して得る組織の編成なんですけれども、現在の町活センターでは、特定事業、特定ボランティアのみの支援活動に甘んじている。真のボランティアセンターの設立を望んでいるんだと。

また、もう1人は、リーダーの養成、広報活動の充実、人材の確保が非常に大事になってくる。また、町民活動センターにおいて町内各団体の活動が一覧できるように展示してほしいし、また、社協に属する団体と今は分かれてしまっているので一緒にやりたい。個人を含めて、社会貢献活動を目指す人または団体間の交流の場をつくってもらいたい。今は、だからそれがないんじゃないかということなんです。まず顔を合わせなければ、相互交流は生まれないと思うので、町当局はコーディネートに徹してほしいということでした。

町民活動センターってどこにあるのって、多くの方に聞かれますということもありました。

自主活動といいながら、会員全員が仕事を持っていると。そうするために土日、本当は動きたいんですね。学生さんも土日しか動けないですね。そういったことで、時間の折り合いが悪いのと、余裕がないため参加できない状況です。これが、この85%に反映されてきているのかなっていうふうに、先ほど感じました。

最後の方ですけど、このアンケートがただ単なるアンケートで終わらないようにしてくださいと。町ではさまざまな形でボランティアをしている方がおられます。窓口が整理されていないために、新しく参加したくて、そう思っても、どこへ申し込んでいいかわからない。話を聞いたりしたが、わからなくなっていると。ボランティア窓口の一本化を推し進めてほしい。

また、もう1人の方は、開かれた場所、今は特定の団体のみ活動して、活動できる場が少なく、ボランティア活動に自由に参加できる雰囲気がないですということ、先ほどお聞きしたのが、こちらの地域福祉計画、これは福祉計画ではありますけれども、こちらは社会団体でありますけど、ボランティアというとすべてを網羅してなくちゃいけない。したがって、こういう計画を立てるときには、今までやった、とったアンケートをすべて集約して、ここに盛り込んでいかないと、なかなかやっぱり分散は、1つにまとまてはいかないというふうを感じる

んですね。この地域福祉計画の中でも、町民アンケートの自由意見よりということで、社協が母体となって高齢者等が運営する軽食喫茶をやってほしい。住民の情報交換の場とするところを、打ち合わせをできるような場所をつくってもらいたい。でも、町民活動センターに高齢者が集まってできるというような場ではないですから、そういったことをやっている方をお願いをして、そこに、こういうところがありますよって、おひとり暮らしでお友達が少ない場合、こちらのほうに行ったらどうでしょうか、なんて感じで促してもらうことが大事ではないかと。

先日、ある町民活動センターに登録をしている「田舎のたまり場ゆのはら」というところに、知り合いの方に連れて行っていただいて、訪問してきました。日本おそば屋さんなんですけれども、ほとんどボランティアのような金額で、高齢者とか地域の方が集まって談笑する場ということで提供してまして、日本そばを食べながら、みんなで地域の方、知らない方、いらしたんですけれど、私もすぐにお友達になって、すごい爆笑するぐらいの楽しい場所だったんですね。そういったことを夢見て御夫婦でやっていらっしゃるんですけれども、そういったところがたくさんある。そういった紹介もなかなか人の耳には入っていかないということもありますので、そういった、どこかが母体になってそういう紹介をしてもらいたい。

地域の座談会の中では、グループの拠点が社協、町民活動センター、図書館などに分かれているので、ボランティアグループを一本化すべきだ。町民活動センターに拠点を置いて推進を行って行ってほしい。要するに、ここに載っていた意見とこちらの出てきている意見はほとんど同じものが多いです。ですから、そういったことを検証しながらね、やっていていただきたいなというふうに思っています。

アンケートの件は以上なんですけれども、その一元化をしてほしいこと。場所ですけれどもね、先ほどの、外から入りやすく、だれもがわかる場所。で、土日をあける。いろんな部分がネックにあると町長おっしゃっていましたが、本当に確かにそうかなとは思っています。できれば日曜、祝日もあけて、学生や仕事を持っている人も利用できるようになってほしい。土日の開館はどうか。

場所ですけれども、今のあみショッピングセンターの3階ではなく、5カ所ほど、私ちょっとどうかと思って、調べたところがあるんですけど、ちょっと1カ所ずつ教えていただきたいんですけれどもね。

1番目は、地域活動支援センターで使っていた福祉作業所があるところですね。そこが、行く行く場所がもし変わった場合、シルバーの隣ですけれども、その場所は使えないのかどうか。

2つ目は、中央公民館の3階にパソコン教室をやっていたところがあるんですけど、そこは今使っていないんですね。その場所は使えないものかどうか。

あと、まほろばの作業所。昔、放課後児童クラブで使っていた作業所なんですけれども、そこはちょっと今、荷物置きになっておりまして、そこを使えないかどうか。

4つ目が、上郷の水道事務所跡、ここは今、計器とか置いてありますけども、人がいません。ここの計器を整理しながら使えないものかどうか。

あと、先ほど出た給食センター、設立するんですけれども、その跡地。旧給食センターの部分を何とか再活用できないか。

あと、前に男女共同参画のときにも、ちょっと出させていただいた場所ですけれども、曙の職業訓練校跡地。そこは利用できないものかどうか。あそこは、女性だけが集まる分には、少し治安が悪いということで、男女共同参画でもちょっと皆さん後ろ向きになりましたけれども、そういったことに使うのであればいいのではないか。

この5カ所について、ちょっとどういう状況か教えていただければ幸いですけど。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、ただいまですね、場所の候補地の状況ということで御質問がありましたが、ちょっとその前にですね、活動センターの一元化ということでですね、アンケートからですね、それからその結果に基づきまして、その一元化を図るためにですね、今取り組んでいる事例ってありますか、内容をちょっと御説明していきたいと思えます。

まず、アンケートに基づきまして、情報を公開していいっていうような、そういった方々が35団体いらっしゃいました。それはやはり情報の提供、それから会員募集っていうような、そういった2面がありますので、そういったことで、その団体につきましては、町のホームページにですね、町民活動センターの中に団体のほうを紹介してございます。この紹介につきましても、広報あみのほうでですね、こういった団体をアンケートの結果、活動情報を公開しますということで、7月号でもその団体名について周知してございますし、あとあわせましてホームページをぜひご覧になっていただいて、これからそのボランティア等に取り組みたい皆様については、ぜひ御活用願いますというような、そういったことで周知しております。

その団体なんですけど、今いろいろなところに分散されていて大変わかりづらい、一元化されていないというようなことなんですけど、このホームページではですね、その35団体につきましては17分類をしまして、その中に当てはめて紹介をさせていただいております。保健医療ですとか社会教育、まちづくり等々、18分野ですね、これに分けて紹介してございまして、それで、その中で、その分類からクリックしていきますと、団体のプロフィールシートがございまして、その中で活動の内容ですとか、それから代表者、それから目的、それからその活動の日時とか詳しく説明しております。最後にですね、会員とか、それから年齢層とか平均年齢もありまし

て、最後にこの団体がですね、会員以外のボランティアの受け入れということで、それに対しまして受け入れるとかそういったことで積極的に各団体がPRしていただけると、そういったことで今、取り組んでおります。どうしても公表していいっていう35団体ですけれども、これからどンドンどンドンですね、町それからセンターのほうでですね、その辺を把握していきながら、この数を増やしていっていただければと考えております。そういったことで、一元化に向けてはですね、多少足踏みはしましたけども、このアンケートに基づきまして、今、着々と取り組んでいるということでございます。まずそれをちょっと御報告申し上げたいと思います。

それから、御質問の町活センターの今の場所じゃなくてほかの位置を5カ所上げていただきましたが、おのおの所管が違いますので、その所管する部長さん方に答弁していただきたいと思いますが、まず、私のほうからは、曙の職業試験所跡地でございます。あそこにつきましては、いろいろ女性部会の事務局とかっていうことでお話がありましたが、ちょっと耐震上問題がある施設ですから、これを行政がですね、そういった団体にですね、ちょっとお貸しするということは、そういったことで行政として難しいということから、この辺については無理かと思えます。

ほかにつきましては、担当される部長さんのほうから説明していただきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） それでは、私のほうから、先ほど御質問ありましたさわやかセンター、福祉作業所で使っている場所とまほろばということでございました。さわやかセンターの現在福祉作業所で使っている場所は、来年度から社会福祉協議会のほうに、障害者の就労移行支援のB型ということで、事業が社協のほうに移行するというようなことで、その作業所の場所も、現在のさわやかセンターの機能回復訓練室、そこを利用するというようなことで、現在の障害者デイサービスと一体的にその場所を使っていくというような計画でおります。したがって、今使っている作業所には、現在使っている機能回復訓練室を移動するというようなことで、部屋の交換と、場所の交換というようなことですので、作業所のほうがあくというような状況にはなりませんので、使用についてはちょっと難しいというふうに考えております。

それと、まほろばでございますが、物置になっているというような場所ということでございましたが、こちらは、先ほどまで福島からの避難者が避難してたということで、その方に対する災害救援物資とかいろんなものが寄せられていたものを一時的にそこに置いといたというようなことがございますが、現在、避難者が外のアパートに越されたということで、そういう物資についても整理をしまして、現在その部屋は高齢者の趣味の同好会等の活動に使用しているというようなことですので、その場所もなかなか使用は、現在のところ難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、それでは上郷配水場の件が出ましたので、現在この上郷配水場、県からの受水を受けて配水しております。そういうところでございますので、不特定多数の方が年中利用するという事は、ちょっと問題かなと考えております。また、さらに交通の便も、上郷の配水場のほうは、かなり悪いところでございます。以上の点から、ちょっと上郷配水場については、難しいということになります。以上です。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。中央公民館の3階のですね、前にパソコン教室ちゅうことで使われたところだと思います。この件についても4月から8月までの利用実績、ちょっといただいたんですが、それを見ても、利用団体、今のところ延べ57団体が月平均ですが11団体利用して、延べ603人の利用をしているということです。

それから、給食センターの今の旧施設、いずれはこれは解体するちゅう考えでいまして、これについては駐車場にしておりまして、現在残しておいてるのも非耐震ちゅうことで、いずれにせよ、ちょっと使えないっていう部分で御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 今のとおりの今の状況なんですが、そういったことですね、当初はですね、土日の休日ですとか、それからあと夜間、そういったことで活動が可能な場所が望ましいっていうことで、今の場所に設置したものかと思えます。しかし、あのアンケート調査ではですね、利用がしづらい場所だったということがわかりましたので、考えてはいるんですが、しかし、今現在では、ほかに適当な場所がないというようなことでございます。これが、ある程度バブルとかそういう時期でしたらば、先ほどの女性センターも含めましてですね、こういった協働のまちづくりをですね、提案している行政側としましても、ぜひその場所っていうのを確保して提供すべきというふうには考えてはいるんですが、大変そういったことで、時代としまして、今新たな箱物等をですね、つくることも難しいものですから、少しちょっと何ていうんですか、その辺が、今私どもとしまして、お願いしながら、なかなかそういった場所を提供できないということでございます。山村地域ですとか、それから市町村合併が進んでいる自治体ではですね、小中学校の統廃合等にあわせて、廃校になった学校を使っていくというようなこともあろうかと思いますが、当町におきましては、そういったことも難しいですので、今現在はですね、ちょっと長期的にですね、民間施設それから公共施設も含めまして、全体で協働のあり方といいますか、協働の活動の場というものについて、ちょっと検討

をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。今の理由、全然理解できないことが多いです。やる気があればできることばかりだなんていうふうに思いました。例えばですね、上郷水道事務所跡。不特定多数の人が出入りするのはいかがでしょうかと思うというのは、これは、これに使うんだよっていうふうに規定されれば問題ないのかなって思うことと、まほろばに関しても、今高齢者の人が使っているということですのでけれども、別の場所もありますから、そこは使えないとなると、学童クラブで当時使っていたわけですから、使えないとなると違うところをシフトして使うことはできますし、この耐震化についてはね、どれぐらいのお金がかかるんだかっていうことがありますから、でもそれも、行く行くは耐震化も考えながら、じゃあずうつと耐震構造の悪いものをぼろぼろになるまで置いとくのかっていうことになってしまいますから、そういったことも兼ね合わせ、また、中央公民館のパソコン教室も、今、57団体使っているってお聞きしましたが、これもここは使えませんとしたときには、違う場所を使うと思うんですね。そういったことから、いろんな理由をつけずに、まずフラットにした考え方で、もう一度考え直していただきたいなっていうふうに思いました。

場所に関しては、本当に一番重要な部分だと思うんですね。土日があかなければいけない。

そこでですね、今、町でやっていますから、いろんな縛りがあると思うんです。先ほどおっしゃった理由も全部町がやっているから、そういったことの縛りがあるかと思うんですね。そういったことで、これを社協に委託できないものかどうか。その辺もちょっと考えているんです。と言いますのが、平成14年3月当時、阿見町ボランティア検討委員会というのを立ち上げたときに、設立の構想についてということで、本当に立派な内容のものでつくられました。当時の委員長、副委員長、役場の職員の皆さん、ボランティアの団体、ボランティア連絡協議会の代表、そういう方が中心になって、社協でやりましょう。牛久もね、おととい見てきたんですけども、社協でやっているところがね、やはり自由闊達にできるという部分で、非常にいいなっていうふうに思いました。つくば市なんかは市でやっていますけれども、そこも本当にいろんな民間の声を取り入れて柔軟に対応していますので、驚くような利用のしやすさっていうのをちょっと感じましたけれども、そういったことで、先ほどの、社協に委託をしてこれをするのができないか。もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。町民活動センターの設置の経緯とこのをですね、私もちょっと勉強させていただいたんですが、平成5年にですね、その社会福祉協議会内に阿見町ボランティア連絡協議会を設立しまして、その後ですね、平成6年に社

協内にボランティアセンターを設立したということで、最初は議員おっしゃるとおり、社協がですね、中心となってやってまいりました。それで、平成13年にですね、生涯学習課の住民サポートセンターっていう構想が上がったものですから、それにあわせて社協のボランティアセンター構想を合体しまして、ここで初めて町長部局、教育委員会部局が社協に加わったという形で協議が始まったわけでございます。その中で、ボランティア委員会を設置しまして、14名なんですが、一応その中では社協が主体でございます。委員長が社協の理事、副委員長がボランティア連絡協議会ということで、その組織の中の方がやられていまして、事務局につきましても社協の事務局長、事務局が入っていたというような、そういったことでございます。そのボランティア協議会の中で協議しました結果、社協ではできないので町部局、町長部局というようなことでなったというふうに聞いております。それで、平成14年に町長部局が主体となりましてボランティアセンター設立準備委員会を設立いたしまして、14年の11月に今の施設に開設準備室を設置いたしまして、その後、1年後ですか、平成15年の10月に開設したというような、そういった経緯でなっておりますので、今、社協ということで御提案いただきましたけども、これはですね、まだ全然今後、そういった話は全然しておりませんので、1つの御提案として、これからですね、来年、協働の指針というものにつきましても検討してまいりますので、その中で、場所それから事業主体等につきましても、いろいろな方々から意見をいただいた中で取りまとめていければと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 部長がおっしゃった内容と私がちょっと調べた内容とは、若干食い違う部分があるんですけども、私がお聞きした状況は、平成14年にボランティアセンター設立の運営委員会を立ち上げた時、社協として立ち上げ、それで役場からは総務課等、何人か来ていただくことになった。しかし、社協ではなく役場が立ち上げることになってしまった。場所もあそここの町民活動センターがあるところのマイアミショッピングセンターになってしまったということだったんですね。NPOの支援が、強く今はなっております、ボランティアセンターの一元化というところまではなかなか行っていないのが現状なので、各課にそれぞれにボランティアがあるのが現状で散らばっている。一元化をするのはなかなか難しいというふうにお聞きしています。ですから、部長が本当にそういう内容でお聞きしているのであれば、恐らく双方の考えが違ふと思いますので、しっかり話し合っていたいただきたいと思うんですね。どの部分で食い違って、どちらがどういうふうに思っているのか、私は両者を前にして聞いていませんからわかりませんが、その辺の食い違いをもう少し立て直していただきたいというふうに思うんですね。先ほど、一元化の話、部長なさいましたけれども、これ35団体情報

公開をしてって、ホームページにも載っていましたが、これは町民活動センターの中のボランティアだけですよね。社協の中のボランティアは入っているのでしょうか。それもあわせて2点お伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。設立の経緯です、ちょっと過去にさかのぼって町長部局か社協部局かというのはちょっとどうかと思いますが、ただもう一度申し上げますと、平成13年度にボランティア検討委員会につきましては、これは委員長が社協の理事、事務局も社協ということで社協主体。それでその後ですね、14年の5月にボランティアセンター設立準備委員会、こちらにつきましては、委員長は町長公室長、事務局が企画課ということで、ここで初めて町長部局に移ったということですので、そのときの何ていうんですかね、どういった交渉の結果こうなったかはわかりませんが、今私が認識している範囲では、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、2点目の、今公表してます35団体のものにつきましては、これは社協も入っております。対象としましては150数団体につきましては、社協が把握しておりますそういった団体につきましても、すべて対象にですね、アンケートをしておりますので、そういった特定のところだけの広報ではなくて、一応、阿見町としまして、今、全団体について、こういった一元化しようということで取り組んでいるということでございます。その結果が、公表していいところ、今のところは35団体しかなかったと。しかしこれがですね、どんどんどんどんこの活動っていいですか、一元化が御理解いただければですね、もっともっと増えてくるかとは考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい、わかりました。またその辺、調べておいてください。

町民活動センターの事業費ですけれども、事業費と施設の使用料、これについてお尋ねします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。本年度平成23年度の予算としましては、856万4,000円を事業として計上してございます。

ちょっと済みません、お待ちください。

失礼しました。施設使用料としまして、月額ですね、約15万6,000円でございます、年間187万円でございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。そうしますと、私も調べさせていただきましたけれども、施設使用料186万9,840円、これが庁内の場所に移ると、庁舎内、うちの公共施設に移ると186万9,840円が浮くわけですね、毎月15万5,820円が浮いてくるわけなんです。そういったことから、場所も本当に本格的に検討していただきたいんですね。

あともう1つ。今あるボランティアを一元化する話ですけれども、今ある町民活動センターではNPO支援を本当に本格的にやってくださっています。今のNPO支援は、それはそのまま徹していただいて、NPOとすみ分けをして、本来の町民活動のボランティアセンターを機能させるか、同時にするか、すみ分けをして考えるか、また、本来の機能に完全に軌道修正していくか、この2通りではないかなって思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 今回のNPO支援はいいけれども、本来の目的というようなお話ですけども、このセンターの設立した目的としましては、私が把握しておりますのは、ボランティア活動ですとかNPO活動、そういった社会貢献をされている団体っていいですか、を支援していくってような施設であるということと、それが1点。あともう1点がですね、そういった活動団体に対しまして場所を提供していくというふうな、そういったことと、3点目がですね、やはりそこの活動している団体として、これからやろうとしている団体の橋渡しっていいですか、情報の提供、発信、そういった3点かと思います。

その中でですね、私としましては、確かにですね一元化というものはおくれておりますが、今そういったことで一步一步進みだしておりますので、そういったことではですね、本来の目的というのをですね、まあ、着々と進んでいると思います。ただですね、場所としましては、議員おっしゃるとおりですね、アンケート結果でもありますように、八十数%の団体が利用していないという状況がありますので、これはやはり検討していくというようなことであります。ただし、それにつきましては、すぐにあそこだっということ結論が出ないということでございます。こちらにつきましては、今の段階でも土日ですとか夜間、9時までで使用できますので、それを公共施設に移しますと、いろいろそういった土日の休日、それから夜間まで、なかなか対応できる施設がないということから、これは少しお時間をいただきまして検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） はい、ありがとうございます。先ほど、本来の目的、センターの目的っておっしゃいましたけれども、そもそも私、最初に申し上げたとおり、ボランティアをしたい人と頼みたい人の連携がうまく機能するように図るのが本来の目的ではないかと申し上げ

ましたけれども、今あるセンター長にNPO法人の支援以外のそういった統合をするのは、なかなかお忙しい方なので難しいのかなというふうに思って、質問させていただいたわけなんですけれども、そういったことで、もともと私たちの阿見町のセンターを建てたときの目的自体も、検討委員会を立ち上げたときに、協働のあれでしたっけ、協働のまちづくりでしたっけ、また検討委員会を立ち上げるんですね、その中で、もう一度根本的に見直していただきたいというふうに思うんです。私が先ほど申し上げたすみ分け、もしくは根本的に見直すか、その2通りで考えていただきたいと思うんですね。そういったことで、今、担当が町民活動推進課になっておりますけれども、これは本当に、前回の議会のときにも災害の窓口を独立させてほしいと申しあげましたけれども、本当にここで全部やるには大変なことだと思うんです。そういったことから社協に委託してはどうかというふうに申し上げたんですけれども、例えば、消防の広域なんかのことを考えると、消防団がまた受け入れることになったりして、職種、業種もまた、町民活動推進課のほうで増えてくると思うんですね。そういったことから、そういった本格的にそれぞれが能力を活かしてそれぞれの仕事に徹せるような形で機構を改革してもらいたいと同時に、根本的な見直し、それを検討委員会の中でしていただきたいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、紙井議員が言われたとおり、検討委員会等でね、やっぱりきちんとした答えを出していきたいと。あと今、マイアミショッピングセンターのほうで借りてますよね。これはもうその場所自体が非常にその企業自体が非常に大変だということで、そこをやっぱり少しでも協力するためっていうことで町が借りたんですよね、あれね、その時期には。そうですよ。本当に大変なんだから。みんな知っているわけですよ、本当に。今も大変だと思います。そういう関係の中で借りたということも、皆さんそのとき可決したということも覚えておいてもらって、確かに今の状況の中でね、今、どこが一番場所としてふさわしいかっていうことは、今後やっぱりいろんな意味で考えていかなければならないし、本当に一元化がいいのか、それともNPOとボランティアを別にして考えていけばいいのか。これはやっぱりきちんと検討委員会の中で答えを出していくということは、大事だと思います。

そういうことで、検討委員会等をね、きちんと立ち上げて、積極的な意見を酌み上げながらやっていくのが一番いいのかなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。私も設立当時、なぜあその場所になったかというのは十分承知しております。承知した上でお聞きしているわけなんです。4万7,000の人が使いやすいかどうか、そういったことを観点に、もう一度考え直していただきたい。そ

ういうふうに思っております。

本来、だれもが自分の町が温かくて思いやりがある、そういった思いやりあふれた地域になることを望んでいるわけなんですけれども、だれかの役にたっているっていう、そういうときが一番生きている充実感を実感するときではないかなっていうふうに思います。まちづくりは人づくりというふうに言われていますけれども、まずはそういった中から人材を見つけ出してきて、その人その人の持ち味を最高に活かされる人づくりが重要になってきます。これからは人と人のきずなが最重要になってくる時代に入っていると思うんですね。そういったぬくもりのある町であれば、多くの方がいい人が集まってくると思います。阿見町に住みたいと言って入ってくるようにしていただきたいというふうに思うんですね。そういったことの人づくりのきっかけになる拠点として、これはすごく重要なセンター、重要な位置づけになると思っております。そういったことから、本格的に今までのこともフラットにもう一度考え直して検討していただきたいと心から願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時20分からとします。

午後 0時21分休憩

午後 1時20分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま2番平岡博君、13番小松沢秀幸君が退席いたしました。したがひまして、ただいまの出席議員は15名です。

次に、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願ひます。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 皆さん、こんにちは。さきに提出してあります通告に従ひまして、私このたびは、まいあみマルシェ広場についてと耕作放棄地対策についての2点を町長にお伺ひいたしますが、恒例に従ひまして、2番目の質問は質問者席でとさせていただきます。

まず、まいあみマルシェ広場についてですが、「道の駅の実現が最終的な目標」と今年の3月8日の常陽新聞、これなんですけれども、載っております。また、7月30日と8月の6日の常陽新聞の阿見町特集では、全く同じ紙面でございましたが、町長のインタビュー記事が載っていて、その中で町長は、町の観光物産に関する情報提供や特産品の販売を行うことにより、観光客のニーズを把握し、道の駅構想の実現を図るためとおっしゃっております。さらに、

ここにございます多色刷りのパンフレットですね。本当に大変きれいで、目立つようなものでございます。ここには、阿見町道の駅社会実験、どれにでもこういうふうに書いてございます、と記されています。

そこで、質問の1でございます。この社会実験という言葉は、何か私もわかっているようなんですが、人から聞かれて、これがこれでこうだよとはっきりと説明ができませんので、それをしっかりと教えていただきたいと思います。

第2の質問は、さきに述べましたまいあみマルシェ広場は、道の駅への第一段階と私は理解しております。町長もおっしゃっていたと思いますが、違っているのでしたらば御訂正くださいませ。

質問の第3、準備期間は万全だったのでしょうか。前日の新聞には、4月下旬の開設とありました。しかし、例の皆さんも御経験なさいました3.11の東日本大震災で開設が大幅におくれ、6月25日からとなっております。この開設準備には、どのようなことをどのように留意して開設なさったのかをお伺いいたします。

第4点目、観光客のニーズを把握とありますが、アウトレットのお客が来てくれるようにせねばならないと思います。アウトレット駐車場のフェンスの1枚でもあけてもらえるように、チェルシー側との協議がされたのでしょうか。もし、されたのでしたらば、その経緯をお知らせください。

5点目、運営主体はどこで、運営方針はどのように決定されているのでしょうか。

以上、5点を素人の主婦の私にでもわかるように教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 石井議員のまいあみマルシェ広場についての質問に対して、御答弁申し上げます。ちょっと最後はきつい言葉でありましたが。

石井議員の質問にお答えします。

まず、1点目の社会実験とはどういうものかについてですが、道の駅社会実験として開設した臨時観光物産館まいあみマルシェ広場は、町の観光物産に関する情報提供や特産品の販売を行うことにより、観光客の町内周遊を促進し、商工業や農業など産業の活性化を図ることを目的としております。道の駅の構想を実現するためには、あらかじめ観光客のニーズを把握するとともに、町特産品の供給実態を把握しておく必要があります。現在、阿見町道の駅準備検討委員会において、基本構想案の策定に必要な事項を調査検討しておりますが、あわせて実証フ

ィールドでの試験を行うことにより、課題を抽出しようとするものであります。

次に、2点目のマルシェ広場は道の駅の第一段階ではないのかという質問ですが、まさにマルシェ広場は道の駅への第一段階となります。社会実験としてマルシェ広場を運営していく中で、さまざまな問題が浮き彫りになりますので、その対応策が道の駅に活かされていくものと考えております。また、マルシェ広場における販売状況などを踏まえて、阿見町ならではの道の駅にするためにはどうしたらよいか検討する材料にもなります。

3点目の、開設準備は万全だったのかというお尋ねですが、マルシェ広場の開設は、施設設置にかかわる建築確認に時間を要したため、当初の予定時期からおくれてしまいました。その一方で、5月の連休明けから販売スタッフに対する事前研修を十分に行うことができたほか、出展者調整会議の開催により、出展方法等について協議することができました。しかし、マルシェ広場への農産物の出展については、事前に出展要綱を制定し周知に努めましたが、仮設であるため、施設規模が小さく、出展者が満足できる販売スペースを確保できないなど、一部の混乱を来したことは事実でございます。

4点目のアウトレット駐車場のフェンス1枚でもあけてもらえるよう協議したのかという質問ですが、今回のマルシェ広場の開設に当たっては、早い段階からアウトレット側と協議を行ってまいりました。あみプレミアムアウトレットに隣接するマルシェ広場は、アウトレットの来場者にいかに立ち寄ってもらうかがポイントになりますが、チェルシージャパンには一定の制約の中で広報PRなどの面で御協力をいただいております。アウトレット駐車場のフェンスを単にあけるだけでは、敷地外のマルシェ広場にお客様を誘導できるものではありません。双方にとってプラスになるような改善策について、引き続き協議をしてまいりたいと思っております。

最後に、5点目の運営主体はどこで、運営方法はどうなっているのかというお尋ねです。マルシェ広場は、県10分の10の補助事業を導入した道の駅立地調査事業として実施しておりますので、運営主体は阿見町となります。運営管理は、町シルバー人材センターに委託し、常時2名体制で対応しております。なお、特産品の展示販売に関しては、あみ観光協会の協力を得て実施しているところです。

今後は、農産物の円滑な集荷や農商工連携による取り組みなど、約3カ月が経過して見えてきた課題を解決しながらマルシェ広場を運営するとともに、道の駅の整備スケジュールに合わせて、出荷生産者の組織化や町の魅力を向上させる新商品開発を進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） お答えありがとうございました。私にもよく理解できたお答えでござ

いましたので、感謝申し上げます。

続きまして質問させていただきたいのですが、町長は、町長になられる前の選挙のときに、町民との18のお約束をなさいまして、その6番目に道の駅構想を推進してまいりますとありました。もし、この社会実験が悪い結果となった場合ですね、道の駅構想は取りやめになるのでしょうか。それとも、改善してまた実験を繰り返すのでしょうか。

もう1つ、町長及び担当課の職員の方は、オープンの日はもちろんテープカットがあるからいらっしゃるでしょうけど、8月末までの間に、何回マルシェ広場に足を運んでいらっしゃるかお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。まず、最初の御質問の、結果が悪かった場合は道の駅はどうするかというような御質問かと思いますが、こちらにつきましては、一般的にですね、道の駅を計画する場合は、こういった社会実験は行わずにですね、基本構想とかそういった設計から入っていくのが一般的なんですけど、当町の場合は、あえてですね、こういった社会実験というふうに実証、選択したものでございます。これは、いろんな方から、アウトレットができて552万の人々が来たのだから、その前にですね、そういった物産館等をつくれれば絶対に売れるということで、なぜ町はやらないのかと、そういった御意見がたくさんありました。これを検証するとともにですね、それから本当にそのお客さん、アウトレットに来てお客さんと、それから私どもが目指す道の駅のお客さん、そのニーズが同じものなのかというような、そういったことを知りたかったということからでございます。そういったことで、このアウトレットの実験はですね、1つの資料としまして、あわせて今やっていますのは、農業者ですとか商業者の方々の検討準備委員会、そういったことで今準備を進めている段階です。それと、町内の主要な箇所に交通量調査、あとアウトレット場内ですとか、それからこのマルシェ広場に来ていただいた方、それから予約練等に入場される方々につきましても、直接ヒアリングを、8、9、10という3カ月、今実施しているところです。こういった3点をもとに道の駅のあり方を検討していきますので、この結果が悪かったからといたしまして、それがすべてということではありませんので、その辺は御了解いただきたいと思います。

2点目なんですけど、担当課の職員は何日ぐらいこのマルシェ広場に行ったかといいますと、担当しておりますので、担当職員を割り振りしまして、約半分ぐらいは行っております。私はですね、うちがここから200メートルぐらいしか離れておりませんので、土日はですね、ほとんど顔を出したりですね、遠くからアウトレットの状況等を把握しまして、込み具合ですとかそういったことを、気にかけているところでございます。そういったことで、今のところは、この広場のほうもですね3カ月ほどたちましたけども、状況というのをですね、担当職員もと

もども今見詰めているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この実験がよかったからやめるのかとか、悪かったからやめるのかという、そういうものではないと思うんですよね。やっぱりマニフェストですから、自分がやっぱり掲げた政策に対しては、どのような状況においてもね、まずやろうという意識がなくてはできないと思いますし、またこういう実験によって本当に見えてくるものってありますよね。実際にじゃあ、今アウトレットのね、お客さんというのは、大体8割ぐらいが高速道路を使わないで来ているというような話も聞いてますけど、そういう中で、やっぱり若い人が主体だということ、やっぱり品物がどうしてもなかなかそろっていかないという問題とか、そういうものがいろいろ見えてきているわけですから、その課題をやっぱり解決していく手段をどうやって今からやっていくのかっていう、そういうものが今後やはり道の駅がつくられたときに大きく活かされてくるんじゃないかなと。まずやらないよりはやってよかったと、私は思っています。

また、準備検討委員会等は、こちらにいる柴原議員さんに委員長ということでやっていただいていますけど、いろんな人たちに入っていて、今後この道の駅に対しての構想を基本的な形の中でね、練り上げていただきたいなど、非常に期待しているんです。そういうことで。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 私、議長がなられたときの初めての質問で町長に質問させていただいて、どうせアウトレットを始めるなら、ほかのところよりいち早く手をつけてくださいとお願いしたから、これに反対するものではないことは理解していただきたいと思うんですが、せっかく520万人もお客が来ているのに、アウトレットから歩いて皆さん来られているようなんですね、ほとんどの方、私が行ったとき見ると。ほとんどの方って、そんなに見えないんですよ、実は。数字を見ればわかるように、1日に……。この前お伺いしたときは、6月25日から8月25日までで1,777人、1日平均すると19人ということでございます。普通のお店だったら19人のお客じゃとっくにつぶれちゃうんですね。本当にもっと一生懸命やってもらいたいなという気持ちで今質問してますので、聞き取っていただきたいと思いますが、なぜ、そのフェンス1枚をね、あけなかったかという、来るお客さんがぐっと大回りフェンスして、あの歩道を渡って入ってらっしゃるんですね。あのフェンスが1枚あいていれば、すうっと信号を渡って来れることだったんですよ。それをね、なぜね、もっと真剣に考えなかったのかなと。車に乗っている人はほとんどあの高速へ行ってしまう。外から見ると、違う道があるんですから、入り口に入るように。また出てきた方も通過して入っちゃうか、手前から曲がるかです。です

から、本当にフェンスを1枚あけるあけないっていうのは、予科練のときも大事な問題だったんですけれども、多分、チェルシーのほうも反対すると思うんですね、あけるっていうことに関しては。自分のものが傷つくんですから。けども、そこは力入れてやらなければいけなかったんじゃないか。また、あとまだ6カ月もあるので、ぜひ力入れてあけてもらえるように。そのお金がこちらの阿見町持ちであろうとも、やったほうが良いと思うんですね。というのは、コミュニケーションセンターが一生懸命マルシェ広場を宣伝してくれているんですね。でも、本当に、アウトレットで歩いた人がまた疲れて歩いてね、遠回りしてなんかマルシェへ寄りません。そういう人間の心理っていうのを考えて努力していただきたいなと思って質問しておりました。

私が調べたところ、マルシェに納品される農作物は、JAからとか、あと実穀の産直センター、あと南平台の前の産直センターから交互に入ってくるものがあるそうですが、それ以外の農家から個別に入ってくる品物は、外に置け。JAとかまとまった団体からのものは、小屋の中に置いて言われていますって言うんですね。この夏の暑いのにね、農産物を外へ……。お店番している人は一生懸命日陰になるようにパラソル動かしてやってくれてますけど。しなしなになっちゃうの当たり前じゃないですか。そんなのだれが買いますか。その団体のものは中、個別の農家のは外って、だれが決めて、だれがそのように指示しているのかを聞きたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。まずフェンスの問題。こちらにつきましてはですね、大変チェルシージャパン、そういったところはきついです。それで、ここは社会実験ということであり、なおかつ正面入り口の前ですので、フェンスをそこをわざわざあけなくてもですね、交差点それから横断歩道の前ですので、そういった動線的には大丈夫かと思えます。仮にですね、どこかのフェンスをあけるとなると、そのフェンスをあけるだけではなくてですね、中の駐車場のレイアウト、人の歩道の配置とか、それがですね、全部この社会実験によって変更をしていただくというようなことになりますので、これにつきましては、立場が、私がもし逆になってもですね、ちょっと社会実験のためにこういったことは難しいかと思えますので、私どももそういったことで、正面玄関の前ということですので、あえてそういった要望はしておりません。動線的には今のそういった状況で問題ないということから考えております。これがですね、実際に本格的に、例えば違うところになればですね、当然そういったこともすべて踏まえて、中の動線計画とか、ある程度チェルシーの今後の増床計画とかに合わせて、それはつくってというふうには考えておりますけれども、今の時点では、1年足らずの社会実験ですので、そこまでは要望しなかったということでございます。

○7番（石井早苗君） 要望してないんですね。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。

2点目の出荷につきましてということなんですけども、こちらはですね、目的がですね、阿見町の農産物というような形で、農家の方のそういった出展をお願いしようとは考えていたんですが、ただですね、農家の方をばらばらに出荷をお願いしますと、とても調整が付きませんので、3つの直売所ですね、今石井議員おっしゃられました、そこにですね、協議いたしました。始まる前から。それで、曜日ですとか時間、それからもろもろにつきまして、その辺が調整した結果でございます。ですので、3つの直売所が基本的には2日ずつですね、順番にですね、品ぞろえを確保するというので、受け持っていていただいております。

そのほかにですね、一般の方でもし持ってこられる方があればという形で、基本的には外ということで、トラック市とかそういったことで、基本的にこの3つの直売所も含めまして、町と協議した中で決めたことでございます。ただし、現実としましては、中である程度協力しながら売っているということもあります。確におっしゃりますように、この炎天下の中で外にものを置いといたら、とてもテントの下であっても葉物なんていうのはもうくたくたになってしまいますので、その辺は臨機応変に対応しているところです。ただし、やはり最初はそういったルール決めが必要ですので、その辺はそういうことで、この3つの直売所と町の商工観光課部局が協議して決めたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。あのフェンスは短期的なので要望してないと言っていました。しかし、部長ですね、アウトレットに車を入れてマルシェまで歩いてみてください。あいてたらどんなにいいだろうと思うと思います。実際に車をマルシェに乗り入れてはだめなんですよね、お客さんなんですから。歩いてください。遠いですよ、真っすぐは出てこれないんですから。必ずこうぐるっと回って信号のほうへ来なきゃ。フェンスの中です、駐車場の中でもね。ということなのです。もう一度実験してみたいと思います。

それですね、今、結局ばらばらになったら調整がつかなくなるという、今はその限りではないとおっしゃってますけど、お店の人はそういうふうに言われたと言って、ずっとそれを守っていると思うんですよ。ですから、もし商品が少なくなったら入れてもいいよぐらいは通達してもいいんじゃないかと思うのですが。

それから、もう1つ、それはそれとして、アウトレットが西洋風をコンセプトとしているのにですね、道路を挟んで道の反対側に、幾ら仮設とはいえね、工場のプレハブと同じですよ、あの工事場の。工場じゃない工事場のプレハブ。どうして開店する前に周りを、プレハブは動

かしがたいとしても、周りをね、ちょっとプレハブじゃないように隠すようなね、そういうところにお金を使うことはできなかったのかということをお聞きしたいんですが、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。もう一度、最初のフェンス、それから出荷体制のお話もされましたので、ちょっとその辺、確認なんですけども、今の場所はですね、チェルシーの正面の出口のところの信号がございます。それで、出口に向かいまして右側の横断歩道を渡りますとすぐそこにあるということですので、ある程度動線的にはいいかと思えます。ただし、石井議員がおっしゃっているチェルシーの中のドームがある、あそこから出てきたときからは、確かに駐車場が前にありますから、あれはフェンスが邪魔になりますけども、あそこから直線的にっていうお話でしたらば、それはおっしゃるとおりかと思えますが、今のチェルシーの歩道ですとか駐車場のレイアウトに沿った中では必要ないということから、フェンスの撤去等は要望しておりませんでした。そういうこととございます。

あと、2点目の出荷につきましては、その辺につきましてはですね、中のものが少ないとかそういったことは、依頼しておりますシルバー人材の職員の方にもですね、臨機応変に対応するようにということで、その辺は話してございます。

3点目、プレハブの見せ方ですけども、確かにこれはおっしゃるとおりでございまして、本当にそれは反省する点でございます。これをですね、あと半年ありますので、何とかですね、もう少し見ばえがいいような、それから中に何が売っているのか、特にアウトレットの建物から出たところで、上に看板等がないものですから、その辺、目につくような、何が目を引くような、そういったものをですね、今設置するような形で考えておりまして、すぐにでもですね、3つの産直売所とあわせて検討して設置していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 前向きに取り組んでいただけるようなので、大変ありがたいとは思いますが、マルシェは県の土地を無料で借りているんで文句は言えないんですけども、私が行ったときは、どこにあるのかわからなくて通り過ぎちゃって、もう一度、あの新山の信号から曲がってもう一回こう入ったんですね。幾らマルシェがアウトレットのお客をターゲットにしているとはいえね、町の住民から愛されなくて、どうして事業が成功すると言えますかね。ですから、せめて新山の入り口ぐらいにはマルシェがあるよとか、ここを右に曲がったらですよとか、そういう案内板みたいな、矢印なりをつけていただきたいと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、その辺はですね、いろいろ規制はありますけども、町

がですね、これから積極的に進めることですので、ぜひ設置するような形で取り組んでいきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。この案内板というのは、仮のマルシェじゃなくて、道の駅になったときも本当に必要なものだと思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。それですね、先ほども申しましたが、6月25日から8月25日の間の1,777人ですよ。売り子さんが心配してるんですよ、大変売れなくて。それで、返品があるのは多いのは、納入してくれた方に申しわけないから、私たちが買って帰ってますって。全部じゃないですよ、全部買えないですから。それで、その買った人の人数も売り上げの中に人数も売り上げも入っているのを、担当課は御存じですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、大変、シルバーの職員の方には協力をいただいております。私も何回か買って、私もその人員的に入っているかと思っております。ただやっぱりどうしても、鶏か卵かではないんですけども、行ってみて品数がない。品数がないとお客さんが入らないと。お客さんが入らなければ売れないというような、そういったちょっと悪循環になっておりますので、この辺につきましてはですね、もう少し根本的に農産物の出荷体制といたしますか……。今後ですね、道の駅に対してそういった農産物を供給するには、そういう出荷体制が大変必要だということを、これまでいろいろな道の駅で視察でいろいろお伺いしてきましたので、本当に何というんですかね、ゼロからですけども、これからですね、この農業者の方々と一緒にですね、取り組んでいければと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。それに取り組んでいただくのですね、商売だから売れなければ、本当に納品は少なくなるのはわかっているんですけども、またこの売れるのもね、午前中に売れるのか午後で売れるのかもわからないから、いつなくなるかわからないというのがありますよね。売り子の方に聞くと、品物がなくなったときは追加注文を試みるけれども、入るときもあれば入らないときもあるとか言ってました。それは仕方がないことなんですけれども。売り子さんは、もうなくなったときは、済みません売り切れましたって、入ってなくても売り切れましたって言うてくれてるんですよ。今日は本当はトマトは入ってなかったんですけど、後で聞いたことがありましたけれども。そういうこともあって、本当に売り子さんは一生懸命努力しているのがわかりますが、先ほども見せましたこのマルシェ広場ですよ、このパンフレット。「マルシェ広場は阿見の魅力が盛りだくさん」いらっしゃいましたか、盛りだくさんですか。私にはとても盛りだくさんには見えませんでしたけれども。

本当にパンフに恥じ入るような品ぞろえでございます。ですから、マルシェに納入した品物は全部買い取るというふうに一応しておいて、売れ残ったのは何割引きでまたどこかで売るとかいうふうにしたらどうなのかなあと。そうすれば集荷ができるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。今現在ですね、販売されておりますものはですね、大体季節によって違いますけども、農産物で10品目あるかないかぐらいです。それと、その他の販売物につきましては加工品ですね。これは予科練クッキーですとか、それから草人形ですとかジャム、その他で何だかんだで10品弱ぐらいかと思います。私どもも最初スタートするときに、やはり道の駅をこれから検討していくにはですね、確かに外からのお客さんのニーズは大事かとは考えてましたが、それ以前にですね、やはり阿見町としてどういったものを販売できるのかっていう、いわば内部ですね、内部の出荷体制、それについても、ちょっと把握してみたかったということがあります。その結果がですね、今申しあげました品目です。やはり、どうしても阿見町だけにこだわりますと、今の品数が限界かなとは思いますが。そういったことですので、これからですね、やはり活性化っていうのは、農業者ですとか商業の方、それぞれ個人個人がですね、切磋琢磨して、それでこのアウトレットの550万人というお客さんをいかにですね、自分のビジネスにつなげていくかというのをですね、それはやはり努力していただかなければならないと思います。それに対して、町、行政は支援していくという、そういった立場ですので、これを今、石井議員おっしゃいました、すべて農作物を買い取るということになりますと、これは当然、買ってもらえれば持ってくるかと思えますけれども、ただその処分っていいですか、それを税金として何らかの形で処分するようになるかと思えます。それが本当に行政としてこれから一緒にですね、道の駅に向けて地域活性化を進めるに当たって、それが果たして本当にいいものかどうかっていうのは、私はそれはちょっと趣旨が違ってくるかと思えますので、これからですね、このやっぱり現状っていいですか、一番こういう悲惨なっていますか、状況かと思えますけども、これからやっぱりこれを課題として取り組んでいかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ちょうどマルシェの開館に合わせたようにですね、観光協会が立ち上がってですね、ここに何か品物を出したい方は観光協会に入らないと出せないというふうになっているらしいんですが、せっかく町の農業とか商業とかを活性化させるというか、製品をつくらせてくれるというのであれば、これは入会をしないで届出ぐらいにして、まず自分のつくった

商品が売れるかどうかというのを実験させてあげてもいいんじゃないかと、私は思っているんですが、その辺はどうなんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、確かにですね、そういった手続の問題はあるかと思えます。でも既にですね、昨年度からですね、ブランド品の開発等につきましては、商工会等ですね、農商工連携というような形で取り組んでいるところでして、徐々にではありますけれども、今年2年目になりますが見えてきたところでございます。これにつきまして、今議員おっしゃるような、1つステップアップするような行政が支援するようなやり方を、今考えて、来年度あたりで予算要望していいですか、に持っていければということで、今取り組んでいるところでございます。そういった議員の趣旨は十分理解しておりますので、そういった取り組みを今進めようとしているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） それがだんだん見えてきたということで、大変期待しておるわけですが、先ほども申しましたマルシェの場所がね、よくわからなくて、私も通り過ぎたと申しあげましたけど、次に行ったときにはやけに旗が立って、よくわかるようになっていたんですけど、その旗もね、何か、御存じですかね、売り子の方がジョイフルへ行って、ブドウがありますナシがありますみたいな旗を立ててるっていうの。自腹ですよ、それも。自腹で立ててくれてるっていうの。知ってますか。町に要望すると、何か予算、その旗の値段が高くてできないって言われたっていうのを聞いてきましたけど。いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、済みません。その辺、あることはこの前行ってわかったんですが、自腹でやっていただいているとは、存じておりませんでした。失礼いたしました。そちらにつきましては、そこまで予算でぎりぎりやっておりますので、観光協会っていうような側面もありますから、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） いろいろとありがとうございました。最後にですね、3.11以降、放射能汚染率が非常に阿見町は高いって、先ほど細田議員もおっしゃってました。新聞も見せてくれました。私も阿見と常陽の新聞をこうして持ってきて見せてます。常陽のほうの方が早くて9月1日、毎日のほうが9月5日にこう出してますね。この新聞の伝播力っていうのはすごく強くて、今まで阿見町は安全だなと思ってた人が非常に不安を感じちゃってるんですね。阿見の農産物は大丈夫ですか、大丈夫ですかっていう声が本当に多いんです。確かにこの間、お米も阿見は大丈夫でしたよ。野菜もこれは大丈夫でしたよっていうのは出てても、やっぱり外から来

るお客さんですよ、アウトレットに来る方。そういう方にも一目わかるように、アウトレットに阿見の農産物は安心ですとかね、数値を使った感じであらわすことはできないんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。阿見のアウトレットの中のコミュニケーションセンターですとか、それから今のマルシェ広場等につきまして、そういったPRをしていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 何度も済みません、最後になります。これは販売員側からの問題提起なんです、月1回ミーティングと称してお話してらっしゃいますよね。販売員の方がこうしたらどうだろうか、こうしてほしい、こうしてほしいという要望を言っても、ほとんど届かないと声を、もう何人からも聞いているんですよ。それはどういうことなのかなと思ってるんです。やっぱり販売員は毎日毎日一生懸命お客さんと呼び込もう、来たお客さんを大事にしようという相手をしているのに、現場の声が全然届かない行政っていうのはどういうことなのかと、私思っています。売り子の方も、月1回のミーティングに行っても、ただね言ってることを聞いてもらうだけでは疲れるだけで時間ももったいないっていう声までも聞こえておりますので、私はまだ残り半年ね、6カ月ございますので、ぜひ現場の声を活かしながら、立派な社会実験をしていただきたく思っております。

マルシェ広場については終わります。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 続きまして、耕作放棄地対策についてでございます。

この問題は、私も平成19年の9月の定例会で、近くでは難波議員も平岡議員も質問しておりますが、農業人口の高齢化により、平成19年度よりかもさらに放棄地は増えているように思います。農業は国の基幹産業であるとともに、我が茨城県は日本で2位3位を争う農業県ということでございますので、中でも阿見町は東京という一大消費地が近く、また県北と違って肥沃な関東平野にありながら、耕作放棄地は、2005年度の調べでございます。古くてごめんなさい。登記地目の田んぼでは、実穀が32%、竹来が28.3%、上長が26.2%もあり、放棄地ですよ。同じく畑地目では、石川が50.9%、島津が44.8%、追原が39.9%、塙も39.9%と1位から3位を占めておりますが、総登記地目では、石川は29.3%、塙が28.6%、同じ比率で竹来も28.6%です。追原は24.0%となっていて、町の面積の約4割が4,290ヘクタールになりますが、わずか1,300人の農業の方々で守られているということです。耕作放棄地の拡大は、自然環境の破壊にもつながり、町はこの問題どうしようとしているのか。座して待つではなく、せっかくの宝の持ち

腐れと思いますので、現在行っている対策と将来を見据えた計画をぜひともお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 耕作放棄地対策について、本当になかなかね、カメの歩みっていうんじゃないですけど、簡単にいく事業じゃないなど。これはもう前町長のときから非常に厳しい状況であることはもうだれもが認めざるを得ないと思います。

それでは、現在の町内の市街化調整区域内には、畑369.8ヘクタール、田んぼが12.6ヘクタール、合計382.4ヘクタールもの耕作放棄地が確認されており、この面積は町内の農地面積の約15%に相当します。このような耕作放棄地の実態を踏まえ、本町においても平成20年度から本格的に耕作放棄地対策の取り組みに着手しております。

まず、ハード的取り組みとしまして、耕作できる農地への再生作業に対する支援です。国交付金、県補助金に加え、町独自で、阿見町耕作放棄地再生利用緊急対策補助金を創設し、再生作業にかかる上乗せ分や国・県補助金で対象外となっている部分について町が支援することにより事業の推進を図っているところでございます。

実績としまして、平成20年度は、小池地内の52アールを再生し、茨城大学と連携してスイートソルガムからバイオエタノール精製の実用化に向けた実証が行われ、現在も継続されているところでございます。平成21年度は、島津地区営農実践組合が115アールの再生作業に取り組み、今年度は、ユズ、プラムやミカン等の苗木を定植する計画であります。平成22年度は、上条地内の集落営農組織「のらくくす農園」が実証圃場として97アールを再生し、作付準備を行っているところです。その他、吉原、大形、荒川本郷、若栗地内の5団地において各地区内の担い手が合計約3ヘクタールの再生作業に取り組んでおります。

一方、耕作放棄地対策は、農地を再生するというハード的な取り組みだけでなく、農地を引き受ける担い手や収益の上がる作物の発掘・育成、農地の貸し借りの推進、後継者への引き継ぎ等々の耕作放棄地を未然に防ぐというソフト的な取り組みも重要となっております。

農業委員会では、農地を借りて経営規模を拡大したい意欲のある農業者と高齢や勤めなどの事情により耕作できない農地所有者との間で、農地貸借等の権利である利用権の設定を推進しております。設定することで農地流動化補助金の助成を行っており、平成22年度は237筆、約46ヘクタールの設定を行っております。

また、平成21年度の農地法改正により、毎年1回町内の農地の利用状況を農業委員会が調査することになりました。これは、農地がどういう状態になっているのか、耕作されている農地がないのか、荒れている農地がないのかを調査するものであります。現在は、その中で、耕作放棄地化している状態の農地を的確に把握し、まず優良農地である農業地内の耕作放棄地を優

先して重点的に解消するため、所有者等への意向確認や指導を行う準備作業を進めているところ です。

このように、耕作放棄地対策については、農業振興課と農業委員会が車の両輪となってハード、ソフトの両面において取り組んでいるところです。

また、他方では、農業者実務者間の情報交換や意見集約等への取り組みです。従来の農作物の生産振興や米の需給調整など農業者戸別所得補償制度の実施に関する取り組みを行っていた水田農業推進協議会、及び担い手の育成・確保に関する取り組みを行ってきた担い手育成支援協議会、そして農地の集積や耕作放棄地の解消・荒廃地の再生など、農地の有効利用に関する取り組みを行ってきた耕作放棄地対策協議会の3つの協議会を、7月に阿見町農業再生協議会という1つの組織に統合再編いたしました。今後は本協議会を中心に、地域の実情に応じた作物振興、担い手づくり、農地利用など、地域の農業全般を見据えた中で耕作放棄地対策に取り組んでまいりたいと考えております。

今から本当に失われようとしている優良農地をどうやって今後ね、活かしていくかっていうのが、やっぱり最重要課題かなと。確かに耕作放棄地もこれをきれいにするのも大事ですけど、ますそういう優良農地であるならばすぐ使えるわけですから、こういうものをどうやってやっていくかっていうのを、今後本当に考えていかないといけないなと、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 大変力強い御説明をいただきまして、うれしいと同時に身が引き締まる思いがいたします。幸いですね、我が阿見町には茨城大学農学部があってですね、町も産学官連携っていう協定を結んでいらっしゃると思いますので、この農大を抱えているっていうのは、隣の牛久にしろ龍ヶ崎にしろつくばにしろ、ほかはないんですよ。牛久なんかは、ないから一生懸命大きなね、会社に農地を提供して、例えば、自社で使う農産物をつくらせてみたりしてらっしゃいます。ワタミだか何だか知らないですけど。そういうのがあるんですけど、阿見町は農大を活用して、もっともっと活用してね、本当にいただきたいと思います。多分、皆さんもうご覧になっていらっしゃると思いますが、この「持続可能な世界へ」という農大発の御本が出てます。この中には、先ほど町長おっしゃってました小池のスイートソルガムについても書いてありました。バイオエタノールをつくるということで。まだ日本ではバイオエタノールを認証していないのですけれども。この原発があった後のことですから、ぜひともね、これにも目を向けて、再生可能なエネルギーということでやっていただきたいなと思います。さらに、先日中島先生からお話を伺ったら、このスイートソルガムは土中の窒素を物すごくいっぱい吸うんですね。そうすると、結局この……。もう私も20年もかかわっている霞ヶ浦の浄化が全然進まない。今年は特にアオコがひどいとかいう。それが少しは防げるんじゃない

いかと思うんですね、その窒素の吸収で。その一石二鳥もありますし、原発による、さんざん言っておりますセシウム137、それも吸うそうです。中島先生がおっしゃるには、このエチルアルコールは食用には使っていないので、この時期の作物としては有望なのではないかともおっしゃっています。また、このスイートソルガム1つにしないで、どうしたら阿見町の農地をうまく宝……。今までは農業の方からは、土地は絶対貸してもらえなかった、譲ってもらえなかったけれども、耕作放棄地に関しては、結構話ができる、宝の宝庫になってきているので、町がネットワークャーになってですね、農業者と大学と町とで、ぜひぜひ、いい環境をつくっていただきたいなと思っておりますので、よろしく御努力くださいますようお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、7番石井早苗君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時25分といたします。

午後 2時15分休憩

午後 2時25分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま11番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。通告に従い質問いたします。

初めに、前回の6月の一般質問においては、防犯について公明党として3人で質問いたしました。その後、私は7月末に、一番下の子供を連れて、防災の観点から三陸のほうへ行ってきました。気仙沼等を見てきたんですが、まさにナビで見ますと、ここに町があり商店があり人のうちがあり。ところが、坂をおりて港の周りに行ったときは何もなくて更地になっておりました。その港の周りにスタンドがありましたが、そのスタンドの天井まで津波で全部やられており、本当にあの町は悲惨な状況だったなということを思いました。その港のすぐ近くに、高台に大きなホテルがあるんですが、そのホテルに泊まっていて、その当時、その状況を見ていた人は、本当に大変なものを見たんじゃないか。また、それを見たことによって、本当に一生その光景がまぶたから消えないまま生きていかれるのかなと、そういう思いがいたしました。また、私の子供もその現地に行ったときには、その状況を見まして写真を撮っておりましたが、ほとんど無口で2人でまた戻ってまいりました。

さて、今回、原発について、また放射能問題について質問いたしますが、再度、この3月11日の当時から振り返ってみたいと思います。

2011年3月11日14時46分、三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生した。1923年の関東大震災マグニチュード7.9を上回り、国内観測史上最大の地震だという。地震発生時、東京電力福島第一原発では、6基中3基、第二原発では4基すべてが運転中だった。ともに地震感知器が水平方向135ガル、垂直方向100ガルの揺れを感知すると、原子炉内に制御棒が一斉に挿入され、原子炉は緊急停止するようになっていた。地震の強い揺れを感知し、運転中の原子炉はすべて緊急停止した。第一原発では、送電鉄塔が倒壊し外部電源を喪失したため、緊急炉心冷却装置は作動しなかったものの、外部電源喪失に備え13台の非常用ディーゼル発電機が一斉に動き始め、緊急炉心冷却装置が作動し、炉心を冷却し始めた。東京電力にとって、この段階まではすべて想定内の事態だった。ところが、高さ14メートルもの大津波により、非常用ディーゼル発電機が15時42分にすべて停止してしまった。外部電源喪失時における頼みの綱の自浄用ディーゼル発電機が停止した原因は必ずしも定かでないが、置き方、設置場所、津波の想定が甘かったとの批判を免れることはできないだろう。

敷地周辺で過去に発生した津波の記録を十分調査するとともに、過去最大の津波を上回る地震学的想定される最大級の津波を数値シミュレーションにより評価し、重要施設の安全性を確認しています。また、発電所敷地内の高さに余裕を持たせるなど、さまざまな安全対策を講じています。これは東京電力のホームページに載っていたものです。といわれても、今となっては白々しさを覚えるばかりだ。福島第一原発の約12キロメートル南にある第二原発の4基もすべて地震により緊急停止したが、一時冷却水を海水で冷やすシステムが正常に働かなくなるなどのトラブルがあった。しかし、外部電源により冷却機能が作動し、3月15日までに4基とも100度C以下の冷温停止状態にすることができ、事なきを得た。

一方、外部電源と非常用電源の喪失により、冷却機能を失った第一原発のその後の経過は無残だ。多少の推測を交えて記述すると、1号機から3号機は核燃料の温度上昇に伴って冷却水が蒸発。水蒸気により原子炉圧力が上昇し、原子炉水位は下がった。温度の上昇した燃料被覆管のジルコニウム合金と水が反応して水素ガスが発生し、原子炉水位をさらに下げた。高温に耐え切れなくなったジルコニウム合金が溶融し、やがて核燃料も膨張し損傷。溶融してはばばらに崩れ、圧力容器底部に落ちていった。圧力容器底部には制御棒や中性子線モニターなどを炉心に挿入する穴がある。もちろん穴は制御棒や中性子線モニターなどを納めたハウジングと呼ばれる金属のさやと溶接されている。圧力容器のさやと溶接部が高温でひび割れを起こすなどして、溶融した燃料の一部は格納容器までに漏れ出た可能性がある。こうして原子炉圧力ばかりでなく、格納容器圧力も高くなっていった。

1号機では12日10時17分、格納容器内の気圧を下げるためベントを開始した。これは、アメリカスリーマイル島原発事故後、シベリアンアクシデント対策として欧米や日本の原発でも採用された。格納容器圧力が高くなり過ぎて破壊すると内部にある大量の放射性物質が放出されてしまう、この最悪の事態を防ぐため、放射性希ガス、放射性セシウム、放射性ヨウ素などの気体状または揮発性の放射性物質だけを放出する。これがベントの考えだ。同日15時36分、水素爆発が起こって原子炉建屋屋上部が吹っ飛び、20時20分には海水とホウ酸を炉心へ注入開始した。2号機でも13日11時にベントを開始。14日16時34分に海水を炉心に注入開始。15日0時2分再びベントを開始。同日6時10分に圧力制御室付近で水素爆発があり、圧力抑制室が損傷したとされている。3号機でも13日8時41分にベントを開始。13時12分に海水とホウ酸水を炉心に注入を開始した。14日5時20分に再びベントを開始したが、11時1分に水素爆発が起こって原子炉建屋上部が吹き飛んだ。3号機では、2010年9月からプルトニウム・ウラン混合MOX燃料を使って運転中だった。4号機では、使用済み燃料貯蔵プール水温が上昇し続け、14日4時8分、84度に達した。15日9時38分に原子炉建屋の3階部分で火災発生。20日から21日には、自衛隊による使用済み燃料貯蔵プールに放水が行われた。使用済み燃料貯蔵プールへの放水は3号機でも17日以降、断続的に行われた。

原子力安全委員会は、原子力施設の防災対策の中で、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲——E P Zの目安を原発については8キロから10キロメートルとし、これをあえて技術的に起こり得ないような事態までを仮定し、十分な余裕を持って原子力施設からの距離を定めた。現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量を相当程度上回る放射性物質の量が放出されても、この範囲の外側では屋内退避や避難等の防御措置は必要ないと述べている。原発立地圏の防災対策もこの原子力安全委員会の見解をもとに作成されている。

避難範囲は福島第一原発の半径20キロメートル圏内、屋内退避は同20キロから30キロメートル圏内にまで拡大し、3月25日には官房長官が屋内退避の住民に対して、積極的な自主的避難を促した。また、4月21日、半径20キロメートル圏内は22日午前0時をもって警戒区域に設定され、原則として立ち入りが禁じられることとなった。さらに、20キロメートル圏外で年間累積線量が20ミリシーベルトを超える地域を計画的避難区域、放射性各種の大量放出に備えて屋内避難や圏外避難などを準備する地域を緊急避難準備区域といった新しい考え方で導入され、原子力安全委員会、原発立地圏の防災対策は完全に崩壊した。

そもそも風向きを無視した同心円でE P Zを考えること自体が現実とかけ離れたものである。停電の最中の避難と屋内避難指示の時刻も、3月11日21時23分、12日5時44分、同日18時25分と混乱に拍車をかけ、不適切きわまりないものであった。また、避難と屋内退避指示発出の根拠を今日に至るも明確に示されていないのも問題である。

なお、3月17日付新聞各紙によれば、福島第一原発周辺から避難指示を受け避難所に運ばれた患者のうち18人が搬送中や搬送後に死亡しているという。避難所に医療施設がなかったり、長時間の移動と寒さによる衰弱が影響したと見られている。

茨城県、東京都、千葉県の空間線量率は3月15日早朝までは通常のレベルだった。日本分析センターによれば、15日早朝に茨城県内では通常の十数倍から数十倍、東京都と千葉県では最高10倍ほどに急上昇した。日本分析センターによれば、その原因は北風によりキセノン133——これは半減期が5.25日、ヨウ素132——これは2時間半、ヨウ素131——これが8日間、などが移動してきたからである。その後、暫減していたが、21日早朝に再び空間線量は急上昇した。これは降雨によって地上に投下したセシウム134、ヨウ素131、セシウム137などによる。現在暫減傾向にあるのはヨウ素131が減衰しているからである。損傷箇所から大気中に放出されている放射線量が非常に少なくなっているためか、降雨により空間線量率が急上昇することは今後はないかもしれない。ヨウ素131の消滅後はセシウム134、セシウム137による影響がしばらく残り、長期的にはセシウム137の影響が残るだろう。東京都と千葉県の現在の空間線量率はほぼ事故前のレベルに戻っている。茨城県では、いまだに事故前の5倍から6倍も高い地域がある。

さて、損傷した箇所から大気中に放出された放射性ヨウ素と放射性セシウムの付着した粉じんが空中を漂い、風に運ばれて降下し、野菜、水、土壌が汚染された。厚生労働省は原子力安全委員会の定めた緊急時における飲食物摂取制限に関する指標を暫定規制値として採用。暫定規制値を目では安全基準と称することが多い。しかし、これは大規模な放射能放出を伴う原発事故後に甲状腺が年50ミリシーベルト、全身が年5ミリシーベルトを超えることのないように日本人の摂取する食品の品目や摂取量を考慮して逆算した数値を丸めたものであり、我慢基準と呼ぶべきものである。被曝線量は低ければ低いほど安全であり安心であるという姿勢を堅持したい。

暫定規制値を超えた食品や水は摂取しないことは当然であるが、暫定規制値以下の食品や水であっても可能な限り低い濃度のものを選択したい。また、行政は食品や飲料水の放射能監視体制を強化し、間違っても暫定規制値を超えたものを流通させないように努めなければならない。ビニールハウスで育てたハウレンソウなどの野菜に暫定規制値を超えたものが見つかっている。これは、温度調整のためにビニールを外していたからであり、ビニールハウス内で完全に育てた野菜や果実であれば、暫定規制値を超えて汚染するということはないはずである。原乳からも放射性ヨウ素を中心に暫定規制値を超えたものが見つかっている。これは、放射性ヨウ素が牧草、乳牛、原乳の汚染によるものである。当然、肉牛も汚染しているはず。放射性セシウム汚染している原乳は廃棄せざるを得ないが、仮に放射性ヨウ素だけが暫定規制値を超えており、

放射性セシウムが検出限界以下または暫定規制値よりもかなり低い濃度であるならば、生乳として飲料せずにチーズやバターに加工すれば食用可能である。ヨウ素131の半減期は8.0日と短いからである。約80日をたてば、ヨウ素131の濃度は現在の1,000分の1に減衰する。暫定規制値を超えた原乳をすべて廃棄するのではなく、もっと合理的できめの細かい対応を行政はすべきであった。

水道水については、3月23日、東京都は金町浄水場で22日に採取した水道水から乳児の暫定規制値を2倍以上超える1キログラム当たり210ベクレルの放射性ヨウ素が検出されたと発表した。乳児の暫定規制値を超える濃度は23日に採取した水道水からも検出されたが、24日採取分以降は、暫定規制値をはるかに下回った状態が続いている。恐らく金町浄水場の水道水が乳児の暫定規制値を超えることは今後はないのではないかと。

土壌の汚染は確実に進行している。1986年4月のチェルノブイリ原発事故で大気中に放出された放射性各種のフォールアウト33都道府県が約3週間測定している19各所の降下量が記録として残っているが、今回の事故では、例えば東京都や千葉県に限れば、8各所ほどにとどまる。しかし、放射性ヨウ素やセシウムの降下量は既に1986年同年5月に約3週間かけて測定した降下量の1,000倍から1万倍も大きい。容易ならざる事態が起こってしまったのである。しかも事故はまだ収束していない。土壌の汚染は現在は表層土壌のみである。これ以上の大気中への放出がなければ、放射性ヨウ素の汚染は約3カ月後にほぼなくなり、セシウム134と137だけが残る。

さて、今回、このような状況の中で、これは4月の下旬の野口さんという被曝の専門の方の書いた内容なんですが、これをもとに、先日、先ほども細田議員、また石井早苗議員のほうからありましたが、この空間の線量のこれがネットまたは新聞で掲載されました。これは1メートルの高さの空間線量。こちらがセシウム134、137の線量。これは合計ですね。こちらが134、こちらが137。私もこの話を5月の半ばに行って勉強してまいりましたが、そのときはちょうどこの真ん中の、60キロ圏内のモニターを見せてもらったんです。そのときは、見たときには、ここまでひどくはないだろう。まさかこの阿見町が福島県と同じ土壌の汚染が進んでいるとは思いませんでした。ところが、先ほどもEPZの話をしました。半径、同心円でこの放射能という問題を語ることも自体がナンセンスであって、風向きによって、どこまでも逆と言うと飛んでいる。なぜかしらこの霞ヶ浦の南部が非常に高くなっている。この阿見町また牛久保して美浦、稲敷の一部、このような状況でございます。

これに関しましては、先日、町のほうからも執行部から説明がありました。文部科学省及び茨城県による航空機モニタリングの測定結果に対する阿見町の対応についてということで、下のほうにございまして、1平方メートル当たり6万から10万ベクレル。これをキロに直すとど

のぐらいになるのかといったところで、この10万ベクレルですと1,538ベクレル、1キロ当たり。6万ですと923。これが現実でございます。

さて、これに関して、阿見町の原発事故に対するその後の対応について、先日も説明がありました。再度お聞きしたいと思います。

1番としまして、阿見町の放射性被害の状況はどうなっているのか。

2番、放射能被害に対する窓口の対応はどうなっているのか。

3番、これからの放射能対策で町では何を重要な問題ととらえているのか。

4番、それに対する対策はどのような対策なのか。

5番としまして、食品放射能測定機を購入するが、その活用方法はどのように考えているのか。

この5点、お聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 川畑議員の質問にお答えいたします。本当に3月11日からの時間経過、そういう中で東電等の対応と、いろんな面で御説明をいただきましてありがとうございます。

1点目の、阿見町の放射能被害の状況はどうなっているのかという御質問についてお答えいたします。

放射性物質は町内全域に飛散、沈着しており、全町が被害地と言えますが、国の暫定基準等を超えるなどの被害があったのは農畜産物及びごみの焼却場の焼却灰処理についてです。このうち被害額が算出されている農畜産物については、国の暫定基準値を超えた品目は出荷停止となり、基準値を下回っている品目についても風評被害により著しく価格が下落するなど甚大な被害を受けております。被害額をまとめた8月末現在の損害賠償請求額は、町協議会、JA、酪農関係合わせて94件で、5,297万となっております。

次に、ごみの焼却場である霞クリーンセンターの焼却灰について、飛灰というろ過集じん器で集めた排ガスに含まれているダストを固化したのから、国の暫定基準である1キログラム当たり8,000ベクレルを超える1万6,200ベクレルという数値が7月に検出されました。以後も定期的に測定を実施しておりますが、8,000ベクレルを超えている状況でございます。この処理については、国が敷地内一時暫定保管という取り扱い方針を示したことから、最終処分場には処分できず、敷地内に保管せざるを得ない状況となり、今後の処理費等についての費用が発生してくると思います。

2点目の、放射能被害に対する窓口の対応はどうなっているのかという御質問にお答えいたします。

農畜産物の損害賠償については、5月25日に阿見町福島原発事故農畜産物損害賠償対策協議会を設置し、原発事故に伴う農畜産物の出荷停止や、風評被害等による損害賠償請求の受け付け事務を開始いたしました。米を初めとした農畜産物に含まれる放射性物質の測定につきましては、県において定期的に検査を実施しているほか、当町においてもJAや生産者組織が中心となり、主要な農作物について検査を実施し安全を確認した上で出荷しております。

農用地土壌中の放射性物質につきましては、県が全市町村から抽出調査を行った結果を濃度分布図として公表し安全が確認されましたが、さらなる安全確認と農家の不安を払拭するため、町独自で町内5地点について追加調査を実施いたしました。

次に、霞クリーンセンターの焼却灰のうち暫定基準を超えた飛灰についてであります。これについては、環境省が示した一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取り扱いに基づいて、さくらクリーンセンターへの搬出は行わず、霞クリーンセンター施設内に一時保管という対応をとっております。

3点目のこれからの放射能対策で町では何を重要な問題ととらえているのかと、4点目のそれに対する対策はどのような対策かについては、あわせてお答えをいたします。

放射能対策としての最重点課題は、町民の身体の安全であり、そのための対策として食の安全管理や空間の安全管理であると考えております。とりわけ、放射性物質等の影響を受ける子供については、慎重かつ丁寧に対応する必要があります。あわせて農作物については、生産者と協力して定期的に検査を実施し、農産物の安全性の確保を進めるとともに、学校給食についても食材を厳選するなど対策に取り組んでまいります。

最後に、5点目の食品放射能測定機の活用方法についてお答えいたします。

活用方法につきましては、町内生産農家が出荷目的で栽培した農畜産物や学校給食に使用される町内産食材、土壌、堆肥、地下水について測定することとし、スーパーや小売店で購入した野菜などについては、国や県がサンプル測定を実施していることから対象外とする予定であります。

機械導入予定が10月半ば、下旬ぐらいになるかと思いますが、11月からの本格運用となりますので、河内町、牛久市、龍ヶ崎市等近隣市町村で先に導入され運用されている動向や実績、運営要綱等を参考にしながら、有効に活用していきたいと考えております。

最後になりますが、先ほど細田議員の質問にもお答えしたように、放射能対策につきましては、今後とも国の動向を注視し、子供たちの安全を最優先に除染に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） まず1点、今お聞きした中で、農産物被害の賠償の状況について、先日、資料もいただきました。JAかすみ、また阿見町協議会、酪農関係、このうち阿見町協議会だけ請求額が出てはいるんですが、16件、2,300万と。支払額はまだ0になっている。JAかすみと酪農関係のほうは、請求額から見ると非常に少ない額なんです、これは一時金として出たのか、これが満額なのか。またこの阿見町協議会の16件に関しては、その進捗状況はどうなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。先日の全員協議会で御説明しました農産物損害賠償の状況ということで、これまで、8月30日現在ですが、JA茨城かすみで70件の件数で請求額が2,009万4,000円。それに対しまして支払額が722万8,000円。阿見町協議会におきましては件数が16件で請求額が2,356万7,000円に対しまして、その支払額が0だよというようにございまして、この金額について御質問ですが、まず1点目のですね、JAかすみの支払額700万につきましては、東京電力はあくまでもですね、仮請求に対して仮払いというような形をとっております。本請求につきましては、先週9日に県のほうで説明会がありまして、法人、個人につきましては、今月末ぐらいに9月下旬ですか、ぐらいに始まるということでございます。ですので、これはあくまでも仮払いということでございます。このJAかすみにつきましては、いち早くですね、そういった請求活動に取り組んでまして、請求したのが早かったからこういったことになったということで、その後、市町村につきましては、原則、このJAが基本となりますが、JAに出荷していない、それ以外のものを市町村の協議会が設立してそこで取りまとめて請求するというようなことをとっておりますので、そこで当町につきましては、協議会を設立しまして請求をしたものでございます。それで、現時点ではまだ仮払いについてはされていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） わかりました。今のこの合計94件で5,200,900万何がしが合計の請求額になっていますが、これ以外に掌握されている部分はあるんでしょうか。町内の農業、酪農関係で。これ以外の、ここに載っている以外に、町のほうとして掌握している部分はありますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 農産物につきましては、現時点でといたしますか、8月30日現在、今のところこの数字でございます。それ以外につきましては、いろいろあるかと思いま

すが、把握のほうはしてございません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ちょっと今、いろいろとお聞きした中で、1点、放射線量の問題に関しては、ほぼ安定してきたのかな、まあ、あとは風向きによって、福島の方からどう流れてくるかだけだと思うんですね。ただ、8月24日のこの線量測定結果、県のを見ますと、やっぱりこの県南地域が非常に高い。なぜかしら霞ヶ浦を挟んで県南が高いというような状況の中で、町のホームページからも小学校、幼稚園のも見てみまして、線量率に関しては非常に安定はしてきて、先日も学校の除染作業等やりまして、また低くなってきた。あと問題なのは中に入ってくる部分だと思うんですが、この県で出しているデータの中で、やはり土浦関係、これ、県立高校の1メートルの最高値、ちょっと見てみますと、土浦二校で5.56マイクロシーベルト、三校で2.22マイクロシーベルト、土浦工業で4.32と。霞ヶ浦豊学校で一番高いところで4.022マイクロシーベルト。土浦養護で6.9、美浦養護で3.16と。一番高いところでこれだけ出ている。出ているので、まあそれはそれでいいんですが、この高いがゆえに、これを見たときに、放射線量率というのは、やっぱりどうしても高くなる。これはしようがないと思うんですね。その後のセシウム134、137の沈着量、合計の量を見ていったときに、これからちょっとどういうことが危惧されるか、その辺をお聞きしたいと思うんですが。どう見ても、これが架空のミスのデータなのか、現実阿見町はこんだけ汚染されているのか。それはどのように判断されますでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。今の御質問は、8月30日に生まれた文科省及び茨城県による航空モニタリングの測定結果によるものかと思えます。こちらはですね、一緒に共同に実施しております茨城県それから私ども市町村にもですね、全然事前に知らせもなく、文科省がですね、マスコミにまず発表したと。その後、ホームページに発表しまして、私どもはその30日のテレビニュースですね、それから翌日の新聞等で初めてこの事実を知りました。

これがですね、見せ方が大変ですね、私は混乱を招いていると思います。はっきり申し上げまして、風評被害を文科省が実際に自分の手でやっているというような、そんなふうに感じます。といいますのは、1メートルからの線量を茨城県の防災ヘリで、3キロピッチですので大体10平方キロに1ポイントで、それを電波を搬送させて測定しているという。その結果は出ているのが、それは県南地域でそんなに色が変わらない数値だと思います。それを1平方メートル当たりどれぐらいそういった放射性物質が濃度があるかというのを、これはあくまでも計算でやったということで、私どもの環境政策課の職員が直接文科省の職員に聞きましたところ、

あくまでも計算でのデータですという答えでした。それで、それはなおかつ、今までは1キロ当たりっていう三次元の世界での濃度の表現だったんですが、ここで初めて1平方メートル当たりっていうことで、これも混乱を招いたことでございます。なおかつ、6万ベクレルから10万ベクレルという、とんでもない数字。それでそれがマスコミの方はそのまんま出しているものですから、平方メートルもキログラムも全然一般の人、わかりませんので、それですごい混乱がありまして、当庁にも連日、相当の電話がございました。

例えばこの判例の分け方だと思うんですけども、もし6万から10万じゃなくて、その下の例えば、1万から2万とか2万から3万とかっていうふうに小刻みにやっていけば、この阿見町が果たしてこの色なのかどうかっていう、それさえも教えてくれないわけですよ。こういうことを国がやっているわけですから、それに対して、一般の方が国を信用するんじゃないってことを言っているのはわかりますけども、確かに私も個人的にはまさにその思いです。

ただ、事実これはマスコミに流れました。それを、この5万弱の町の職員がすべて言っても、町民はそれを信用していただけませんので、それについて我々はこれを検証するために、45カ所ですね、土壌検査を今、実施しているところです。今、大体ですね、先週、毎日のように検体を送っておりますので、徐々に出てきておりますけども、6万ベクレルは900幾つっていうことなんですけども、少ないところでは——ちょっと全部は出そろっておりませんが、少ないところでは400とか300、200のところもございますね。207とかそういったところがあります。多いところは1,000ぐらいはありますけども、ほとんどがですね、今、大体3分の2ぐらいが出てますけども、ほとんどが1,000以下です。それを文科省は大体10平方キロですと、阿見町70平方キロですから、多くても霞ヶ浦入れても7ポイントの平均でこういった、どうしてこういうふうに、何というんですかね、詳細な形で図面が示されているかわかりませんが、本来、10平方キロをこの図面に示すのであれば、本来モザイクになるわけですよ、平方キロの。そうじゃなくて、何か精密なっていうことで、それさえ信用できないんですけれども、ただそれ以上に、45ポイントやった結果、実際には1キログラム当たり1,000ベクレルもない状況ですので、これはちょっと私は文科省に対してこの数字をもって、町長にちょっとどなり込んでいただくようなことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。なぜそれを聞いたのかと言いますと、私、生活産業部長いなかったんで、農業振興課のほうへ行きまして、阿見町の業者の話をしました。8月3日の茨城新聞、これにこのように出てます。本県産堆肥から基準超すセシウムが京都で販売だと。要するに、京都府は2日、府内のホームセンターで販売されていた本県産の堆肥か

ら国の暫定基準値1キロ当たり400ベクレルを超える放射性セシウムを検出したと発表した。府によると、ロイヤルホームセンターで販売していた創和リサイクル馬ふん堆肥5リットル入りというやつなんです。ウッドチップをまぜて発酵させたもので、1キロ当たり、これが幾つで見つかったかと言いますと、4,990ベクレルのセシウムが発見された。この件に関して、農業振興課のほうで行ってもらいはしたんですが、ここでどのようなデータ、またどのような内容をお聞きになってきたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 　ただいま14番倉持松雄君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は13名です。

　ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 　はい、お答えいたします。馬ふん堆肥の問題で、京都のホームセンターのほうでそういった高い数値の堆肥が出たということで、その出荷元っていいですか、出荷元は県内の県西のほうなんですけども、そこに町内の業者が卸しているというふうなことで、そういったことで県のほうでも取り上げて、実際にですね、現場に行きまして、そのものを再試験しましたところ、基準値以上のものは検出されなかったということを聞いております。今、議員もおっしゃいましたが、ウッドチップと馬ふんとをまぜて堆肥化しております。実際にですね、馬ふんのほかにもですね、牛ふんのほうでも出ております。それで、これにつきましては、牛ふんそのものからはですね、放射性物質は検査した結果0でした。そのウッドチップ、それが相当に汚染されているということで、それをまぜた結果がそういうふうになったということでございますので、そのウッドチップがどこからですね、運ばれてきているのかっていうのは、それはしっかりした検証っていいですか、調査はしておりませんが、町内のそういった馬ふんそれから牛ふんのそのものについては、基準以上の汚染はないというふうに私どもは県の調査、それから私どもの調査で確信しております。

　以上です。

○議長（佐藤幸明君） 　3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 　これ、4990、京都で何でこんな数値で発見されたのかは、まだその現品も戻ってこないんで、何とも確定できないっていうのが現実なんです。このいきさつがちょっとありまして、町内のこの業者が4月の終わりに県とのやりとりの中で、ちょっと非常に心配だということで、町のほうにも4回ほど問い合わせをしたそうです。問い合わせをしたんですが、電話先でたらい回しに遭って、結局取り上げてもらえなかった。県のほうも、東電だ国だっていうことで、取り合っただけでなかった。結局、京都で見つかった、それで県の職員が何度も足を運んで測定をしました。私もその測定に来たときに、担当課の責任者が来たときに私も一緒に行って立ち会って見ておりましたが、この前に自分ではかってるんですね、そこでは。

5月23日の依頼のときにはかかっておりまして、そのときで134が540、137が580。こういう資料は見せてもらいました、どうですか、行ったときに。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。農業振興課長村松利一君。

○農業振興課長（村松利一君） はい、お答えします。川畑議員のほうからお話がありまして、直接、次の日にお話しに行ったときに、まず、先ほどお話がありましたように、町のほうに何度か電話したということが、社長さんのほうからお話がありました。その際、私には直接話していなかったものですから、どちらのほうにというお話をしたんですけども、それについては、名前を上げることはできないというお話が1つありました。それと今の数量に関してはですね、直接社長さんからは聞いておりません。聞いた話としては、そちらの、先ほどお話がありました4,990ベクレルの話と、その物体が実際にはないということ。私が行ったときにはもう、県のほうから、次の検査結果が出てくるというお話だったものですから、そういったちょうどタイミングのときに話をさせていただきました。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） わかりました。できれば、直接いろいろと掘り葉掘り聞いていただいて、いろんなデータ情報を提供してもらえれば、もっとよかったのかなと思うんですが。何度もやってるんですね、御自分で。これ1検体出すのに2万とか3万かかるんでしょ、測定するのに。5月の23日にやりました。8月の2日にもやりました。このときは、134が490ベクレル、137が540。その後、県のほうの職員が来て、表面じゃなくて今度はちょっと表層から重機で穴を掘りまして、汚染されてないだろうというところから、まあないだろうといっても、かなりひっかけ回したりするんで0にはならないんですが、そのときで、堆肥の中に260と77。その後、本当に汚染されてないところから抽出して今出荷しているやつが、134が19、137が33。今これは問題なくなったんですが、1点ここで、一応行ったときに、被害状況から何かって、実は聞いてほしかった部分もあるんですね。なぜかって言いますと、やはり、その業者にとっては、町民の一員でもございますし、またその地域全体の問題でもあります。この色を見たときに、国は何でこんなことをやったんだというよりも、この裏にあるもの、事実としてそういう高いところも間違いなくあると。ですから、何にもこれが色分けされてないから安心かという、何ともそうは言えない。どっかしらホットスポットでぼつんと高いところは当然これはそのときの空気の状況、雨の降り方等で考えられるんですが、この阿見町の業者での被害総額ってというのはどのくらいだか想定されますか。想定できますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、今のお答えする前にですね、相当私どももそういった農産物とかそういったことで、大変神経質になっておりまして、町民の方々からそういった農

作物大丈夫か、消費者からもそういったお話がある中で、そういったところの販売をしているところがみずから調査をして、そのときにこういった暫定基準値があったかどうかわかりませんが、その数字がこういったことだということで、それがわかっていればですね、私どもに相談に来ていただいて、それで県に行くなり、いろんな対処ができたかと思います。それが、実際にそれをせずにですね、自分で出荷して、京都のほうでそれが発覚してからどうにかしてほしいということに対して、ちょっと私どもそこまでは責任が負えるかどうかというのは、大変難しい問題かと思います。

今の御質問ですが、被害総額につきましては把握してございません。想定もできません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私もこの牧場に行ってぜひ聞いてきてほしいというのは、やはりその辺の状況も全部聞いてきてほしかったんですね。一度じゃなくて二度、三度と行ってもらえれば、いろんな情報がそこから、短時間でもいいから聞けたと思うんです。ですから、責任のなすり合いで町の責任云々と言うつもりはないんです。実はこれだけのことがあったと、まず知ってほしい。そこでの被害総額を見ますと、さっきの町のトータルの総額とけたが違うんです。4億2,367万7,701円なんです。その堆肥の総量が1リットル10円で換算してそうなんです。4億2,000万からの被害総額が出ている、町内の業者で。やはり、その1点に関しては、ぜひこれからそういう、要はこの放射能問題で、そういう業者また風評被害も含めて、ぜひこれはもう出さないでいただきたいと、阿見町からは。その点をまずお願いしたいと思います。

とりあえずこれだけの被害が町の1業者の中から出てしまった。そのとき、町、県の窓口の対応も、非常に、東電に請求また国、東電とのやりとりの中で、本人も相談ができなくて、結局そういう形で出して、ほかで見つかってしまった。これが現実なんですね。ですから、これはあくまでも行政側にも、私は責任があったのではないか。やっぱり電話があったときには、窓口だけではなくて、一度やっぱり足を運んでみる。そんなに遠いところじゃないはずなんで、車で10分も走れば、多分、ここからでも行けると思いますんで、そういうことをぜひやっていただきたいな。そうすると、その現場から、またいろんなものが見えてくると思いますし、この阿見町を住みよい町にまた明るい町にしていくためにも、ぜひそういう努力が私は必要だったのではないかと思います。

もう1点、この放射線の濃度、最新を見て言うわけじゃないんですが、これもそうですが、阿見町の業者の堆肥の表層から出た、それも合わせて1,000ベクレルを超えている。この状況を見まして、この先、どういうことを想定されるか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。今の馬ふん堆肥からの被害が出たことに

対して、それからどう想定されるかということでございますが、その当事者の方がどう言っているか私は把握しておりませんが、あくまでも県が検査したところ基準値以下だったということを知っています。それで、今お話がありますように、馬での検査はしていませんが、牛での牛ふんにつきましては検査をしましたところセシウムは検出されなかったと、放射性物質は。それにまぜたチップですね、それから相当量のものが出たということですので、あくまでもそれが原因と考えております。そのチップにつきましては、はっきりとはその業者は申しませんでしたでしたが、町外、県外のほうからってというようなことでしたので、それ以上につきましては営業等の問題等もありますので、私どもは踏み込みませんでした。そういったことから、堆肥につきましては安全というふうには、安全宣言も出ておりますので、考えております。なおかつですね、そのほかにつきましても、確かに文科省のこういったデータはありますので、それはそれで、ホットスポットってというような考え方で、これからはほかよりもですね、特別についていますか、県のですね、そういった基準ではなくて、それ以上にですね、いろんな独自のやり方で検証するなり努めていく考えでおります。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） その件、ありがとうございます。よろしく申し上げます。ただ、この阿見町の業者の馬ふん堆肥からこれが出た。この写真で見てもやはり線量率が高い。そこで何が想定されるかっていいますと、これから出てくるキノコ、その辺はどうするのか。これは福島で全部キノコが出荷停止になり、またキノコ狩りもだめだということになりました。その辺のキノコの放射性物質の吸収力が非常に高いっていうのも御存じだと思うんですが、例えば、1,000ベクレルの土壌に山林の中にキノコが生えたとき、最高どのぐらい吸収するか、その辺は御存じでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、福島のほうで、そういったハツタケですとかそういったものから基準値以上の放射性物質が検出されたということは報道で存じておりますが、今のような1,000ベクレルからという、そういった実証、実験的なデータは、ちょっと把握しておりません。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私、先日、学校の校庭なんかもやりながら、父兄の方に言ったんです。今年は多分キノコ狩りだめだよ。というのはなぜかと言いますと、これはチェルノブイリの事故の後、ヨーロッパで中心として1万ベクレル以上のセシウム、1キロ当たり、キノコがいっぱい見つかったんですね。先日、出ておりました、福島で2万6,000でしたっけ、高いのが、3,400とか。どこでしたかね、出ておりましたね、ああ、これですね。菌根性チチタケから1

キロ当たり2万8,000ベクレル。また、3,200ベクレルと非常に高い。こうなると、1,000ベクレルであると、菌根性のキノコの、これは原木があるのではまた別なんですけど、直接生えてくるものは、土壌の2.4倍の最大値、セシウムを含むキノコがとれる可能性がある。ということは、1,000ベクレルあると2,400の可能性はある。こうなったときに、阿見町として、どの辺が安全でどの辺がホットスポットなのか、ちょっとまだ把握ができてないんで、私も想像で言うだけではちょっと何ともまずいと思いますんで、そういう可能性があるのが現実です。その辺の対応を町としてこれからどう考えていけますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、そういった、もしデータがあればですね、これは町内のキノコもですね、土壌の濃度以上に出るということが考えられますので、それについては、例えばですね、野生のキノコは食べるのやめましょうとか、そういったことですね、町民の方に知らせていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） そうなんです。先ほどありました、もう何て言うんでしょうか、シーベルトが怖いじゃなくて、このベクレルが非常に怖い。地面の中に放射能物質がもう潜り込んでるんで、それからいかに我々が体内に取り込まないように工夫をしていくか。それが大事になってくると思います。先ほどもいろいろ話しましたが、簡単に言いますと、放射線の感受性というところで、リンパ組織、要するに非常に放射能の影響を受けやすいのは、このリンパ組織、また造血組織——骨髄とか、また、生殖腺、そして粘膜、これが非常に受けやすい。次に、唾液であるとか髪の毛であるとか汗腺であるとか皮脂腺であるとか皮膚。その後には肺とか肝臓とか。一番最後に骨とか筋肉とかって、こんなふうになってまいりますが。非常に受けやすいリンパ組織、血液関係、また生殖腺等を考えてみたときに、やはり受けやすいものは即、出るのではなくて、逆に言うと、晩発生障害ということで、時間がたってから蓄積した中でこれは出てくる可能性がある。そうすると、本当に町の特に若い人、子供たち含めて、放射能問題に関しては、これからますます敏感にしばらくは取り組んでいかざるを得ないのかな。セシウム137で半減期が30年とあります。134は2年ちょっとで半減期迎えますが、まだまだこれから先は長い。今回のこのキノコ問題もありますし、ある意味で、この色を見たときに、福島県の一部とほぼ変わらない。この色だけ見ると、本当に向こうの被災地と変わらないのがこの阿見町だと思って見ますと、1点は、向こうの自治体に担当課の人が行って、放射能問題に関して、具体的にどのように取り組んでいるんだといったところもぜひ行って、聞いていただいて、阿見町から放射能問題で被害をこれ以上出さないような対策を、ぜひ、私はお願いしたいと思います。

まず、この点はこれで終わりたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 続きまして、質問をさせていただきます。

地球温暖化の問題で、しばらく前にも一般質問させていただきました。1979年以降の観測では、下部対流圏温度で10年につき0.12から0.22℃の割合で上昇し続けて、簡単に言いますと、過去1,300年の気温の変化よりも、ここ数十年の気温の変化のほうが非常に激しい。非常に温度が高くなってきております。

昔と言いますか、昔までもないんですが、30年前のデータを、ちょっと土浦のを出してきました。6月で1日の最高気温の平均値が26.2——結構高いんですね、7月が25.6、8月が25.0——これちょっと低いような気もするんですが、9月が24.9、最低が大体6、7、8と21度から22度の間ぐらいなんですね。2010年、昨年見てみますと、気温の低いほう、平均値は大体6月が低いほうで22度、7月が26.8、8月が28.6、9月が23.7、最高のほうが、6月が26.7——ここはあんまり変わりません、7月31.6、8月が33.9、9月が28.5と、非常に温度がこの近辺でも高くなってきております。

今見ますと、一番下の子供が今、高校2年なんですけど、中学校のときによく聞きました、「学校暑くないか」って聞くと「非常に暑い」と。体育が終わったりプールの授業が終わるととても授業にならないというような話で、勉強あんまり好きじゃなかったもんですから、そっちのほうの影響に及ぼしたかどうか、それはわかりませんが、しかし、非常に環境的には厳しいと。それを見たときに、この温暖化が進んでいる中、ここでお聞きしたいのは、町の子供たちの教育環境で、夏の教室の空調設備、これはぜひ整える必要があると思うんですけども、それを町としては、この後、どのように対応していくのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 2点目の御質問の小中学校の教育環境についてお答えいたします。

町では、すべての町立小中学校の保健室、コンピューター室、職員室及び校長室に冷房設備を設置しており、学校として必要最低限の冷房化を進めてきました。

冷房が必要となる酷暑期間の多くは夏期休暇期間となり、基本的に児童生徒は登校していませんが、最近では、夏期休暇期間中も課外授業や部活動など、さまざまな活動が行なわれており、このための冷房設備の必要性は十分承知しております。

しかし、町立小中学校全体に冷房設備を整備するには、多額の費用が必要となり、さらに冷房設備を運転するためにも経費が必要になります。また、町立小中学校では、耐震化工事が急

務となっております。このため、町立学校においては、冷房設備の整備より耐震化工事を優先して実施することになります。

なお、町立小中学校に設置している集中暖房設備の改修時期が来ますので、暖房設備改修の際には、ランニングコストや環境負荷——エコ化を考慮して、暖房から冷房暖房設備へ改修する計画で進めたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ぜひこれは早急に、コストがかかる、またいろんな工夫をしながら、ぜひ経費を捻出して進めていただきたいなと思います。

私もちょっと周りの近隣を聞いてまいりました。かすみがうら市、対岸に見えますけども、昔、出島と言っておりましたが、あちらは、小中学校17校あって、小学校が3校だけ冷房が入ってない。あとみんな入っている。稲敷市、これは全部冷房が入っております、小中学校。美浦、ここは中学校だけ冷房が入っておりまして、小学校は扇風機が入っているそうです。牛久、これは去年も行ってきましたが、牛久はもう全部入っております。入っていないのは近隣でどこかといいますと、阿見と土浦と。余りいいレースでもないと思いますし、ぜひこれは周りの近隣と比べて云々という問題よりも、子供たちのやっぱり学習環境を考えたときに、ぜひこれは必要でありますし、捻出をして、幾らかでも早く実現をしていただけるように、取り計らいをお願いしたいと思うんですが、その点、町長、どうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁をお願いします。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、教育長が答弁したとおりですね、やっぱり耐震化がまず第一義だと思うんですね。だれでも子供たちに教育環境をよくしていきたいというのは、これはだれでも同じなんですけど、まず子供たちの安心安全を確立してから、その後にやっぱりやっていくっていう、1つの事業になるのかなと、そう思っております。先ほどの教育長と同じような答弁で申しわけございませんが、余り、ね、やるなんて話になると、また皆さんに御迷惑かけますので。徐々にね、やっぱりやっていくことはだれでも考えていると思うのでね、それは27年以降、やっぱり、どういう考えでもって町のそういう設備をしていくかということを、きちんと検討していきたいと思っています。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 本当に、1日でも早く学習環境が整うように、町のほうとしても努力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時40分といたします。

午後 3時33分休憩

午後 3時42分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） 皆さん、こんにちは。私は、福島県飯舘村を通り、南相馬市の原町小学校の避難所に今回行ってまいりました。6月も引き続き、防災関係も含め質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、地方自治体における事業継続計画、BCP——ビジネスコンティニュイティ・プラン——失礼しました、英語苦手なものですから、アクセント、勘弁していただきたいと思いません、についてでございます。若干御説明いたします。

地震のような大規模な災害や事故などの予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続ないし目標復旧時間内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画のことでございます。事業継続に重点を置いていることが一般的な防災対策とは異なります。全国自治体でも、地域住民の命、生活、財産の保護だけでなく、行政サービスの維持、保健や福祉への対応、緊急時、被災時における道路、水道等の復旧、整備などといった観点から、BCP策定の必要性の認識が高まっています。阿見町民の命を守り、都市機能を継続させるために、阿見町BCP策定を提案するものでございます。9月7日付の茨城新聞にも、これは中小企業策定支援ということで載っておりました。今回の震災では、インフラの損壊や停電、供給網の寸断などで、広範囲で長期化し混乱したことは、皆さんも御存じのとおりでございます。

通常業務のうち、中断が可能な業務をA業務とした場合、また中断はできないが縮小して継続可能な業務をB業務、一時的に中断が可能な業務をC業務に分類し、各課ごとの応援体制を明確にすることが重要でございます。町民に最も身近な自治体として、町民生活や社会機能を維持することは、最も重要なことで、重要な責務でございます。BCP作成の有無と必要性について、地域防災計画と並行に早急に検討していくべき課題ではないかと思えます。

そこで、1点目、BCPの根幹とも言えますが、事前に拠点施設の耐震化が必要と考えますが、進捗状況をお伺いいたします。

2点目、新たな災害情報システムの開発が必要ではないかということでございます。被災者

支援システムについてお伺いたします。被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳、いわゆる被災者のカルテです。6月も御質問いたしましたが、研究しますとの御答弁でした。ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

3点目、稼働している情報システム維持の対策はどのように考えておられるのか。

4点目、非常時優先業務を選別し、BCP早期策定をすべきと考えますが、町長の御見解をお聞きいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 難波議員の質問にお答えいたします。また同じように研究するというような形になってしまうんですけど、なかなかこれをすぐにできるっていうような状況ではないということも御理解いただきたいなと思います。

まず、1点目の地方自治体における事業継続計画の策定についての1点目、災害時の拠点施設の耐震化の進捗状況ですが、一時避難場所に指定されている小中学校や公民館等の施設のうち、学校については、児童や生徒の生命を守る観点から優先して耐震化を進めており、平成27年度までに完了する予定となっております。学校耐震化終了後の平成28年度以降に、災害対策本部が設置される、ここ役場庁舎及び中央公民館及び町民体育館の改修を予定しております。これらの工事が完了すれば、すべての町有建築物の耐震化が終了することになります。

耐震対策には多額の費用が必要であるため、計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の新たな災害情報システムの開発が必要ではないかについてお答えいたします。

前回の一般質問でもお答えいたしましたが、被災者支援システムは、阪神淡路大震災により甚大な被害を受けた兵庫県西宮市が開発したものです。このシステムには、災害対応で必要となる被災者台帳、罹災証明書の発行等の被災者支援システム、避難所関連システム、緊急物資管理システム、仮設住宅管理システム、犠牲者遺族管理システム等からなっており、災害発生時に住民記録データを取り込んで使用するものです。このシステムは、財団法人地方自治情報センターにより配布され、避難所や仮設住宅の管理、犠牲者遺族の管理等、大規模な災害発生時には非常に有効であると考えておりますので、今後の災害対策を見据えて研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目の、稼働している情報システム維持への対策はどのように考えているのかについてお答えします。

大規模災害や不測の事態が起きた際の情報システムの稼働については、データセンターや電気通信事業者との通信環境の確保と、役場庁舎や出先機関のサーバー、ネットワーク機器、ク

ライアントパソコンなど、動作環境の確保が必要であると考えております。通信環境の整備の中で住民情報を扱う基幹系システムについては、昨年度中に予備回線の整備を行い、緊急時に備えております。動作環境の確保については、役場庁舎内にあるサーバー室の耐震対策や停電時にサーバー機を安全に停止させる装置の整備を行っており、3月の大震災の停電時には、装置が適切に作動し、機器の故障やデータの損失はありませんでした。しかし、停電が長時間に及ぶ場合にシステムを稼働させるためには、非常用電源の確保が必要となるため、非常時における優先業務の整理を図りながら、自家発電装置の設置は積極的に設置していきたい、そう考えております。

次に、4点目の、非常時優先業務を選別し、BCP早期策定すべきと考えるのいかかについてお答えいたします。

BCPとは業務継続計画、英語で言うと、また同じになってしまうんですが。業務継続計画のことで、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保、配分や、そのための手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても適切な業務執行を行うことを目的とした計画であります。

町では、大規模な災害を想定した防災対策といたしまして、災害対策基本法に基づきまして地域防災計画を策定しており、災害時はその計画に基づきまして、災害応急対策と復旧・復興業務を速やかに実施することとなっておりますが、大規模災害時で優先的に継続すべき通常業務の特定及びその執行体制についても、応急業務とあわせてあらかじめ検討しておく必要があると考えておりますので、被災者支援システムと同様に、今後の災害対策を見据えた研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。提案ですので、かなり、研究ということで、ぜひ期待するものでございます。

1点目ですけれども、まずBCPにおいて、庁舎と中央公民館、体育館ということですね、あとは、平成28年以降ということでもよろしいでしょうか。役場庁舎の耐震診断も済んでいないということでもよろしいのでしょうか。確認いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。役場庁舎の耐震診断は、既に行っております。実際の設計から工事につきましては、こういった、先ほど申し上げました優先順位をつけて、学校の工事の後というふうに、今のところ考えています。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 今の、診断済んでいるということで、住民には大変心配な回答だと思います。そうしますと、どこ、どの辺までもつのが、震度。やはりその辺がないと、一般の住宅もあるわけですけれども、今後こういった回答をぜひお願いしたいと思います。

それでは、具体的な見通しは28年ということで、平成28年ということで伺いましたのでよろしくお願いたします。日立、水戸の庁舎も使え……。

〔「以降です」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） 以降ですね、はい、わかりました。以降。その後聞いても答弁は出ないと思いますのでね、はい。ぜひ、それは当然やっていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。

日立、水戸も使えなくなったということもありますので、ぜひ計画的に、財政的なこともあると思いますけれども、国・県のそういった補助ですね、そういうものもぜひ使っていただいて、要望して、これは当然やっていただきたいなと思うところです。

次の、2点目ですけれども、被災者支援システムですけれども、ぜひやっていただきたいと思います。仮にですね、あつてはならないことですが、もし現時点で東北のような大震災が発生してしまった場合、こういった被災者情報の管理がなされるのでしょうか。その辺をお聞きします。例えば、既存のパソコンの表計算ソフトでそういった管理情報を作成されて、一人ひとり入力されていくような形になるのかどうか。今時点の対応を1点お聞きいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。福島とかそういったのと同じような被害があった場合というときのシステムということなんですけれども、その災害システム、例えば被災者台帳ですとか罹災証明とか、そういった特別なシステムは今のところ持っておりませんので、そういう事態が発生しましたらばですね、今のシステムを活用してやらざるを得ない状況になります。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 実際に、今の平時のときのような、そういう業務が、今の御答弁ではとてもできるとは思えませんけれども、今ここですぐと言っても御無理かと思っておりますけれども、本当にいつ起こっても対応できるようにしていただきたいと思います。また、4万8,000人の阿見の町民の命、財産を守っていく、また、この阿見町のその先頭になっていくのが町長でございますね。しっかりともう一度認識をしていただいて、御検討をいただきますよう、よろしくお願いたします。

ちょっと追加したいんですけれども、御答弁いただきました中で、情報管理、そのほかに就学情報、福祉関係情報、それから介護体験、保険や国保の減免、そういったものも被災者に必要なものは情報が一元化されますので、ぜひお願いしたいと思います。また、9月7日現在、震災前に導入した自治体は約220、現在、震災後新たに導入した自治体だけでもプラス405と急増しております。ぜひ、勉強を積み重ねていただき、早く結果を出してください。強く強く要望いたします。

3点目、情報システムの継続についてでございますけれども、停電時、やはり電源確保ということで、自家発電の設置ということで、これもぜひお願いしたいと思います。また、今御答弁ありました重要なデータの保管ということでありましたけれども、どういったところに保管して、安全な場所というものは阿見町にあるのでしょうか。それ2点目。また、各課のサーバーの管理はどうしているのか。一元化、二重化されているのか。また、もう1点、今までそういった火災訓練、そういった非常時を考えて、重要データを持ち出すというような、そういう訓練もされたのでしょうか。また、今後予定はございますか。3点をお聞きいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。まず、情報の重要なデータの管理でございますけれども、二重に管理をしております。住民情報系の情報ですけれども、1つは町のサーバー室のほうでデータを管理しておると、それと、このシステムを委託しております業者さんのほうに、また別なデータを管理するコンピューターを置いてもらいまして、二重に管理しているということでございます。

それと、2点目の町のサーバー室の管理、安全対策ですけれども、基本的に役場庁舎の耐震の工事をしなければ、役場の中に入っておりますので、根本的な対策ということはできないんですけれども、一応サーバー室というのがございますので、そこの機械の固定化は行っております。それと、停電時に、先ほども申し上げましたけれども、サーバーが安全に停止するような、データを失わないような装置というのを既に整備しております、これは3月11日にこれが機能しまして、安全な停止ができたということでございます。

3点目のデータの持ち出し等ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、重要な住民情報系、住民の方の基本的な情報とか税情報とかですね、そういったものは、町のほうのサーバー室それと同じものがデータセンターのほうにサブとしておいてあるというようなことでございますので、そういったものを二重なセキュリティをかけながら保管しているということで、それについては、特別な訓練はしておりません。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。本当に耐震化がまだということで、固定はされているということで、御答弁ありがとうございます。

また、最後の4点目ですけれども、BCPということで、県のほうでも説明会が開催されたということなんですけれども、こちらには大勢の県内の自治体が参加したということなんですけれども、阿見町では参加したのでしょうか。また、何人行かれて、どういった内容だったのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民活動推進課長飯野利明君。

○町民活動推進課長（飯野利明君） はい、お答えします。県のほうでBCPの策定ということで説明会がありまして、うちのほうからも担当のほうが出席をしております。基本的に業務継続計画ということで、全般的な説明でございます。ただ、私も直接は参加してなかったものですから、詳細、詳しいところまであれなんですけれども、今まだ自治体のほうで策定余りまだ進んでないような状況でございます。ただ、国のほうでも情報通信関係、情報通信システムのBCPのガイドライン等は示されてございますので、必要性としては、先ほど難波議員からもおっしゃられたようにですね、防災計画の中でも人の生命それから財産を守るのが第一ということでございますが、BCPの中では、その後の業務の継続、まず何を優先していくかということが大きな内容になってございますので、防災計画とも絡むところはあるんですけれども、国のガイドラインの中でも、まるっきり別に策定というのではなくて、基本的にBCP自体、災害のリスクの想定をしまして、それに対してどのような対応をしていくか。防災計画の中でも時間的に、まずは人命の救助、これが大事だと思いますし、その後、公共施設のインフラの復旧ですとか、そういったものをある程度、時系列に乗ってございますので、そこら辺との整合性も図りながらですね、今後研究してまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ぜひ、洗い流しをしていただいて、防災計画と並行……。洗い出しですね、仕事のいろんな。そういったことで、今後、推移を見守ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で御質問は終わります。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 続きまして、学校施設の防災機能強化についてでございます。

東日本大震災から6カ月を経過した現在でも、学校の1割が避難所になったままで、現場からはさまざまな問題提起がなされているところでございます。想定を超えた人数、食料や水、防寒具の予定・不足、備品が十分でなかったこと。例えば約1,000人が避難した岩手県陸前高

田市の中学校では石油ストーブ2台しかなく、教室のカーテンで寒さをしのいだといいます。また、宮城県南三陸町の志津川中学校では、校庭に穴を掘ってブルーシートで覆い仮設トイレにした、そして使ったと聞いております。また、その菅原校長さんは、今回一番困ったのは水だったと。事前に想定し、備えを十分しておかなければと話されておりました。今回、教職員らが児童生徒の安全な確保や、学校運営に加え被災者対応にも終日追われたことも重要な問題です。

こうした教訓を踏まえて、文科省は、震災後、学校施設を地域の防災拠点として整備していく方針を打ち出し、緊急提言いたしました。安全性の確保、また機能の確保、省エネルギー対策の柱は3本です。阿見町においても、今回の震災で、地域における避難場所、さまざまな課題が生じたことも事実であります。

そこで、1点目、何よりも学校施設の耐震化の推進の一層の加速が必要であり、構造体の耐震化だけでなく、非構造部材——天井や照明器具、窓ガラスなど、落下防止対策の今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、提言では、学校には数日分の食料や飲料水、燃料、毛布、ストーブなどの備蓄と、そのための倉庫の整備を求めています。現在の備蓄状況、今後の改善はどうか。また、被災地では、食物アレルギー対応食が整備されていないため、今回ですね、子供等を含む患者の皆さんが命の危機にさらされるケースが相次いだということです。毎日新聞4月後半の調査では、都道府県政令都市66自治体中、備蓄があるのは20自治体、30%にしか過ぎなかったと。総務省、消防庁は災害対策の際、備蓄するよう呼びかけています。災害用非常食、アレルギー対応食を今後備蓄できないかどうか。

3点目、断水時の対応はどう考えておられるのか。プールの水をトイレの水洗に使えるよう、配管やポンプの整備、またマンホールトイレの整備等で考えられないか。小中学校の井戸設置の今後の考えはどうか。また、あわせて今後、公共町内会の井戸マップの作成のお考えはどうか。災害対策本部と連携をとるための災害時優先電話等の通信機器、自家発電機の設置の対応はどのようにしていくのか。

4点目、避難所運営はどのように考えていくのか。教育委員会と防災担当部局との連携はどのようにしていくのか。避難所運営マニュアルはどうか。教職員と地域住民の自治防災組織間での避難者誘導や炊き出しなどの役割分担を明確にし、机上訓練の実地について、例えば、避難所運営訓練、静岡県防災センターで開発されたHUGというものがありますけど、これを取り入れ、備えるべきではないかと御質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、続きまして、学校施設の防災機能強化についてお答えい

たします。

1点目の、構造体の耐震化だけではなく、非構造部材落下防止対策は今後どのように取り組んでいくのかについては、教育長より説明をしていただきます。

2点目の、小中学校の備蓄状況、今後の改善はどうかからお答えいたします。

現在、防災倉庫は阿見小学校、朝日中学校、竹来中学校の3カ所に整備しております。備蓄食料については、アルファ米やパン、うどん等の主食が約6,100食、クラッカー等が約4,200食、カレーが860食、フリーズドライスープが1,600食です。今後も、アレルギー対応食等、大規模災害に備え、備蓄品の充実を図っていく予定でございます。

次に、3点目の、断水時の対応はどう考えているのかについてお答えいたします。

まず、プールの水利用ですが、飲料水として利用する場合には、浄水装置の設置が必要となります。災害時の飲料水として、現在、阿見小学校敷地内にある100トンの耐震性貯水槽のほか、水道課が所管する給水源として、上郷配水場に6,000立方メートルの配水池、追原配水場に2,000立方メートルの配水池を有しておりますので、まずはその活用を優先的に図ってまいります。

次に、マンホールトイレについてですが、マンホールトイレとは、下水道のマンホールの上に簡易トイレとテントを設置し仮設トイレとして使用するもので、くみ取りの手間が省け、断水が続いた場合に有効であります。しかし、下水道が破損していないというようなことが前提となっており、整備方法によっては、水が必要となるなどの制約もありますが、大規模災害時にはトイレは必須であり、今後、研究課題ではないかと考えております。

次に、小中学校の井戸設置についてですが、第一次避難所となる小中学校に井戸を設置することは、上水道の断水時には効果がありますので、防災施設整備計画の中で優先度を見ながら検討してまいります。

町内会の井戸マップ作成については、必要性は十分認識しておりますが、所有者の意向確認や、防犯上及びプライバシーの問題等から、慎重な対応が必要であると考えております。

次に、通信機の自家発電機の設置の対応についてですが、現在、情報通信設備の整備に当たり、運用面、費用面等を検討し、最良な情報通信システムの構築のため、基本調査を実施しておりますので、避難所との連絡方法等を含め協議してまいります。また、自家発電機の設置については、防災倉庫の整備を含め、あわせて検討してまいりたいと考えております。

防災施設整備については毎回盛りだくさんの御提案をいただいておりますが、今後、防災行政無線の整備等を予定しており、億単位の多額の費用もかかることから、優先順位を定めて計画的に整備をしていきたいと考えております。

次に、4点目の、避難所運営はどのように考えていくのかについてお答えいたします。

東日本大震災時において、自主避難に備え一次避難所に指定されている施設では、施設の開放及び避難者の受け入れを行い、避難者名簿の作成と災害対策本部により毛布、食料、水の配布を受けた後、直ちに避難されている方に配布を行いました。3月11日において、6カ所の避難場所において、最大249名の方が避難しており、そのうち学校施設においては3施設において187名の方が避難しておりました。

町地域防災計画では、学校施設を避難所として開設する場合は、町より職員が到着するまでの間、教職員が学校の開放と避難者の受け入れを行います。その後、避難所においては24時間職員が避難者の支援に当たり、3月12日に総合保健福祉会館に避難所を1本化し、3月17日に避難所を閉鎖するまでの間、毛布、食料の提供に当たるとともに、避難者からの相談にも対応してきたところです。3月15日には、日本赤十字が炊き出しを行い、非常に喜ばれたというのが避難所の経過であります。

教職員、自主防災組織間での役割分担の明確化については、町地域防災計画では、教職員は災害発生時、避難所運営については避難所開設に町職員が到着するまでの間の学校の開放が職務となっております。自主防災組織は大規模災害発生時には、避難場所等の運営を自主運営することになります。このとき自主防災のリーダー、住民組織のリーダーからなる避難場所等運営委員会を立ち上げ、運営方法等の決定、生活ルールの作成、避難者名簿の作成、町からの連絡事項の伝達、食料・物資の配給、災害ボランティア等との調整、避難者要望の取りまとめの職務に当たります。

このように、地域防災計画ではそれぞれの役割が定められておりますが、いざ災害発生時に円滑に避難所を設置運営するためには、避難所運営訓練をすることは有益なことと感じますが、現在、地域防災計画の検証、見直しを進めているところでありますので、見直し内容を踏まえ研究してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学校施設の防災機能強化についてのうち、構造体の耐震化だけでなく非構造部材—天井材、照明器具、窓ガラスなどの落下防止対策は今後どのように取り組んでいくのかについてお答えいたします。

非構造部材の被害は、人的被害だけでなく、緊急避難場所としての機能を損なう可能性もあるため、文部科学省は平成22年3月に地震による落下物や転倒物から子供をたちを守るために、学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを作成しております。ガイドブックは、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、収納棚、テレビなどの非構造材についての点検及び対策についてマニュアル化したものであります。

阿見町では、学校施設の東日本大震災の被害調査の段階でも、このマニュアルを活用し、学校職員及び学校教育課担当者により、目視による落下の危険性のあるものの確認、ゆがみのある天井の点検、ガラスの状況や家具・テレビの固定状況等の安全点検を実施し、対策が必要なものについて修繕等を実施いたしました。

定期的な点検では、建築基準法第12条に基づいて実施する建築の専門家による施設設備の老朽化や安全性についての調査点検を実施しております。この点検は、茨城県建築基準法等施行細則の規定により、前回は平成21年度に実施、今回は平成24年度に実施することになっております。さらに、学校保健安全法第27条に基づく、学校職員による安全点検は月に1回実施しており、改善の必要な箇所については修繕等を行い、学校の安全確保に努めております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 大変御丁寧な御説明ありがとうございました。

1点目ですけれども、今、教育長のほうから、まことに御丁寧なお説明がありまして、今回の震災では被害がなかったのでしょうか。また、当然これだけ月に1回やっていただいておりますので、修繕は済んでいるかと思えますけれども、その1点と、また、被害があった場合、その修繕方法といたしまして、震災に耐え得る、そういった耐震化の今回は修理をされたのかどうか、ぜひ、お伺いしたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） 実際に地震が起こりまして、まずは構造体の点検をいたしました。土曜日、日曜日にかけて学校すべてを点検しまして、建物の構造体は安全というのを確認しました。その後、先生たちの協力を得まして、落下の危険性のあるもの、まさにこの非構造体なんですけれども、その点検にかかりました。残念なことに、通常点検しておりましたが、照明器具の落下が1件、それから張壁といいまして、壁の張ってあるものの落下した学校が2カ所。人的な被害はありませんでしたが、完璧に落下がなかったということではありませんでした。ただそれも現在はすべて修繕が完了しております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。じゃあ、しっかりと耐震性を施してやっていただいたと解釈してよろしいのでしょうか。はい、ありがとうございます。

今、ガラス等もやはり危ないということで、いろんな、張っていただいたりとか、そういういろんな遮断フィルムですか、そういったものもあるようですので、お金のかかることではありますけれども、徐々にそういった、子供さんがいる場合、非常に危険な場合がございますので、今後ともまたよろしく願いいたします。ありがとうございます。

また、2点目の備蓄倉庫、こういったこともぜひ増やしていくということで、またよろしく

お願いしたいと思います。

また、アレルギー対応食ということで、以前に協定を結んでいる、そういったところでもアレルギー米というのは扱っているところもございますので、ぜひアルファ米とかそのようなところとやっていただいてもいいのかなと思いますので、その辺も研究していただきたいと思います。

また、井戸マップのほうは、確かに情報開、難しい面もありますけれども、またただ、町内会のほうで、皆さんが、今回もかなり井戸があつて助かったということで、水をもらいに、どうぞっていう、そういうお宅も何軒かありました。張り紙もあつたりとか、本当に、私5時間並びましたので、本当にありがたかったですね。だから、そういった、もしホームページで出されて困る場合は、町内の中で、そういうお助け、協力、そういったことも必要なんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺も、区長会なんかのときに御提案していただいて、ぜひ助け合いの精神で地域福祉計画ということを進んでますので、そういった中でも図っていただきたいと、これは要望いたしたいと思います。

また、マンホールトイレということで、これもやはり一番根幹ですよ、衛生面ということで、これは1つ小学校に最低でも御用意はしていただきたいと思います。

最後に、4点目ですけれども、避難所はたしか一次避難所は阿見町には18カ所あるということで、また地域の公会堂が避難所ということになってますね。防災計画におきまして。今回、全部6カ所249名、学校は3カ所187名ということで、本当に助かったわけですけれども。これは全部あけたのでしょうか、18カ所。それとも一次、二次という避難所がありまして、あけると、あけないところ、その辺が具体的ではないんですけれども、私が思うには、18カ所ありまして、阿見小、阿見中、近いところもありますので、そういったところは一次、二次に分けてもいいんじゃないかなというふうな思いもあるんですけれども、その辺はどのようなところが使われたのか、お伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。避難所につきましては、一応ですね、全部ですね、職員のほうは、最初は教職員、小中学校につきましては教職員の先生方に対応していただきまして、その後、職員が行っております。それで、全部そういった配置をしましたが、結果的にですね、今議員がおっしゃいましたところしか避難者が来なかったものですから、それ以外については閉所したというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） わかりました。ありがとうございます。じゃあ、できる限り全部使っていただけるということで。あとはですね、今回この防災の避難所マニュアルということ

で、学校が今回避難所に当然なっているんですけども、さらに強化していくということになるわけですけども、社会福祉協議会のほうでは、今回の震災の際に、災害ボランティアという、先ほどの御答弁では自治体または先生方、自主防災組織、そういった方が順次来てやっていく。災害ボランティアも入って、名前がありました。さまざまな方のお手伝いがないと、とても運営ができないと思うんですけども、先ほどの御答弁で、何せ急なことで、なかなか運営が難しかったという反省点を御答弁でありましたけれども、社会福祉協議会のほうに行ってきました。そうしましたら、ボランティアコーディネーターさんがいらっしゃる。それで今回は連絡が余りなかったというようなことで、活躍の場が当然なかったということで、あとは赤十字の奉仕団ですか、そういうメンバーもいらっしゃる。でまた、そのときに117名の災害ボランティアがそのとき登録されて、医大生が56名、その後、一切活動していないということなんです。やはり、もったいないなど、お話聞いていて思いました。やはりこの辺を今後、活かしていく。何があるかわからないということで。ぜひ、社協のほうで。もちろん町民推進活動課もあれなんですけれども、やはり投げってしまう、何が何でも町民活動推進課へ。やはり担当して、もうそこをお願いねという、そうして中心者をそちらに任せるということも、今後必要なんではないかなと思うんです。やはり、皆さん訓練を受けてますので、コーディネーターの方も。本当にそういったことも課題ではないかなと思いますので。避難所運営マニュアルは今後、どういった形で作っていかれるのでしょうか。何か協議会とか運営委員会とか、そういうものをつくられてやる。それとも防災計画の中で継続的にやっていかれるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。避難所の運営の運営委員会をどのように立ち上げるかっていうようなことなんですけども、ただいま町長のほうから答弁がありましたように、一応、防災マニュアルではですね、時系列でですね、最初は行政が公助という形でやっていきますけども、ある程度時間がたちましたらば、その避難所で自主的に組織はしていただいて、運営、そういった委員会等を立ち上げていただくというような。そこまでは当然、行政がですね、ある程度支援していきますけども、長引くような場合には、そういったことで、ぜひ、その箇所箇所でやっていただくというようなことでございます。

それで、今お話がありましたけども、すべてが町民活動推進課というようなことではございません。やはり限りがありますので、当然。6名の職員です。やはり部門部門でですね、すべてマニュアルでですね、担当を決めております。その中で、防災ボランティアにつきましては社会福祉協議会という形で役割分担されておりますので、そちらが中心になってボランティア受け入れについてはお願いするようにはなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ぜひ、そういった連携をお願いしたいと思います。先ほど、HUGということで、避難所運営訓練ということで、ぜひ参考にしていただきたいんですけども、具体的には、10名前後が1つのグループになりまして、もちろん防災ボランティアの方がリーダーになっていただきまして、避難所運営の役になっていただきます。最初の段階で、いろんな役員を決めていただきます。10人ずつ組になって、カードが250枚あるそうなんですね。45分間で、そのカードにはいろんな人が来るということで、例えば、今にも倒れそうな80歳のおばあさんが来た、また12歳のお子さんが来た、あとはペットを抱えているお子さんが来たとか熱のあるお子さんが来た、そういういろんな方が訪ねてくる、そういう紙がありまして、どんどんどんどん来まして、それをどうやって処理するかっていう、そういうものをシミュレーションして、図上訓練をして、いざというときに役立てるといふ、そういった1つの方法ですけども、具体的に見えてくるということで、その後、そういうものをして、またその委員会で、実は女性の面もある、お子さんの面もあるということで、その訓練の中から、何回かやっていただいて、こういうものが足りないとか、スロープがないねとか、そういうものをその話の中で、訓練の中でやっているということで、ぜひ参考にしてやっていくのもいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 最後の、空き家対策についてでございます。

近年の急激な少子高齢化あるいは長引く景気の低迷により、全国での空き家率は13%を超え、10軒に1軒以上は空き家です。問題は適切に管理されていない空き家の増加です。町内でも点在し、苦情が寄せられているところであります。犯罪また放火、害虫の発生、また枯れ草あるいは老朽化により、災害時の倒壊、飛散など、町民の安全で安心な生活を脅かすおそれが十分にあると考えられます。そこでお伺いいたします。

1点目、空き家の把握状況と相談、苦情内容の件数。その対応状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、所有者に空き家の適正管理を義務づける空き家の管理条例を制定し、対応はできないか。

埼玉県の所沢市では、昨年条例が施行されております。市が管理不全と判断すれば、この条例をつけて手紙や電話で指導、勧告、命令を行います。それでも応じない場合は、所有者の名前、住所を公表し、警察等関係機関と協議し、撤去を依頼できるようになっております。このよ

うな条例の導入、検討はできないのかお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 次に、3問目ですが、空き家対策についてということで、まあ、だれもが自分の財産ということで、他人の財産ということですね、なかなかその財産権とかそういう権利がありますしね、すぐにどうのこうのということは、やっぱり地方自治体ではできないというのが、これが結論かなと思います。そういう中で、空き家対策について、長年放置されている建物は、都市景観を損ねることはもちろん、防災、防犯さらには環境面でも、全国的に社会問題化しており、しかしながら、財産権等により、どの自治体においても手をこまねいているのが現状であります。

1点目の、空き家の把握状況と苦情と件数は。対応はどのようにしているのか。今後、どのように取り組んでいくのかについてですが、現在、当町では、空き家対策においては、それぞれ関係する課で対応しているのが現状です。中でも消防本部では、火災予防上の観点から、空き家の状況について、空き地・空き家に関する調査、防火指導要領により調査を行い、状況確認をしております。対応としては、町民からの通報及び消防水利調査等消防活動時に把握した管理不良状態の建物所有者に対し、阿見町火災予防条例第24条の規定により危険物件の除去など、火災予防上必要な措置を講ずるよう封書による通知指導を行っております。

また、防犯上の観点から、空き家・廃屋等も含め、地域において防犯パトロール等を行っております。

苦情件数と内容ですが、平成22年度に当町に寄せられた苦情としての件数は4件あり、主な内容は、老朽建物の一部が破損し危険である、また空き家のある敷地内の雑草繁茂等によるものであります。

次に、2点目の、空き家の管理条例を制定し、対応してはどうかについてお答えいたします。

空き家はあくまでも所有者の財産であり、個人で解決するのが現在の国の法律でありますので、行政の直接的な対応は困難であります。議員御指摘の空き家の管理条例ですが、埼玉県所沢市では、空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止するため、平成22年10月に所沢市空き家等の適正管理に関する条例を制定しております。この条例では、空き家等の所有者等に対し市が実態調査を行い、その上で、空き家等が管理不全な状態の場合には必要な処置について助言や指導、勧告、命令を行うことができるものであり、なお、改善されない場合は所有者等の住所、氏名等を公表することができるという内容であります。この条例に基づき、所有者等に適正な維持管理を求め、所有者としての管理責任を果たし解決を図っていただくという趣旨であります。

しかしながら、空き家が生じる背景には、相続問題や金銭的な個人の解決能力の問題等、複雑な背景もあり、こうした条例により抜本的解決できるものではないと判断しておりますので、今すぐに条例化を進めていくことは考えておりません。

しかし今後、高齢化の進展に伴い、当町においてもさらに空き家等の増加も予想されます。空き家の適正な管理については、町だけでは対応できない問題であり、国レベルの課題として、法的な問題を含めた総合的な対策が必要であると考えておりますが、地域との連携も図りながら対応について検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 想定内の御答弁でした。私が行きましたけれども、役場に。まず行ったところが町民活動推進課です。そこに行きましたら、今度は環境政策課、今度はそこから次は消防署の警防課ですね。結局、そこでまた違うということで、また次に1周して、最終的には警防課だったということで、一緒に行った方も、空き家についてはどこが所管かということがついにわからなかったというのが事実です。今後、今の御答弁でも、それぞれの課でそれぞれが関係するところをそれぞれで解決していくと御答弁があったかと思うんですけども、そういう窓口を一本化とか総課的な把握、また問題解決の場合、例えば連絡会議とか、そういう1つのところに行ったら全部に伝わって、共有してやるという問題解決をしていくという、そういうようなことはぜひやっていただけないかなと思うんですけど、せめてまず、お聞きいたします。いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう3課にね、どんどんどんね、こっち行けあっち行けっていうことではね、これはまずいよね。やっぱりそういう面では、行政のほうでね、もう1つ統一した形の中で、その空き家というものに対してどうだっていう、それはやっぱり一元化してね、ここでその問題はこうですよっていうことを言っていたらいいようなシステムをつくっていくということは大事かなと、今、思います。

空き家って本当にどこでもあるようなね、本当に厳しいですよ、その地域にあるっていうのは。私のところにもあるんですけど。だけど、なかなかね、やはりその持ち主に対しても、先ほども金銭面とか相続ってありましたけど、そういう関係がね、入り組んで、難かしいんですね、そういう面ではね。なかなか人の財産をどうのこうのするっていう、それが一番大変じゃないかなと思います。

そういう面で、一元化をやっぱりしていくような状況をつくっていききたいなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ぜひよろしくをお願いします。

ここで1つ御紹介したいと思います。職員さんがすばらしいということです。すばらしいということで、ここでお褒め……。ということは、実はいろんなところで持ち主がわからないわけです。それでですね、持ち主もわからない。どうしたか。もうすばらしいですね。職員さんが消防課の方、また町民課、環境課、皆さん東京行ってくださいたんですね。でも本当に感謝しておりました。済みません、涙が出ちゃいました。皆さん、感動してました。そこまで職員がやると。東京まで行って捜して、それで説得して、今も続いているんですね。そういった職員がいるっていうのは、本当に誇らしいというか、自慢しましたね、私も感謝しております。そこまでやっておりますので、あとは町長がどこまでやれるかだと思いますので、そういう現場でやっている方。町長、わからないと思うんですけど、第一線で働いている方をいかに軽くしてあげるか、それにはこの条例が必要。それも1つの方法だと思うんですね。そういうふうに町民が言うておりました。感謝して。本当にどこまで、新しく町長もかわったし、それはあれなんですけれども、どこまで職員のことを思えるということは、やはりそれは町長がどこまでやれるかどうか、これに限らず、そういうことをおっしゃってましたので、ああ、いいこと言うなって私は感心して聞いて、また感謝もいたしました。そういったことは、今御紹介させていただきます。

あとは、空き家再生等推進事業というのもあるんですね。平成20年に創設されてきて、そういった空き家のことを町で安く買って、そこを駐車場にするとか、そういったこともありますので、ぜひ勉強していただいて、絶対増えてきますので、今どうのこうのお聞きしてもあれかと思しますので、その辺も研究課題でぜひお願いいたしたいと思います。もし、その点で何かお考えがあれば、ぜひお聞きしておきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） やっぱり空き家対策って非常に難しい点あると思うんですよね。特に本当であるならばね、隣のうちがね、土地が欲しいなんつってね、そのものを買っていただくとか、そういうものなら一番いいんですけど、なかなか今の時代ね、非常に財政状況が厳しい中でね、そういうこともなかなか難しいと。ただ、本当に職員のことを褒めていただいて、本当にありがとうございます。それぞれね、みんな一所懸命やってるんですよ、これは。だからついつい私も、職員がどうのこうのとなると、うーんってこっちが言うてしまうような状況ありますけど、やはりそれぞれにね、みんな一所懸命やっていることだけは、やはり皆さんに認識していただき、今後もそれぞれの役割をね、きちんと誠心誠意、町民に向かってね、やっていきたい、そう思っております。どうも本当に今日はありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、以上で終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

ここで、本日の会議時間は阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後5時からといたします。

午後 4時49分休憩

午後 5時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） もう少しですので、御清聴お願いいたします。

私は、恥ずかしながら、自分のホームページを持っておりまして、皆さんから「よせばいいのに」と言われながら、掲示板を開設しています。匿名で好き勝手書き込めるものですが、書き込み参加者は基本的にはまじめな投稿をしてくれています。この掲示板は、3月11日以降は初めて書き込みをしてくれる町民の方が増えまして、特に放射能、放射線に関する不安を皆さん訴えてまいります。校庭の除染を進めてほしい、給食の材料のチェックを厳しくしてほしい、ほかに訴えるところがないからと掲示板に書き込んでこられます。特に小さなお子様を持つ保護者の方の不安はわかりますけれど、学者すら信用できないという方に、私がどんな説明をしたらいいものか。町からのデータや情報を、私なりに勉強したことを加味して提供させていただいていますが、圧倒的な力不足、勉強・情報不足を感じています。とはいえ、私なりに勉強したこと、理解したことで、震災や原発被害から立ち直りに加わっていかねばなりません。今回もそうした趣旨で組み立てたもので、勉強不足、理解不足があれば、御指摘、御教示ください。

まず、質問の1つ目は、霞クリーンセンターの放射性物質に関する現状と今後の取り扱いです。

私たちは最初、霞クリーンセンターの飛灰、集じん装置にたまるばいじんですね。この飛灰から1キログラム当たり1万6,200ベクレルもの放射性セシウムが出たと聞いて、びっくりさせられました。環境省の暫定基準が1キログラム当たり8,000ベクレルですから、倍以上の放射能濃度です。これが7月8日、県の環境放射線監視センターによる測定値です。その後も、飛灰からは、7月20日で9,440ベクレル、8月17日で8,500ベクレルと、依然、暫定基準を上回っています。これ以外にも、各種の放射線測定値が町のホームページに逐次掲載されています。

けれど、現時点で基準値を上回っているのは、このごみ処理施設の放射性物質だけです。

霞クリーンセンターについては、過去に産業建設常任委員会で視察し、飛灰の回収では防護服のようないでたちで作業に当たっているところもを見せていただいたようです——当時は、私は産業建設常任委員ではありませんでしたので。作業の安全、廃棄物の飛散の管理には十分な配慮と安全対策を講じていると思いますが、改めて放射性物質にかかわる現状を確認しておきたいと存じます。

現状、この放射性物質は、量的にはどのくらいあって、どのような場所で、どのように管理されているのか。これが最初の質問の第1点です。

これが気になりになっていたところに、次のニュースがありました。「焼却灰10万ベクレル以下は埋め立て」という全国紙の記事です。これによると、災害廃棄物などの焼却灰の処分方法について、環境省の有識者検討会は、放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり10万ベクレル以下の場合、水との接触を防ぐ形で埋め立て処分することで一致しました。ただし、8,000ベクレルを超える焼却灰については、セメントで固めたり、長期間の耐久性がある容器に入れて埋め立てたりするなど、より安全性を高めた埋め立て方法をさらに検討することとしていますということであります。

埋め立てって聞くと、条件反射的に、どこにと聞きたくなります。ごみ処理は基本、市町村単位ですから、町内なの町外なのという疑問です。町外だったらひと安心というのもかなり割り切れないところがあるのですが、この辺はどうなのでしょう。町としては、どこまで情報をつかんでいるのでしょうか。また、今後、どのような考えで臨まれるのか、町長の御見解を伺っておきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、柴原議員の質問にお答えいたします。

霞クリーンセンターの放射性物質に関し、現行の取り扱い及び今後の見通しについてお答えいたします。

茨城県は、7月に県内の一般廃棄物焼却施設全30施設の焼却灰について、放射性セシウム濃度の測定を実施し公表をいたしました。その結果、本町の霞クリーンセンターにおいては、飛灰から暫定基準値の1キログラム当たり8,000ベクレルを超える1万6,200ベクレルが検出され、以後も定期的に測定を実施しておりますが、8,000ベクレルを超えている状況にあります。

この処理については、国が敷地内に暫定保管という取り扱い方針を示したため、その方針に基づき、気密性の高い袋で梱包し、雨水の浸入防止のための遮水シート等を施して、敷地内の

屋内、屋外において保管しているところです。保管量は、9月7日現在で75トンという状況にあります。

今後の処置としましては、8月31日付で、国が取り扱い方針を変更し、8,000ベクレルを超え10万ベクレルまでは、特定の処理を施した最終処分場に埋設可能という方針を打ち出しましたが、これもあくまで暫定処理であり、かつ条件を満たす施設建設には多大な費用と周辺住民の理解等が必要となることから、現時点では一時保管を継続するとともに、国・県の動向を注視してまいりたいと思っております。

確かに自分の町で埋設するっていうことになればなかなか難しいし、また、じゃあ町外に出すっていったら、その町外の人もどう思うのかなという、そういう思いをやっぱりこの処理には、そういう考えを持っています。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） そういうことだと思いますね。まあ、そういうことだと思いますが…。わかりました。それについての再質問はしないです。

ただ1つ、廃棄物処理で被災地で発生したごみ、瓦れきの処分受け入れの問題があります。国が全国の自治体に照会しているらしくて、岩手、宮城両県から発生分についてであり、福島県分は省かれているそうですが、この照会っていうのは阿見町に来てたのでしょうか。照会は阿見町に来てたのでしょうかということと、町としてはどう回答したのかということと、今後どのように臨まれるのかを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。照会はあったそうです。それで、回答としましては、その8,000ベクレルを飛灰で超えているということですので、受け入れることはできませんというような回答をしております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、わかりました。ですけども、先ほどもね、川畑秀慈議員の質問にもありましたけども、文部科学省と茨城県による航空機モニタリング測定結果が発表になりまして、問題でありますけれども、とにかくにも町民の不安を招きかねないデリケートな問題ですので、これ以上のリスクの要因とか不安要素は抱えたくないというのが、住民の感情だと思いますので、ごみの埋め立てや受け入れ処分については、国や県にも、こちらから主張していただきたいと思っております。

受け入れられないという考えは、それでよかったですと思います。

続きまして、第2点の質問に移ります。

2番目の質問は、エネルギー自給率の向上に、町として取り組む考えがあるかということで

す。私は以前から、燃料、肥料、飼料は自国で生産できるのが最善であり、そうすべきだと主張してきました。さきの太平洋戦争が始まったのも、燃料、資源が原因だからです。そして今日では、この自給リストの項目にエネルギーも加えるべきかもしれないと考え始めています。少なくとも、世の中の体制は脱原発から再生エネルギーにシフトする流れに傾いていて、あとは急速に進むかゆっくりと進むか、その違いだけのようには思われます。しかし、急速でも緩慢でも、こうした政策転換に振り回されるのは、いつも決まって地方です。人・物・金、すべてに余力がなく、これまでも政策転換のたびに満足な対応ができずに、地方は疲弊してきました。農業がそのいい例です。

脱原発というのは簡単でも、例えば阿見町のような工業団地に支えられた地域経済は、電力不足、電気料金の上昇が顕在化すれば、空洞化を招きかねません。その対案を示せるか、この地方レベルでの対策をいうのはとても難しいのであります。

一方、日本各地で今、メガソーラーを言い、巨大風力発電基地化を競い、再生エネルギーの全量買い取りの価格設定に大注目というのが自治体間のブームという形が競合になっています。阿見町からは、こうした流行に乗りおくれなくてはならないという切迫感はほとんど感じられませんが、いささか危機感が欠如しているのではないかと心配になるものです。

私が知らないぐらいで、既に何かアクションを起こしているのか。それとも企画検討の段階でしょうか。いや、研究すらしてないのでしょうか。一体、どの段階にあるのでしょうか。

日本の企業社会というか、工業化社会が今回の震災後の電力不足をここまで何とか乗り越えられたのは、節電や生産調整ということもあったでしょうが、実は自前の発電所を持っていて、それを工場の稼働に充てられたということも大きかったようです。県内でも、住金、鹿島に代表される電気の大口需要者は、実は供給者でもあり、電力会社から買うより安い電気を使うようになっていました。大震災後の停電、節電を想定したわけではないでしょうが、平時の準備がリスク管理につながったという事例です。

これからは、必ずや、企業ばかりか地域社会が自前のエネルギーを供給する時代になってきています。エネルギー自給率の向上に地域の自立と存亡がかかってくるとさえ思われます。再生エネルギーはメガソーラーや風力発電ばかりではなく、バイオマスやごみ発電など、幅広い選択肢と組み合わせが可能です。少なくとも研究をしておいて将来無駄になることはない。ゆめゆめ準備は怠ってはならないとは思いますが、町長の御所見はいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今後のエネルギー自給率の向上に町として取り組む考えがあるのかということです。

今先ほども、企業の電力事情というのを、ここ先月、ちょっと阿見町の企業を歩かせていた

だきました。何社かですが、非常にやはり時間帯によっては、電力を使えないという。あとは自家発電でその分を供給していると、そういう会社がありました。ただ、非常に、この企業を立地している、私がこの間見てきた4社、5社っていうのは、まだまだ元気があると。十分、震災前の状況、非常に仕事に来てるんだっていう、そういう話をされておりました。

そういうことで、現在、当町の住民及び事業者の使用する電気は、東京電力株式会社によって供給されており、現行の電気事業法で工場や一般家庭に使用する電力を供給する電力会社を自由に選択はできません。

御提案の脱原発、再生可能エネルギーへの転換とてメガソーラー、風力発電、バイオマス発電及びごみ発電等につきましては、国等の動向を見守ってまいりたいと考えておりますが、当町では、年間日照時間が約1,639時間と太陽光利用に好条件であり、家庭用の太陽光エネルギー導入が有効と考えております。そのようなことから、各個人が自分の家の電気を少しでも自分で賄うことで、地域社会エネルギーの自給率向上につなげていきたいと考えております。

また、行政といたしましても、みずから見本となるべく、太陽光発電システムの導入を前向きに取り組んでいきたい、そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） エネルギーの自給、再生可能エネルギーの活用に絡んで、幾つかお尋ねしたいんですけども、町長、特定規模電気事業者という発電供給の仕組みを御存じでしょうか。略してPPSと言うそうなんです。

はい、聞いたことがないということですので。

○町長（天田富司男君） ……ありますけど、内容っていうものは……。

○8番（柴原成一君） はい、わかりました。

東京電力とか東北電力とか、九州電力を一般電気事業者と言います。これ以外の企業でも電力供給を行うことが、1995年に開設された電気事業法でできるようになったようです。いわゆる電力自由化ですね。契約電力が500キロワット以上の大口需要者に対する電力供給で、一般家庭は小売りできませんけど、中小の工場には供給できます。計画停電だとか電気料金値上げは、阿見町のように工業団地を大きく抱える地域経済を直撃しますから、その安全保障対策としてマークしたほうがいいと思います。

さらに言うならですね、法人税優遇で誘致してもいいぐらいだと思うんですが、そういう方法があるということで、どうでしょう、町長の感想は。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 500キロワットというもの自体はまだ、ここの自分には想像がつかないんですね。じゃあ、ソーラーでどのぐらいの施設であつたらこの500キロワットが出力

できるのかっていう、それもちょっと今のところ自分自身にはわかりません。そういう中で、じゃあ火力であるならば、どういう会社がどういう形でこちらに立地してできるのかっていう、そういうことも、今勉強もしておりませんし、わからないっていうのが現状です。でも、相当大きな企業でなければ、なかなかこんだけの施設とかそういうものができないんじゃないかな。そういう想像はつきますけど、その点は、少し私には今のところ想像はできないです。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） これはですね、自治体が特定規模電気事業者として国に届け出て電気を売ることにも可能なんです。そこで注目されているのが、ごみ発電とかごみの焼却炉で発電するということは全国的にも広がっている動きなんですけども、生活産業部長、霞クリーンセンターでは、発電はできないものでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。この件につきましてはですね、ちゃんと検討はしてはいないんですが、今います管理者にちょっとそういった世間話で聞きましたところ、基本的にはですね、24時間稼働が原則だと、じゃないと効率が悪いというようなことでして、阿見町は24時間ではありませんので、なおかつ利用につきましても、その考えてます規模のクラスと比較しますと、相当小さいというようなことから、その施設をですね、例えば改修して24時間とか、そういう中では可能でしょうけども、果たしてその効率が、とそれからごみの量ですね、そういったことでは、計算はできるが、コスト的には費用対効果としては、こんな言い方はしてましたが、検討以前の問題だというようなことは言っていました。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） できないということだと思いますが、それは採算的にできないのか、設備そのものはできない構造になっているのか、またまたその両方かということかと思います。多分、その両方だというふうに推測します。

それで、次にですね、町長、藻類——藻ですね、藻類のバイオ燃料をつくるっていうことを聞いたことがおありでしょうか。これは筑波大あたりで今、熱心に研究されているようですが、要は、藻をつかって、それから燃料をつくるということで、やっぱりエネルギーは収支の問題であります。投入したエネルギー以上のエネルギーをバイオ燃料から回収しなきゃいけない。つまり、栽培時——藻類でいいますと、藻の栽培時は冬場の暖房代がかかります。水の循環にはポンプ代がかかる。収穫後には乾燥と搾油——オイルに搾るという具合ですから、収支をとんとんにするというのは非常に難しい、ハードルが高いと思うんですね。でも、しかしコスト的には二酸化炭素の排出権取り引きということを加味しますと、ようやく何とかビジネスモデ

ルができるというふうに聞きました。

私は、ごみ処理場のエネルギーを利用したらどうかというふうに考えたんですね。ごみ処理場と藻類のバイオエネルギー、それを連動していくということで、藻類の相談に阿見町にだれか来たことがあるような話も聞いたんですが、町長それは聞いてらっしゃらないですか。そうですか。ただ、確かな話じゃないんですが、町に相談に行った。その手当している土地も、どっかにあるんだっていう話をね、聞いたんですよ。もし、後で執行部の方でそういう話を聞いた方がありましたら、後で教えていただければと思います。というのは、いろんな遊休農地とか耕作放棄地とかにいろいろ応用できるかと思いますので、あとはコストの問題かと思います。

ごみ処理場は稼働時はずっと二酸化炭素と廃熱を発生し続けるわけです。この二酸化炭素を廃熱を藻に与えて、生育を助けることで、バイオ燃料開発のエネルギー収支は随分と改善されるはずなんですね。エネルギーのリサイクル、地産地消だと思います。ごみ発電は無理だ、自前のPPSなんてとんでもないというんでしたら、これから、この地域のエネルギー政策を考えてみたらどうかと思うんですが、これは提案ですので、時間が長くなりますので、質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 5時26分散会

第 3 号

[9 月 15 日]

平成23年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月15日（第3日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

16番	櫛田豊君
-----	------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君

都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	佐藤吉一君
管財課長	朝日良一君
児童福祉課長	高須徹君
商工観光課長	鹿志村浩行君
環境政策課長	大野利明君
町民活動推進課長	飯野利明君
都市施設管理課長	柳生典昭君
道路公園整備課長	湯原一博君
学校教育課長	黒井寛君
生涯学習課長	建石智久君
指導室長	富田耕大郎君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成23年9月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成23年第3回定例会

一般質問2日目（平成23年9月15日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 浅野 栄子	1. 観光の振興と町の活性化について 2. 保育行政の充実を図る	町 長 町 長
2. 吉田 憲市	1. 災害時避難場所の見直しについて	町 長
3. 諏訪原 実	1. スポーツを通して生き生き町づくり	町 長
4. 藤井 孝幸	1. 小中学校の学校の耐震化について 2. 賀詞交歓会について	町 長 町 長
5. 久保谷 充	1. 入札改革と地元業者の育成について	町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。通告に従いまして、観光の振興と町の活性化についてを質問させていただきます。

今年3月、想定外の大震災・大津波が東北関東を襲い、壊滅的な被害をこうむり死者1万5,476人、現在の行方不明者が4,225人存在し、つめ跡は今なお深く残っています。また9月に入り大型の台風が紀伊半島を直撃し、当地域の年間総雨量の3分の2に達する1,800ミリを超え、土砂崩れや河川の氾濫で美しかった自然を破壊し、多くの人命を奪い、ニュースで流れる映像は東日本大震災を思わせます。

そのような光景を目の当たりにしながら、自分の住んでいるこの地がどれほど自然に恵まれた住みよい幸せな環境であるか改めて思わざるを得ません。しかし、厳しさのない生活が何か変化を呼び起こし大きなことをしようという意識が薄くなってしまふのは否めません。平穏な生活に浸ってしまっている感があります。もっともっと輝く町、活気のある町へと変革し、飛躍できる素材が数多くあるのに、と思うのであります。

その1つとして、1点目。年間550万人のアウトレット来町者です。月約45万人、一日約3万7,000人。このすごい数の来町者は、どこにいますか。町内で見かけますか、無風です。見かけません。何なのですか。観光地が来てくださいと必死になって集客しているのに、向こうから来てくれているのですから、うらやましくて仕方がないではありませんか。ネギをしよ

ったカモをみすみす、いやいやお金を持った来客をみすみす逃がしているのではないでしょう。これを活用、応用、流用しないということは大変な損失であります。町へと誘導し、町の活気と盛況を促し、活力あるまちづくり、産業の活性化、農業事業の振興、魅力ある地域づくりを図っていただきたいという思いが募ります。

平成24年には圏央道が成田まで延長されます。そうすると外国人の来客が増えるのは間違いありません。1,000万人という夢の数字が現実になるかもしれません。あみプレミアム・アウトレットは現在48店舗を増設中で、今の1.5倍となる151店舗となり、12月8日にウィンターオープンすると発表しました。関東最大のアウトレットになるそうです。町外からいろいろな業者が目をつけ、町へ入り込もうとするのは間違いありません。その前に町として壮大なプランを立て、実行しなければならないのではありませんか。

例えば、大規模なショッピングモールをつくり、道の駅になるかもしれませんが、モールの中に地場産業を活かす場をつくり、特産物・霞ヶ浦の名産・ウナギ・ワカサギ・レンコンまたは加工品・うな井・レンコンカレー・レンコンクッキー・レンコン麺・ヤーコンケーキ・茨城ポークのカツ丼などなど、数多くあるのです。アウトレットに来た他県の方は珍しいと購入することは間違いのないことです。佐野のアウトレットへ行って、佐野ラーメンを食べてくるでしょう。

「霞ヶ浦湖畔のまちへようこそ」と看板を下げておきながら、霞ヶ浦名産とうたって売っているものは町内には見かけません。町外の業者が入り込む前に、あの山林を開発し、町の地場産業の発展の道を真剣に、早急に行動を起こさねば手おくれになってしまうのではありませんか。

東部工業団地に企業誘致だけでなく、商業誘致も考えてはいかがなのでしょう。また、アウトレットから125号国道へ直行する道路が今年完成するそうですが、この道を通って霞ヶ浦湖畔や予科練平和記念館への誘導道筋は立っているのでしょうか。550万人の人が一人1,000円でも町のものを購入すれば、550億となるのです。このありがたい観光客を見逃しているのですか。あの広大な駐車場が満車になっても、阿見町のそこだけ、そこだけであとは何にも関係ねえという状態が本当に残念でなりません。

何とかせんといかんではありませんか。このアウトレットの集客効果を町へ導き、観光振興を図るための方策はどのように企画しているのでしょうか。進捗状況をあわせてお願いいたします。

2点目、道の駅についてです。アウトレットに来た方が阿見町の案内所に来て、道の駅はありますかと尋ねる方が多いと聞きました。町でも道の駅構想があり、23年度基礎調査という企画書が発表されました。これは町の第5次総合計画にはありませんでしたので、道の駅に対し

ての住民の意識、周りの状況に時期を見て浮上したものと思われます。「阿見町道の駅実現へ、物産館」というタイトルで7月4日の茨城新聞に掲載されました。阿見のアウトレット前に観光物産館まい・あみ・マルシェ広場をオープンさせ、観光客のニーズや農産物の集荷体制などを調べて、将来に向けた道の駅開設に反映させる方針ということです。天田町長は「農家の人たちに売り場が提供でき、生産者と顧客が直結できることが一番の魅力。必ず道の駅をやり遂げたい」というコメントも載っておりました。

しかし、マルシェの現状を見ると、昨日石井議員もおっしゃいましたが、どうも盛況の様子は見られません。あれから何か工夫を加えたのでしょうか。道の駅の険しい道のりが見えているように思われ心配です。道の駅計画は、現在どのように進んでいるのでしょうか。

3点目、本年度観光協会が商工観光課内に設置されました。観光の町阿見の躍進に注目が集まっています。観光整備が基本構想はどのようになっているのでしょうか。23年度の施政方針の中には①観光客誘致のための整備とその紹介・宣伝、②観光ボランティアのガイド育成、③町の観光地への誘客促進などありましたが、これは観光整備の基本構想として考えておいでなののでしょうか。どのような具体的な活動があったのでしょうか。

含めて④点目となりますが、観光協会が設立され、阿見町が観光の町へと躍進するであろうことが期待されるわけであります。その活動を観光協会設立の経過と現状、主な事業と今後の方向指針はいかがなものなのでしょうか。

以上、観光の振興と町の活性化についての4点の項目につきましてお伺いいたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

観光の振興と町の活性化について、浅野議員の質問にお答えいたします。

私たち職員、また執行部も、また議員の皆様も同じように、いかにこの立地のいい阿見町をですね、どのような形にしていくかというのは、皆さんと同じ土俵の中で考えなければいけないと。そして今やはりね、浅野議員の質問の中にもる問題点もありましたけど、こういうこともっていうような、そういう提言もあったと思います。そういう中でお答えいたします。

1点目のあみアウトレット来町者550万人の町への誘導策についてですが、あみプレミアム・アウトレットは、平成21年7月の開業以来多くのお客様が来場する茨城県を代表する観光型商業施設であります。このアウトレットや予科練平和記念館などに訪れる多くの観光客に、町内周遊を楽しんでもらうことが、町としても大きな課題であると認識しております。

このため、新たな観光資源の発掘、観光施設のネットワーク化、観光客受け入れ態勢の充実、情報発信など、観光客のニーズにあったさまざまな取り組みを行っているところでございます。

具体的には、町内約20の飲食店と連携し、タケノコやレンコンを使った料理を提供するイベントを開催し、大変好評をいただいております。また、町への案内する部分では、アウトレット内フードギャラリーに設置している「あみコミュニケーションセンター」において、町の観光物産に関する情報提供を行っているほか、期間限定オープンの「まい・あみ・マルシェ広場」においても、町の観光案内を実施しております。

先月8月の1カ月間に「あみコミュニケーションセンター」を利用した人数は4,700名余りで、多い日には300名を超えており、マルシェ広場の8月の来場者も約700名を数えております。本年12月に予定されているアウトレットの増設オープンをにらみ、今後、町への誘導策を強化してまいりたいと考えております。

次に、2点目の道の駅構想の進捗状況、実現可能率についてですが、7月に商工会やJA、関係団体等の実務者、議会の代表者等で組織する「道の駅準備検討委員会」を設置し、基本構想案の策定に着手したところでございます。また、この準備検討委員会と併行し、町内10カ所における交通量調査と、3カ所の観光施設において来訪者の移動動向調査を実施しております。これらの調査結果とマルシェ広場の社会実験を基本構想案に反映し、準備検討委員会での議論検討を経て、本年度中に策定を終了させる予定でございます。

平成24年度には、新たに「(仮称)道の駅整備推進会議」を組織し、基本構想案を基に、道の駅整備に向けた具体的な整備方針を取りまとめていく予定です。

道の駅は、道路利用者への休憩施設の提供を行い、利便性向上を図ることを目的としておりますが、同時に、物産館や農産物直売所等のサービス施設を通して地域活性化が図れ、地域全体の魅力をさらに高められる施設でもありますので、ぜひ道の駅の設置を実現したいと考えております。

3点目の観光整備基本構想はあるのかというお尋ねですが、我が国では、少子高齢化の進展により人口減少時代を迎えた中で、経済効果などの波及効果をもたらす観光振興による交流人口の拡大が重要となっております。

県では、観光施策を効果的に展開するため、今年度から平成27年度までの5カ年間で計画期間とする新たな「茨城県観光振興基本計画」を策定いたしました。現在、町には、観光整備基本構想なるものはありませんが、県の計画を踏まえ、観光まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

4点目の観光協会設立後の経過と現状、主な事業と今後の方向指針についてですが、これまで行政主体で町全体の観光PRを行ってきたものから、個々の事業者が前面に出ることを前提

とした会員のための組織として、6月からあみ観光協会の業務を開始しております。

「まい・あみ・マルシェ広場」での展示販売や、アウトレット場内での観光物産イベント「夏のまい・あみ・マルシェ」に協力したほか、7月には常磐道守谷サービスエリアでの観光キャンペーンへの参加や観光ボランティアガイドの育成、8月には「まい・あみ・まつり」への出展を行ってまいりました。8月末までに、57の事業所、個人に会員として加入いただいております。

現在、10月中旬に実施予定の「秋のまい・あみ・マルシェ」の準備を進めており、毎年恒例の「さわやかフェア」への出展が続きます。

今後の取り組み方向としましては、「まい・あみ・ブランドづくり」として、地元の資源を活用した地域ブランドの発掘・開発を行うとともに、サイクリングやウォーキングなどを通じて霞ヶ浦観光を推進するほか、フィルムコミッションや国際観光についても推進してまいりたいと考えております。

まだ設立して間もないこともあり、行政に頼らざるを得ない面がありますが、さらに会員を増強し、観光協会独自の事業を展開していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 答弁ありがとうございました。でも、ただいまの答弁では、アウトレットから町へ誘導できる観客が少ないような気がいたします。例えば誘導するところですね。125号バイパスから125号線に行くまでの間、あの誘導策はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○9番（浅野栄子君） あ、ちょっと済みません。足りませんでした。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 町内にたくさん桜の名所があるんですね。前にもお話があったかと思うんですけども、あそこの道路に桜を植えてずっと下まで誘導すると。そういう道筋は考えていらっしゃるのでしょうか。

それから、アウトレットに行く表示が大変少ないので、アウトレットに行きづらいと。それから、アウトレットからいろいろな町へ行くその表示も少ないというお話がありましたけれども、この表示の問題についてもお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

125号の件はよろしいでしょうか。

○9番（浅野栄子君） はい。

○生活産業部長（篠崎慎一君） それはわかりました。

じゃあ、まず桜を植栽しましてアウトレットからですね、町内に誘導するっていうような、そういった今の御提案ですが、こちらにつきましては昨年度ですか、ちょっと忘れましたが、ある議員さんのほうから御提案をいただいたかと思えます。そちらに対する答弁につきましてはですね、桜っていうのは一過性のものでして、実際に花が咲いてますのは1週間から2週間程度。それと、その植栽というのがですね、道路管理者の意向で、管理ですとかそういったこととなりますので、桜につきましては毛虫とかの害虫ですとか、そういった問題もあるっていうことで、大変難しいっていうような答弁を町長のほうからしたかと思えます。

で、その件につきましても、今そういった御提案につきましては、これから道路管理者であります竜ヶ崎工事事務所ですとかですね、阿見町の道路公園整備課と協議を進めることになるんですが、ただし、昨年そういった方針を出しておりますので、それが新たに可能っていうことは難しいかと思えます。

続きまして2点目のアウトレットの看板でございますが、これアウトレットはあくまでも民間施設となります。で、民間施設の公告につきましては都市計画法関連の屋外公告物というような法律がございますので、そこで取り決めされておりますので、そこでアウトレットが可能な範囲で実施しているかと思えます。

ある程度はですね、交通渋滞等の問題がありまして、県のほうもですね、臨機応変等にその条例の許認可であります——茨城県ですね、それが対応していただいているかと思えますが、そういった規制の中でですね、アウトレットの看板につきましてはなかなか一民間企業をですね、特別にっていうようなことは難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ただいまの御回答に桜の花は一過性である。それから害虫の駆除も大変だと、そういうふうにおっしゃいましたけれども、町のところにだって街路樹として植えてあるじゃないですか。町の中に入って行って大丈夫だって言って、それを観光の目当てにしているのに、どうして沿道にはできないんですか。それをもう一つ考えてください。

それからですね、アウトレットから来たとき、一度追原の工業団地にとまりますね。それから125号のバイパスに行って、125号行きますね。その追原の工業団地のところ、その次のところの看板にですね、阿見町市街地への方向、そのような看板をつくっていただけるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

町の案内看板——公共施設の案内が中心ですけども、看板等、案内表示につきましては、昨年国の補助をいただきまして、たしか数は正確じゃないんですけども、100以上の看板を設置いたしました。それで、その設置する前後、アウトレットもオープンしたんですけども、皆さんにいろいろ見えにくいとかですね、場所を移動したほうがいいとか、いろいろ御意見をいただきながら、工夫しながらやってきたところでございます。

で、アウトレットも含めてですね、もっとわかりやすいほうがいい、こうしたほうがいいという御意見もいろいろいただきますので、そういったものは参考にさせていただいて、今後もお金もかかることですので、100カ所以上設置しておりますので、さらにまたということになりますとお金もかかることですし、規制もいろいろある中でございますので、そういったものも勘案しながら検討したいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、桜の件につきましてお答えいたします。

今すぐちょっと、今、何ていうんですかね、急にですね、桜について御要望あったものから、これ阿見町だけでは回答できるものではありませんので、竜ヶ崎工事事務所等ですね、今その御提案をですね、相談させていただきまして、担当する部署のほうにお願いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 今のままで終わってしまうと、全然、今のままで全然無風でございますので。

例えばマルシェ広場ですね、先ほど町長さんが700名来ましたということで、も来たよという感じなんですけれども、じゃあ、その700名でね、幾らぐらいの野菜が入って、幾らぐらいの収入があつてと、そのぐらいいかがなんですか。その盛況を催していると言えるんですか。盛況を催していると言うんでしたら、その盛況振りを証明していただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） お答えいたします。

まずですね、マルシェ広場の趣旨につきましては、昨日の石井議員にも御質問にお答えしましたように、こちらあくまでも社会実験としまして実施しております。で、売り上げが最大目標ではございません。昨日も申し上げましたように、まずですね、今、浅野議員がおっしゃいました「550万人のアウトレットのお客さんが来るんだから、その前につくれば絶対売れるからつくりなさい」という、そういった声で、まず外からのそういったニーズがあるのかという、これをまず実験しております。

それともう1点。道の駅——これあくまでも社会実験ですので、道の駅を今後ですね、実施

するためにですね、果たして特産物ですとかそういったものをですね、供給体制それが整えるかどうかということで、現状のですね、そういった体制をですね、把握するために、まず内側からの視点でその社会実験をしたものでございます。

そういったことから、その売り上げが第一の目標ではないということをもとに改めて御説明した中で、今のお話ちょっと状況を御説明しますと、本年6月の17日からプレオープンいたしまして、9月9日現在でですね、入場者数はですね、こちらあくまでも購入された方が2,127名で、1日平均約25名程度でございます。この中には昨日石井議員からお話がありました販売員の方も購入されておりますし、私も含め職員も購入していると。そういった人数が入っております。

その中で、総売り上げがですね、86万2,000円ということで、大体一日平均1万円程度ということでございます。で、主な販売している品物でございますが、まず農産物がですね、これ季節によって違いますけども、大体10品前後、それからそのほかの加工品につきましては、予科練の街クッキーですとかツェッペリンカレー等々で、こちらですね、町内の今特産品といわれるこういったもので10品弱でございます。で、あくまでもこの実験ではですね、町内の特産物ということで限定しております。

ということで、これだけちょっと品数が少ないということでございまして、これまで3カ月ほど実施した中でですね、やはりこれから道の駅を展開するにはですね、町内だけの特産物ではアウトレットに来られるお客様に対する品ぞろえが不足ですので、もう少し広域的に考えていかなければならないというような、そういった課題が出ております。それとプラス農作物等の出荷体制ですね、これ今が阿見町の限界かと思っておりますので、これもですね、そういった農業のほうにてこ入れしてですね、出荷体制を強化するとかそういった課題がここで見えてきたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 今のお話で「アウトレット前だと売れるから」という、そういういい条件があったからというお話がありましたけれども、でも、一日平均が1万円だとするとですね、普通の民間業者ではこれ破産ですよ。2人の従業員がいるということになっているわけですから、1日1万円だと成り立たない。成り立たないのはどうしてなのか、なぜお客が来ないのか。お客は来るというこれ、1日25名というのも、大変来ていると感じていらっしゃるのでしょうか。私は、来ていると普通の民間では思わないと思うんですよ。

それで、満足していらっしゃる。そこのところが、来ないその理由ではないかと思うんですね。マルシェ広場の売っている場所ですね、それから売っている様子、それを外から見てもあ

そこに売っているのかなというのは、旗がぴらぴらぴらぴらなっているから、「あそこで何かしてるな」というのはわかりますけれども、やはりあの前で、前でしたら、もっともってお客が来るはずだと思うんですね。それが来ないというのは何か反省することがあるのではないかと思うんです。

やはりその社会実験をして、失敗だ、失敗だと思うんですよ、私はもう。あの店の方法では、やっぱりお客が行きませんよ。やはり工夫が必要じゃないんですか。遠くから見ても「あっ、あそこで野菜が売ってる」という、そういう感がしませんよね。私だけなんでしょうか、これは。やはりこれから来年の6月までやってらっしゃるんですよね。3月までやってるんですよね。ですから、これからどれだけ売り上げが多くなっていくのか、それをやはり工夫してたくさんお客が来る、売れる、そういうような社会実験に持っていかなければいけないんじゃないかと思うんですよね。そこを工夫していただきたいと思います。

そしてまた、今、阿見町の特産物だけでは足りないとおっしゃいましたけれども、阿見町の特産物、うまいものシールというのがありますね。阿見町のシールですね。特産物のシールですけども、町の中のお店に行っても、そのシールに出会ったことがないんですけども、あれはどこで売ってるんですか。やはり町の人が「あっ、これは町のブランド品だ」と、そういうふうにたくさんの方で売っていないで、どこに売っているんでしょうか。

そして、このマルシェにも売っていません。シールがついているのって余り見かけませんよね。町で推奨しているものがそこに売っていないというのも、これは不思議なことだと思いますよね。やはり町全体で、盛り上げるという、そういう気風が足りないのではないですか。もう少し一丸となって向こうの集客、一人1,000円だって50億なんですよ。なぜこちらにもっともっと目を向ける、ね、お金がないから看板もできないでは困ります。

やっぱり阿見町市街地こうですっていう、あちらこちらに立てて、「あっ、こちらから阿見町市街だな」って、そんなふうに町に集客できるような方策をどんどん立てなければ、お客はそのまま圏央道から来て圏央道に戻ってしまうんです。

県の中に9つの道の駅がありますけれども、道の駅にいらっしゃった執行部の皆さん、申しわけありません、ちょっと手を挙げていただけますでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それはですね、私も佐野のアウトレット、こちらにないとき佐野のアウトレットに行きましたけれども、すごい「みかも」「思川」「しもつま」、どの道の駅もいっぱいなんですね、駐車場が。ですから、あのよう阿見町も——今、いらっしゃった執行部の皆さん、あのぐらいの駐車場が満杯になるような工夫をこれからどんどんしていただきたいと思うんですけども。やはり、阿見町のアウトレットだけの駐車場ではないんですから、あそこから本当にこうね、

阿見町のほうに流れる、そういう道をつくっていただきたいと思います。本当に真剣に考えていただきたいと思います。

石岡市には観光巡回車というのがあるんだそうです。例えば石岡市の観光巡回車は駅から乗せて常陸の風土記とかフラワーパークとかって、こんなにこうね、町をこう……。だから、駅からおりて「あっ、乗ってみよう」って言って乗るわけですよ。ですから、阿見町にすれば、阿見町のアウトレットにそういう巡回車を置いて巡回車から予科練平和記念館、それから……。あと行くところないですよ。予科練平和記念館、そう、何かですね。何かをこの……。4月でしたら桜並木ですよ。そういうところをできるような巡回車でもあそこに置いてですね、そして町のほうに来ていただくような、そういうコースはいかがなものでしょうか。それが1つです。

それからもう2つ目は、レンタサイクルですね。やっぱりサイクリングをあそこに置いて、町のほうに——ちょっと町まではちょっと遠いのですよね、あそこから真っすぐおればすぐに霞ヶ浦なんですよ。霞ヶ浦湖畔の町ってあそこに書いてあるのに、霞ヶ浦湖畔全然関係ありませんよね。霞ヶ浦湖畔の町って書いてあるんですから、あそこ真っすぐおるともう125号霞ヶ浦です。霞ヶ浦のサイクリングロード、ウォーキングロード、それはどのようにこれから集客するの、そのお客さんに行くのに整備しようとしていらっしゃるのでしょうか。

その2つについて、じゃあお伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君……。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

今、2点御質問いただきましたが、その前にちょっと。私ども今のアウトレット550万人という、アウトレット神話があるようですので、ちょっとその辺を御説明させていただきたいと思います。

アウトレットはですね、実際にこの公表されましたのは20年の1月です。それから、わずかまだ3年半しかたっていないわけですね。その中でですね、いきなり観光の何もない阿見町にこれだけのアウトレットがチェルシージャパンというのが来まして、それに対してじゃあ相当な観光客が来るってということで、観光に力を入れてこうってことで3年半前にやっとスタートしたところでございます。

で、オープンしてから2年半でして、そういったことでまだ、浅野議員は成果が全然あらわれていないんじゃないかという、そういったお話でございしますが、まずそのアウトレットのですね、私ども認識しておりましたのは、安いですね、B級ですとかそういった、あとシーズンおくれのものをですね、安く販売するっていうようなことでして、ターゲットといいますかお

お客様は大体20代から40代の女性の方というふう聞いております。

それで、このあみアウトレットができる前にですね、佐野ですとか、それとか御殿場等を視察しまして、それから地元の観光協会ですとか、行政のほうに聞きました。それで、どういった観光的なものが考えられるかということで。ただ佐野の市役所のほうで言われましたのは、お客様はそういうふうに目的を持っていらっしゃる。ということで、真つすぐアウトレットに来て、自分で欲しいものを買ってすぐ帰るという、そういったことで沿道には余りですね、そういったメリットがない。まして佐野はですね、佐野厄除け大師がありますけども、そういったところにそんなに流れてるというような状況はないというように最初お聞きしまして、そのアウトレットの今の神話ですけども、相当阿見町にそういった来町されたお客さんをですね、向けるのはきついだらうということを最初から認識しておりました。

で、それをですね、一応ニーズを、それをつかむためにですね、今回その社会実験を実施したものでございます。で、その結果がですね、今の状況でして、私自宅がですね、すぐ近くなものですから、土日あたりですね、高いところから1時間程度見てますと、一般のお店は10時オープンなんですけど、9時からコーヒーショップがオープンしてまして、そこに来てですね、早い方はですね、もう10時15分にはもう帰られるという、そういったパターンが多いです。で、中はですね、本当に滞在時間も1時間程度の方が多くてですね、やはり佐野で聞いたことが、そういった実態だなというふう感じております。

ただ、やはり町民のですね、そういった活性化を図るためにですね、やはりいろいろな今あります観光資源をですね、何とかそのブランド化してやっていこうということで、これ時間をかけながらやっておりますので、その3年半でまだ何にも出てないというお話ですが、もう少しですね、ちょっと時間を……。何ていうんですかね、優しい目を持っていただきまして、見ていただきたいと思います。

では、御質問の観光コースですね、バスの整備ということでございますが、こちらはですね、確かにデマンドを今、バスやっておりますけども、その中でもいろいろな公共交通の中で検討はしました。しかし、まだですね、具体的にですね、そういった施設がないってということで、これにつきましてはまだまだこれからの検討材料かと思っております。

で、石岡の事例をいただきましたが、石岡はですね、八郷ですか、八郷・石岡等でですね、古くからですね、観光農園というようなことで大変歴史がありますので、そういったのを今やっとな活用されてるということですので、こちらもやっぱり相当な時間をかけてですね、ここに、今に来てるかと思っておりますので、これもちょっと長い目で見ただければと思います。

それから、霞ヶ浦サイクリングロード。こちらにつきましては今ですね、霞ヶ浦のちょっと構造的に申し上げますと、所管はですね、霞ヶ浦湖内——霞ヶ浦の中につきましては、これ国

——国土交通省が管理しております。それで、それよりも中っていいですか、丘のほうはですね、当然阿見町ですけども、どうしても霞ヶ浦をやっぱり活用するとなりますと、霞ヶ浦の中に入ってですね、実際に私たちが小さいころ霞ヶ浦で泳いだようにですね、やっぱり堤防を越えて霞ヶ浦に砂浜等をつくってですね、それで水に親しむっていう、それがやっぱりあってこそ霞ヶ浦に親しむっていいですか、だと思います。

そういったことで、これはやはり行政——市町村、阿見町とですね、国とのやっぱり連携によりましてじゃないと、これは実現しないということで、国のほうでもですね、こういった、霞ヶ浦は河川ですので、河川のかわまちづくり計画というような、そういった地域のですね、活性を図るようなメニューがございます。県内ですと稲敷市旧桜川村の浮島ですね、あちらで事業を展開しています。

そういったことで、阿見町につきましてもこのかわまちづくりっていうのをまず申請しまして、国土交通省につきましては、霞ヶ浦に浜辺をつくっていただくと。今コンクリートで、管理用道路から護岸がコンクリートですから、急勾配ですので、なかなか入っていきません。それをですね、管理用道路からなだらかに砂浜で霞ヶ浦におりられる。そして実際に水に触れるというような、そういったのを要望しております。

あわせて、阿見町としましては今御要望のありましたサイクリングロードですとか、そういったものをですね、北側——霞ヶ浦の北岸にはありますけども、南岸にはありませんので、土浦ですとか、それから美浦等の隣接市町村とですね、連携しながらですね、霞ヶ浦のそのサイクリングロードというものをですね、国のほうにですね、申請して進めているところでございます。補助採択等になればですね、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、部長がるる述べております。早急な対応って、やっぱり町ってそんなにできないんですよ。サイクリングロード1つやるにしても、やっぱり今言ったとおり国交省の問題等やっぱりこれをクリアしなければできないし、じゃあ町だけの予算でやるのかって、それはまた金がかかり過ぎる。

いろんな構想はもう私たちも持ってます。本当に道の駅にしても神田池の再生にしても、その中で持ってるんですけど、ただすぐにやれることじゃないんですよ。そしてまた、今回の道の駅の実験というのは、昨日も石井議員にもお話しましたが、まずやってみたことによって問題が浮き彫りになるわけですから、その浮き彫りになったものをどうやって解消していくかっていうのは、これはやっぱり町、一生懸命考えるのは当たり前だと思います。

だから、やはりもう少しあのね、責めるだけじゃなくて、もうちょっとやわらかな形の中で

ね、やはりただ責めればいいんじゃないと思うんですよ。浅野議員ね。やっぱり、もう少しこういう提言の中で、これはだめだ、あれはだめじゃなくて、もうこういう形の中でこうだろうってようなね形のものも、まあ言っていたらいいんですけど、やはりもう少し長い目で見ないと、まだアウトレットができて、その時期からね、その前からね、あのものができる構想の中で、じゃあ観光っていうものをどうやってやっていくかっていうことを本当に皆さんと一緒に土台の中で考えてきたっていうんなら、また別ですけど、あれができてから何かこう早急な形でね、観光というものは本当に必要だと、そういう中でやっぱり霞ヶ浦の湖畔にはこういうもの。

私もこういうものをやりたいっていうものは随分ありますし、それはあるんですけど、そんなにすぐできることじゃないから。だから、そこら辺をね、早急にできれば、これはもう本当に民間で金があればぼっとできますけど、やっぱりね、予算が伴うものですから、その点はよく考えていただかないとまずいんじゃないかなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 町長さん、私責めてるわけじゃないんですけどね。ちょっと言葉強いですか。済いませんね、こういうお顔で。

○町長（天田富司男君） ……明るいから。

○9番（浅野栄子君） ええ。でも別に責めるわけではないです。やっぱりね、阿見町が振興と活性化をしていただくためには、そのようにしてほしいという要望が、余り強く言うてしまうわけなんですけれども。では、今優しくですね、霞ヶ浦湖畔の整備につきまして、今、部長さんからお話がありましたように、中長期的な目を見て、将来ですね、そのサイクリングロード、それから浜辺ができて水遊びもできる、それからボート遊びもできる、それから釣りもできると。そのように整備がされていく構想は、実現は中長期的に見ればあるわけですか。

〔「優しいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私はやるつもりでおります。やっぱりサイクリングロードはね、予算さえつけばすぐできることなんです。これは美浦の中島村長ともタイアップしながら。やはり阿見だけでは短いじゃないですか。美浦までっていうような形の中で、美浦の村長さんともいろいろ話したり、そして美浦の村長さんには関東のね、やっぱり国交省の整備局のほうに陳情にも行っていただいたりしてますし、私も国のほうにも行ってますしね。やはりそういう形で動いてます。

そしてまた、やはり民間をうまく使った中でやれるようなものがあればとか、やっぱり目を皿のようにしていろんなどこを見てるんですけど、そんなになかなかね、簡単に民間が乗って

くるような、今状況じゃないっていうこともわかると思います。

今、ほら、いろんな面でね、本当に注文はありますけど、だれでもがアウトレットのね、今……。アウトレットは東ですよ。東地区ですよ。今、西・南ということで吉原の開発、区画整理がなされてますけど、やはりここにも1つ大きな物販をね、やはり会社が来ていただきたい。これはもう、やっぱりそれが1つの核になって2つが相乗効果を生みながらこう町が発展していくような状況を何としてもつくりたいということで、ある会社をお願いしたり、いろいろしてても、やはりそんなにすぐにはね、やっぱり大きな会社っていうのは来られないわけですよ。

やっぱりそこで、やっぱり集客というのはどういうものか、売り上げはどのぐらいできるのかっていう、そういうこともありますので。だけど、そういう努力はしてることだけは感じていただきたいな。そう思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） では、アウトレットからの集客は中長期的に見てですね、阿見町のほうに来ていただけるような方策をお願いしたいと思います。

それでは、もう1つ。振興と活気を目指す阿見の観光協会についてお尋ねしたいと思います。観光協会をまた設立して、これからこういうことをしようと、そのようにこうね、設立して方針を燃えてると思いますので、その取り組みの方向ということで、特に大きな取り組みについて御説明をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

観光協会の設立につきましては、今まで観光商工課——役所のほうでですね、確かにアウトレット等のお客様をですね、町内に集入するためにいろいろな方策の中で、行政が一個人の店舗等を宣伝といいますか、PR活動を行っていました。これはちょっとなじまない、本来なじまないことですので、これはその財団となりますと、やっぱり観光協会がですね、やることによりましてその辺がなじんでくるということで、行政は商業全般に支援。協会につきましては個々の商店とか個人に対して支援、PRしていくっていうような、そういったふうに役割分担をするために発足したものでございます。

それで、今年度はですね、考えておりますのは、まずその観光PRとしまして、茨城県が観光PRキャンペーンをしております。秋と春なんですけども、秋は10月、春は2月ごろですね。これは茨城県全体で常磐道のサービスエリアですとか、そういった要所要所で毎回場所を変えながらやっております。そこに参加してまいります。それと、毎年恒例のさわやかフェアですね。そういったものです。

あとは、特産品のPRということで、これは観光協会設立の前でしたけども、実際に事業としましては観光協会にこれからしていくんですが、たけのこほっぺ——阿見町の竹っていう特性を活かしたタケノコをですね、料理——今年はですね、19店舗に増えまして、そこでいろいろなお店の独自性を活かした、アイデアを活かした料理をですね、御提供していただくというような、そういった事業を、フェアを開催しております。

そのほかですね、阿見町の特産でありますヤーコン、ヤーコンにつきましては、これからアウトレットの場内っていいですか駐車場の中で、今年2回——夏のスイカと秋のヤーコンというような形で進めているんですが、秋はこれからヤーコンフェアをやっていくと。で、このアウトレットの場内におくフェアにつきましても、今まで年2回ですが、これをですね、どんどんどんどん増やしていきまして、できればそういったものがあればですね、毎月1回あたりをやっていこうということで、今チェルシーの支配人のほうとは事前に相談のほうをさせていただいているところでございます。

それから、霞ヶ浦のですね、沿岸であります、名品でありますレンコンですね。これも近隣の市町村とあわせてレンコンフェアということで、一緒に取り組んでるところでございます。

こういったところが今年度の主な取り組みということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。今方向づけということで、その特産品という言葉が出ましたけれども、阿見町の特産品で、先ほど言いましたシールですね。あれはどこでつくって、だれが販売して、どのようなルートで市場に出ているのでしょうか。その張ってある特産物の種類についてお願いします。

それから、阿見町はやはり対応がおくれているのではないかなというところは、例えばレンコンでもレンコンカレーとかありますけれどもね、阿見町の島津のところに来たツェッペリン、阿見町に来たのにどうしてツェッペリンカレーが土浦で売っているのか。それもおかしいですよ。私は阿見町のカレーとしても売っているのではないかと。

それから、阿見町レンコンといっても銚田のほうでですね、銚田レンコンってもう認定された何か銚田のほうのブランドになってしまいましたよね。それが新聞にでかでかこんな載っているんですね。「阿見町は」っていうことになってしまいますので、阿見町の特産物シールを張ったもの、それをやはりですね、今PRと言いましたけれども、PRは町の広報誌だけじゃないんですよ。

やっぱり新聞にも大きくですね、阿見町の特産品ということで、PRのほうを拡大していただきたいと思います。その新聞広告などもあわせていかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。阿見シールの御質問ですが、先ほどの御質問あったんですけど、済みません、答弁漏れしてしまいました。こちら阿見シールにつきましては農業振興課のほうがですね、阿見町の生産者、生産者ですね、直売所に出荷している方ですね、渡してですね、その直売所でそういった地産地消をですね、推奨するっていうような形で取り組んでることでございます。

確かに議員おっしゃるとおりですね、いろいろ生産者の方に声をかけているんですが、何ていうんですかね、なかなか張るのもいろいろ面倒な方もいらっしゃるというようなことで、その辺がちょっと御指摘のとおりですね、なかなか出回ってないっていうことは反省してまいりまして、これからですね、もっと積極的にですね、PRしていきたいと考えております。

それからツェッペリンカレーのお話がありました、ツェッペリンはですね、正確には阿見の上郷——今補給処ですか、補給といいますか……。

〔「あその前ですね」と呼ぶ者あり〕

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。航空学校のあその飛行場に着陸しまして、着陸したときは土浦市と阿見町にまたがっているっていうような、大変大きいのです。ですからそういったことで、そういったいろいろな話もありまして。で、名称が昔は土浦海軍学校とか何か、そういったことで土浦っていう名称があったかと思いますが、その中でいろいろですね、名称でお隣の土浦市さんともめるのも何だかと思ひまして、その辺はですね、日本の外交能力と言われればそれまでですけども、そういったことでちょっと今はですね、お互いにですね、違った形で協力をしながら、それは置いとしまして——ツェッペリンカレーは置いといて協力をしてるところでございます。

大変ちょっと言いわけといいますか、答えづらいんですけども、その辺は御了承願いたいと思います。

あと、もう1つ今レンコンのお話でそれをうまくPR、新聞等に広報しなさいよってことなんですけど、レンコンは恐らく銚田市さんはですね、銘柄になってるかと思います。阿見町はですね、今まで、昨年までスイカが銘柄だったんですが、ちょっと生産量が落ちまして、銘柄からちょっと外されまして、これからですね、やはり銘柄指定になるにはですね、ある程度のそういった数量ですとか売り上げ量が必要ですので、これからレンコンがですね、そういった銘柄指定にできるっていうような、努力すれば見込みがありますので、レンコンですとか、次にネギですとか、そういった形で今銘柄指定に向けてですね、頑張ってるところです。

それにつきましてもですね、積極的に土浦の記者クラブに投げて取材に来てもらうというような形をとっておりますので、事あるごとにそういったことでお願いはしてるところです。最近ですと「あみまちを食べよう学校給食」ということで、こちらでスイカ・メロンをですね、

各小学校で食べていただいたっていうのを記事にさせていただいたっていうのがあります。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど、特産物に特産物のシールは農業振興課で、そして直売所で売るのに使う。ところが張るのが面倒だと言って張らない方もいると。やはりそのところに意識がね、ちょっと低いんじゃないかと。私はこの阿見町の代表としてね、ブランドして売るんだとすれば、そのシールを欲しいというふうに思うのが普通じゃないかと思うんですよ。で、やはりこのブランド品だという誇りを持ってつくっていただけるように、農業振興課のほうに要望をお願いしたいと思います。

それから、3つ目に町長さんも前にフィルムコミッションというお話もありましたよね。フィルムコミッションのほうはいかがな……。進捗はいかがなんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。商工観光課長鹿志村浩行君。

○商工観光課長（鹿志村浩行君） はい、お答えいたします。

観光協会設立の際にもですね、観光協会ですね、今後の取り組み方向という形です、何点か考えております中でですね、フィルムコミッションを推進していくということで予定してございます。ただですね、私どももですね、やっと設立できたというようなところでございますので、一気に全部やるということまではなかなかできませんので、今のところですね、来年度におけるですね、特に力を入れてやっていくというようなものとして考えておりますので、来年度にはですね、フィルムコミッション事務局をですね、町観光協会の中に設けてましてですね、お弁当の手配やら、あるいは撮影場所のですね、特定とかそういったものをですね、やっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） そのフィルムコミッションというのは、今までにない新しい事業ですので、ぜひお願いしたいと思います。隣の牛久市でも一千何百万という収入があったというお話がありますし、そのドラマや映画や、そういうものにこの阿見町の協力、阿見町というのが出るとですね、全国区に阿見町が出てくるし、その中に町長さんがエキストラで出れば、また「町長さんが出た」という、そういうこともありますので、ぜひですね、フィルムコミッションのほうも進めていただきたいと思います。

私はこの1問目の阿見町の振興と活性化ということで、アウトレットから、それから新しくできたそれで活性化を図っていただきたいという、そういう強い思いが出てしまいましたけれども、やはり中長期的に見て、これからはそのようにこの一番実践が可能なのは霞ヶ浦ということでしたので、霞ヶ浦の整備のほうは、これからですね、よろしくお願いしたいと思います。

それから、観光協会。これから注目されているところでございます。阿見の振興にどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

1 問目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2 問目です。

保育行政の充実を図るについて質問させていただきます。

少子高齢化時代に突入し、人口は2005年をピークに2040年には100万人もの人口が減少し、21世紀の日本激減社会となり、人口の年齢層はピラミッドをひっくり返した社会となることは確実のようです。幼児教育の先進国、フィンランドでは少ない子供をいかに大切に育て上げることが子供、子育て政策の中心課題となっています。日本も同様に少ない子供をいかにして健やかに育て上げ、日本の未来を託せる人材にするか考えなければなりません。子育て充実の源は、やはり保育行政の充実です。保育行政の充実こそ少子化対策の成果が比例するものと思われま

す。

まず1 点目、土曜・日曜保育について。今年の夏は例年になく大変暑い夏でした。3月の大震災の影響も受け、電力に異変が生じ、需要と消費量のバランスが保てず節電の号令が出ました。15%節電スタート、企業に試練の夏、休日増、夏時間、間引き運転、土日曜出勤、土日操業のフレーズが毎日新聞に並び、土曜・日曜日の出勤体制となりました。

最初に「困る」と悲鳴を上げたのは子育て中の家庭です。その早急な対応として「育児支援本格化」「土・日曜保育始まる」という話題が発生。対応の早さを感謝する方々が数多くいたと思います。これからも電力の需要に困難な事態が予想されるとして、すぐには戻らないような状況にあります。しかしながら、よく考えてみると土曜・日曜を休む職業は100%ではありません。公務員関係はほとんどでしょうが、土曜・日曜出勤のほうが多いのではないかと思います。

土曜・日曜を休んでいる役所の方、公務員の方はその意識はないと思いますが、土曜・日曜働いている家庭を考えてもいただきたいと思ひます。そしてまた、土曜・日曜保育を要望する最大の理由は、貧困です。日本の相対的貧困率が過去最悪OECD加盟国30カ国中日本は4番目なのです。貧困率の高い要因として、女性の低賃金、非正規雇用の増加、少子高齢化が挙げられます。特に女性は非正規雇用の中でも賃金の低いパートやアルバイトが多く、正規雇用の場合にも管理登用が少なく、一人世帯の場合には貧困率が高いのも大半が母子家庭であります。

親の収入が少ないためだけでなく、景気の変化で仕事を失うことも多く、貧困に陥りやすいわけですから。生活を安定させるためには、働かねばならないという厳しい現実があるのです。このような環境を考えると土曜・日曜保育の導入を望む保護者は少なくありません。現にサービス業の方は日曜日親戚に子供を預かっているそうです。

生活が苦しくて子育てが厳しい。子供手当の廃止への不安もある。厳しい子育ての現実を真剣に直視していただいて、検討を前向きにお願いしたいと思います。

2点目。1点目の問題も重なっている重視すべき課題で、待機児童ゼロについてです。昨年特別施設を設け、一時ゼロになりました。本当に早急な決断と対応に感謝いたしました。しかし、またゼロではないように戻ってしまったそうです。その後の現況はどのようになっているのでしょうか。常時ゼロ体制への配慮をお願いしたいと思います。その現況をお聞かせください。

3点目。新設の保育所が予定され、建設用地の青写真もできました。新設されるのであれば、将来の展望を見きわめて何が一番適切なのかを十分に検討していただきたいと思います。そこで今、幼少一体施設の導入という流れが大きくうねり始めようとしていることを御存じでしょうか。幼稚園と保育所を統合した幼保一体施設の本格導入など、子育て施策を大きく見直す子供子育てシステムの概要が固まったからという声も聞かれますが、子供子育てシステムはすべての子供へ良質な生育環境を保證するという理念のもと、子育て施策の転換を目指す制度改革です。

保育所の保護者は子供にきちんと教育を受けさせたいと願っており、幼稚園の保護者は長く預かってほしいとの希望があり、両者を実現させたのが幼保一体の施設です。今まで就学前の子供が過ごす場合は、幼稚園と保育所に分かれてきましたが、保育所に待機児童が発生する一方定員割れの幼稚園が増えているということで、今までの制度が時代に合わなくなってきたということです。

阿見町新設のこの機会に、将来を見きわめ、決断の時期をとと思います。いかがお考えでしょうか。

4点目。保育士の確保・人材育成についてです。これからの時代の要求として、保育の環境・保育の質の向上にも変化を見られ、教育者としての質の向上を見込まれるものです。町として有能な保育士を育てることも必要になってくると思うのです。人材育成事業を実施してはいかがでしょうか。また、その中に一般の方の参加を促し、子育て保育のノウハウが取得・習得、子育てセンターや町行事の際の子供の預かり所開設もできるわけです。より多くの方が子供の接し方がわかるということは、子供の環境としては大変良好なのではないでしょうか。

以上、子育てに関して4点お伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいま13番小松沢秀幸君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 2つ目の質問「保育行政の充実を図る」についてお答えいたします。

まず、1点目の「土曜日・日曜日保育は実施可能か」についてお答えいたします。

3月11日の大震災に伴う福島第一原発事故による、この夏期の節電対策の一環で企業の操業日を土曜日・日曜日へシフトした事業所もあり、これに伴う保育所利用保護者への対応として、必要に応じて日曜日等の保育を実施した市町村もあります。

阿見町においては、保護者に対して、節電対策に伴う職場の就業日変更状況及び、それによる家庭での保育への支障に関する調査を実施するなどして、保護者のニーズ等を確認したところ、休日における家庭での保育に支障を来すという方が見受けられなかったことから、この夏期における対応はとりませんでした。

また、平常時における休日保育事業の町内での取り組み状況については、町民等から特に強い要望なども寄せられていなかったことから、現在のところ実施している保育所はございません。

平常時の保育所における休日保育や夜間保育、病児・病後児保育などの特別保育事業については、利用者ニーズ等もとらえながら必要に応じて検討、対応をしていきたいと考えております。

2点目の「昨年度待機児童ゼロを目指し、特別施設を設け受け入れ、ゼロに近くなったが、その後の状況はどうなっているのか」についてお答えいたします。

昨年度末に、うずら出張所の一部を二区保育所の分室として改修を行い、1歳児と2歳児あわせて15人の受け入れ対応を可能にいたしました。これにより、平成23年度当初となる4月における待機児童数を、まず、ゼロにするという目的は達成することができました。

しかしながら、依然、保育所への入所希望者は多く、9月1日現在で実質待機児童が23人発生しております。

慢性化している待機児童の解消対策として、現在、荒川本郷地域内への民間保育所の誘致を進めているところでございます。

3点目の「新設保育所が予定されているが、世論の流れとして幼保一体施設が注目されているが、これについての考えは」についてお答えいたします。

政府が、子育て施策の転換を目指す制度改革として、準備を進めている「子ども・子育て新システム」の中で、幼稚園と保育所を統合した幼保一体施設となる、新しい「こども園」の導入についても検討されているところでありますが、現在、国におけるワーキングチームでの作業中であることから、今後の動向を注視していきたいと思っております。

4点目の「保育士の確保について、人材育成事業の展開はあるのか」についてお答えいたします。

現在、保育所における保育士等の職員配置については、国の最低基準が定められおり、町立保育所もこの基準に基づいて保育士等を配置しております。正規職員の不足部分を臨時職員で補っている状況にありますが、臨時職員においても、現場経験者を中心に保育士等の資格者を雇用し保育サービスに当たっているところです。

町立保育所では、正規職員、臨時職員を問わず、さらなる保育の質の向上に向け、各種研修を積極的に取り入れ、人材育成に取り組んでまいります。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 1番の土日の保育なんですけれども、町でアンケートをとっていられたことは知ってます。そのアンケートの結果から希望が少ないというお話がありましたけれども、実際にですね、阿見町の工業で土日を操業した、または夏時間を採用したという会社がね、吉野工業とか、それからキャノンとか、ツムラとかね。やっぱり土日操業に移ってはいるんですね。

ですから、その保護者の方がですね、都会の方のように「困る、困る」ってには言わなくて、ぐっと耐え忍んでですね、「しょうがないわね」って言って預けた方が多いのではないかと思うのです。

よく考えて見ますとですね、やはり土曜・日曜をお休みしているのは、公務員の職業なんです。ですから、それをかんがみると……。1つ貧困という問題を考えると、保育所に子供を預けて働かなければならないと。そういう、特に母子家庭の貧困というのは大変なんです。それをかんがみると、土曜・日曜の導入というのは、その節電だけではないと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。

まず、町内の企業等で今回の節電による土日勤務による出勤のための保育の需要がどうだったかということで、アンケート調査の結果、多少それは支障があるという御家庭もあったかと思いますが、それはおじいちゃんおばあちゃんのほうで、面倒見てくれるとか、そういうような対応ができるというようなことで、今回そういう要望が、支障が来すというような状況にならなかったということで対応してなかったというようなことでございます。

母子家庭等例を挙げられまして、低所得者の保育の需要に対して土日も開所する必要があるのではないかというような御質問かと思いますが、今の、現在の待機児童については先ほども申しましたように、9月1日現在で23名というようなことでございまして、その中に、内訳として、私は今ちょっと分析しておりませんが、その中にそういう母子家庭等が含まれているかどうかという部分については正確には把握しておりませんが、その中では、まだ土日の開所が

必要だというような状況にはなっていないというような状況でございます。

それで、先ほども町長の答弁にもありましたように、今後そういう特別保育——土日の保育開所も含めまして、さらなる、何ていいますか、延長保育とか、病後児とか、そういう保育につきましても、そういうニーズを十分聞きながら対応していきたいというようなことでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。

とするとですね、土曜日か日曜日、どこかの保育の1カ所だけ、この日曜日お願いしますと言えば入れていただけるんですか。要望。それはだめなんですか。どこか1カ所だけということとはできないですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

先ほど土日の開所というようなことでございますが、町立の保育所の場合は土曜日は12時半まで預かってるというようなことで、日曜日につきましては、町内いろいろ——4カ所保育所ありますが、そういうところで、希望があれば1カ所に集めて実施できるのかというようなことでございますが、その辺につきましてもそのニーズの把握ですね、その辺十分調査しまして、本当に1カ所でも相当数の数になるということであれば実施ということで検討できるかと思いますが、それが各保育所一、二名とかというような状況だとなかなか実施していくのが難しいのかなというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） やはり、公に預けるといのはとても安心して預けられます。また、違うところに預けるとときには1時間800円という料金になってるんですね。そうすると、そのお母さんが言うのには、1時間800円というのは自分が1時間働いている以上にね、お金がかかるから困るといのか、預けられないと。そのように考えていらっしゃるんですね。ですから、やはり預けられないと。大変困る。

今おっしゃったように、1カ所に何人もっていうあれはないと思うので、1カ所今週はどこかの保育所が開放するとか。阿見町のこの庁舎もですね、土日開放なんかもう全然考えたことがないですよ。でも、そういう世間の全体のうねりで土日開庁したじゃないですか。今までそんなやったことないのが、やはりやろうと思えばできるわけですよ。

子育てを環境を考え、少子化と、一人の子供の重さというのが、本当に今から重くなるわけですよ。ですから、部長さん考えてください。1カ所だけでも、これから。いかがですか。

考えていただ……。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

日曜開庁というお話もありましたが、その辺につきましても実施するまでには十分なそういうニーズ把握の調査があったと思います。この保育所についても、やはりその辺の、先ほどから申しましたように十分なニーズの把握をして、本当にそれだけ必要な人がいるということであれば、当然実施していかなきゃならないと思います。

ちなみに、近隣の市町村で日曜日保育してるというところについては、公立では今のところございません。それで、民間のほうでは12カ所ほど5市町村のほうで実施しておりますが、その辺につきましても財源の話をするわけではありませんが、そういう特別保育するに当たっては、民間のそういう保育所については特別保育に対する手当がついてるというような事情もあるかと思えます。

先ほどから申しますように、やはりそういう日曜日の保育の必要性、その辺を十分把握しまして、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 保護者ですね、気持ちをお酌み取りいただきまして、よろしく御検討していただきたいと思えます。

それで、ほかではやっていないと。やっていないからやっていないというのでは同じですよ。やっていなければやるんですよ。そうすると、阿見町はやってると。そのように評価されるのではないのでしょうか。今難しいとお話が出ました。お金もないと言いましたけれども、環境センターの3億円の返却金ですね、あれなどこうね、有効に活用すれば少しは違うんじゃないかと思うんですけども、部長さん、それをこれからですね、考えておいていただきたいと思えます。

それから、先ほど待機児童がまたあらわれたという、それから幼保一体化のは動向を注視すると、そのような町長さんからお話がありましたけれども、今から新しい保育所をつくるという、この原点なんですよ。

で、今、推計によればですね、2055年には就学前児童がすべて保育園か幼稚園に入園したとしても、約97万人分の児童施設が過剰になると。そのように国の動向が言われてるんですよ。過剰になる。ですから、余っていくわけですよ。余ったところはいろんな施設や何かね、昨日おっしゃいましたように、女性のクラブとか、それから町民活動センターなどに利用できると思うんですけども、新しくつくるっていうときにはやっぱりその考慮が必要じゃないかと思うんですね。

で、今度新しくするということは大変構図としてもですね、とてもへんてこりんな敷地ですよね。あそこに150人分つくるといってお話がありましたけれども、それは150人が予想されるということですか。それは保育所的要素だけなのでしょう。今、流れとしてはやはり幼稚園・保育所と2つが今まで就学前でしたけど、幼稚園の人は長く預かってほしい、保育所の人は何か教育をお願いしたい。そのような人たちのこう集まってやっぱり幼少保育が一番。小中学校、小中一環という、そういう流れも出てますけれども、幼保一体化というのが今一番の流れだと思わんですけれども、これについてももう一度お考えをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。

4点目の幼保一体施設ということでございますが、先ほども答弁、町長しましたとおり、今現在国のほうでワーキングチームで検討していると。そういう概要がまとまったということで、新聞報道等で報道された内容でしか私のほうも確認はしておりません。その中で、やはりこれは幼稚園と保育所が一体になった施設として運営していくのはすばらしいことだというふうに思っておりますが、それについては今までの文科省と厚労省がやっぱり一本化になってかないと難しいというようなこともあろうかと思うし、それに伴う財源の確保ですね。国のほうでは新しい制度で運用するには1兆円規模の財源が必要だというような課題も残っております。

それについては、当然財源の確保として消費税の値上げとかそういう部分も絡んでくるというような要素がございまして、今の段階では私のほうでは、その施設の導入をどうするのかとかいうようなことは判断できない。先ほど言いましたように国のそういう動向を注視していくと。

で、今回、荒川本郷地区に誘導してきます民間保育所については、現時点ではそういう保育所の施設として導入して、町の待機児童の解消に目的とした施設ということで、今民間のほうで公募しているというようなことでございます。それについては、社会福祉法人・学校法人、そういう法人等で運営してる施設——企業ですね、そういうものの公募を行っているというようなことでございます。

ですから、幼保一体型で施設を運営するというようなことで、こちらで公募してるというような状況ではございません。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 昨日その保育園は150名というお話ありましたよね。このかぎのような形で150人の児童が精いっぱい伸び伸びとですね、運動場——グラウンドを走り回ることができるんですか。あそこのもう一遍にここにあるですね、あの畑はどうにかならないんですか、

あれは。そういう用地を買収するという、そういう考えはないんですね。ないんですね。

じゃあ、大変ね、ひどい格好の幼稚園ですよ。やはり敷地が、やはり狭い。150人が伸び伸びと遊べない。そういう感じがいたしますので、幼稚園の建物は大変工夫が必要なのではないかと思われま。

今質問いたしましたように、保育所、少子高齢化といわれて大変一人ひとりの子供が重要な存在になってきてます。ですから、伸び伸びと健康に成長するために、その社会環境を私たち大人は整えてあげなければならないと思います。それに町の行政がしっかりと見きわめて、保育行政の充実をより一層お願いいたしまして、強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、9番浅野栄子君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時40分からといたします。

午前11時32分休憩

午前11時40分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番吉田憲市君の一般質問を行います。

12番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔12番吉田憲市君登壇〕

○12番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。「おはよう」のほが「こんにちは」になりました。

私は事前に通告をしときました次の1点について、お伺いいたします。

災害時避難場所の見直しについてであります。

さて、東日本大震災においては甚大なる被害をもたらし、戦後最悪の自然災害となりました。6カ月経過した現在も、福島県・茨城県沖などを震源地とした体を感じる地震が多発しております。マグニチュード7レベルの余震が1年後に発生する可能性や、震源域と離れた場所で数年間にわたって誘発地震が発生する可能性が指摘されております。大震災の発生する可能性は大だと思ひます。

避難経路や避難場所等の防災対策に対しては積極的に取り組んでいる中、地域住民の関心もまたこれまで以上に高まっております。地域防災計画では、一時避難場所として小学校が8校、中学校が3校、私立高校が1校、公民館が3館、ふれあいセンター2カ所、総合福祉センター1カ所と指定されております。

ちなみに、例えば私の住所地——曙行政区の一時避難場所は、竹来中となっております。他

行政区から見ますと、距離的には比較的に近いほうかなと思われませんが、いざ現実のものとなった場合には、とても素直に行き着く距離ではないのではないかなと懸念されます。

避難距離が遠いほど避難場所に到達不能になる確率が高いということは、目に見えております。もっと至近距離に避難場所は必要であるという声が多く聞かれます。道路の混雑を避けるためには、徒歩での避難することになりますが、災害はいつ起こるかわかりません。夜間の場合には停電などにより暗闇の中を避難することも想定しなければなりません。また、揺れがおさまった後でも、塀の倒壊やかわら等の落下物に注意が必要であり、倒壊した建物、瓦れき等によるけがの危険性も懸念されます。

避難経路の安全性は必要不可欠な条件となっております。避難場所が少しでも近くにあることは、避難上の危険性を回避できる有効な方法と考えます。ちなみに東南曙行政区には、町営住宅の解体後跡地が空き地としてかなりの面積を有しております。当面予定される事業計画がなければ、ふだんは公園として地域の子供たちや住民の交流場として活用し、災害時には臨時でも一時でも、また一時避難場所への中継避難所として活用させてほしいという地域住民の強い要望がありますがいかがでしょうか。

当地域だけではなく阿見町全体の一時避難場所への避難経路の再度見直し調査・検討を図り、町民の生命の安全向上確保に努めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 災害時避難場所の見直しについてお答えいたします。

吉田議員御提案の空き地につきましては、曙東・曙南地区の中心部にあり周囲もレイクサイドタウン地区などの住宅地に位置することから、既成市街地での地域住民の憩いの場、コミュニティ活動の場、避難地として最適な公園の場所であると私も考えております。

この箇所につきましては、町営住宅建設用地として、平成11年2月に公営住宅建替計画の承認を受けていることから、ほかの土地利用に転換する場合には、計画変更または、計画廃止等の手続が必要となっております。

現在、町では曙東・曙南地区より公園整備の要望を受け、国・県との協議を進めております。その結果、この用地が公園用地として有効的に活用することが可能ということであるならば、積極的に具体的な整備の検討に入りたいと考えております。

一方、一時避難場所につきましては、町地域防災計画で大規模な災害発生時、または発生するおそれがある場合において、地域住民の一時的な安全を確保する場所として、小中学校や公

共施設等を18カ所指定しております。避難勧告や避難指示及び自主的に居住地から最寄りの避難場所へ避難することになっています。

避難経路につきましては、さまざまな災害により状況は変化しますので、ふだんから避難所までの安全な経路を御家族や地域の皆さんで確認していただけたらと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） それでは、これからは優しく質問させていただきます。

町長の前向きな、と言えるかなと思うような答弁いただきまして、内心半分びっくりしておりますけども、曙行政区に限って言いますと、東南両行政区では両区長名において地域住民の方々の署名簿もあわせて、曙旧町営住宅の跡地にですね、災害時の避難場所を意図する公園の設置要望書がですね、既に町のほうに出されているかと思いますが、その後ですね、進展がないのか、まだ調査中なのか、行政区のですね、区長さんのほうへはですね、何らまだ報告がないという状況で、地域住民のですね、方々も心配が絶えないということでございます。

阿見町公共賃貸住宅再生マスタープランのですね、お話が出ておりました。当地区はですね、当然にですね、平成7年3月に調査報告書が出ております。それに基づいて計画図といいますか、イメージ図といいますか、図がですね、出ているわけでございますが、それによりますとね、当初計画ではですね、ここに公園予定地がですね、あったんですね。これがそうなんです、これね。これが全体の計画なんです、ここに大きな公園予定地があったんですよ。傍聴人の方もよく見てください。この黄色いところがそうなんです。

この予定地がですね、今現在は何になっているかといいますと、民間の保育所になっているんですね。ですから、当然に民間の保育所計画がですよ、持ち上がった時にはね、このように再生マスタープランというのが既にあったわけですから、これの公園の取り扱い。要するに必要なだからこれだけの面積の公園をマスタープランの中で構想したわけですから、その公園でですね、これを例えばその代替になるようなものを考慮して考えているのか、考えたのか。また、1つもですね、マスタープランと重複するんですけども、その中で全然一向に考慮されなかったのか、提示されなかったのか。

またですね、これ公園として整備されておりますので、イメージされておりますので、これを保育所にするに当たっては用途変更が必要だったというふうに思います。ですから、この用途変更するに当たってね、結局公園が、これだけの公園がなくなってしまうわけですから、当然のことながら検討委員会なり、行政のほうでね、何らかの形の検討があったと思うんですが、この公園のこの部分に対する今後の取り扱いというのはですね、どのようにそのときに提示されたのか、民間保育所が計画されたときにね、合わせて計画がダブるわけですから、その辺でですね。ひとつ教えていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

議員御存じのように、このマスタープラン——公共賃貸住宅再生マスタープランというのがございます。それに基づいて、ここの住宅については今まで整備をしてきたところでございますが、平成19年度にですね、この保育所——特にここの保育所については曙と青宿がもうかなり老朽化してるということで、保育所の建て替え計画が持ち上がりまして、そのときに県のほうとここの住宅地の利用について協議をしております。

それで、この計画では公園用地ということで、供給戸数——この再生マスタープランには全体の住宅の建て替えの供給戸数が規定されておりますが、公園用地ですので供給戸数には影響がないと。さらに全体面積の10分の1以下であれば軽微な変更ということで、当時は建設省ですが、そこまで行かないで、県のほうの軽微な変更で手続が済むというようなことで、軽微な変更でここの保育所用地に変更したものでございます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） そのいきさつはね、この執行部のほうの一方的な考えだよ。はっきり言えばね。要するに、この公園用地としてマスタープランの中であったわけですよ。これ411戸か何かですよ。引き算したりなんかするとね。その、その戸数を建設するということがあったんですね。で、現在はじゃあどうなのかということ、要するにイメージ図のね、②というのがありますが、イメージ図ね。②の中層耐火3階建て36戸の建設、これを最後に全然進んでないんですよ。

地域住民としても草が生えたりなんかして、お祭りとかですね、行事があるときには、ボランティアで草刈りをしたり、何かこういう形でやってるんですけども、非常にですね、目立った空き地があるということで、どうしても町民感情としてはね、住民感情としてはそこを利用させていただきたいという、そういう気持ちが大いんですよ。

ただ、今お話聞きますと、開発工事の10分の1だから軽微な変更でよかったという形であるならばね、なぜその公園……。これ公園ですよ。例えば住宅のところを変えたんじゃなくて、公園というものはまるっきりなくなっちゃうんですよ。そうすると、戸数に対してこれ要らないじゃないかと。それから、軽微な変更だからうちのほうでやっちゃったんだよという話じゃなくてね、このやはり公園というのは住民に対しては必要なものですから、この規模のですね、公園がですね、また代替地として考えるか、そのときに問題提起されて当然のことだと思うんですよ。

それは全くなかったんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

この再生マスタープラン、最後のほうにあります、イメージ図がございますが、各その住宅地のエリアの中に緑地広場等をあわせて整備するような絵になっているかと思えます。そういう中で、一般的な開発の中での公園緑地については、マニュアルというような考えだったかと思えますが、最初に町長答弁ありましたように、これだけ、特に曙地区については住宅が密集してると。当然公園等あってしかるべきというか、私もあったほうがいいなと思えます。

ただ、今こういう形で、国までのこの承認をいただいているような中で、県を通して国のほうに変更ができないかどうかというようなことを今問い合わせをしているところでございます。これで変更ができれば、どこか公園等を考えていきたいということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 県国のほうに、今この計画のマスタープランのね、計画、用途変更または全体的な計画変更、その中で公園を考えていきたいということかな。ですから、その用途変更とかですね、全体的な計画変更はですね、これは可能なんでしょうか。そこをちょっと可能性というか、今問いただしてるんで、どうなんだって言われても困るでしょうけども、そういう事例がかつてあったのかね。

それは、まるっきりね、可能性がないことをここで言われてもね、地域住民の方が納得できないと思うんですよ。ですから、その辺のですね、前向きな活動をやっていきますというような形になるんでしょうけども、そうじゃなくて現実的にね、この用途変更及び総合的な計画変更の中で公園整備をしていくということが、どの程度可能性があるのか教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

ここで、じゃあ何%ぐらいというのはなかなか難しい部分がございます。6月中旬に県へ連絡しまして、7月の下旬に県との書類調整を行っております。それで、今国のほうまで調整行っているということのようなんですけど、ここでじゃあどのぐらい見込みがあるのかっていうことになりますと、ちょっとお答え難しいです。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） そうしますとね、答えができないっていうことはできないということだというふうに考えざるを得ないんですよ。要するに、当然に今、国のほう回ってるからって話があればね。そうじゃなくて、やはり見込みがあるからこそ、こういう申請を出しているわけなんだろうから。ですから、その見込みはね、わかりませんということになれば、これはできないという話になると思うんですよ。

要するに、国のほう県のほうがこの計画、総合的な計画の見直し、また用途変更はですね、できないという話……。できれば公園はつくりますてさつき町長は言ったわけですから。それが最初っからですよ、スタートのラインでできないということになれば、逆を返せばだよ、やらないということでしょ。ですから、この公園は「住民の皆さん、申しわけないけどできないんだよ」という話だよ。そうじゃなくて、言葉としてはよ、県なり国なりが承認すればやりますという話になってんだよね。

そうすると、地域住民としてはね、どういうふうにかえたらいいのか、この公園の取り扱いをね、積極的に見直してくれるのか。それともね、もう全くできないんだよというふうに解釈したほうがいいのか。さっぱりわからなくなっちゃってんだよね。

その辺をですね、町長がね、町長ね、きちっと例えば都市公園とか、そういう計画変更の中でね、位置づけていくことが、状況を見てれば、把握してればわかると思うんですよ。県のほう行政のほうはね、かつてそういう事例がないからだめだとかいう程度のことではわかると思うんですよ。そうであれば、一時的に公園とは称さなくてもね、避難場所として災害時は使ってもいいよと、地域住民のほうでね、整備してくれるんであれば公園らしきものとして使ってもいいよと。

その後の計画があればまた別としてね、そのときには速やかに従いますよぐらいの話で、現実的な広場として今、災害のための意図した公園ですから。ですから、災害がいつ起こるか分からないんで、それは町長の判断でひとつその辺をですね、心配してあげてほしいんですよ。

というのはですね、署名運動まで始まってんですよ。署名運動が始まってること、地域住民の皆さんは必要なんだと。ここに公園——要するに災害時に一時避難場所の中継避難場所としてですね、この広場が必要なんだ。目の前にあいてるわけですから。ですから、何とでも必要なんだという切実なる思いなんです。でなかったら署名運動なんてしませんから。ですから、そこに必要なんだぞという強い思いがあるんで、ひとつそういう行政的な法律的手続きはそうかもしれない。しかし、その中で町が管理してるところですから、何らかの方法でそこを使わしていただくというようなことができるんじゃないかと私は思うんですけど、町長どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今言ったとおり、どういう手法をね、とったら、ここに避難場所または公園ができるのかってというのは、やっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですよ。ただ、これじゃなきゃできないんだっていうんじゃないかとね、どういう手法でやったら、どうやったらできんだという、つくる方向でね、やっぱりやろうと思ってるわけだから、吉田議員ね。おれらは何としてもね、あそこは曙東・南・レークサイド、その住民の中でね、やは

り1つのそういう場所は必要だと。そういう意識でやろうとしていますよ。

だから、どういう手法にしたらこのものができるのか、それを1点に絞ってやっぱり私たちはやっっていくつもりだし、それはやっぱり努力していかなければいけないけど、ただでそういう意識は強いってということだけは理解していただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町長のその私たちに対する理解度がね、大いにあるということはわかりました。そうすると、早急にね、いろんな角度からね、まあ正式な角度では国・県を相手にするわけですから、何年もかかっちゃうと思うんですよ、それね。そうじゃなくて即町長の力としてできる、そういうような何らかの方法あると思うんですよ。あいてるんだから、もう敷地が。だから、そういうことを考えて、即その場所の利用と——利便を考えた利用ということですね、住民がですね、要望書として上げてますんで、その要望書に対しての答え、それをね、町民のね、そういう意思を酌み取った、そういうような、何ていうんでしょうね、報告をしてあげてほしいんですよ。それをひとつお願いしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もう十分、十分酌み取ってますよ。

○12番（吉田憲市君） そうですか。

○町長（天田富司男君） 酌み取ってるけど、やっぱりそこにはね、すべて私が決めてすべてできるなら、もうすぐやりますよ。本当に。

○12番（吉田憲市君） できますよ。

○町長（天田富司男君） だって、あんだけのものがあるんだから。

○12番（吉田憲市君） できますよ。

○町長（天田富司男君） それと、私が決められない、おれがこうやってやればいいんだっていう、それで決められるんならやりますよ。ただそこには1つの縛りがあれば、それを、その縛りじゃなくて、じゃあこっちの方面から攻めてけばできるんじゃないかとか、そういうものをやっぱり一生懸命見つけながら、あそこをどう活かしていくかっていう皆さんの意見に合わせたものをつくっていくかっていう、そういうことをやっぱりやっっていくかなければいけないんじゃないですか。

やっぱり縛りはあるわけだから、現実に。ただ現実の縛りをどうかいくぐってあそこをどうやっっていくかっていうことは、やっぱりいろんな角度から考えて——まあ、吉田議員が言われたとおりのいろんな角度から考えて、やっぱりやれる方向。みんな職員は、もう事業ってのはみんなやりたがってるの。事業化は。だけど、個々の縛りがあるからそこで躊躇してるけど、その縛りをかいくぐってもどういう形になったらそこを有効利用して、そして曙東や南、レー

クサイドの皆さんにね、提供できるか。これは一生懸命考えて、積極的に携わっていきたいと思ってます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町長がね、縛りっていうのは法的な問題があるよっていうことなんでしょう。それが縛りっていうんでしょう。ですから、そうじゃなくて、その縛りをかいくぐったって今おっしゃいましたよね。ですから、そういう方法がね、町長の頭の中で何カ所か映画としてあるんでしょうから、当然なけりゃこういうことは言わないわけだから。それをひとつね、現実的なものにしてほしいんですよ。災害なんていつ起こるかわからないんだから。

それで、あそこへ広場はもうあいてるんだから。草刈ってちょっと砂利でもひけば広場になるんだから。

だから、それね、法的なことは、縛りっていうのは部長さんに任しといて、そうじゃなくて町長の権限でできるってものは……。町長は相当な権限を私は持っていると思いますよ。

○町長（天田富司男君） 全然ないじゃないですか。いつもやられている人全然ないじゃないですか。ふざけた話か。

○12番（吉田憲市君） いやいやふざけた話はしてないですよ。ただ、そこまで……。

〔「ちゃんとやってください」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） そこまでね、理解をしてるのであれば……。まあ、優しく質問してるんですから。

理解をしてるんであればね、ぜひとも何項目かの中で、上手にですね、町民の、今地域住民が非常に悩んでいますから、これにこたえてね、一日も早くこたえて、やっぱりほしいというふうに。だから、やるって言ってくださいよ。それをやりますという話すれば安心するんですよ。今日曙地区のね、皆さんが来てますよ。ですから、今は前向きな答弁でね、非常に縛りの話も出ました。縛り以外に方法があると。町長の権限もあると。あるかないかわかんないけども、町長の何カ所の項目が頭の中にひらめいたと思いますよ。その中で、縛りをかいくぐったというのでやりますという言葉がね、欲しいんですよ。

町民のね、切実なるこの思い。署名運動までやってるんですよ。その御理解いただいて、酌み取っていただいて、じゃあ必ずやりますという話をですね、ひとつ答えとしていただけませんか。ぜひともお願いしますよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そんなに簡単におれがやるっていうわけには……。もうほら、もう曙東だ、南組さんの顔も知ってるし、ここで本当に約束は重々したいんだけど、けどやっぱり本当にね、やるような状況をつくっていくということだけは約束をしたいんですよ。や

るって今言ってもね、じゃあどうなんだって、できねえじゃないかって言われちゃったら困っちゃうんで、やる努力は最大限してね、皆さんに安心してもらえるような状況をつくっていきたい。これはもう……。私はほら、いつも正直で直線的だから、それでみんなに嫌われちゃうんだけど、そういうことでね、頑張ります。本当に。よろしく申し上げます。区長、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 頑張りますと、力強い声でね、じゃあ、その町長のそういう素直な直感型っていうのかな、かーっときたらぱーっと来るやつね。それでね、きちんと今、頑張りますという話なんで、それを全面的に100%ね、地域住民は信じますから、何としまね、何らかの方法で。この縛りなんて考えたらね、国だの県だのって動きませんから。本当の話で。いつになるかわかんないよ。私はそんな時議員やってないかもしれない。

だから、そういうふうなことになりますんで、即ですね、その方向に動いてくださいよ。もう天田町長はね、レークサイド含め曙地区ではかなりの人気ありますから。

○町長（天田富司男君） 吉田議員みたくないから。

○12番（吉田憲市君） そんなことないって。天田町長つつつたらもう有名だもん。

ですから、地域住民の期待を裏切らないでね、ひとつ頑張っしてほしいなというふうに思います。

さて、次にですね、昨日の難波議員の質問の中にもありましたけどもね、3.11の震災の際にね、現実的に一番困ったのはなんだといいますと、水と停電だよと。電気と水が困ったんだって昨日難波議員も言っていましたけども。実際に私たちもね、3.11の当日体験して身に感じたことはですね、やはり水がないということ。これですね、大変な思いでした。電気はね、何とか暗くてもね、と思いましたが、夜間で余震なども手伝ってね、水がない電気はない、その備えもない。懐中電灯を買いに行ってもない。電池もない。何もなかったですよ。そういう非常な不安な不便なですね、思いで過ごした方がですね、数多くいたんではないかと思えます。

あとですね、水の確保でありますけども、近所の井戸があつてそこにもらいに行つてですね、大変助かったという話をですね、各地域で聞いてんですよ。ですから、初めてここで井戸という問題が出てきたんですけども、ただね、井戸がですね、どこにあるかわかんない。まして、町場者の在のほうは失礼なんですけども、住宅密集地とか団地とか、ほとんど井戸なんかありませんよ。ですから給水ですね……。

そうは言えどもね、その井戸水をもらってきたという方がいるんで、昨日も井戸マップですか、井戸の位置図の作成をしたらどうですかという話がありましたけども、町長の答えとして

は、答弁の中で個人的なね、プライベートな問題も絡むんで、ちょっと難しいんじゃないかって話がありましたね。しかしね、これは私が思うにですね、災害時——緊急時の場合ですから、これ事前にですね、井戸の所有者に対してその時にはね、申しわけないけど協力してくれと。「おれは嫌だよ」という人は100人に一人ぐらいならいるかもしれないけど、99人の方はね、喜んで使ってくださいよと言うと思いますよ。

ですから、それぜひともね、緊急時のための井戸ですよ。井戸はどこの中にあるかと、各行政区でね——阿見全体で把握したってそこへもらいに行けませんのでね、各行政区の区長さんにでもお願いしてですね、ひとつその地図づくりをですね、進められたらいいんじゃないかな。ただ単に個人的な問題でね、難しいんですという、難波議員の質問に対しては答えてましたけど、私は全然難しいと思いませんよ、これ。やってしかるべきというふうに思います。

それとまた同時にね、井戸はあるんだけど、電源がないんだよという話がありました。だから井戸はあるんだけど、水くめないだよ。ポンプが上がらないと。それにはですね、やはり電源の確保が必要なんです。そうすると、電源の確保というのはですね、そんな大した発電機じゃなくてもですね、ポンプ回るんですよ。ですから、その小型のね、発電機、これをですね、各行政区——66ですか、行政区、ありますよね、全体でね。その行政区に対してその井戸の戸数とかね、もろもろの住民の声とかそういうのを把握しながら、それに対応してですよ、1台ないし2台のですね、ものをね、配備したらどうかと。配備したらどうかと私は思うんですよ。

その財源としてはね、こないだの23年度の一般会計補正予算の中でね、自主防災組織育成事業ですか、補助金200万円というのが出てましたよね。これは部長の話、これは宝くじでしたっけ。宝くじのだよ。ですから、その200万円というのはかつて何に使ってたかというね、要するにお祭りの太鼓買ったり、お面買ったり、それから何だ……。衣装買ったり、そういうものに使ってたお金なんです。ですから、その200万円のお金がね、使い道を防災のために使うと……。じゃないの。

そうじゃなくても、先ほどだれだっけ……。浅野議員が言ってたけど……。

〔「……200万……」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） まあ、いいや。ちょっと質問させてください。

浅野議員も言ってたけども、焼却場のね、和解金が3億円ぐらい入りますから、3億円入れば十分こういう整備できますんでね、その中でその行政区として考えてったらどうかと。財源はですね、あとからついてきますよ。何らかの形で。

ですから、その辺についてですね、町長の考えはどうですかね、これ。発電機と井戸の位置、こういう形をですね、行政のほうで把握していくと。で、配備していくという私は考えを持っ

ているんですが、町としてはどのような考えしてるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

まず、井戸の把握ということで、昨日の難波議員の御質問はですね、私ども受け取りましたのは町内の井戸マップのというようなことで考えてました。ですから全町的に井戸マップを作成しまして、それをハザードマップ的に配布するっていう。そうなりますと、やはり個人個人のそういったプライバシーの問題ですとかありますので、それはちょっとどうかなというような、その町長の答弁でした。

ただ、町長と答弁を調整した中で、やはりこういった井戸につきましては、今回の震災で本当に提供してくださった方たち、それからですね、重要性というのは認識しておりますので、これは吉田議員おっしゃるとおりにですね、やはり行政区単位でですね、そういったマップを作成していただきまして、それでその行政区の方々がどこに災害時に井戸があるのかというような、そういったことでぜひ活用していただければと考えております。ですから、おっしゃっている意味に対しまして、町も同じ考えでございます。

それからですね、それに対します発電機。こちらにつきましては、自主防災組織にですね、補助制度がございます。それで今、ほとんどの自主防災組織が設立しておりますので、発電機につきましては大体ほぼ、どの自主防災組織でも配備してるかと思えます。で、補助金につきましてはですね、いろいろ地域がですね、有利なような補助制度がありますので、そういった中でもしないところがあればですね、そういったところを活用していただきましてですね、町のほうも支援していく考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私の要望に沿ったですね、お答えをいただいたのかなというふうに思いますが、ちなみにですね、曙ではね、曙地区ではですね、この発電機がなくて困ってるんですよね。ですから、この曙だけじゃなくてほかの行政区でもね、どれだけ配備されてんだかわかりませんが、それは極力調べてね、配備されてないところへは一日も早く配備してあげてほしいというふうに思いますがどうでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、手元にですね、赤く自主防災組織のですね、そういった備品台帳がございますので、その中でないところ把握しましてですね、そういったところにつきましては、そういった補助制度を活用するなり、先ほどあとコミュニティー事業といえますか、宝くじの活用ですね、そういったことをですね、情報を提供しながらですね、そういう

ような設備の拡充に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） それじゃ、極力ですね、1日も早くその整備体制をですね、実現してほしいなというふうに思います。

それとですね、この阿見町のですね、災害と阿見町地域防災計画の中でですね、よく出てくるのは防災無線の設置という形で出てくるんですね。今回も補正のほうでですね、補正予算のほうでですね、133万9,000円ですか、入札差金でですね、これ減額補正したよという形が出ておりましたよね。ですから、この防災無線に関してはですね、私は10年ぐらい前にね、防災無線の設置ということで一般質問したことあるんですが——皆さんもいたと思うんですけどね、その中でね、答えとしてですね、防災無線は必要であるから進めていきますよと。ただデジタルとアナログかな、その関係で若干考慮しなきゃなんないけども、進めていきますよというのは、たしか10年ぐらい前のですね、一般質問の回答なんですよ。

そして、今現在まだ、いまだにね、防災無線が設置されてないわけですよ。それでまた、なおかつ、10年もかかってね、それでようやく防災無線の基本調査委託料なんてこうやってるわけなんですけど、これおくれた、おくれたる原因というのはですね、どこにあるんでしょうか。それを教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。

私もちょっと定かではないんですが、議員おっしゃるとおり10年近く前にですね、そういった機運が高まりましたいろいろ検討したというのは聞いております。ただ、やはりですね、防災に対する認識がなかったっていうんですか、それで優先順位がですね、低く、なおかつ双方向とかいろんなところで——ちよっとうろ覚えなんですけど、そういった懸念等があったからですね、消滅といいますか、その予算に上がってこなかったというようなことかと思えます。

ただですね、やはり震災前からですね、防災無線ってのは必要だっていうことからですね、たまたま23年度の新年度予算にですね、進めなければいけないと。それで、それについては補助的には防衛省の補助が対象になりますので、その防衛省の補助をもらうためにもですね、いろんな計画を必要だっていうことで、当初予算に載せたところでございます。

たまたま、その後こういった震災になりました、それについては早期にですね、長期的には大変お金がかかることですので、防災無線、それを整備するまでにはですね、かわりな、何かツイッターですとか防災FMですとか、それにかわるもので対応を今考えてるところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） いろいろな当時のですね、事情があつて、当時はですね、世の中も安定していたし、自然環境もね、そんなに大きな地震もないし、台風もですね、他県ではあつたかもしれないけど茨城は意外に過ごしやすいと。この地域なんか特にですね、災害はみんなよけていってくれるような、本当に天国みたいな地域ですから、当地に置いてですね、なおさらのことそういうことで防災っていう認識がなかったということは私も事実かなというふうに、今話聞いてて思いました。

しかしですね、3.11を機にですね、昨日もセシウムとか放射能とかね、難しい話いっぱい出てましたけども、これ自分のですね、対岸の火事じゃなくて今度は自分の身に降りかかってくるわけですよ。ですから、当然のことながら、この防災無線、これですね、せっかく23年度の補正でこれ調査が上がってるわけですから、これぜひともですね、当初提案したときからもう10年もかかっているわけなんでね、またこういう災害にですね、今、各人がですね、注目をしている時期でございますから、そしてまた、当時と違ってですね、入札差金が133万9,000円も出るというような状況の中ではね、やっぱり物価——経済的なですね、経済の動向なんかを考えて、従来よりは——当時よりはかなりですね、つくりやすくなった整備しやすくなったと、予算面でもね、いうふうに解釈していいのかなと思いますんでね、ぜひともですね、これ早期実現を図っていただきたい、実施を図っていただきたいというふうに要望をいたします。

私がこれまでですね、質問をしてきたいろいろなですね、案件一つ一つですね、これは町民のですね、命にかかわる問題でするのでね、重要な問題だとしっかり受け止めていただいて、そして早急なる実現をですね、図ってほしいなというふうに思います。

先ほどのですね、公園計画はですね、町長の力強い言葉いただきましたんで、私も安心して地域へ帰れますんで。ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、12番吉田憲市君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時20分からといたします。

午後 0時21分休憩

午後 1時20分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番大野孝志君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は15名です。

次に、17番諏訪原実君の一般質問を行います。

17番諏訪原実君の質問を許します。登壇願います。

〔17番諏訪原実君登壇〕

○17番（諏訪原実君） 質問をいたします。

今回の私の質問は、「スポーツを通して生き活きまちづくり」であります。

東日本大震災という1000年に一度といわれるような大きな地震が発生をしてからもう早くも半年を過ぎました。しかし、多くの町民は不安な日々を送っています。たび重なる余震、さらには放射線の問題です。そのようなときにこそスポーツで体を動かし、汗を流すことはとても大切ではないかと思っています。

体を動かすことの有意義性は健康維持の観点ばかりでなくスポーツを通じた交流、そして地域振興にも大きな貢献ができると思っています。スポーツをすることで人と人のきずながさらに深まることは、生き活きしたまちづくりのためにはぜひとも必要で、重要ではないかと思はいます。

そのような観点から質問をさせていただきたいと思はいます。

今年は女子サッカーリーグのなでしこジャパンが大活躍をしております。国民に大変大きな勇気と感動を与えてくれています。全国のスポーツ少年・少女たちにも大いに刺激となっていることと思はいます。小中学校などにおけるスポーツでは、まさに子供たちに夢と希望を与えるような優秀な指導者が必要であります。そのためには指導者の育成の体制が必要なものと思はいます。

そこで町立中学校のスポーツの状況、指導者の配置や育成体制についてお伺いをいたしたいと思はいます。

また、いつでもだれでも自由にスポーツに親しめる環境づくりも大事なことで考えております。特にグラウンドゴルフは年齢関係なく楽しめるスポーツであり、若い人にはフットサルも人気のようであります。このほかにもさまざまなスポーツをされている方が町内にたくさんおられることと思はいますが、阿見町の社会人スポーツ人口や種目などの現状をどう認識し、把握されているのか。さらに今後の啓蒙・啓発の方法も含めてお伺いをいたしたいと思はいます。

スポーツの中にはジョギングなど一人で気楽にできるものもありますが、やはりスポーツといえばコートなど練習場所の確保も課題の1つであると思はいますが、阿見町におけるスポーツのハード面の現状と、その今後の整備計画についてお伺いをいたします。

最後に、スポーツを通じた地域振興・まちづくりについてお伺いをしたいと思はいます。

町内の学校や団体などで、県大会や全国大会などに出場するような選手は町の宝であります。町内の学校などから有名な選手あるいはチームを輩出することで、町民が阿見町に誇りを持つような風土づくりが必要ではないかと考えております。そのためには、優秀な成績を残した選手たちの活躍を広く町民に知らせる広報活動が重要だと思はいます。今後、スポーツをどのようにまちづくりに活かしていくのか、町長の考えをお聞かせをいただきます。

以上、明快な答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいま14番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 諏訪原議員の質問にお答えいたします。

諏訪原議員も、私たちの年代、やはり野球という――まあ、スポーツはほとんど野球ほかなかったっていう時代で、素晴らしい諏訪原議員は野球選手だったっていうことは、だれもが御存じだと思います。

諏訪原議員の質問の中で、議員の指摘のとおり、スポーツの持つ力は、体を動かし汗を流すばかりでなく、多くの人々に多大なる影響を与えるものであり、地域においては、スポーツを通じた交流や振興にも、大いに貢献できるものであります。

今回の東日本大震災でも、仙台市に本拠地を置く、プロ野球パリーグの東北楽天イーグルスや、サッカーJ1のベガルタ仙台を初め、多くのスポーツ選手が、それぞれの競技で真摯に戦う姿を見せることで、被災者に勇気と感動を与えています。

過去には、阪神大震災が起きた1995年、神戸に本拠地を置く、プロ野球パリーグのオリックス・ブルーウェーブ、現在のオリックス・バファローズですが、被災した市民を勇気づけ励まそうと、「がんばろうKOBÉ」を合言葉に、リーグ優勝を果たしました。彼らがひたむきに戦う姿に多くの人々の感動を呼び、復興の原動力になったと言われております。

議員の質問については、大きく5つに分けてお答えいたします。

1つ目は、町立中学校のスポーツの状況、指導者の配置や育成体制について、2つ目は、阿見町の社会人スポーツ人口や種目などの現状、3つ目は今後の啓発について、4つ目は当町のスポーツ施設のハード面での現状と今後の計画について、5つ目はスポーツを通じた地域振興、まちづくりについてであります。

まず1点目の町立中学校のスポーツの状況、指導者の配置や育成体制についてお答えいたします。

町内3中学校の部活動において、軟式野球、陸上競技、バドミントン、サッカー、バスケットボール、卓球、ソフトテニス、弓道、柔道、剣道があります。

また、民間クラブ等においても、硬式野球、水泳、サッカー、体操、レスリングなど、全生徒の74%にあたる895名の生徒が、主体的にスポーツに取り組んでおります。

当町は茨城県内においても、トップクラスのスポーツが盛んな地域であり、各種大会において県の代表となり、全国大会、関東大会へ出場し、上位の成績をおさめております。

また、平成22年度茨城県中学校総合体育大会において、阿見中学校が総合優勝、竹来中学校が総合男子の部4位、朝日中学校は弓道の部優勝と、優秀な成績をおさめております。

指導者の配置につきましては、担当顧問教員が監督コーチとなり、指導する体制が基本となりますが、一部競技において外部指導者と連携して、一体的に指導しております。

また、育成体制につきましては、各競技種目において、講習会等へ参加することで、専門技術等の習得に努めております。

次に2点目の阿見町の社会人スポーツ人口や種目などの現状についてであります。

当町における社会人スポーツ人口については、社会人であるか否かの集計をしていないため、社会人としてのスポーツ人口をお答えすることはできませんが、参考までに、体育協会登録者数や体育施設利用者数を申し上げます。平成22年度体育協会登録者数が2,286人となります。また、総合運動公園の延べ利用者が12万3,516人、町民体育館の延べ利用者が1万5,373人、学校体育館の延べ利用者が7万6,193人、校庭の利用者が延べ3万4,000人であり、合計で延べ24万9,082人の町民の方が、何らかのスポーツを行っております。

種目については、体育協会において、野球部、バドミントン部、剣道部、サッカー部、グラウンドゴルフ部、パークゴルフ部など、現在21競技種目がございます。また、ウォーキングやインディアカ、ダーツ、健康体操など健康を意識したレクリエーション種目も、多くの町民が取り組んでおります。

次に3点目の今後の啓発活動についてであります。

町では、県大会上位入賞者や関東及び全国大会出場者等に対する表彰規定を設け、毎年「教育の日」に表彰をしているところであります。また、町立中学校の生徒が、関東及び全国大会に出場する際には、役場正面へ懸垂幕を設置し、さらに、町への表敬訪問や町広報誌への掲載等、広く町民に紹介し、成績優秀者を通して、「私たちの町にもこんなにすごい人がいるんだ」と、町民が誇りを持てるようにと考えております。

そのほかにも、今年度から一流アスリートを招いて、スポーツ教室を実施いたします。今年度は、元プロ野球選手とプロバスケットボール選手を招いて、少年野球教室とミニバスケットボール教室を予定しております。スポーツをする子供たちの技術の向上はもとより、子供たちに夢を与えることにより、その夢に向かって生き活きとした日々を送ることで、将来の町を担う子供たちの育成に、つなげたいと考えております。

さらに、今年度中には鹿島アントラーズとの「フレンドリータウン協定」の締結を目指しております。今後、鹿島サッカースタジアムで開催される、アントラーズ主催ゲームでの「フレンドリータウンデー」として、「阿見町の日」が設定され、町民の試合への招待や優待、特産品等の販売ができる自治体PRコーナーへの出店、エスコートキッズや鹿島サッカースタジア

ムツアーの実施など、町民へのサッカーを通したスポーツの啓発のみならず、町外への町のPRや情報発信もできるようになると考えております。

次に4点目の阿見町のハード面の現状と今後の整備計画についてであります。

当町における運動施設は、総合運動公園と町民体育館及び各学校体育館の11施設、並びに武道場3施設、校庭11施設があり、学校の夏休み期間中には、阿見中学校のプールを一般に開放しております。

総合運動公園の現在の整備状況としましては、野球場が対面式で4面、うち夜間照明が2面、4種公認の陸上競技場が1つ、野球場1面が十分に取れる広さの、多目的広場が1つといった大規模施設や、夜間照明付きのテニスコートが6面、夜間照明付きのフットサルコートが2面等、人気の高い施設も整備され、多くの利用者がスポーツや余暇を楽しんでおります。

今後の整備計画につきましては、総合体育館と屋内プールを計画しており、これらの屋内施設が整備されますと、総合運動公園内の全ての施設が完成し、より充実したスポーツの場が構築されます。この屋内施設の整備時期につきましては、事業費が多額となることから、財政状況等を勘案しながら検討したいと考えております。

また、近年高齢者に人気のあるグラウンドゴルフや多目的利用を目的とした、広場の整備を検討しているところであり、高齢者にとって、さらに、スポーツをする機会を増やすことができるものと考えております。

最後にスポーツを通した地域振興、まちづくりについてであります。

スポーツに親しむことによって、心身両面にわたる健康の保持増進につなげるとともに、仲間や指導者との交流を通じて、青少年の心身の健全育成に努めてまいります。また、スポーツを通して人々の交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、地域の一体感や活力の醸成につながると考えております。

さらに、町内唯一の高等学校であり、全国や県内でもトップレベルの運動部を有する霞ヶ浦高等学校や、町内3大学と連携することで、地域の一体感を深め、スポーツの力で、町を活性化していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） 大変具体的にね、積極的な答弁をいただきました。冒頭に私も紹介されましたけれども、天田町長こそそれをやらせても、野球も最高の技術を持っております。非常にすばらしい、そう自分も思っております。

スポーツの振興、青少年のスポーツの問題でありますけれども、今、答弁にありましたけれども、やはり小学校・中学校、スポーツの大事さを説いてね、そして将来の夢と希望を持って頂点を目指す、訓練をされて頂点を目指す。例えば、こないだの韓国での——これはちょっとオーバ

一かもしれませんけど、国際陸上ありましたけども、福島選手の100メートルとか室伏選手のハンマー投げの優勝とか、それから中国でのロンドンオリンピックの予選——なでしこジャパンがね、活躍しました。そういう中で将来活躍できるように、参加できるような、私は選手を養成・発掘するのが、それも1つのこれからの課題ではないかと、そう思っております。積極的にね、そのような体制を整えていただきたいと思います。

またね、ここに堂々と座っております建石課長。建石君。建石君は中学校で情熱を持って選手を教えているという話を聞きましたけどね、その中でもね、その中からでも一人でもね、野球ですか、将来甲子園さ出場できるような、プロ野球にも入れるような、非常に優秀な選手を輩出できるような、そういう頑張っってひとつやっていただきたいと、そう思っております。

そしてまた、参考にですね、優秀な、将来嘱望されている優秀選手が阿見からもいるという話を聞いておりますけれども、現在ね。現在、東洋大牛久高校でね、女の方ですけども200メートルハードルですか、久貝選手ですか、女の方。それから楠君が東洋大牛久で将来日本の代表選手になるという素質を持ってるという話を聞きますけれども。そういう選手をね、町長からもありましたけども、発奮するね、そういう選手が発奮するような、これからもね、働きかけて、国際大会に出場できるような選手をつくってほしいと、そう思っております。頑張っってほしいと思います。

次に、町長も来られましたけども、グラウンドゴルフね、これは高齢者のスポーツ。まあ、60から。こないだ農協の年金友の会のグラウンドゴルフ大会ありましたけども、100人弱ですか、出場しましたけども。もう見ますとね、はつらつとして本当に若いという感じがいたします。すばらしいなと思っておりますけども、これも今グラウンドゴルフ人口が急増してると。これからもどんどん増えると思います。そういう観点からも町としてもね、健康保険ですか、そういう削減にもつながると思いますけども、大いにひとつ頑張っっていきたくてお願いします。

またね、当然先ほども、努力しますってありましたけども、グラウンドゴルフのコースですね。これは近隣の神栖町ではね、すばらしいグラウンドゴルフコースがあると聞いておるんですけどもね、阿見でも近い将来グラウンドゴルフ専門のコースをつくっていただけると、これはまあ要望しときます。よろしくお願いします。

次に、霞ヶ浦高校。先ほども触れましたけども、熱闘甲子園大会が日大三校の優勝で幕を閉じましたけども、その中で甲子園を目指して霞ヶ浦高校も頑張りましたけども、茨城県予選大会で、決勝でね、惜敗しました。3年連続ですか。霞ヶ浦高校は、今部員90人と聞きますけども、まだ新しい希望をしている選手が優秀な選手がどんどん入ってくるということで、必ずや甲子園出場が可能だと、そういう監督さんの意見も聞きましたけども、言っております。そして、阿見町との、今までのね、霞ヶ浦高校との関連はやや距離感があつたような気がしますけ

ども、これからはね、もっともっと緊密な関係、交流を活発にしてね、名実ともに霞ヶ浦高校、阿見町の学校ということだと思います。

そういう中で、もしも甲子園実現すれば、阿見町が一体となって応援できるように、そういう体制も必要ではないかと思います。そしてまた、青少年にも夢と希望を与えるという観点から大いにひとつ霞ヶ浦高校との連携を密にして応援をしていただきたいと思います。

ちょっとその辺のところを、町長、答弁をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私自身も本当にスポーツ大好きですね、何とかこの阿見町からやっぱり一流のアスリートを育てていきたいっていうことで、今年度150万の金額で予算をつけさせていただいたわけです。

そういう中で、本当に霞ヶ浦高等学校のね、今回の——もう今回だけは本当に行けんじやないかと、総務部長にも「用意しとけよ」というふうな話までしてですね、やったんですけど、非常に残念でした。ただ、霞ヶ浦高等学校はバレーもその他いろんなスポーツが盛んですし、そういう面でやはりもう少し町との関係を強固にしてやっぱりやっていかなければいけないなと、そう思ってます。

私も霞ヶ浦高等学校ではPTAの役員等もさせていただきましたし、もう先生たちもほとんどの先生たち知ってますんでね、そういう面で交流をしやすい環境ができてことは確かなんです、今諏訪原議員が言われたようなことを頭に置きながら、積極的にやはり交流という形のものをつくっていききたい、そう思っておりますので、今後ともそういう面においても御助力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） 以上のようにね、青少年が夢と希望を持てるように、そういうね、スポーツ振興にもひとつ一生懸命頑張っしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、17番諏訪原実君の質問を終わります。

次に、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） では、通告に従い、質問をいたします。

本年9月初め、中央政府では民主党の「どじょう内閣」が発足をいたしました。いろんな派閥等に気を配りながら、政界財界官僚に協力を求め、鳩山・菅政権とは全く違う国政運営をすることは、一部批判はありますが、現在のねじれ国会を乗り越えるには必要な判断だというふ

うに私は思っております。私はこの政府にある程度理解をし期待をしています。

さて、阿見町においては、民主党の推薦を受けた天田町長はいろんなところに気配りをし、話し合いをし、融和を図っているのかといえ、ノーであると考えられます。議会と話し合いもなく、執行権を前面に出し、町政運営をするのは議会無視ではないかというふうに私は思っています。過去何度も議会との話し合いをやりと言いながら、ほとんど話し合いもなく町政運営を続けています。私は最近、町長は自分を支持する議員が増えたと自信を持っているようでございますが、いささか心配でございます。

私は、現在の阿見町の各種入札のあり方に非常に疑問を持っております。私も議員生活8年を終えようとしておりますが、近年その疑問・不審がますます深まっています。「役場の職員は一生懸命やっている。それを認めてください」と、天田町長はよく発言をされます。が、役場担当者が一生懸命やっても、それを一部の権力者や上司が担当者の意志を曲げ、その結果が不審を持たれ、疑念を抱かれるようでは、一生懸命やっているとは言えないのであります。

経緯はどうあれ、結果が不審・疑惑を抱かれるようでは、町民・議会には信頼されるはずがないのであります。不正・不法行為が行われ、町民の税金が無駄に使われ、不透明な入札があったとすれば、町民に対する背信行為であり許されるべきではないと、だれもが思うのではないのでしょうか。

我々議会人は、町民代表として議会に出てきているわけです。時の権力者や執行部に安易に迎合するようでは、議会人たるゆえんはどこにあるのかと言われても仕方がないと私は常々思っています。真実はどこにあるのか、しっかりとした目を持って執行部をチェックし、正していかなければ議員たる資格はないと、議員だれもが自覚していると思っております。一人ひとりの議員が町民のために何が正しいのかを見きわめる識見を持っていると私は信じてはいます。

私は昨年の議会で阿見町小中学校のパソコンとその周辺機器についての入札の質問をいたしました。資格のない業者を指名した後、資格がないからと辞退をさせ、10社指名し5社だけに入札をさせ、その落札業者が町長の知り合いであったことは記憶に新しいことであります。

町長は、業者は知っているが癒着はないと答弁をいたしました。私、再三の質問をいたしましたので、町長は二度とこのようなことがないようにしますと、この議場で約束をされました。本日の質問も、なぜこのようになったのか、私には全く理解できない入札が行われました。私は一議員として質問いたしますが、全議員が関心を持っていただくことを切に希望をし、質問をいたします。

本年4月21日に阿見第一小学校の耐震診断設計業務の入札が行われました。この入札に至るまでの経緯と現状、そしてこれからどうするのかについてお尋ねをいたします。

質問の第1、入札参加事業者数及び落札額は幾らでしょうか。

質問2, 入札参加業者指名の方法, 手順はどのようにしたのか。

3番目, 資格審査会の役割は何か。この役割は果たしたのか。

次に, 今後の小中学校の耐震化のスケジュールはどうなっているのかという, 以上4つの質問でございます。

もう1つの質問は, 質問者席で行います。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君, 登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長(天田富司男君) 小中学校の学校の耐震化について, 藤井議員の質問にまずお答えいたします。

まず最初にいろんな話が出ました。私は6月の議会には議員の皆様のお理解を得て, 本当に賛成多数ですね, 学校給食センターの設計ということで, 本当にあの時は非常にうれしかったという思いをしております。で, 今回どうのこうの, もうありません。ただ, やはり議員の皆様も真摯な気持ちで議案に対して, 藤井議員が言うとおりに見ていると思いますのでね, それはもう議員の皆様が, その決断をどうするかっていうのはそれぞれの議員が決断すればいいことであって, 私がどうのこうの言うことではありません。そして, いつも同じようなことを言いますが, 藤井議員もいろんなことは言いますが, もう少し自分のこともよく考えたほうがいいのかとそう思いますね。

それはさておき, まず初めに「阿見第一小学校の耐震診断業務の指名入札の経緯について」, 1点目の「入札参加者数及び落札額は幾らか」についてであります。

指名業者及び入札参加業者ともに7者であり, 落札額は税抜きで930万円, 税込みで976万5,000円です。

次に2点目の「入札参加事業所指名の方法・手順はどのようにしたか」についてであります。

指名方法や手順については, 阿見町建設工事等入札参加資格選定規程で定められております。第25条で, 指名業者の選定は, 有資格者の中から, 選定しなければならないと定められており, 第26条で担当課長等が指名業者数選定基準に定める数以上の者を推薦するものとされております。これらの規定に従い, 茨城県南地域に本社があり, 建築士が在籍し, 業務で建築を希望している事業所をリストアップし, それらの中から阿見町での耐震診断等の実績及び, 他市町村での耐震診断等の実績をかんがみ7者を推薦し, 第28条の規定に基づき資格審査会に付議いたしました。

私は, いつも言ってるのは, やはりいつも同じような業者を選定してたらだめだよと。新しい業者を入れて競争の原理を働かせると, こういうことを言っております。

次に3点目の「資格審査会の役割は何か。その役割を果たしたのか」についてであります。

資格審査会の役割については、2点目でお答えした選定規程により、入札参加資格の審査、発注標準金額及び発注標準金額に対応する等級の審査、契約方式の選定及び入札参加条件の審査、指名業者の選定などが定められております。

入札参加資格については、毎年2月に参加資格申請の受付を行い、審査会で審査するもので、参加資格を有すると認定した者を有資格者名簿に登載します。

指名業者の選定については、2点目でもお答えしたとおり、業務を実施する担当課長等有資格者名簿及び申請書類をもとに当該契約履行に必要な許認可・技術力、地理的条件、実績などの選定基準に留意し推薦した業者について、審査会において、改めて、その選定基準・推薦理由などについて審査を行うものであります。

今回の耐震業務の指名業者の選定についても、選定基準に留意し7者を選定したものであります。

業者選定のみならず、入札契約制度につきましては、町民からの信頼を得ることができるよう、より一層公正・公平・透明・競争性を図れるよう入札契約制度のさらなる改善を考えております。

次に、「今後の小中学校の耐震化のスケジュールは怎么样了のか」の質問にお答えします。

町立小中学校の耐震化のスケジュールは、平成27年度までにすべての学校で耐震化を完了させるという計画で事業を進めております。

今年度は、阿見第一小学校校舎・体育館の耐震診断、朝日中学校校舎・体育館の耐震補強実施設計を実施しております。さらに、舟島小学校体育館の耐震補強工事を今回の補正予算成立後に実施することとしております。

平成24年度には、本郷小学校校舎・体育館の耐震診断に着手します。また、君原小学校校舎、阿見第一小学校校舎・体育館の耐震補強実施設計を行います。さらに、朝日中学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施することとしております。

平成25年度は、実穀小学校校舎・体育館、吉原小学校校舎・体育館の耐震診断を行います。また、本郷小学校校舎・体育館の耐震補強実施設計を予定しています。さらに、君原小学校校舎、阿見第一小学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施することとしております。

平成26年度は実穀小学校校舎・体育館、吉原小学校校舎・体育館の耐震補強実施設計を行います。また、本郷小学校校舎・体育館の耐震補強工事を予定しております。

平成27年度は実穀小学校校舎・体育館、吉原小学校校舎・体育館の耐震補強工事を実施し、工事が完了すればすべての町立小中学校の耐震化が完了する予定であります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町長は、責めるばかりではだめだと、私も何かしっかりしてくれよというようなことを、考えたほうがいいですよちゅうて、おどされたような気もせんでもないですけど、何を考えるのか私もちょっと今思案しております。

で、また我々はですね、執行部を責めているというわけじゃないんですよ。執行部は責めているととらないで、責められているというふうにとらえないで、ただされてるというふうな理解をして、私の話を聞いてください。

私は時々ね、語気の荒い言葉も出しますけども、そうそう悪い人間じゃありませんので。

でですね、本題に入ります。

私のもとにですね、いろんな情報が入ってくるんですよ。なぜかしらん。それで、今回もまたですね、また気の重い質問をしなければならぬんですよ。

〔「どっから……」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） うん。ちょっとね、私も悩んでいるところも結構ありますよ。で、まず1つの質問はですね、7者と言いましたね、7者。今回入札に参加した事業所は7者。この事業所の所在地はどこですか。教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。じゃあ、ただいまの質問にお答えいたします。

1つ、つくば市。ちょっと番地まではちょっとわかんないですけどいいですか。

○10番（藤井孝幸君） ああ、いい。いいよ。

○教育次長（竿留一美君） 2つ目、土浦市。それから龍ヶ崎市、土浦市、残り3つがつくば市。計7つです。ですから、つくば市が4つ、土浦市が2つ、龍ヶ崎が1つということになっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） なぜ、つくばが4つで土浦、龍ヶ崎なのか。で、阿見町にそういう業者はいなかったのかどうか、教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 今回はですね、平成23と24の建設コンサルタント有資格者登録——これ412者あります。その中で、先ほど町長が答弁しましたけれども、県南地区に本店がある事務所、それから建築士がいる事務所、それから希望する仕事で建築がある事務所ということで抽出いたしまして23者です。その中から、要するに耐震診断とか耐震設計の実績のあるものを——これは規程では6者なんですけど、7者で指名いたしております。

以上でございます。

ですから、技術のあるものちゅうことで、実績のあるちゅうことで、町内には19者あるんですが、今回は町内の業者は入らなかったということでございます。

以上です。

実績で選んでおります。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 町内の業者は数社あるんでしょうけども、1回も入れなかったということは実績がなかったからちゅうことですか。実績がないんですね、町内は。ちょっと教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校教育課長黒井寛君。

○学校教育課長（黒井寛君） はい、お答えします。

町内の有資格者2者、建築事務所でございます。その資格者、建築士の内容からいって数がおりませんので、今回は抽出の対象に入っておりません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これね、落札した業者がですね、町に、これ事務所はどこにあるのか申請しますよね。町に申請した——私も住所持ってますけども、落札した業者つくばの人なんですけどね、これ事務所がないんですよ。事務所が。そして、一説によると建築士も登録してる人数はいないんじゃないのという話も聞きます。まず問題は事務所がないんですよ。

そして、私事務所に行きましたよ。そしたらね、全然違う看板が……。町に登録した事務所の所在地に——これはつくば、谷田部2031番の2です。これに行きました。そしたら、別な事業所の看板が立っているんです。これってどういうことですか。

まあ、おいおい少しずつ質問しますけども、私写真も撮ってきましたよ。設計事務所とは全く違った業者の看板が立っているんです。そして、登記もとりましたよ。土浦とつくばの登記所に行って、登記もとりました。そしたら、登記書にある登記の住所は、なるほど教育委員会に提出した場所です。ただし、その場所には平成15年からずっと入ってる業者さん——今私が見せたこの、名前は申し上げませんがここに看板書いてるんですけど、この会社がやってるわけです。そして、ここの住所地にですよ、ここの住所地に事務所を構えてるということになってるわけですよ。それを阿見町は受けてんですね。受けてるんですよ。そして落札してるんですか、これが。この業者が。

それで、これが実態なんですよ。今度の入札と落札。7者して落札した業者が事務所もなく実体がないという。そしていま一つ、本店はこのつくば市なんですけども、支店もあるんですよ。支店もあるんだけど、その支店も草ぼ一ぼーで人がおるような場所じゃないんですよ。

だから、本店も支店もない業者が何で落札するんだと。こういう話なんですね。

まあ、おいおいちょっと質問はしますけども。で、建築士法の24条の5にですね、こういう設計事務所、建築事務所はちゃんとした看板を立てなさいと。国土交通省から、まあ、正確に読みますとね、「開設者はその事務所において、公衆の見やすい場所に国土交通省令で定める標識を掲げなければならない」となってるわけですよ。見やすい場所にですよ。別の看板が立ってる。落札した業者なんてのは、看板なんか全く立ってないですよ。

それで、これで罰則があるんですよ。これの怠った罰則。都道府県知事は監督処分として1年以内の業務の閉鎖、事業所の閉鎖、それとまたは取り消しという罰則規定もあるんですよ。そういうところが阿見町の耐震診断、公の場所の事業を落札をしてると。こういう結果でございます。

私はね、ちょっと離れて見ますけども、パソコンの入札問題で、平成22年の9月、12月、3月と——あ、23年の3月ね、に質問しましたよ。その時に町長からこう言われました。もう3度も謝ってるんだから、もう普通なら許してくれるでしょうと。これ議事録見てください。そう書いてますから。それで、私はまあ、それは3度も謝ればね、ぼつぼついいのかなと。いろいろ検討するでしょうと。ということで、そのときに町長は、この時ですね、この議場で今後入札のあり方を検討しますというふうに答弁をしたんですよ。どう検討したのか。まだこんな似たようなものが出てきた。

どう検討したのか、ちょっと教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 入札のあり方につきましては、入札改善検討委員会等で随時検討しているところでございます。今年是一般競争入札の予定価格ですか、それが4,000万円だったものを2,000万円までに下げまして、いろんな多くの方に参加機会を広げようということで改善しております。その他いろんな課題はあるんですけども、まだ協議中で決まってないところもございます。

それと、今のお話で資格の関係なんですけども、この業者、当然審査会で審査はしたんですけども、まず建築事務所の登録、審査会では書類で審査をするものですから、建築事務所の登録、これは平成5年に県のほうに登録してございます。それと一級建築士の登録、これは建設大臣のほうで昭和60年2月に登録してると。こういった書類は確認をしております。

それと事務所の件ですけども、これも残念ながら申請書類でしかチェックをできませんでしたので、先ほど言われたような事務所で登録をして確認をしたということなんですけども、その後、この一連のお話があつて、町のほうでも現地確認を行ったところ事務所が確認できなかった——まあ6月の話なんですけども、それですぐこの業者、代表者の方を呼んで事情聴取を

行いました。

で、その経過お話ししてしまいますけど、その事業者の方はですね、約2年前ぐらいに事務所を閉鎖して、つくば市の別の場所の移転場所を探していたんだけど、すぐには見つからないでいて、変更の手続を忘れてしまったと。ただ、仕事は取手市にある事務所で業務をしてるんだということです。

それで、町のほうではすぐ指導ということで、まずすぐこの住所の変更届をきなさいという指導をいたしました。本来は取手市の事務所に移転する、仕事を行っている事務所に手続を行わなければいけないんですけども、その間すぐつくば市に新しい事務所が見つかりましたと、見つかりそうですと——その時点では見つかりそうですとお話だったんですけども、で、その後見つかりましたということがありましたので、すぐその新しい事務所に手続を行って、登記の手続を行って、こちらにも申請の手続を行ってくださいという指導をして、現在に至ってるということでございます。

この間の状況につきましては、口頭で指導するとともに文書でも状況の説明を業者にいただいたところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） えっとね、私が問題にするのは、今の問題じゃないんですよ。入札に参加したときの状態がどうだったかということをお聞きしたいんです。あなたたちは文書で、文書じゃないや、資格あるところだから、県の許認可したところだからちゅうてランダムに選んだと言うでしょうけど。これ初めて参加するところだからね。この町に。この業者は。初めて、阿見町に。

で、私は落札業者のことを県に、県の建築指導課に話をしましたよ。建築指導課はね、直ちに業者を呼んでどうなってんだということを調査してんですよ。業者、事務所呼んでですよ。本人呼んで。で、まもなく処分が出るでしょう。そういう処分が出るような業者を阿見町が入札指名して落札したと。こういう関係は、これはもう否認ない事実ですからね。

で、私は6月にですね、教育委員会のほうに、「ここの落札した業者は事務所があるかないか、ここの番地に行ってみろ」というふうに言いましたよ。ちゃんと伝えました。その時どうしたんですか。その後。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○10番（藤井孝幸君） おれからじゃなくてもいいじゃないの。

○議長（佐藤幸明君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。お答えいたします。

実際指名参加入札で、今2月に指名を受けて有資格者の登録をするのは、あくまでも管財な

んで、管財課のほうに指示をして現地の確認をお願いいたしました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） では、管財課の関係者、どうしたか教えてください。

○議長（佐藤幸明君） 管財課長朝日良一君。

○管財課長（朝日良一君） はい、お答えします。

そういう情報が入ったものですから、直ちにこちらのほうで現地のほうに確認しまして、藤井議員がおっしゃるとおり現地にそういう事務所がないということを確認しました。で、翌日にその代表者呼びつけまして、それでいろいろ指導しました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） もう一度確認します。なぜ7者。特に落札した業者を指名したのか。これは担当課長か。なぜ。理由をはっきりと述べてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 藤井議員もこれ見てるかと思うんですが、その業者のパンフレットでございます。先ほど町長も言いましたけど、実績ちゅう部分、結果的にこれのパンフレットですから、実績を言いますけれども、平成21年度境町で、これは長田小学校の体育館の耐震診断業務。それから同じく21年度やっぱり常総市で、大花羽って書くんですが、そこの体育館の耐震診断業務、それから平成10年、これつくばみらい市の小学校で体力度測定業務、それから平成9年なんですが、つくば市で小田小学校の耐震診断業務っていうことで、実績があるちゅうことで選定いたしました。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） つくば市だけでも54者あるんですよ。この設計業者はね。このつくば市の設計業者はインターネットで調べたらすぐ出てきます。私もここにメモ持ってるんですけど。

この業者がつくばの中でも非常に有名な業者なんです。有名ちゅうか、事務所もなくして仕事をやってるという。よりもよって54者ある業者の中から4者を選んで、その1つの設計事務所が落札をしていると。しかも930万の額の落札額です。変に思いませんか。

で、ランダムに選んだと、資格がある業者からランダムに選んだと言うけれども、できレースじゃねえかといううわさもある。だから、そういうね、うわさをされるような……。だから、私もね、いろんなところから情報が入るものですから、その業者だけの話を聞いたってしょう

がないから、私は現地に行ってもみましたし、いろんな人の話も聞きました。それと、登記所に行って登記簿もとりました。だけど、その業者の言うとおりで。情報の入ったとおり。すべて。

で、えーっとね、町長ね、町長にこれ質問しますけども、町長がですね、この業者を入れたらどうかとかね、また指名委員会の席に顔出したり、資格審査会の席に顔出したようなことはありませんか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そういうことはございません。そういうことはありませんし、何かできレースだっていうんで、どういう業者がそういうこと言ってんですか。それもちょっとお尋ねしたいですね。藤井議員に。どういう人がどういう形で藤井議員にニュースソースを与えたのか。そしてまた、この金額はどういう競争の原理を働かせたのかということも、町もね、やっぱりそれなりの競争の原理を働かしてる……。やっぱりほら、いろんな人入れて、やっぱり競争の原理を働かせなきゃだめだってことが一番のもとですからね。

新しい人が入れないなんてことは、これはおかしいわけだから。いつも同じ人ばかりでやってたんではだめだっていうことをいつも言ってるんです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） どういう業者からの情報といたしますと、ここにね、有資格者名簿、つくばの有資格者名簿持ってます。この業者のどこかですよ。

○町長（天田富司男君） じゃあ、一緒に入札した人。

○10番（藤井孝幸君） じゃあないですよ。

○町長（天田富司男君） ああ、違うの。

○10番（藤井孝幸君） うん。だから、そういう……。まあ、町長はね、資格審査会にも顔出したこともないと。だからそれ、町長、じゃあ、天の声もなかったということでしょうから、これって結局担当者が勝手に選んで……。だって、実績のある業者ってのはいっぱいあるもん。ここだけの、7者した業者だけじゃないもん。指名した業者だけじゃないの。実績のあるのは。実績の調査もしてないじゃないですか。

ちょっと待ってください。ちょっと待って。

実績の調査をそれぞれ本当にやったかどうかちゅうことなのね。書類だけなんでしょう。そうでしょう。書類だけなんですよ。

○教育次長（竿留一美君） 藤井さん、もしかして10者しかないんだけど、つくば市、阿見町に登録してるのは。つくば市には……。

○10番（藤井孝幸君） 測量建設……。

○議長（佐藤幸明君） ……やめてください。

○10番（藤井孝幸君） 測量建設コンサルタント、つくば市内50音順で書いてます。みんな……。

○総務部長（坪田匡弘君） つくば市に登録したやつでしょう。阿見には登記してないです。

○10番（藤井孝幸君） いやまあ、それは登録してないかもしれないけども、要はこれだけあるちゅうの。それで登録したのが10者ちゅうことなんでしょう。

○町長（天田富司男君） 違う。全然話が違う。

○10番（藤井孝幸君） いやいや、まあ町長いらんこと言わんでいい。

○議長（佐藤幸明君） はい、質問を進めてください。

○10番（藤井孝幸君） はい。登録したのが54者あるけれども、阿見町に登録してるのが何社って言ったっけ。

○教育次長（竿留一美君） 10者。

○10番（藤井孝幸君） はい、10者ね。その10者の中から4者選んだちゅうことでしょう。

○町長（天田富司男君） 7者。

○10番（藤井孝幸君） いやいや、7者はほかの龍ヶ崎があるじゃない。つくば。で、要は、いずれにしてもこういう実績があるかないかわからな業者を選んでもらうわけですよ。ね。で……。

〔「違うんだっぺ。そんな言いがかり」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） いやいや、ちょっと待って。言いがかりじゃなくて。

○町長（天田富司男君） 言いがかりじゃないですか。

○10番（藤井孝幸君） 今からちょっと質問はしますけどもね。この実績調査を、実績をね、初めての業者にもかかわらず、実績を全く調べていないという、ただ書面だけなんです。書面だけ。調べてるのはね。書面だけで調べてるわけでしょう。どうですか。そこを聞きましようか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 指名選定基準、それから入札参加資格の選定基準につきましては、有資格者名簿の申請書その他付随の書類で、書類をもって審査する。指名も決定するというところで、この範囲で実績を書類の中で調べて選定するというところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） わかりました。書類を……。それはもう十分に私もわかってます。書類をもって選考するちゅうのはね。ただ、念を押してるのは、初めての業者で実績も調査せず、書類選考だけでいいのかということ言ってるわけです。それで、事務所もない、当然建物もない、そういうところの業者を指名してそこが落札したと。あなたたちはたまたまと言う

でしょうけども、私なんかには非常におかしいというふうに思ってるわけです。だから、この質問してるんだから。

で、これって申請書に虚偽の申請といえないですかね。事務所がない、登録したところに事務所がないというのは虚偽の申請というふうに言えないんですかね。ちょっと教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 確かに申請書の本社の事務所に実体的に現在なかったということなんですけども、その業者の方を呼んで事情を聞きましたらば、まずはその場所じゃなくて違うつくば市に本社の場所を探していたと。その間ちょっと提出を怠ってしまったと。で、実際の設計の事務は取手市にある事務所で行っていたということを聞きましたので、これは失格事項までには至らないというふうに判断しました。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だけど、阿見町に入札をするときにですよ、事務所も何にもない場所を町に申請してるんですよ。で、これも平成15年からここにおるようになってんですけども、登記簿には底地上建物は無いと書いてんですよ。建物があることがおかしいんですよ。土地はあるんですよ。それで、そこに事務所があたかもあるようにして、町に申請してるわけでしょう。今度の入札、4月の。それは、虚偽の申請にならないのかって言ってるわけです。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 私どもの判断は、まず建築士の登録がちゃんとなされているか。これはもう知事の登録されたという登録書のコピー、それと一級建築士の登録、これは建設大臣——旧ですけども、の登録のコピーがあったと。さらに実際に仕事をやってる実績があると。いろんところで、先ほど説明しましたとおり仕事の実績があると。さらにヒアリングしたところ事務所の移転の検討はしたけども、実際は取手の事務所ですべて仕事をやってたということで判断して、虚偽までは……。まあ失格とかそういったことまでは至らないと。まあ、文書の指導はしますけど。といった判断をしたわけでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、住所とかね、資格審査会で資格審査で入札の資格審査を受けるときに、会社の名前とかね、ずっと住所とかちゅって書くわけでしょう。住所地を。事務所はどこにありますって。それで申請してきてるわけですよ。そしたら4月の時点で、入札をする4月の時点で、その架空の——今探してるとかちゅうのはもう方便であってもね、架空の事務所のないところに住所だと言ってるんですよ、それは。

その4月の時点で、私は虚偽じゃないかて聞いているわけですよ。入札参加するとき。事務所がなかったんだから。その時点のこと聞いてんですよ。入札するとき。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） その時点の話ではなくてですね、私どもの資格審査の中では、本当にその仕事ができるかどうか、架空の資格もない方が、事務所もない、何もないっていう方が申請してきた場合は、もちろんこれはだめですけども、実際資格もちゃんと持ってて、仕事もちゃんと実績があるという判断で指名したわけですので、それは手続上にそういったことはありましたけども、それは事後の指導の中で行いましたけども、実体のある会社で実績のある会社ということで判断してるわけです。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） その実体というのが私もよく理解できないんだけど、ここ町に入札のときに申請をしてきた住所地に事務所がない、建物も当然ない——登記簿上よ。当然掲示板もない。建築士法違反。それで実体が……。それは住所は申請したところ以外に、取手とか、どこかって、千葉県にも登録してるみたいだから、向こうでやってるかもわからない。けど阿見町に入札するときには、阿見町に申請した書類を見るわけでしょう。阿見町の書類来たとき、そこに事務所がないとわかったら、これって虚偽の申請じゃないかって言ってるわけですよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほどから同じ堂々めぐりでね、総務部長が言ったとおりの見解を町は持っているわけですから、それ以上でもないと思います。藤井議員も、ほら県のほうでね、県のほうに言ってある——審決か何かわかりませんが、県のほうに言ってあるわけですから、県のほうでどのようなね、判断をして、町に対して、じゃあ指導しなければならないとか、そういうことが出てくればまた別ですけど、今の段階では、町では今総務部長が言ったとおりの判断をしておりますので、これ以上同じような話になってしまうんでね、堂々めぐりをやってもしょうがないんじゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） あのですね、県のほうは、業者を受け付けるのは県の、許認可業務は県がやっていますよ。けど、それだからといって、県はその業者が全部正しいというのは……。許認可業務は出したんだけども、いろいろ時間的にずれがあって、すべて入札したときにどういう状態だったのかとか、阿見町に対してだめだと、こういうことは言えないんですよ。これは阿見町が判断すると。これは県の担当者そう言ってるんですから。だから、阿見町にこうしなさいああしなさいとは言わない。県はね。

○町長（天田富司男君） 今言ったとおりの判断だっていうことだよ。

○10番（藤井孝幸君） だから、私が言ってるのは、あなたたちの見解は、執行部の見解は

そうでしょうけども、受け付けたときの場所、事務所がないところを堂々と受け付けるのか、受け付けてその後の処置は今呼んでして、文書ではほかのところで仕事をやってるから、実績もあるから大丈夫だと言うけども、私はそれではだめだと思ってるわけです。申請したときに事務所があるのが当たり前なんだ。そこが。そこで事務所が、仕事をやりますよち言ってるんだから。

そのときになかって、正々堂々と私は事業所ですとは言えないと思ってる。その見解が相違だったら見解が相違ですよ、それは。それはおかしいんじゃないかち言ってるのよ。

〔「だから、おかしいけども……」 「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だからほら、藤井議員がね、こんなのはおかしいよっていうことになれば、またほら別の段階に藤井議員は入るわけだから、町のほうはこの見解で十分いいんだという、そういう見解なんでね。だから、藤井議員はそんなのおかしいじゃないかと、町は何を考えてんだと言うんなら、また別の段階になると思うんですよ。

ここでね、同じことをやってても、同じ答弁を何度も何度もね、オウム返しに繰り返してるんでは何もならないと思うんで、見解はもう総務部長が言ったとおり、私もそれだと思いますが。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） だから、私はね、こういう審査というのはね、極めていい加減だと私は思ってるんですよ。事務所もないようなところを入札させて落札させるというのはね。とてもじゃないが、書類審査で業者を審査しましたちゅうのは、極めて無責任ですよ。本当に仕事ができるかどうかちゅうのは我々わかりませんけどね。わかりませんけども。

だから、私に言わせれば、阿見町は書類審査もしない、実績調査もしない……。

〔「実績はしてる」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 実績調査……。現実に行ってやってるわけじゃないもん。現実に行き行ってやってるわけじゃない。やってるから聞いたらやってませんち言うから、調査は。

○町長（天田富司男君） 現実にみんなやってない。

○10番（藤井孝幸君） 見てない。だから、私が調査しようと思ったんですよ。私が調査をしようと思って、実績調査書を情報開示を求めたら、こうやって真っ黒けなんですよ。どこを調査……。こういうふうな真っ黒けで来るわけ。だから、町も実績の調査、ただ書類で審査するだけ。だけど、それじゃおかしいと。事務所もないようなところが何で仕事ができるんだということで、私は実績調査をしようと思ったら、で、情報開示したら、この取引先とか、取引先ちゅうか依頼先の市町村とかね、そんなのが全部塗りつぶされてるわけですよ。

だから逆を書いて……。調査のしようがないんですよ。町も書類だけでして、現実にそこに行つてこの仕事やりましたかとか何とか調査するわけでもないし、私がやろうと思つてもこれではできない。だから、悪く言えば事務所もないところがいい加減な実績調書を出してですよ、落札してつたら、やりたい放題じゃないですか。だから、それを私は心配してるわけですよ。そんなことでいいのかと。

これ今、私ね、これ今、情報開示の審査委員会ちゅうのか、に今提示してます。公の業務が、公の業務が重要なのか、個人の情報開示が重要なのかちゅうことなんですよ。皆さん方は公の業務をやっているわけでしょう。町の税金使いながら。それでこんな事務所もないようない加減なところに仕事を任せて、実体も調査してないと。ただ書類審査だけだと。こういうことが私はおかしいんじゃないかと言ってるわけですよ。私の言うことおかしいですか。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「町長、答えなくていいよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） だって余りほら、いつも同じ話だから。藤井さんは、相当ほら情報網が広いわけだから、情報を拾った人に聞けばどういふね、そのとつた業者がどういふ業者かつてもよくわかるんじゃないですか。その人に全部調べてもらつたらいいじゃないですか。だって、あなたそれだけの情報網持つてんだもん。どこからどうのこうのつて、私たちにはわかんないけど、それだけの情報網持つてるつていうことは、やっぱりそれだけね、広くね、どういふ仲間はどういふふうにやつてるかわからないけど、それだけの情報網持つてるんなら、自分で調べきつたらいいじゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） いいですか。あのね、業者も建築士も登録してる6人とか何とか言つてましたね。

○町長（天田富司男君） また……。なく。

○10番（藤井孝幸君） うん。いないんじゃないかと。まあ、これはうわさだからね。私は調べるすべがないから。いないんじゃないかと。それで実績もあるはずがないんだというようなことを言つてるから、私はその話を今……。

○町長（天田富司男君） だから実績あるでしょうよ。

○10番（藤井孝幸君） いやいや、その実績はあるというのは、文書だけだから。ね、文書だけだから。現実に行つて見てるわけじゃないから。

○町長（天田富司男君） 実際そういうことやんないんじゃない。

〔「どうしたいんですか。議事進行」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） ね。それで……。

〔「前進めてください。藤井さん」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） はいよ。

〔「前進めてよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 前に進めてちゅうて進みたいんだけど。

〔「話を進めてください」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 進めたいんだけど、進まないんだよ。いいですか、それで、要は、私が思ってるのは、阿見町と、今申請した実体のない会社としてやってるのがおかしいということ、まず言いたいよね。それで今後、これからは、今後どうするかという話よ。こういう事態を、今ね、こういう事態を起こしたことに對して、全く正しいと思ってんのか、いやいやこれはまずいんだと思ってるのか、そここのところの見解を聞かせてくださいよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 今回に入札に関して問題だっていうお話ですけども、こちらの判断としましては、建築士の資格それから事務所の登録、こういったものが虚偽だと。それから実績もうそだったということになればここで問題になりますけども、そういう部分は間違いがなく、事務所の移転の問題だったということで処理したわけでございます。

で、今後のことということなんですけども、まず原則どおり資格審査申請書の書類に基づいて判断をしていくと。これはしかるべき、例えば国とか、国土交通省の大臣とか茨城県の知事と、また登記簿謄本——公の機関が証明したものの写しをいただけるわけですから、これは信用して尊重してやってくと。それで、今回問題になったような事務所の移転等で住所の変更がある場合は、速やかに出していただきたいと。随時変更届は受け付けておりますので、そういった指導はしていきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私は1つの提案ですがね、阿見町に初めて入る業者、指名をする業者、これはもう10者もないでしょうから、指名する業者はね、そんなに。額によっては指名する業者の数が決まってるから、それ以上、10者以上とか20者とかちゅうことはないと思うんで、これをちゃんと初めて入る業者に対しては、私は実績調査も現地に行って確認をすべきだというふうに思います。それが可能かどうか。もし可能でなかったら、こういうことはたびたび起りますよ。どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 現在はですね、町内の業者で新たに登録があった業者は現地行っ

て確認をしております。それ以外のことにつきましては、原則は書類で審査するというところで進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、初めての業者であればね、これは事務所の所在地ぐらいは、もしくは事業の実績調査ぐらいは。だって審査員、まあ副町長いないから10名おるわけだからね。だから、資格審査員が10名おるわけだから、そういう人たちが手分けすれば。私ね、このするの、すごく時間かかったんです。一人だったから。すごく時間かかったんですけども、皆さん10人もおれば、私は一人1社ずつしたとしても大した時間かからないと思っておりますよ。初めての業者はそんなに10者も入れるわけなんでしょうから。

だから、今後初めて——町長が初めての業者を入れなさいって言ってるから、初めての業者に対しては、その住所地とか事業実績とかをしっかりと調査すべきだと思うんですが、それはどうですかね。再度。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 基本的な考え方は、先ほど申したとおりですけども、新しい業者の方に関しましては、申請書の書類等の記載に間違いがないかどうか、これは推薦とか指名する段階で確認をしたいと思っております。まあ、推薦の段階だと思っておりますけど、申請の付属書類等いろいろありますけども、この内容について間違いがないかどうか、確認をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） ではですね、資格審査ですよ、資格審査会で、不正等がある。不正というか疑義があった場合ですね、資格審査会では、その処置を決めるようになってますよね。この処置ちゅうのはどういうことなんですかね。どのようなことを処置というんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 有資格者名簿の業者がですね、いろいろ条件はあるんですけども、そういった事故等があった場合、虚偽っていうのもあるんですけども、大きな事故とか負傷させたとかいうような事故があった場合は、指名資格審査委員会がですね、請負業者の指名停止等の措置要項に従いまして、その業者の処分を審査会で判断をいたします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そうなんですよね。参加資格審査申請書提出要項にですね、次のいずれかに該当する場合は資格を取り消すというふうに書いてるんですけども、申請書に虚偽の記載をした場合、私はこの虚偽の記載というのが住所地がなかった、事務所がなかったというのを町に出した、そこが虚偽の記載だというふうに私は認識してるんですが、そこは虚偽にな

らないんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

〔「藤井議員，県の指導が悪いから訴えてやれよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 総務部長坪田正弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） その後にですね，この基準の中では，工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるときということで処分が決まっています。ですので，先ほど申しあげましたとおり，ちゃんとした資格を持って登録をしている業者で，移転に関して，事務所の移転に関してそういった手続のおくれがあったということで，これには該当しないというふうに判断しました。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これはまあ本当に私の感覚と皆さん方の，執行部の感覚はちょっと違うようですけども，これであればね，やりたい放題やれるというふうに私は思うんですよ。調査はできないから。やらない。だから，だからやりたい放題やるという，それをストップするのが執行部の仕事だと私は思ってますね。思うんですよ。だから，調査はやれるだけのことやるべきだというふうに私は思います。

○町長（天田富司男君） ……だから。

○10番（藤井孝幸君） うん。だから，それをその，後から事務所が移転しましたからとかってそういうような言いわけをするようなことでは，町はこれ安心して仕事を任せられないという……。任せられるとは思いませんよ。だから，その点は，いずれいろんなこれから入札もあるでしょうから，これは注視をしておきたいと思います。注視ちゅうか，やめるんじゃないかと……。ね。

ね。実際ね，やらしてもらいます。それでしかも，これ私なんかは，もう虚偽の記載としかとらないからね，資格はおれは停止すべきだというふうに思っていますけども，皆さん方の感覚はちょっと違うみたいですので非常に残念です。

それから，やっぱりこういうことが起こるとね，起こると，何となく皆さん方が書類審査でしてこれ以上はできませんよというふうに聞こえてるんですけども，やっぱり初めて入る業者ちゅうのは特に注視をして調査するなり何とかしてください。これはお願いします。ね。

ちょっと不消化のストレスのたまるような質問だったですけど。

ねえ，いやいや。だから，いずれにしても町民の税金を使うんで，あるんで，実態のわからないような，事務所のないような業者には，入札させないようにお願いをします。ね。

次に行きますか。

これはちょっと時期が早いちゅうか，何で今ごろこんな話だという話になるでしょうけど，

私も思うところがありますので、この時期にこの質問をさせていただきます。賀詞交歓会の話ですが、賀詞交歓会は町長の独断で中止になりましたですね、今回は。今年はですね。私は、賀詞交歓会には、それなりの目的も意義もあったというふうに思っております。で、この賀詞交歓会にはですね、町長が町の現状やこの1年の方針とかを町民に訴えて、支援を依頼する、協力を依頼するというような場であるという、絶好の機会だというふうに私は思ったんですが、でまた、県会・国会の先生方が来てですね、国の施策やら等、町との関係等、いろいろお話しをする絶好の機会だと私は思ってたんですけども、町長は議会の意見を聞くことなく中止をしたと。まあ、これ意見を聞くような案件ではないというふうには思うでしょうけども、中止をしたということが現実にあります。

で、質問ですけども、川田町長が、まあ以前の町長が実施をしていた賀詞交歓会の目的は何であったのか、その意義はなかったのかということをお伺いします。

そして2番目に、次年度はやるのかやらないのか。やらないのであれば理由を説明していただきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 賀詞交歓会について、もう前から言っているとおりね、対象者がどこだということを見据えた中で私はやめたっていうことを言ってるんですから、今回も同じ話になってしまうんですけど。

賀詞交換会について、町ではですね、行政関係団体や町内企業関係者などを招いて新年を祝うとともに、町政に関する御意見や御要望を伺い、町政運営に資することを目的に、慣例では平成21年度まで毎年1月初旬に賀詞交歓会を行っておりました。

内容は、町から町政運営に対してのお礼、御理解・御協力をいただくとともに、参加された方々相互の意見交換や名刺交換等で歓談いただき、新春にふさわしいアトラクションを行い、新年をお祝いするものでありました。これまでの参加人数であります。年によって若干の差はありますが、約400名の招待者に対して、半数の大体200名ぐらいが来てたのかなと思います。

その効果は無かったかということではありますが、私が町長に就任してからは開催しておりませんので、効果の有無につきましてははっきり分かりませんが、これまで参加された方個人個人が独自に効果の有無を判断していたものと思います。

私も議員時代に何度か参加をいたしました。参加者の声を聞きますと、町が主催なので立場上または職務上参加をせざるを得ないという思いで参加をした。あるいは、出席人数が約半数というデータからもわかるように、会の進め方に疑問を持ち、参加を敬遠したという意見も聞いております。それぞれ、この効果はどうだっというのは、個人個人の思いだと思います。

次年度実施をするのかということではありますが、結論から申し上げますと開催はいたしません。

ん。私は、町主催の賀詞交歓会ということであれば、一部の方だけを対象にするのではなくて、全町民が対象でなければならないと、不公平であると考えております。

もしも、藤井議員がどうしても賀詞交歓がやりたいということであるならば、JAとか商工会、または藤井さんは実力者だから議会をまとめて3つの皆さんの合同の賀詞交歓会をして、そして町はそれに対して後援をしていくと。まあ、その時私が呼ばれるかどうかわかりませんが、そういう形でやっぱり賀詞交歓会はするべきじゃないかなと。町が主催というのは、やはりこれは町、町民4万8,000のね、人たちが対象であるということが一番やっぱり根っこになってくると、私はそういう考えのもとで行いませんという考えです。これは変わりません。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） まあ、主催者がそういう気持ちであればね、こちらが云々言っても仕方がない、決心は変わらないということですので、私の質問は終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後3時からといたします。

午後 2時51分休憩

午後 3時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番久保谷充君の一般質問を行います。

6番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔6番久保谷充君登壇〕

○6番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。先ほど藤井さんの迫力ある、私と同じような関連の質問なんですが、私は迫力ある質問はできないというふうに思いますが、一生懸命頑張りますのでよろしくをお願いします。

〔「そんなこと言わないで頑張れ」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） 通告により、入札改革と地元業者の育成について質問をいたします。

3月11日に、私が一般質問終了後、十数分後、東日本大震災が起き、未曾有の災害が起きましたが、阿見町の被害はかわらの損壊、また塀の倒壊等の被害でしたが、その日のうちに土木、建設、水道、電気その他の地元業者により、避難所、公共施設等の発電機、投光器の設置、道路陥没カ所の確認、水道の漏水の確認等をいち早く復旧に努め、翌日には屋根のシートかけ等を行い、特に高齢者優先で行い、阿見の業者の皆さんの協力により早期に復旧をいたしました。

緊急時の作業というのは、なかなか頼んでもすぐに対応していただくのは難しいのではないかと思います。

〔「自画自賛か」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君）　そういう中で、いち早く地域住民のため対応していただけたのも、地元で仕事をお世話になっている方々であったからこそだというふうに思います。そういう意味においても、東日本大震災を見てもわかるように、いかに地域の連携が大切なのかなと私は思います。

そこで、私のことではありますが、私の商売の原点は幾つかあります。24歳のとき大阪で私が営業で取引先の間屋さんの忘年会で、社長さんが私に「1年間お世話になりましたありがとうございます」という言葉をいただきました。そのとき、私は感動を覚えました。本来であれば間屋さんは往々にして買ってやっているのだとい気持ちになりがちですが、商売はお互いに一方通行ではなかなかうまくいかないものです。お互いに相手を思いやりながら商売をしなければならぬと思います。私は、今でも会社の忘年会では、取引先の方々には1年間お世話になりましたありがとうございますと話をしております。

皆さんも阿見町に住んで生活圏があるように、阿見の業者の皆さんも同じように生活圏があると思います。そういう意味においても、行政においても町民サービスは無論、業者の方々にも仕事をやらせてあげるとい気持ちではなく、業者の方にできるだけよい仕事をしてもらえるように、前向きな考え方で取り組んでいただきたいと思います。

そこで入札改革と地元業者の育成の観点から質問をいたします。

1. 4月の機構改革により、道路公園整備課・都市施設管理課・管財課ができ、入札制度・業務の内容がどのように変わったのか。入札の業者選定はどのように行われているのか、また資格等についての基準はあるのか。3番目、相指名と契約違反について罰則はきちんと説明しているのか。またどのような対処をしているのか。また指名停止等の審査と告知はどのように行われているのか。4番目、低入札価格と積算と品質管理について伺います。

以上、4点よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君）　久保谷議員の入札改革と地元業者の育成についてお答えいたします。

先ほど久保谷議員から商売の真髓というような話が出ました。すばらしいと思います。やはり従業員を使って、町に税金を落としていただいているという、これはもう本当に今は難しいですね。人を使って本当に自分の仕事をやり遂げるってのは、本当に難しい時代に入ってきました。また、私たちも、私自身もやはり町民の皆さんにこういう立場に立たさしていただいているという、その真摯な気持ちになって謙虚さを失ってはいけないなど、いつもそういう思

いで取り組んでいるところでございます。

まず1点目の「4月の機構改革により、道路公園整備課、都市施設管理課、管財課ができ、入札制度、業務内容がどのように変わったのか」についてであります。

町では、効果的・効率的な行政運営を推進するため、組織機構や事務分掌の見直しをきちんとした形でやはり行い、住民サービスの向上と業務の効率化を図っているところでございます。

議員御承知のとおり、本年4月の組織機構の見直しでは、これまで総務課で担当していた管財・契約検査・情報政策業務と、老朽化に伴い増加している公共施設の営繕業務を行う部署として「管財課」を新設いたしました。これまで「都市計画課」と「建設課」の2課で担当していた道路整備を一元化し、あわせて公園整備等を担当する「道路公園整備課」を新設するとともに、道路や公園など都市施設の維持管理や修繕を行う部署として「都市施設管理課」を新設したところです。これにより、新設整備と維持管理という業務が明確化され、工事の発注等においても計画に基づいた効率的な発注が可能となりました。

次に2点目の「入札の業者選定はどのように行われているのか、また資格等について基準などあるのか」についてであります。

指名競争入札の業者選定については、担当課長等有資格者名簿などの関係書類から選定基準に留意し推薦した業者について、改めて審査会でその選定基準・推薦理由などを審査しております。資格等の基準については、選定基準として当該契約履行に必要な法令に基づく許認可・登録、技術力、地理的条件、過去の同種業務等の実績などがあります。

次に3点目の「相指名と、契約違反について、どのような対処をしているのか、また指名停止等の審査と告知はどのように行われているのか」についてであります。

相指名業者への下請発注、いわゆる指名競争入札において落札した業者がその入札に参加した他の業者に下請発注することに対しては、現在、町では制限はいまだしておりません。しかしながら、第三者から見て「何らか事前の打ち合わせや協議が存在するのではないか」という疑いを招くおそれがあるため、相指名業者への下請発注に対しての制限については、現在検討しているところでございます。

次に契約違反についてですが、阿見町契約規則第39条により、契約書内容に違反し、その違反により契約の目的が達することができないときなどは当該契約を解除することができることとしています。

また、指名停止についてですが、契約履行にあたり、不具合があった場合には、指示書等で改善指導を行います。不具合が顕著なものなどについては、指名停止措置要領により指名停止措置の適否、指名停止の期間などを審査会に諮り、審査会で指名停止を決定した場合は、当該業者に通知したうえで実施します。

次に4点目の「低入札価格と積算、品質管理について」であります。

公正取引の秩序並びに工事の品質を確保するため、確実な施工が不可能と思われるような極端な低価格による入札、いわゆるダンピングを排除するための制度として、低入札調査制度及び最低制限価格制度などがあります。

低入札調査制度とは、あらかじめ調査基準価格を定めておき、入札の結果、最低入札価格が調査基準価格を下回った場合、当該業者がその価格で適正な施工が可能であるか否かについて調査したうえで、落札の可否を決定する制度であります。

これはどうしても人間の感情が出てしまうというような、やはりこれ非常に難しいと思うんですよね。そういう意味ではやはりある程度、調査の、低入札の値段からの価格をある程度決めていかなければいけないなど。あんまり低い価格で、ダンピングのような形の中でやっぱり入札されると、工事自体がね、やはり瑕疵ができるような状況はつくってはいけないと。そういう思いをしております。

最低制限価格制度とは、最低制限価格を定めておき、制限価格を1円でも下回った入札は無効となり、制限価格を上回った者で最低価格の者が落札者となる制度です。

低入札調査制度では、調査の結果、適正な施工が可能と決定した場合には、価格競争の恩恵が受けられるというメリットもありますが、調査時点で品質を確保することを判断することが困難な場合があること、調査期間による工期への影響などデメリットもあるため、町としては低入札調査制度ではなく、最低制限価格制度を実施していくことを今検討しているところでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） それではですね、再質問をしたいというふうに思いますが、前後する場合もあると思いますが、その辺はちょっと御容赦お願いを申し上げます。

県土木部や市町村の契約担当者らで構成される県公共工事契約業務連絡会の総会と研修会が8月26日に県庁で行われ、一般競争入札の総合評価方式について、市町村にも導入促進をお願いしたと述べています。また、一般競争入札や総合評価方式の導入状況、入札保証制度、暴力団排除対策など市町村の実施状況を説明したというふうにあります。これには阿見町では参加したかどうか、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

今、御質問の8月26日のこれは県の研修会なんですけども、ちょっと町のほうは都合により参加できませんでした。ただ、資料はいただいておりますので、今からその資料に基づく検討はしていきたいと思っております。

で、今いろいろお話がありました一般競争入札や総合評価方式等の今の時点での町の状況をちょっと御説明をしたいと思います。

まず一般競争入札につきましては、公告により入札参加者を公募しまして、公告の参加要件に合致していれば、その入札に自由に参加することができるという制度であります。で、阿見町では今年の6月から予定価格を2,000万以上の建設工事を対象として——予定価格の金額を4,000万から2,000万に引き下げまして実施をしているところでございます。

それと総合評価方式ですけども、これは一般競争入札のうち価格とその他の条件が町にとって最も有利なものを持って申し込みをした者を落札者とする制度であります。で、阿見町においては一般競争入札対象の案件から総合評価方式に適しているものについて、まだ試行の段階なんですけども実施をしております。ちなみに昨年は一般競争入札の中から1件、1回この総合評価方式を実施をしております。

それと、入札保証制度なんですけども、これは入札参加者が落札したにもかかわらず契約締結を行わないことによって、発注者が今後損害に備えまして入札参加者から保証金を納めてもらう制度であります。で、阿見町では入札保証制度については契約規則によって免除とする運用を現在のところしております。

それと暴力団対策ですけども、これは工事の円滑かつ適正な施工を確保するために、工事等から暴力団及びその関係者を排除する対策を講じるものであります。で、阿見町におきましては、阿見町建設工事等暴力団排除措置要項というのを定めております。また、牛久警察署と阿見町建設工事課の暴力団等の排除に関する協定書というのを締結しております。

以上が、今の県の研修会等で話題になりましたものの町の状況でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 参加はしなかったということなんですけど、まあ、できるだけね、今度そういう形で、機構改革で3つに分かれたわけですから、どこの課かやっぱりちゃんと行って聞くと、書類でもらったからいいやという形じゃなくてね、これからは何とかね、そういうものをやっぱり積極的に活かすためにも参加していただきたいというふうに思います。

それではですね、低入札のときの不適切な施工が行われないような対処は、阿見町ではどのようにしてるか、ちょっと伺います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 低入札価格につきましては、低入札価格調査制度につきましては、現在町で予定価格5,000万以上の工事などの一般競争入札で運用をしております。で、競争入札の結果、最低入札価格が当該契約の内容に適合した履行がされないと、されないおそれがあると認める場合は、基準となる価格、いわゆる調査基準価格を下回る価格であったと。その場

合は、下回る価格の入札を行った者を調査して、それが発注しているものかどうかということで調査をしまして、その上で落札者を決定するという進めております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） あと今のところ阿見のほうも工事の現場かなり多いようなんですが、現場の管理ちゅうかそういうことはどのように今現在は行われてるわけですかね。毎日ね、担当が見に行くとか。そういうことしてるのとかどうかね。ただ、相手に任せなんだかどうか、ちょっと伺います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

現場現場で当然違うんですが、道路公園整備等は、毎日ということはなかなか難しいんですが、節目節目に現場のほうは担当が行っております。それから、水道部門は施工管理、これは委託しておりますので、これはほとんど毎日現場のほうで管理をしているという状況でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） あとですね、積算についてなんですが、これは今いろいろあると思うんですが、積算は今どこで現在行ってるんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。

設計、かなりの件数は委託に——設計業務委託ということで委託している状況でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 委託っていうことなんですが、そうすると震災後に多分材料等が高騰はしてるというふうに思いますが、そういう、材料とかそういうやつのチェックというか、それはじゃあ委託したところっていうことですよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい。緊急の場合ですね、震災当時はかなり物も、燃料等もかなり高騰しておりましたが、そういう緊急時については設計をやっているような時間が、まあ、50センチも陥没したところをそのままほっぽっとくわけにはいかないんで、緊急工事ということで見積もり随契で発注したものが震災の絡みではかなりございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 濟いませぬ、質問があっちこっち飛びますが、3月にも私阿見町の測量の業者がとってる比率が全体の14ぐらいだったのかな、たしか。ということなので、そういう中で阿見の業者に、やっぱり地元業者育成ということで、そういうことの中で何とかできな

いのかというふうな質問したというふうに思いますが、このところ測量の道路設計の入札で4現場ぐらいかな、そういう中で阿見の業者が1者も入ってないということなんですが、それは理由があるってということなんですかね。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 測量と設計なんですけども、その道路設計等のお話だと思うんですけども、設計は登録ですね、国土交通省のほうの登録をする業者ということで、業務上の技術上の管理をつかさどる責任の者を置く。そういった登録制度がありまして、そういった登録してる業者さんを技術力があるということで指名をしております。

その技術管理者という一定の試験を受けた方がそこにいなければいけないという決まりになっておりますので、そういった技術力があるだろうという判断の中で登録をしている業者さんを指名しております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） それは、免許ってということなんですか。ただ登録っていうのですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 技術管理者を置かなければいけないということで、この技術管理者は試験によって合格した人が技術管理者と認められるということです。その人を置いているのが建設コンサルタント等の登録の条件ということになっています。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） これ道路設計の話ですよ。そうしましたらですね、じゃあ今までに、その道路設計の中に阿見町の業者が今まで指名に入ったことは1回もないちゅうことなんですか、それは。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 過去にはですね、町の業者さんもこういった建設コンサルタントの登録をなされてない方で指名をしたことがございます。ただ、実際の仕事の結果として町が求めていた水準まで行かなかったということもありましたので、やっぱり一定の基準を設けて技術力のあると判断される業者を指名するべきだろうということで、今年からそういった運用をしております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 3月に私は言ったというふうに思いますが、1年に1回ぐらいは、こういう登録とか免許とか、これ必要だよという説明会を1年に1回ぐらいはやったほうが、地元業者の育成になんじゃないですかって、私は言ったというふうに思うんですが、その辺をやったりね、きちんとこれからはやっぱりやってもらいたいんですが、どのように考えています

か。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 基本的にはですね、県のほうでもこういった基準で登録されている者が指名の対象とかになります——指名っていうか資格審査の中の部門の対象になりますよというような指導もしておりますし、それからこういった試験を合格しなくてもですね、仕事がある程度当初の仕事を経験積めばですね、かなりこれは経験の年数が十何年とか——学歴によってハードルが高いんですけども、積めば同様の資格があるとみなすという制度もございますので、そういったことは業者の方重々情報が得られる範囲だと思いますので、そういったものを参考にさせていただいてそういった技術力を磨いていただければと思います。

町のほうでも聞かればそういった情報は提供はしていきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） それ前にも、ちょっと私その道路設計のことであれしたときはこれ、免許ってのは技術士とRCCMということらしいんですが、今先ほど話しましたが、これ大卒とか高卒そういう経験で、やっぱり年数でそれとかわるものということであるらしいんですが、そういう中でやっぱり先ほど藤井議員のあれじゃないですが、私逆になりますが、やっぱり阿見で仕事をやっている人は、やっぱりそういうことをやっぱりきちんと説明してあげて、それで、やっぱり技術力がないとかじゃなくてね、やっぱりそういうふうに技術力があるように、やっぱり町のほうもちゃんときちんと指導してあげるとか、教えてあげるとかっていうふうにやらないと、いつまでたってもこれ、はっきり言ってそのまま、じゃあ阿見で仕事やってる人はいつまでも入れないよって話になりますよ。

だから、その辺の指導をちょっときちんとやってもらいたいなというふうに思いますが、その辺どうですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） こういった今年から、こういったきちんとした考え方で運用を始めたんですけども、そういった情報はもうお示しできると思います。それと、資格がなくてもですね、経験年数を積めば、一定の経験年数を積めばまた同等の資格、技術力とみなすということも情報としては提供をしていきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 本当に飛び飛びで申しわけないんですが、積算の価格っていうか、積算の中でいろいろな経費っていうような部分がそれぞれにあるというふうに思いますが、それは土木建設、例えば委託業務の中の造園とかそういうやつの中身っていうのはみんな同じなんですかね、これは。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

設計の話ですよね。土木等については県の積算基準を準用してまして、それで設計を行っているということで、あと県にもそういう単価表がございますので、そういう単価を町でも利用して設計を行っているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 県のほうでもという話なんですけど、私はわからないんで、率からしたらどういう形でその内容はなっているんですかね。30%とかあるでしょう。総体の。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えします。

現場管理費とか一般管理費の率の話かと思いますが、工事の額によっても違いますし、工種によっても違います。これは県の土木管理設計基準のほうに、その率は土木工事だったら幾らから幾らまでは現場管理何パーセント、あとは累進で直工に対して何パーセントということがありますので、一概にはちょっと難しいんですが、そういう率表がございまして、それを県の積算基準を使って積算しているということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） まあ、中身は結構私には難しいのかなというふうに判断しながらそれは終わりますが、あとですね、前にも私言ったと思いますが、今度管財課ができて、委託業務、そういう中で、周りの市町村というか市なんかは、最低価格の表示ちゅうかしてるわけなんですけど、今後やっぱり人員もそろいましたし、そういう中でさっきの耐震業務じゃないですが、そういう中では幾らのやつが幾らになったか全然わかんないしね、それはやっぱりある部分では公表して、やっぱり「ああこだけ下がったんだな」とかいうふうに、やっぱりわかるようにしたほうが私はいんじゃないかなというふうに前から思ってますんで、その辺今後改善するような考えはあるのかどうか、ひとつお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 130万円以上の建設工事につきましては予定価格はホームページ等で公表しております。

○6番（久保谷充君） うん、まあいいよ。だば、聞くからいいですよ。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） それは業務……。例えばね、造園とかいろいろありますよね。あれで予定価格入ってます。

○総務部長（坪田匡弘君） 建設工事です。

○6番（久保谷充君） だから、建設工事の話じゃなくて、違うやつも入れたほうがいいんじゃないですかっていう話を私はしてるわけです。はい。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○6番（久保谷充君） はい、いいですか。もう1回。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 要はですね、幾らのやつを、幾らの予定の価格のやつを幾らでとったかわからないから私は聞いてるんですよ。例えば植栽のあれだとかね、いろいろありますよね。それ100万の予定価格なのか、100万であれしたのか、それ100万のやつが90万になってんだか85万になってんだか全然わかんないしね、そういうことで今後は管財課もできたんで、その中で予定価格をきちんと入れて公表できるような形にしたほうがいいんじゃないですかっていうことですよ。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 建設工事だけ予定価格を公表してるということなんですけども、これはやっぱりそれなりの理由が多分ありまして、この積算はですね、この建設工事の積算というのはある程度どこの市町村でも決まったような形でできて、これは公表してるようになってると思うんですけども、その以外の業務、例えば今の植栽とかですね、といったものはやはり考え方とかですね、で、いろいろバランスがとれないような部分があって今までできてないと。それなりの理由があろうかと思えます。

そこら辺の部分はですね、多少その例なんかもちょっと調べながらですね、こちらで検討してみたいと思います。多分今までやってこなかったのはそれなりの理由があると。ちょっと私、今勉強不足ですぐわからないですけども、理由があつたりほかの市町村でもやってない理由があろうかと思えますので、できるものは改善していきたいとは思ってますけども、ちょっと調査をして検討していきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） あのですね、よその市町村じゃなくて、土浦とかつくばとか稲敷市でやってるんで、私は阿見町でもやったほうがいいんじゃないですかっていう質問なんで、それは、何ていうかね、勉強も何もないっていうふうに私は思ってますけども、その辺をひとつまあよろしくね、早くそういう形でできるようにお願いしたいなというふうに思います。

あと、今積算の話なんですけども、この前全協のあれと幾らかかぶる話なんですけども、この前藤井議員の話から阿見町で一級建築士が何人ですか、とことで。

〔「3人」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） 3人。だから、まあ3人ということなんですけども、そういう中で実際に

現場に携わっているちゅうだけでは何にも、免許だって運転しないと一緒なんで、やっぱりその積算でも何でも、やっぱり今積算は外部委託だよって話してますが、それはやっぱりきちっとなんですが、チェックできるような今体制なってるんですか、それは。いろいろ、材料その他。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 一級建築士の、今お話が出ましたけれども、町で所有している者も何人かいるんですけれども、やはり職員の配置の関係とかですね、その者が管理職になったりということで、この管財課に集中して配置するということが現在難しいような状況になっています。

今、久保谷議員が言われましたとおりいろんな設計とかですね、そういったものをチェックとかですね、それから竣工したときの完成状況のチェックとかですね、そういったものをやっぱり、なかなか専門の職員ばかりじゃなくて勉強しながらやっているという状況ですので、やはり町の職員が専門的なものを身につける間も含めて、そういった専門も職も確保したいなどというふうに考えておまして、それで今回任期付職員というんですか、一般職の任期付職員の条例も提案したところでございます。

ですので、そういったものを、もし条例が可決されましたらば、そういったものも活用しながら専門的な職員の確保をしていきたいというふうに考えています。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） これ実際にはね、今度そういう形で専門職っていうか、そういうやつを置くような形っていう話なんですけど、私も前からこれは思ってた話なんで、やっぱり積算でもやっぱり現場でもね、本当にゼネコンとかね、そういうところで実際にそういう仕事をやってきた人を、やっぱり今本当に、何ですか、早期退職その他ね、55前後ぐらいで優秀な方がやめて、ね、職あるかないかっていうのもたくさんいるというふうに思いますのでね、本当にそういう意味では積算その他現場管理とかね、というふうに置くように、やっぱり私は早急にやって、そんで中にそういう人に実際の現場をきちんと教えてもらって、それで今3人一級建築士じゃなくてね、そういう能力、ノウハウを持った人をどんどんやっぱり育ててもらいたいなというふうに思います。そういうことでその件は、何とかね、やってもらえるような方向になればいいなと私は思います。

えっとですね、あと……。いやいやいや、ちょっと待ってね。最後に終わっから。

低入札価格の件なんですけど、さっき大体は話はしていただいたなあというふうに思いますが、物というか、まあ安くなればいってことで、実際には不適切施工が行われ、また期限とかそういうね、ことが行われないように、阿見町でも本当にね、これ本当の町民の財産でもある道路とかね、公共物、その他やっぱり財産をやっぱりきちんと後世までに残すのにはやっぱり適

正な価格を設けてやるのが、これ本当の阿見の1つの財産になるというふうに思いますが、もう最後に町長、どういうふうに考えているのか、ひとつお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） こちら日本工業新聞のほうでも低入札価格の問題に対して随分出ますし、やはり競争の原理をどんどんどんどん働かして一番低けりゃいいんだっていう、これはやはり考えなけりゃいけないなど。そうすると実力のある業者が一番低い——どんどんどんどん低く入札してね、その人がとれるような状況ではだめじゃないかなと。やっぱりあくまでも低入札の中でその後の基準値というか、そういうものをつくりながら、やはり入札っていうものやっっていくべきであると私は考えてますし、そうでないとやはり悪い工事になってしまうような状況っていうのは、まあ今までもちょっと見受けられるところがあったんでね、そういうことをやっぱり改善していかなければならないなど。

やっぱりそういう面では、やっぱり最低価格っていうね、こういうものをやっぱりきちんとやっっていかないとだめなのかなと。低価格っていうのは非常に不安定な入札制度であると思います。

あともう1点、先ほど私もいつも言うんじゃないんですけど、任期付職員の問題は、これ池辺市長が登用してですね、相当積算の部分でもチェックを入れる、そういう状況が見受けられて、そして非常に経費の削減とかそういうものにつながったっていうことを聞いてます。そういうものはやはり、自分たちでできることはやはりやらないといけないのかなと。昨日もちょっと……。昨日は紙井議員の質問にもありました。いろんなコーディネーターなんていうのもありますけど、やはりそういう人も民間から入れてかないと進まないんですよ。やっぱりボランティアを役場の職員が中心になってやるわけじゃないし。

そういう面で、そういう人をね、やっぱり多方面にわたってそういう任期付の職員を使って町をやっぱり元気にしていきたいっていうのが私の考えです。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） じゃあ、ありがとうございます。本当にこのあれとはまた違いますが、そういう任期付の職員もですね、6月の議会で私も質問をいたしました。草刈りとか単純な業務を、あと予科練記念公園とかああいうところの下草刈りとか、それはやっぱり町のね、そういう植栽というか免許を持った人を親方じゃないけどそういう形においてやって、そんで管理を安くできるような方法でやればいいのかというふうに6月のときも私質問しましたんで、そういうことを考えながらね、また阿見のいろいろな業者のプラスになるように、執行部のほうも今後ともひとつ考えてもらいたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、6番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月16日から9月28日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時46分散会

第 4 号

[9 月 29 日]

平成23年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成23年9月29日（第4日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
18番	細田正幸君

○欠席議員

17番	諏訪原実君
-----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
監査委員	橋本英之君
総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
税務課長	吉田衛君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田稔君
児童福祉課長	高須徹君
水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成23年9月29日 午前10時開議

- 日程第1 議案第58号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第59号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議案第60号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第61号 阿見町税条例等の一部改正について
議案第62号 阿見町都市計画税条例の一部改正について
議案第63号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第64号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第65号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第66号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第67号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第68号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第69号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第70号 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第71号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第72号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第73号 平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第78号 平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について
- 日程第6 議案第79号 和解について
- 日程第7 議案第80号 土地の取得について
- 日程第8 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第9 請願第3号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願
- 日程第10 請願第4号 災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第58号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，議案第58号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたので、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は9月16日、午前10時に開会し、午前10時58分まで、慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第58号，阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、任期付の職員ですが、いろいろ質疑の中で積算が大変だからそれにたえた方を頼みたいとか、あるいは保健師を頼みたいという話がありましたが、積算の委託は1年間でどのくらいかかっているのかとの問いに対して、すべての積算の委託料は集計ができていませんので今はお答えできません。まず積算についてですが、この専門職は必要であるというのは、積算の委託をするのですが、その積算の設計の成果が出てきた後、その部分を細かくチェックする。そしてこれでいいのかどうか、もっと改良するところがあるのかどうかを

チェックしていく仕事です。

今は担当の職員の知識がまだ足りないため、委託した業者の設計をうのみにしなければいけない状況にあるので、そういうところをもっと専門的な目で見てチェックする職員も必要であるという意味で申し上げたところです。

また、具体的な例で積算または保健師ということが出てきましたが、今からはいろいろな面で民間の雇用・登用が本当に大事になってくると思います。スポーツにおいても専門的なアスリートを雇い入れる、その中でスポーツを活性化していく。また、男女共同参画を推進するにしても男女共同参画に阿見町の職員がずっと担当してついているわけにはいきません。先日もボランティアの問題も出ました。これもコーディネートのできる人がいないと、いいボランティア政策はできないと思われまます。

いろいろ多種にわたって、町民が今求めているもの、そして皆さんがこういうものをやっぴりやるべきだというものを町は積極的に取り入れていかななくてはいけないと思っています。

そういう意味では議員の皆さんと一緒にあってどういうものが必要なのか、それに対してはどのような人を雇用していくのがいいのかを皆さんと話し合いながらやっていきたいと考えておりますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、任期付の職員である以上、この最高額を47万7,000円にしたのは少し安いのではないか。応募者が少なくなるのではないか。例えば民間から引き抜きがあるとすると、この金額で果たして来てくれるのか。身分もそんなに安定してないと思うがという問いに対して、普通職員採用であれば22歳で学校を卒業してすぐ就職すれば60歳定年という形で勤務します。任期付職員ということで3年または5年とか一定の期間だけ、その事情に応じて採用ができるという制度ですので、基本的には通常の職員と雇う期間の間は同じということで解釈をしていただきたいと思います。

それで、給与関係ですが、47万というお話がありました。この任期付職員の種類は採用のパターンが4つあります。この話を先日させていただきました。その中で特定の任期付職員というケースがまず1つあります。これが高度な専門的知識とか経験を有する職だということになります。この前、弁護士また公認会計士とかというレベルの知識経験を想定していますという話をしましたが、現実的には制度として設けたいのでこの条例案の中に入ってますけども、ケースとしてはかなり限定されたケースが考えられます。

給料については条例案の中にありますが、1号から3号までで37万5,000円から47万7,000円という額を想定しています。一般の職員ですので、部長でも47万円という給料にはなっておりません。教育長が53万円ぐらいですから、職員の給料としては47万7,000円というのはかなり高額だというふうに思います。

実際にこの額で来る人がいるかという点、これも現実には厳しいところがあると思います。しかし、制度上設けることにより、この条件でもし採用したいということで、町の職員として貢献してもいいという方とうまく条件が合った中で活用できることが今後あれば、この範囲内で考えていくというのが特定任期付職員です。

そのほかに一般の任期付職員と任期付職員という枠があります。その中にフルタイムの職員と短時間勤務の職員と、その4つのパターンで採用することが可能になるように今回の条例案になっています。一般の任期付職員については、給料についてはここにある47万円という表ではなく、通常の職員が使っている給料表を使います。その業務の責任と内容に応じた格付をして採用していくという考え方でいますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、期末手当と業績手当はどのようになっているのか、功績に対して業績手当を支給するという判断はだれが行うのかという問いに対して、業績手当と期末手当は違うものです。期末手当については出します。業績手当には、特に功績があった場合にはその人の給料1カ月分ぐらいの報奨金を支給すると、この制度に設けてあります。これについては任期付職員全員ではなくて、特定任期付職員で高度な専門知識・経験の職員に対しては業績手当を設けています。

業績手当を支給するという判断は、任命権者ということになるので、町長が採用すれば町長ということになりますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、この方たちを採用するときは公募ですか、それともハローワークに頼むのですかという問いに対して、公募をして選考するというような形になると思いますと、答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第58号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私は、この第58号については反対をいたします。

その理由といたしましては、この条例は専門職の職員の採用、町長独自の判断で最高額47万数千円という額を、高額の給与を支払う採用権を認めよと、こういう条例であります。過去、町長はやってはならない町政始まって以来の人事案件を専決処分をいたしました。15名の議員

が反対もいたしました。こういう中で非常に町長と議会との信頼関係が薄く……。失いました。この議会との信頼関係が薄い町長にですね、この条例を認めればますます独断専行に拍車がかかります。まして、採用する人員、職員の人数も制限がないので、至るところで雇えるという条件になります。

我々議員は、執行部をチェックするという機能があります。これを認めると、このチェック機能が果たせず合法的に何でも採用できると。こういうような条例制定には、断固反対せざるを得ません。

よって、第58号の阿見町職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定には反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） まず最初に私は総務委員会の一員でありながら、委員会の当日までに調査検討を重ねないで、疑問を払拭することができないで流れに沿う表決をしてしまった無礼をお詫びいたします。その上で議案第58号の条例制定に対しては、私は反対させていただきます。

9月16日の総務委員会から本日まで、さまざまの視点からこの条例について考慮いたしてまいりました。執行部の説明が全員協議会においてなされたことと総務委員会でなされたことでは、ちょっと答弁に食い違いがございました。さらに9月5日の全員協議会で私が求めました今までの委託の金額と、この任期付職員の年俸との比較はどうかということに対しては、いまだにお答えをいただけておりません。

この条例は任命権者の権力の増大につながり、これに対し何ら歯止めの策が講されていないということが危惧する一因でございます。先ほども藤井議員がおっしゃいましたが、平成22年度の参与の報酬につきましても疑問がございましたが、もう払ってしまったものだから仕方がない。百五十何億の予算の中からの400万ぐらいなんだと思って、この1件においてこの予算を否決することはできないかと判断して通しましたけれども、後日に、この条例を通すということは、後日に重大な禍根を残すことになると思いますので、本日のこの議案第58号の条例の制定については反対させていただきます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 私はこの阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定につきましては、賛成いたします。

その根拠といたしましては、先ほどからもありますけれども、町長の独自の判断で採用権を認めるというのではなく、他市町村をかなり調べた結果、近県におきましても採用されているところであります。こういった今後阿見町の発展を考える際に、今の2の急遽、当該専門的な知識経験が急遽必要とされる場合、今の職員では到底厳しいものとするものと考えています。

私といたしましては、この給与に関しましても、これは阿見独自のものではなく、他市町村を調べた結果1、2、3号、4号、7号、8号と市町村において、このような号級になっております。

今この阿見町の将来を考えるべきときに、私はこの一般職の任期付職員の採用及び給与の特例は、今こそ必要であると主張するものでございます。賛成いたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） 私は先ほど委員長報告をして賛成の御報告をいたしました。個人的にもちょっと申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、この今置かれている各自治体の状況はどうなのか。で、これをちょっと国レベルからちょっと考えてみたいと思っております。今、国の財政赤字の中で地方自治体の締めつけがどんどん始まっておりまして、非常に財政が厳しくなっていて、交付金も少なくなってきております。で、この財政赤字はどこから来たのか。実は1989年日米構造会議、ここからアメリカの外圧によって内需拡大が始まり、公共投資が始まりました。で、1989年まで……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ちょっと待って。

〔「委員長はできねえんじゃないか、賛成討論」「委員長は報告したんだから、賛成討論はしたいんだろうけど、ここはやはり委員会……」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ちょっと今確認してますから。

○3番（川畑秀慈君） はい。

○議長（佐藤幸明君） ちょっと待って。

〔「委員長の役目は委員長の役目なんだから、そこらへんのところは。じゃないと、議会支離滅裂になるぞ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 確認をしています。

○3番（川畑秀慈君） はい。

〔「暫時休憩にしたなら、これ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開を10時半からとします。

午前10時19分休憩

午前10時28分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

関係書類によりますとですね、「委員会において委員長は賛否を表明しておらず、さらに本会議においては委員長の立場以外に一議員としての立場があり、その立場によって態度を表明することは差し支えない」と記されております。

よって、3番川畑秀慈君、討論をお願いします。

○3番（川畑秀慈君） じゃあ、先ほどに続きまして話をさせていただきます。

この財政赤字、1989年の日米構造会議からスタートした。そのときにアメリカの外圧で、要は内需拡大、公共投資に向かいました。そのときの総理は海部さんでした。このときに、どういいう内需拡大をやったかといいますと、2回に分割したんですが、トータルで13年間で630兆円の内需拡大。そこから国と地方の財政赤字のスタートが始まりました。

その中で、財政赤字の中で国は何をやってきたかといいますと、この地方自治体に対しまして職員の定数削減が始まりました。その数を見ましても、1995年を100としますと2009年は約2割削減になっている。で、これはどういうことかといいますと、国から示された定数削減をしないと交付金を国は出さないといって締めつけをしてきた。その中でこの地方分権がうたわれ、国・県の上位団体からいろんな仕事の委譲が行われ、その中で非常に仕事量が増えてきた。その中で定数の削減。で、またその中で合併も進められてまいりました。

この日本の公務員の数っていうのは、世界的で見たときは多いのか少ないのか。OECDの指数を見ますと、この26カ国最下位なんですね。で、主だった国だけちょっと言ってみますと、この1998年の段階で日本が1,000人当たり25.7、イギリスが44人、フランスが39.3、アメリカが59.1、ドイツが49.0人と。非常に少ない。で、この少なさと、またこの仕事の幅の広さ、増大さっていうのは世界的にも類を見ないくらい自治体の仕事は多岐にわたって増えてきております。

その中で今取り組まなくてはいけないものは何なのかといいますと、先日震災がありました。で、危機管理・防災対策。これもいつあるかわからない。それも専門的な方を入れて、早急に町として住民の安全を図るためにも、これは人を、専門職を入れて対策を立てていかななくては、いつまた大きな災害が起こるとも限りません。また、経費の削減で積算ということも出ました。周りの多くの近隣の自治体もこの制度を取り入れて活用しております。

で、また先日牛久にボランティアの件でちょっと行ってみますと、やはりこのボランティアのこの専門のコーディネーターにいたしましても、今阿見町の筑見団地の方が行ってコーディ

ネットをしております。やっていく中で、平成16年にはボランティアの人数が1,400人だったのが、今23年の8月で、平成23年の8月で5,549人まで増えた。で、見ますと、こういういい人を雇い入れてコーディネートをしてもらおうと、どういうことが起きるのかといいますと、我が阿見町からもそちらのボランティアに登録をして参加している人が多くあります。団体として、で、龍ヶ崎からも来ております。また土浦からつくばからもいろんなところから、この牛久に集まってきている。

こういうことを考えましても、この専門的な知識またそういう経験が必要な方、またこの町の職員の仕事の量の多さに対して町民のサービス向上、また、その時々力を入れて政策として進めていかなければならないことを考えてみますと、どうしてもこの案件につきましては必要になってくると思ひまして、私はこの58号阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定については賛成といたします。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 私は議案第58号阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について賛成の立場から討論させていただきます。

そもそもこれは、もう今、牛久、つくば、土浦を初め県南の市町村半数以上が行っております。今までこの条例がなかったので、産休の職員で職員がかわりをするときには臨時職員としてしか雇い入れることができなかった。ですけど、なかなか応募者がいない。それはそうですよね。専門職の人にとって臨時職というのは職歴にはなりませんので、来る方はいらっやいません。そういったことから、こういった条例ができるということは非常に大事なことであります。

私個人としましても平成12年、これ平成12年の11月に国で制定されてるんですね。そのころからずっと前町長にも申し上げてまいりました。前町長もそれは必要なことだねというふうにおっしゃってました。で、当時の職員の方で、これに手がけた方のお話もお聞きいたしました。それで今回の町長に引き継いでいる話ではないかと、私は思っておりますけれども、そういったことから、これは大変必要なことなんです。

で、牛久もつくばも、これ条例を出させていただきましたけど、牛久は平成17年3月、つくばも平成17年3月に制定されております。国の人事院人事局企画課で任期付職員制度担当課の、これホームページなんですけれども、このホームページの中で一般の方、有能な力を持った方はぜひ応募してくださいということで、一般の民間の方に向けた、これお知らせがあるんですけれども、この中に行政の多様化、高度化、国際化が進展する中で、これの変化に的確に対応

して国民の期待に沿っていかなければならない。行政を担う公務員にとって、新規学卒者等の採用、部内の育成を基本としながらも、部内の育成だけでは得られない有意な部外の人材を活用していくことが求められるのである。このような観点から、民間人材の採用の円滑化を図るために公務に有用な専門的な知識経験を有する、そういったものを任期を定めて採用し、高度の専門的な知識経験を有するものについては、その専門性等にふさわしい給与を支給することができるよう平成12年11月に一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律、任期付職員法が制定されました。

これがあったので、私ずっと申し上げてきていました。議員になってからずっと。で、このホームページをもとに制度の概要を各省庁が必要とする人材の情報を提供しますので、皆さんどうぞこれをお役立てくださいということで、ホームページに載っております。その中で、俸給のことについてもあります。先ほど金額のこと少し出ましたけれども、1号俸これについては37万6,000円。で、7号俸まであります。皆さん御存じだと思っておりますので若干かいつまんで言いますと、1号俸は37万6,000円、2号俸、3号俸、うちに近いところは3号俸ですね。47万9,000円。で、7号俸になりますと85万2,000円。これが規定されているんですね。

したがって、本当に有能な人を招き入れるためには、こういった条例をつくらなければ無理であるし、来てはくれないということ。そのような観点から、私はこれは非常に大事な条例であると思っておりますので賛成とさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 私も58号を賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は一般質問でも話をしておりますが、見積もりとかね、そういう形でチェックその他をするのには、どうしてもやっぱり民間で優秀な方を入れたほうがいいんじゃないかという形で私は話しております。また、造園なんかだと軽作業、また今予科練記念平和公園ですか、そういうところでも六百数十万円かかっておりますが、経費節減の形からもね、そういう造園の免許を持った人を入れて、それで簡単な作業はそういう形で作業をするのには経費削減の立場からもね、そういう方たちを入れてそういうふうにしたほうがいいなというふうに私は前から思っているので、賛成といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、起立により採決いたします。

議案第58号を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第58号は、否決されました。

議案第59号 阿見町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第60号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第61号 阿見町税条例等の一部改正について

議案第62号 阿見町都市計画税条例の一部改正について

議案第63号 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 日程第2，議案第59号，阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について，議案第60号，阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について，議案第61号，阿見町税条例等の一部改正について，議案第62号，阿見町都市計画税条例の一部改正について，議案第63号，阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について，以上5件を一括議題といたします。

本案については，去る9月13日の本会議において，所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長川畑秀慈君，登壇願います。

[総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇]

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして，御報告申し上げます。議案第59号，阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第59号，阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続いて，議案第60号，阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第60号，阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

次に，議案第61号，阿見町税条例等の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，

採決に入り、議案第61号、阿見町税条例等の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第62号、阿見町都市計画税条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第62号、阿見町都市計画税条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいま14番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

暑さ寒さも彼岸までと昔からの言い伝えにありますように、このごろは朝夕めっきり寒さが感じられるようになりました。執行部の皆様、議員の皆様、季節の変わり目に体調を崩さぬよう御留意くださいませ。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果を、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る9月20日、午前10時に開会し、午後2時52分まで、慎重審議を行いました。出席委員は6名全員参加でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局より局長以下1名の出席をいただきました。つけ加えまして、当日3名の傍聴者がありました。

初めに、議案第63号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第63号、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、議案第61号、阿見町税条例等の一部改正について、反対討論をいたします。

この改正点はいわゆる町民税など各税目において、申告等に係る過料ですね、今まで上限額3万円を3倍以上の10万円に引き上げるという内容のものです。この点について、以前本会議で質問したところ、申告で今まで3万円を執行したことはない。で、税金は自主申告ということが建前でございます。3万円を10万円に引き上げるっていうことは、納税者に対して私はおどかしをかける1つの条例ではないかと。

で、町民税よりも逆にこれを執行すれば、10万円の過料のほうが多くなるというようなおかしな事態にもなるというふうに考えられますので、これについては反対をいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第59号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。議案第59号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第59号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第60号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第60号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第60号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第61号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第61号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第61号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第62号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第62号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第62号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第63号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第63号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第64号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第65号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第65号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第66号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第67号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

初めに、介護予防、地域支え合い事業、生活管理指導短期宿泊事業委託料80万の内容と委託先についての質問がありました。

介護予防、地域支え合い事業、短期宿泊事業。これはショートステイといわれているものだと思います。この事業の利用が大変多く、所要量を満たしているため8月以降に増額補正になったもので、その委託先は町内の翔裕園、ドルチェ、すだちの里、もりの家、阿見こなん、えがおなどの介護施設にお願いしているとの答弁がありました。

続けて、内容と人数についての質問があり、1泊8,000円で、おおむね60人ほどの利用があり、長くて1週間とのことでした。

続けて1泊8,000円を5,000円と、阿見町独自でできるのかという質問があり、一応財源もかかるので少し調査させていただきたいという答弁がありました。

次に、福祉センター運営費65万4,000円の委託の内容についての質問があり、これは福祉センターまほろばに3月29日から福島県の方の避難所に指定されたため、シルバーの職員と町職員が夜間勤務、宿泊勤務、休日勤務を4月と5月の2カ月間ローテーションを組んでの勤務が必要になったので増額したとの答弁がありました。

次に、学校の耐震工事について。いつ起きるかわからない状況なので前倒しとする計画はないのかという質問がありました。これに対して、町の財政の配分それから国の補助も取りつけて行うので、その予算の配分で、国はあと4年——平成27年で完了するよということなの

で、町もそれに従って4年で全部終わらせるという計画で、これを順調に進めたいと考えているとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第65号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたが、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第65号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第68号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

現在の介護保険の利用状況、登録状況を介護度別に教えていただきたい。これに対して、介護認定者は23年3月末現在1,233名で要支援1の方が90名、要支援2の方が145名、要介護度1の方が266名、要介護度2の方が253名、要介護度3の方が175名、要介護度4の方が170名、要介護度5の方が134名という状況であるとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第68号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は9月21日午前10時から午後3時08分まで、審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員合計14名の出席をいただきました。

まず、議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、産業建設常任委員会所管事項の審査の経過と結果を御報告いたします。

質疑を許しましたところ、農業振興費で町内農産物放射線量測定事業委託料、この内容につ

いて説明をお願いしたい。及び補助金でいばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金が140万円減額されているが、どうして減額されたのかという質問があり、放射線量測定事業委託料については人件費です。また、いばらき農業元気アップチャレンジ事業補助金の減額ですが、これは県の支援事業で名称変更となりましたという答弁がありました。

続きまして、放射線測定は無料でやるのかという質問があり、これから取り扱い要項を決め、皆さんへ提示したいという答弁がありました。

また、都市配水整備事業の補正2,000万円の補正はどこかという質問があり、立ノ越地区ですという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第64号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号）うち、産業建設常任委員会所管事項は、全員賛成により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第66号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の審議につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、管渠維持管理費の災害復旧工事5,600万円について、どこがどのように復旧工事を行うのかという質問があり、埋設されている管渠の破損、ゆがみ、割れ等があり修理します。なお、荒川本郷が4カ所、岡崎地区が舗装の復旧355平方メートル、南平台が91平方メートル、白鷺団地が3,275平方メートルを考えていますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第66号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第67号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての審査の経過と結果を報告いたします。

質疑を許したところ、福田地区の加入率が低いですが、どのように対応していくのかという質問があり、職員で個別訪問をして接続率の向上を図ります。また、無利子の200万円の融資制度がありますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第67号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第69号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑を許したところ、補正予算に関する質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第69号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）につ

いては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第64号から議案第69号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。本案6件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第64号から議案第69号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（佐藤幸明君） ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時15分からといたします。

午前11時08分休憩

午前11時15分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、フラワーコリドール事業ですが、これの報奨金というのを210万円ずつ支払っている。知っている限りでは平成18年ぐらいからずっと210万で変わっていない。その中で消耗品費というのが平成18年には40万だったのが20年ぐらいから70万円ぐらいに上がってきている。この消耗品費とは何かという問いに対して、消耗品についてですが、菜の花の種の費用、それ以外に化学肥料それと鶏ふんとかいったものも入っております。ですから、その年その年によって若干変化しております。現在は菜の花の種は日本農林社から半分ぐらいもらっています。ただそれだけでは7ヘクタールの土地なので足りず、農協からも購入しております。

金額が大きいのは化学肥料と鶏ふんです。通常肥料代として1ヘクタール15万から25万円ぐらいかかります。それが全部で50万円から60万円ぐらいでおさまってるのが実態ですので、それほど肥料代として高いという認識はありません。また、そのような観点で、毎年決算額については若干変わってきておりますという答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、地域戦略事務費の中に報酬が403万6,000円とあるが、議会は承認していなかったのに報酬を支払うのはどうしてかという問いに対して、参与の報酬ということで、400万余り支払っておりますので、決算で出ております。参与につきましては、町長が専決処分ということで参与を任命しました。この報酬も予算を取ったということです。

専決処分は議会の方に報告して承認という形を得なければいけないのですが、承認をいただけなかったという経過があります。専決処分はこのとおりに執行できますので、参与の方に1年足らずでしたが勤めていただいたということで、その分の報酬を支払いました。専決処分は、地方自治法の法律で定められた長の権限です。それに基づいて専決処分を行いました。それを承認していただけますかという形で議会に提案しました。その専決処分を白紙に戻すか自治法に違反しているからだめだという話ではなく、長の行為に対して承認していただけますかという提案でした。長が行った専決処分は、地方自治法という法律で定められ保証されたもので、これは執行して問題ないと思いますと答弁がありました。

次に質疑を許しましたところ、監査事務費についてですが、議員は他の仕事をやってももらわないということになってると思うが、だれに支払っているのか。監査員報酬は2名分です。議員の方については日額という形で支給しております。非常勤特別職の職を議員さんが兼ねた場合報酬は支払わないというような1つの申し合わせが議会側の規定としてあります。その中に報酬を支払わない非常勤特別職の職はこういうものだというふうに列記されていると記憶しております。その中に監査委員は含まれていないと、そう解釈しておりますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第70号、平成22年

度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち、総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり認定しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち、民生教育常任委員会所管事項についての、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。初めに主要施策の放課後子どもプランの進捗状況についての質問があり、この質問に対して、放課後子どもプランは、児童福祉課の児童クラブと、教育委員会所管の子ども教室の事業を一体的に子どもプランと称している。児童クラブは全学校に導入されているが、子ども教室については、現在第一小学校と舟島小学校が昨年度から実施し、2年目となる今年度はその検証期間として、来年24年度阿見小、実穀小の2校に導入し、25年度には残り4校を追加していきたいと考えているとの答弁がありました。

そしてまたこの事業は、本来ならば学校の敷地内でやるのが原則だと思っているけれども、学校ではなかなか教室がないというが、器具庫や倉庫として使っている教室をこのプランに提供できないのかと思うが、教育委員会と児童福祉課は協力を得られるような協議をしているのかという質問もありました。

これに対して、児童クラブと子ども教室で同じ子供を対象に推進する側が2つの課に及んでいるという実態があり、今年度の重点施策の1つとして来年度に向けて統一した組織で運営できるようなことを含めて、定期的会合を行っているという答弁がありました。

この後、文科省と厚労省、省は違うが同じ町内の子供ですからお互い協力し合っていただきたいという要望もありました。

次に、予科練平和記念館の2,000万円の赤字額が想定範囲内だと書いてあるが、この想定とは幾らを想定しているのか。ここでは、2,000万円が範囲内だと言っているが、だとすれば幾らを想定して考えているのかという質問があり、赤字が出ることはだれもわかっていたが、1年目ですぐ変えるといってもすぐに変えられない。ただ、赤字の想定は大体人件費が1つの幅の限度と思っているので、今後その限度を下げるためには、人件費の抑制をしていかなければという状況をつくっていく。だから、それをどうやってつくっていくか、皆さんと相談しながらやっていくことが大事だと思っていると町長の答弁がありました。

続いて、予科練平和記念館に係る人件費は幾らなのかという質問があり、人件費は予科練館内職員、運営委員、歴史調査委員など関係の人件費をあわせると合計して3,972万4,937円にな

るとの答弁がありました。そして経費の削減は人件費の抑制を考えていかねばならない。そのためにはどういう人をどういう形であそこにつけ、サービスが今までと同じように変わらない状況をどうつくっていくかということが課題であると思っていると町長の答弁がありました。

竿留教育次長から来館者増員とリピーターの確保を課題として、収蔵品展、土門拳の特別展、元予科練生の講演会、親子対象の読み聞かせなどを実施していて、テレビや新聞、雑誌に取り上げられているところであると。そのほか至るところにポスター、リーフレットを配置し、記念館の情報を配信していると、努力をしている説明がありました。

また、教育長へ、県の教育委員会に声をかけ、県内の小中高生の平和教育の一環として阿見の予科練平和記念館を活用するというような意見を届けてほしい。届けていただいているのかという質問がありました。

教育長から今年度初め研修会の折、パンフレットを持参し、県内全市町村の教育長に配りお願いした。また、阿見小へ特別授業で県の教育長が来校した際も、土門拳の招待券を渡し、機会あるごとに広めていただくようお願いした。また、10月11日県内の町村教育長会議が阿見で開かれるので、予科練平和記念館で集合、アウトレット、町内の小学校とできる限りの努力はしているとの答弁がありました。

次に、給食センターの整備事業で790万近くの決算がPFIアドバイザー業務ということで出ているが、このアドバイザー業務についての説明をという質問がありました。

これに対し、PFIに関しては2年前いろいろ詰めてきた。本給食センターは今の補正をいただいて設計に着手しているところだが、基本構想としてPFIの業務委託で制作した要求水準書を用いている。すぐに基本設計にかかっているので、基本設計の内容に関しては近々報告できると思う。調査委託の関連で用地を購入し、造成工事も管理しているということで、この成果品を有効利用するというので、無視して新しい給食センターの設計をしてるわけではないとの答弁がありました。

次に、青少年育成阿見町町民会議への補助金があり、この補助金で青少年育成阿見町町民会議はいろいろな事業を行っている。その中にあいさつ、声かけ運動があるが、今般このあいさつ、声かけ運動が中学生の部は自主的に行うというので行わなくなった。地域、学校、子供の三位一体の活動をなぜとめるのかという質問がありました。

教育長より中学生が自主的に自分たちで行っていきたいという意識と、地域の方たちが本当に自主的にかかわってくださっていたのか、検証する必要がある。地域住民の意識を知りたいということで試行の年にしたいと答弁がありました。

これに対し、今まで取り組んできた社会の大人たちの後ろ姿をきちんと届けてきた。あいさつボランティアの方たちを検証するとはどういうことなのかという意見や、声かけ運動は朝の

登校時間だけではなく、いつでもどこでも声をかけ合えばいいのではないかという意見や、朝の地域ボランティア、学校、生徒、三位一体のあいさつ活動については、まず人間としてあいさつが一番大切な行為でありますので、意義深い事項ではありましたが、歳入歳出決算の内容でありませんでしたので、皆さんの熱烈な討議がありましたが、後でじっくり話し合っていたくことにして、中断をいたしました。申しわけありませんでした。

質疑を終結し討論に入り、討論あり。

給食センターの整備費、PFIのアドバイザー事業は町長が就任してまもなくPFIは町長の判断でだめだと、新給食センターで行くんだというにもかかわらず790万近くがPFIアドバイザー事業として使っている。この実態がはなはだ不明なので、この点について反対をするという討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち、民生教育常任委員会所管事項は賛成多数により原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち、産業建設常任委員会所管事項について、審査の経過と結果について、御報告いたします。

質疑を許したところ、東部工業団地の企業誘致奨励金の今後の見通しはどうかという質問があり、22年度は9社に交付しており、今後は3年間の交付期間が切れてくるので、減ってきますが、雪印等が創業を開始しますとまた増えてきますとの答弁がありました。

また、観光振興事業の273万円は何かとの質問に対し、桜マップを作成しましたとの答弁がありました。

続いて、地場農産物の食育推進事業委託料454万3,788円について、どこへ委託したのか、どういう成果が上がったのかという質問がありました。それについての答弁は、委託先は茨城かすみ農協です。舟島小学校、実穀小学校、吉原小学校の児童104名に農産物の栽培や収穫を体験してもらい、食べ物の大切さを知ってもらうという授業です。大変評判のよい授業ですとの答弁がありました。

また、ふれあいの森の仮設トイレの借り上げ料が年間30万6,600円は高いのではないかとの質問があり、今後は新設もしくはリース料との比較をし、検討していきたいとの答弁がありま

した。

また、中郷土地区画整理組合への助成金1億円支出しているが、これまでに合計で幾ら助成したのかという質問に対し、最終的には11億1,200万円ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、仮設トイレについては無駄な支出であり、また植栽管理についても漫然と支出していたということで、認められませんという反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入りました。

議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、うち、産業建設常任委員会所管事項は、可否同数のため委員長採決により、賛成多数で原案どおり認定しました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

私の委員会で――ま、産建委員会ですけれども、今、委員長の報告にありましたように、植栽管理についても漫然とやっていると。漫然とやってるつうのは業者の言いなりで、役場のほうでは、いわゆる植栽管理についての方針がないと。あと役場の職員もそういう知識がないために、業者の言いなりと。私も阿見町回るわけですけれども、例えば運動公園のケヤキの木を枝払い――必要ないのに枝を払うと。

それから、島津の南平台の入り口ですね。あそこの――南平台のまちづくりは、そもそも緑の多い町をつくるってことでつくったわけですよ。で、入り口ケヤキの木植えてありますけれども、あそこは幾らケヤキの木を伸ばしてもだれも迷惑にならないわけですよ。その迷惑にならないところも高所作業車を使ってケヤキの木を払っていると。これはまるっきり無駄な支出なわけですよ。無駄な支出ばかりじゃなくて、町入り口の景観も悪くすると。

そういう点では、去年町でもちゃんとした植栽の管理、専門家に方針をつくってもらえという提案をしましたが、それは来年度予算に入れるって言うこと言ってますが、そういう点でも無駄な支出をしていると。全体で幾らかかっているかっつたら、1億3,000万ぐらいかけてるという話でございました。

あと、それからふれあいの森仮設トイレにつきましても、これはいわゆる自然バイオトイレが火災――放火なんでしょうけども、2カ所あるのが1カ所が燃えてしまって、キャンプ場ですね、あとゲートボールなんかやる草地の芝生のところなんですけども、その仮設トイレがあるわけですが、これが3年間ですね、20年11月より21年、22年と。今度の決算で合計しますと

68万7,560円支出してると。

買えば幾らなんだっつうことを聞きましたらば、役場の調べでも35万4,900円出せば買えますと。要するに2年半ぐらいで仮設トイレの2倍の金額を支出しているわけですよ。これなんかは、まるっきり私は無駄遣いだと。まあ、来年も使うんならば、もう2倍からの買った以上の金額を払ってるわけですから、それは来年度は無料で払い下げてもいいんじゃないかなというふうにも思います。

また、私はこれは国保会計について、私の委員会ではありませんけれども、国保税については高過ぎると。税金では一番高い税金として国保料を払ってるわけですけども、当然負担を軽くすべきだと。そのためには、一般会計から規定だけの費用ではなしに負担軽減のための支出をすべきだというふうに思っております。

それもなされておられませんので、以上3点について問題があり過ぎるということで、反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私は議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をいたします。

橋本監査委員さんにはですね、毎年また長い間にわたって監査の職を務めていただきまして本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。その決算の内容でいつもですね、感心するのは、例えば決算審査意見書等を拝見いたしますと、問題点の鋭い指摘と、それから大変わかりやすい説明、そして私たちにもですね、非常に参考になり、また改めて勉強させられる点がですね、多々多くあります。阿見町のよき羅針盤となり、その指摘に基づいて当町も行財政改革等を通じ、よき方向に向いていると思います。本当にありがとうございます。まことに感謝に絶えません。

しかしながら、私はどうしても納得できない点がございます。そのまず1点といたしましては、総務費の中で地域戦略事務費参与の給与ということでございます。先ほどの総務委員長の報告にもございましたが、400万円足らずの報酬だという話も出ておりましたが、そもそも参与の登用については、町長の専決処分という形で登用なさいまして、それで町に承認を求めたわけですが、承認は求められずそのまま続行して登用をしたわけでございます。

その登用をするに当たっての、そういういきさつをありながら400万円という支払いをしたと。それに対して、議会に対してですね、その400万円の決算の認定をしてくれというのは、筋が通らないんじゃないか。大変おかしな話だなというふうに私は思います。町長が自らです

ね、専決処分で登用した職員の後始末でございます。当然ながら我々議会にも町民にも理解を求められる処置を講ずべき、対策を講ずべきであろうというふうに私は思います。

次にこういう話はしたくないんですが、監査委員の問題でございます。町推薦の監査委員が12月の定例会本会議において14名の議員の賛成多数により罷免をされております。その後も何回かの自主的な辞職をかわるがわるその関係議員の方からお願いをしたわけでございますが、ことごとく応じてもらえず、今定例会決算議会になってしまったわけでありまして。本議会の議決に対して余りにも議会議決軽視も甚だしいと思います。また、その委員が関与した決算書を、決算を審査認定するのは我々の本議会議決に対して整合性がとれません。また、私はその点について理解をできません。よって決算認定に反対するものであります。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 私この議案第70号、平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定についての反対討論をいたします。

私も民教——民生教育常任委員会で反対討論をしました。委員長報告にもありました。要は、PFIアドバイザー事業、これを790万5,000円という額が使われております。町長は就任早々PFI事業で給食センターを建てるのはやめた、中止ということを宣言をいたしました。その宣言にもかかわらずPFIアドバイザー事業として790万を出して、何でアドバイスを受けなければならないのかと。ここにその790万の使途が私は理解できないんです。

そういう観点から私はこの70号については反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。もとい、反対討論がありますので、起立によって採決いたします。本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第70号は、認定しないことに決しました。

議案第71号 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第73号 平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第74号 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第75号 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第76号 平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第77号 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第78号 平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第71号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号、平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第78号、平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第71号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

まず国保税の収入歩合68.5%、前年度より改善されているが、収入未済額5億1,000万近くある。町税の収納率にして低いと思われるが、その対応と分析、未納者数についての質問がありました。国保年金課長より、収納率向上に取り組んでいるところで、滞納者に対しては差し押さえも行っている。22年度の滞納世帯数は1,414世帯であるとの答弁がありました。そして、滞納しているからといって布団を引っ張り出して帰るわけにはいかない。そういう人から取る

のではなく、逃げ得になるようなことをしてほしくない。そういう点で、やみくもに管理職や収納課の人たちが町内を走り回っても取れないものは取れないのではないか。個々の分析をし、取れそうなところに重点的に行くというのが当然である。

不納欠損の8,500万の内訳はどうなっているのかという質問がありました。不納欠損の中で国保の処分件数976件、そのうち時効と死亡、居所不明、職権消除、生活困窮者、低所得者で391件、金額で1,409万1,600円。滞納処分の執行停止関係585件、7,171万4,446円であるとの答弁がありました。

次に、滞納世帯が1,414世帯と言ったが、この内訳についての説明をという質問があり、これに対し所得階層で分類したもので、一番目は106万5,000円から131万円で130世帯ある。その中の102世帯が滞納をしている。2番目は131万を超え155万以下447世帯中96世帯が滞納。3番目は57万5,000円から82万以下374世帯中79世帯が滞納。4番目は33万円から57万5,000円以下で347世帯中74世帯が滞納。1,413万円を超える世帯では152世帯中5世帯が滞納していると。そういう分析結果が出ました。

それで収納率を上げる秘訣がこの辺にあるのではないかという意見が出ました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第71号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定つきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第73号、平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきまして審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第73号、平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第76号、平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について審査の結果と経過について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

意見書の中に「介護給付費の抑制に向け努力を」と書いてあるが、努力の余地はあるのかという質問がありました。抑制理由は残っている。1つ、ケアプランの確認指導、認定調査員の適正化の対応、医療情報などにより給付の適正化が行われているかをチェック。また、住宅改修も増えているので、適正に行われているか確認して実施をする。2つ目、福祉用具購入・貸与について利用者の必要性が本当にあるのか改めて確認する。3つ目、介護予防として健康体操、シルバー体操を取り入れる。このようなものを取り入れて介護の給付費を下げっていくよう介護保険をより適正に進めていきたいという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第76号、平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第77号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第77号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全委員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 議案第72号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審議の経過と結果について御報告いたします。

質疑を許したところ、下水道と水道料金を徴収する人員は何名かとの質問があり、委託業務で検針員が10名いますとの答弁がありました。

また、使用料の徴収率は何パーセントかとの質問に対し、22年度は97.9%ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第72号、平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員が賛成し、原案どおり認定いたしました。

続きまして、議案第74号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを申し上げます。

質疑を許したところ、岡崎土地区画整理事業にはあと幾ら出すのかとの質問があり、保留地を5区画売れば終わりますとの答弁があり、また本郷第一土地区画整理は決算書の意見書では1億2,000万円の不足となっているが、これも町の補てんになるのかという質問があり、保留地処分がおおむね完了した時点で精査いたしますとの答弁がありました。また、岡崎土地区画整理事業に町は合計幾ら助成したのかとの質問があり、約14億5,000万円ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第74号、平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定しました。

議案第75号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御報告申し上げます。

質疑を許したところ、一般の標準家庭の農業集落排水の下水道使用料は幾らかとの質問があり、4人家族で4,200円ですとの答弁がありました。また、歳入で福田地区使用料131万4,532円は何戸分の収入になるのかという質問があり、37戸ですという答弁がありました。

続いて、各農業集落排水事業の接続率はどのようになっているのかとの質問があり、福田地区31.6%、小池地区91.17%、君島・大形地区86.29%になっていますとの答弁がありました。また、福田地区の接続率が低いのはなぜか、原因をつかまないと解決策は出てこないと思うが、つくってしまったからには改善策、住民の納得のいく方法、特別な手だてをとる必要があるのではないかと質問があり、接続できない理由を確認しながら戸別訪問を強化していきたいという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第75号、平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第78号、平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

質疑を許したところ、大幅黒字になっているので、料金体系を10立方メートル単位ではなくもっと細かくしてはどうかとの質問があり、平成36年度までに全町内に水道を引くためには、95億3,000万円の事業費がかかり、28億5,000万円の借金が必要ですので、現在での値上げはできませんという答弁がありました。

〔「値下げだろ」と呼ぶ者あり〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） あ、値下げはできませんという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、22年度の水道事業には値下げが入っていないので反対しますとの反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第78号、平成22年度阿見町水道事業会計決算認定については、可否同数のため委員長採決により賛成多数で、原案どおり認定いたしました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は3件について反対討論をしたいと思います。

議案第71号、平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について反対したいと思います。国保会計については、今収納率が68.5%という報告がありましたけれども、要するに国保税が高いためになかなか納められないというのが、私は現状だというふうに思います。で、今年22年度の決算を見ましても、私は十分にこの高い国保税引き下げられるんじゃないかなというふうに思います。繰越額が今年度は5億からの繰越額になってると。前年度も4億からの繰越が出てるわけですよ。そのことを考えれば、なるべく低所得者については減免措置をとるべきだというふうに思います。それがなされていないということで反対したいと思います。

それから、議案第77号、平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私どもはこの後期高齢特別会計については、差別医療を助長するものだということで制度そのものに反対をしてまいりました。また、民主党政権も廃止をするということを書いてきたわけですが、その後公約と反して廃止の方向が何らおかしくなっていると。そういう点で、制度そのものが認められないので反対をしたいというふうに思います。

それから、議案第78号、平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について。この水道事業会計も毎年1億以上の黒字を出しております。土浦並みに1立方当たりからの料金体系にしましても、昨年でしたか、試算——幾らかかるんだっつたら大体2,300万かそのぐらい支出すれば10立方じゃなくて使っただけの料金体系になるというようなことも出ております。私は土浦並みに使っただけの料金体系にすると。そうすれば、一人世帯それからお年寄り世帯なんかは水道料金が軽減されるのではないかというふうに思います。

また、農村部、水道普及されてないとこの事業については、これは都市部の事業とは別な観点から計画すべきだというふうに思っておりますので、78号水道事業会計についても反対をいたします。

以上3件について反対したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 私は議案第71号から78号までの認定について反対をいたします。先ほどの議案70号のときの監査委員の件について、私はどうしても納得できませんので、この認定、その監査委員が関与した監査に関しては私は認定することができません。

反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

11番久保谷実君。

○11番（久保谷実君） 私も71号から78号までについて反対をいたします。私は民生教育委員会で委員長に報告のあったとおり71号、73号、76号、77号と委員会では反対討論をいたしま

せんでした。しかし、今日ここに来て吉田議員のほうから監査委員の件が出ました。で、それを私はやはりそうだなということで、この12月議会に動議まで出して監査委員のことを罷免要求をしたと。その議会の重み、あるいは自分がそこに賛成をしたという重みを感じて、その人が監査をしたことについて反対をいたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第71号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第71号は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第71号は、認定しないことに決しました。

次に、議案第72号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第72号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

同数か。

もう一度願います。同数か。

ああ、いいですよ。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決いたします。

本案に対し議長は否と表明いたします。

よって本案は、認定しないことに決しました。

次に、議案第73号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第73号については、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第73号は、認定しないことに決しました。

次に、議案第74号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第74号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） はい、お座りになってください。

可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決をいたします。

本案に対し議長は否と表明いたします。

よって本案は、認定しないことに決しました。

次に、議案第75号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第75号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 可否同数であります。

地方自治法第116条第1項の規定により議長が採決をいたします。

本案に対し議長は否と表明いたします。

よって本案は、認定しないことに決しました。

次に、議案第76号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第76号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第76号は、認定しないことに決しました。

次に、議案第77号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第77号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第77号は、認定しないことに決しました。

次に、議案第78号を採決します。

本案についての委員長報告は、原案認定であります。議案第78号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第78号は、認定しないことに決しました。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開を午後1時20分からといたします。

午後 0時18分休憩

午後 1時20分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号 和解について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第79号、和解についてを議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。議案第79号、和解について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第79号、和解については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第79号についての委員長報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第79号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第80号 土地の取得について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、議案第80号、土地の取得についてを議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き，御報告申し上げます。議案第80号，土地の取得についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許したところ，質疑あり。初めに取得予定価格5,301.86平方メートル，約3,320万だが坪当たりはどれくらいになるのかという質問があり，これに対して取得面積5,301.86平方メートルだが実際の有償の面積という部分では3,985.61平方メートルで，平方メートル当たり8,600円くらいと思うが，坪で言うと大体1坪2万7,400円弱になるとの答弁がありました。

この後，有償の面積と出たので，有償についての質問がありました。そこで，その答弁としまして，取得する所在地の中に町の都市計画道路の想定地があり，その部分1,316.25平方メートルの部分は無償となるので，有償部分の取得となったと説明がありました。

そして，保育所の設置の募集についての質問があり，応募資格の中で阿見町において法人本部がある社会福祉法人または学校法人であること。ただし，阿見町において認可保育所を設置経営している法人を除くとある。この理由についてはという質問に対し，特殊な法人に偏らないように均等な機会を与えるという考えからだそうです。また，この保育所に関して9月5日に締め切り，6事業者の応募があり，まだ選考の段階で選考が終了し公表するまでは一切応募事業者は発表しないという説明がありました。

このほか保育所設置に対するいろいろな意見が出ましたが，土地の取得についての議案にのっとりまして，土地取得関係の質問や意見は控えていただきましたが，議案はもとよりその議案に関連する事柄，疑問，質問を投げかける場がない，トークする場がないことが改めて浮き彫りになった思いがいたします。この件につきましては，別の機会にぜひ話題にさせていただきたいと思います。

質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第80号，土地の取得につきましては，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

2番平岡博君。

○2番（平岡博君） 私は調べましたところ，もうこれについて反対の討論をしたいと思えます。

まず、こういうふうな形の悪い保育所等々をつくってですね、果たして有効に活用できるのかということと、後日ですが、都市計画道路予定敷地というのが、何ですか、ここにありまして、要するにこのような大きな通りのそばにこういうふうな保育所等々をつくって、果たして今後いいものかどうかと思うんです。私は子供たちを保護する意味とか、そういうふうなものに関しては、ここは不適切地だと思います。それで、私は反対します。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

反対討論がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって議案第80号は、原案どおり可決することに決しました。

請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。請願第2号、教育予算の拡充を求める請願について審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

この請願書は提出者茨城県教職員組合高野富二男氏ほか130名。紹介議員は久保谷充議員です。

それでは1. 件名、教育予算の拡充を求める請願。2. 趣旨、教育予算について日本は世界に比べると大変低い。義務教育費国庫負担制度の国の負担割合も2分の1から3分の1へと引き下げられた。さらに追い打ちをかけるように今回の東日本大震災において、学校施設の被害

や子供たちの心のケアなど、物的にも人的にも一層の支援が必要である。とりもなおさず将来を担い社会の基盤づくりにつながる教育は、極めて重要であるから次の事項の実現を、といたしまして、請願事項1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級をとすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育国庫負担制度を堅持するとともに、国庫負担割合を2分の1に復元すること。

3、東日本大震災における教育復興のための予算措置を十分行うこと。

以上が請願要旨であります。

質疑を許しましたところ、質疑あり。国庫負担金が2分の1から3分の1になってしまったとき、阿見町の場合その差額は幾らぐらいかという質問に対し、学校の教員は県費負担なので町では負担しません。だから国が2分の1、県が2分の1だったところを国が3分の1、県が3分の2となり、県の負担が多くなったということだと教育長の答弁がありました。

続いて、小規模学級になれば教室は増える、先生も増え、とお金がかかる。だから、国の予算を2分の1が3分の1にという話が出ると思うが、少なければ当然お金がかかるという点ではどうなのか。これに対して紹介議員は、金銭的にはかかると思うが、30人以下のメリットがある。細かなところまでとか不登校とか、いろいろ抑止する。お金にはかえられない部分の教育があると思うと答弁がありました。

続いて、日本は世界に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多いと言っているのに、OECDの諸国に比べてどのぐらいになっているかという質問がありました。紹介議員は、OECDの国についてはちょっとわかりませんという答えでした。

続いて、人数が少なくしていくことによってよりよい成長という意味で、その成長の姿というのはどの辺のところにあるのか。紹介議員は、自分は教員ではないのでそういう点は学校の先生に聞いていただきたい。しかし、不登校、いじめ、欠席とか、それらは26人から30人学級の中なら学校の先生はきめ細かく対応できるのではないかと思いますとの答えがありました。

そのほか、いろいろな質疑応答がありましたが、質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

討論の中では、もう少し説得する説明が欲しかったと思う。比較対照する資料がなかったのでもそれができず保留させていただきたい。それからOECDの諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や先生1人当たりの児童数が多いと文章ではわかるが、それがどれぐらいという表もないのでわからないので、継続審査をしてほしいという意見が討論の中で出ました。

討論を終結し、採決に入り、継続審査との意見が多く、採決の結果、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願は、継続審査とすることに決しました。

当委員会の決定につきまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。委員長報告といた

します。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

委員長報告は継続審査であります。継続審査についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、継続審査であります。本案は、委員長報告どおり継続審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって請願第2号は、委員長報告どおり継続審査とすることに決しました。

請願第3号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願について審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

この請願書は提出者茨城県教職員組合高野富二男氏以下133名。紹介議員は久保谷充議員です。

件名、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願。

趣旨、今回の東日本大震災は、過去にない甚大な被害をもたらした。学校現場において自校が使えなくなり他施設で教育を受けなければならない11の小中学校を初め、県内92%の学校で校舎の被災があった。このような状況を早急に戻すためにも、1. 今回の東日本大震災から教育復興については、学校現場の意見をもとに全力で取り組むこと。

2. 学校施設の耐震化を早急に行うこと。

以上が、請願要旨であります。

質疑を許したところ、質疑あり。

初めに、賛成ではあるが国の補助が27年度で終了だから阿見町もそれにあわせて27年度を目標に計画しているということで、早急にできないと言っているが、この点はどうなのか。紹介議員、確かに説明を受けてわかっているが、災害はいつ来るかわからないので、27年と言わず早く町長にお願いしたいと思っていた。町に提出をすれば、町の耐震化率は59.5%とすれば、全国がどうというのではなく、内容は阿見町の現状ではないか。耐震化は絶対にやるしかないが、これからは統廃合の問題もあり、耐震化してやって後はどうするのかという質問がありました。

などなど、質疑応答がありましたが、質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

1. 町へ提出するのに文章の整合性がなくなってしまうのではないか。県の中身で県へ提出する文章のようで、町の耐震化は進んでいるのだからもう一度町への請願として修正してもよいのではないか。

1つ、59.5%の耐震率は平成22年の4月で23年の4月とすると、それから2校耐震をやったので、率は上がっているのではないか。これも資料の修正が必要ではないか。

1つ、県の教職員から阿見町かな。県からの請願は国へ提出するのではないですか。やはり阿見町へ提出する前提としては書き直すことが必要ではないかという、いろいろな意見が出まして討論を終結し、採決に入り、継続審査との意見が多く、採決の結果、請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願につきましては、継続審査とすることに決しました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

委員長報告は継続審査であります。継続審査についての討論を許します。

6番 久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 継続審査ってということで、阿見町の耐震化率ということの59.5%ということで、まあ文章の話になるわけですが、これは県のほうから各市町村に出している部分で、これは書き直していか、そういう形にはならないというふうに思いますので、私は今の文章の中で請願のほうをお願いしたいというふうに思います。

〔「賛成か反対か」と呼ぶ者あり〕

○6番（久保谷充君） 継続には私は反対です。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

14番倉持松雄君。

○14番（倉持松雄君） 私も反対討論をいたします。学校耐震化……。震災はいつ起こるかわかりませんので、それは町としては十分進めておるところでございますけれども、なお一層早く耐震化を進めるべきと。これは継続ではなく、賛成……。進めるべきだと私は思って、継続審査には反対いたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

反対討論がありますので、起立によって採決いたします。

本案を委員長報告どおり継続審査とすることに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって請願第3号は、委員長報告どおり継続審査とすることに決しました。

請願第4号 災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第10、請願第4号、災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、請願第4号、災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願の審査の結果を報告いたします。

紹介議員の諏訪原実議員より説明を求めました。

その後、質問を許し、質問なし。討論に入り、賛成討論あり。討論を終結し、採決に入り、請願第4号、災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続いて、本請願の処置について諮り、地方自治法125条に基づき、町長に送付するとともにその送付に当たっては、本請願の処理の経過及び結果についての報告を請求することとしたし

ました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願に賛成討論をいたします。3月11日の東日本大震災から――提出時は5カ月ですけども、現在半年が過ぎているわけです。いまだ町内には屋根がわらがまだ直らなくてブルーシートがかかっているのが多数見受けられます。

茨城県内においても、今住宅災害制度を、リフォーム制度を実行しているのは4市町村ございます。参考に常陸太田市は想定戸数が3,300件で、これは住宅2,700棟、物置等600棟、今年度予算で6億1,500万円の予算を計上しております。また、日立市においては、7,200件。これで7億円の予算を計上しております。また、高萩市においては想定戸数2,000件で2億円の予算を計上しております。また、お隣の土浦市では半壊住宅に1件当たり3万円ずつ補助で270万。そのほか一部損壊住宅に4億円ほどの予算を計上しております。

阿見町においても一部損壊住宅――半壊がこの前の全協よりは増えまして、全壊がゼロ、半壊が25件、それから一部損壊が1,650戸。それにブロック塀などが530件ですね。が、被災されております。皆さん御承知のように、このように2,000件以上の地震で被災を受けたっていうのは、阿見町歴史始まって以来です。当然地方自治体として町民が今困ってるわけですから、その困っている人に支援を差し伸べるといふのは当然の措置だというふうに思います。

この請願の趣旨にもありますけれども、612名の署名を添えて提出されております。私も署名歩いたんですけども、ほとんどの損害を受けた人は被災で支援をしてもらえればありがたいということで、断る人はおりませんでした。

あと、阿見町にはきちんとしたこの被災のための財源も保証があります。この請願では修繕にかかった費用の3分の1を上限として限度額20万円まで補助したらどうかという内容ですけども、一部損壊1,650戸、それから塀等530件をプラスしても2,180件。これ、20万円を掛けても4億3,600万あれば可能でございます。先ほどの議案で、クリーンセンターの談合問題で4億9,000万円が、これは我々からすれば当てにしない金が入るわけでございます。この4億9,000万のうち4億3,600万を使えば、阿見町町内の被災住宅の補修には十分対応できるわけです。

この議会において、執行部にきちんとした対応をするよう採決いただいて要請すべきだというふうに思います。

皆さん御承知のように、地方自治体は執行部と議会は対等でございます。よく車の両輪に例えられますけれども、今度の議会で町内の困ってる人を助けるという議会の意思を示していただき、執行部に対して実現方を要請するものです。

以上、賛成討論といたします。

○議長（佐藤幸明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第4号についての委員長報告は、採択であります。本案は、委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって請願第4号は、委員長報告とおり採択することに決しました。

議員派遣の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

本件は地方自治法第100条第13項及び阿見町議会会議規則第121条の規定により、別紙のとおり議員を派遣しようとするものです。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第12、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたしまして、これを持ちまして、平成23年第3回阿見町議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後 1時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 大 野 孝 志

署 名 員 諏訪原 実

参 考 资 料

平成23年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第58号 議案第59号 議案第60号 議案第61号 議案第62号 議案第64号 議案第70号 議案第79号</p>	<p>阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について 阿見町職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部改正について 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について 阿見町税条例等の一部改正について 阿見町都市計画税条例の一部改正について 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 総務常任委員会所管事項 和解について</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第63号 議案第64号 議案第65号 議案第68号 議案第70号 議案第71号 議案第73号 議案第76号 議案第77号</p>	<p>阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 民生教育常任委員会所管事項 平成22年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度阿見町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認</p>

<p>民 生 教 育 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第80号 請願第2号 請願第3号</p>	<p>定について 土地の取得について 教育予算の拡充を求める請願 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願</p>
<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第64号 議案第66号 議案第67号 議案第69号 議案第70号 議案第72号 議案第74号 議案第75号 議案第78号 請願第4号</p>	<p>平成23年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号） 平成22年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 内 産業建設常任委員会所管事項 平成22年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成22年度阿見町水道事業会計決算認定について 災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成23年6月～平成23年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	9月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年第3回定例会会期日程について ・その他
議会だより 編集委員会	6月29日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第129号の発行について ・その他
	7月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第129号の校正について ・その他
全員協議会	9月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に関する現状報告について ・阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について ・阿見町政治倫理審査会委員の任命につき同意を求めることについて ・阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて ・和解について ・土地の取得について ・阿見町地域福祉計画について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月14日	<p>議員説明会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合の概要及び後期高齢者医療制度について ・ 高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめについて ・ 東日本大震災にかかる一部負担金の免除及び保険料の減免について ・ 平成23年度当初予算について ・ 平成23年第2回定例会提出議案等について ・ 広域連合議会の概要について ・ 広域連合議会の申し合わせ事項について ・ 議会議事の書式例集について ・ 平成23年第2回定例会開会日までの日程について <p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議長の選挙について ・ 副議長の選挙について ・ 議会運営委員の選任について 	<p>渡辺政明氏 (水戸市)</p> <p>青木武明氏 (五霞町)</p> <p>仲田好一氏 (常陸大宮市)</p> <p>高根澤節夫氏 (茨城町)</p> <p>松本茂男氏</p>	浅野栄子

茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月14日		(土浦市) 磯部延久氏 (石岡市) 木村 進氏 (下妻市) 萩原瑞子氏 (笠間市) 柳井哲也氏 (牛久市) 大平幸一氏 (潮来市) 小沼博恭氏 (那珂市) 平野晋一氏 (行方市) 関根ひろこ氏 (大洗町) 沼崎光芳氏 (美浦村)	浅野栄子
	7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 	<p>原案可決</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p>	

茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月28日	<p>補正予算（第4号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）） ・ 平成22年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・ 上程議案等に対する質疑及び一般質問 ・ 上程議案等に対する討論及び表決について ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を求めることについて ・ 閉会中の所管事務調査について 	<p>原案承認</p> <p>原案認定</p> <p>孝井恒一氏 （結城市）</p>	浅野栄子
-----------------	-------	--	--	------

請 願 文 書 表

平成23年第3回定例会

整理番号	受年月理日	件 名 お よ び 要 旨	住所氏名 提出者	紹介議員名	議決結果
2	平成23年8月31日	<p>1. 件 名 教育予算の拡充を求める請願</p> <p>2. 主 旨 2011年度の政府予算が成立し、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な義務標準法の改正法も国会において全会一致で成立しました。今回の義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと、措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要となります。</p> <p>また、日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人～30人を挙げており（25人以下も含めると8割以上）、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。</p> <p>子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（28カ国）の中で日本は最下位となっています。また、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫しています。</p> <p>さらに、今回の東日本大震災において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアの問題、子どもたち、教職員の負担増など教育関係の影響も大きく、政府として人的・物的な援助や財政的な一層の支援に取り組むべきと考えます。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。こうした観点から、2012年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。</p>	茨城県水戸市笠原町9-7-8番地46 茨城県教育会館	久保谷 充 富二男 他130名	

2	<p>(請願事項)</p> <p>1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。</p> <p>2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに国負担割合を2分の1に復元すること。</p> <p>3 東日本大震災における教育復興のための予算措置を十分行うこと。</p>			
---	---	--	--	--

請 願 文 書 表

平成23年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提 出 者 氏 名	紹 介 議 員 名	議 決 結 果
3	平成 23 年 8 月 31 日	<p>1. 件 名 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願</p> <p>2. 主 旨 今回の東日本大震災は、過去に経験のない甚大な被害をもたらしました。大地震とその後に続く津波では多くの犠牲者をだし、未だその全容は確定できません。また、続いて起きた原発事故は、実施的な被害とともに風評被害などその影響は今も続いています。</p> <p>学校現場においては、茨城県内で自校が使えなく他の施設や学校で教育をしなければならない11の小中学校をはじめ、県内92%の学校で校舎等の被害があったと確認されました。この間、教職員・関係者は自らの被災も省みず、不安を募らせる子どもたちの安全確保、心のケア、そして避難所の運営、学校施設の応急復興、授業再開に向けて奮闘してきました。しかし、通常の教育活動とはほど遠い状況にある学校が、数多く報告されています。</p> <p>復興には、長い時間が必要と思われませんが、子どもたちがその中心的役割を果たすと考えます。早期に学校施設等の復旧が必要になります。子どもたちに「いつもの学校」を用意するには、行政からの財政的な支援と人的な支援が必要になります。</p> <p>さらに、これから数年にわたり、大規模な余震が起こるとの専門家からの指摘も報道されています。茨城県の学校耐震化の状況は、55.7%（平成22年4月 文科省調査）であり、大きく全国平均を下回っています。更なる被害が起こることも想定される状況です。</p> <p>こうした観点から、下記事項についてお願いいたします。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1 今回の東日本大震災からの教育復興については学校現場の意見をもとに全力で取り組むこと。</p> <p>2 学校施設の耐震化を早急に行うこと。</p>	茨城県水戸市笠原町978番地46 茨城教育会館 他133名	久保谷 充	

請 願 文 書 表

平成23年第3回定例会

整理 番号	受年 月 理日	件 名 お よ び 要 旨	提住 所出 者氏 名	紹氏 介議 員名	議決 結果
4	平成 23 年 9 月 6 日	<p>1. 件 名 災害修繕住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願</p> <p>2. 主 旨 東日本大震災から5ヶ月が過ぎました。いまだ町内には、ブルーシートの掛った屋根が見られます。全壊・半壊の家屋には、「被災者生活再建支援制度」により国から支援金が支給されますが、一部損壊にはありません。すでに県内の常陸太田市・日立市・高萩市・土浦市等がすでに実施しております。阿見町でも一部損壊の家屋に対し住宅リフォーム助成制度の創設を要望いたします。助成金は、修繕に掛った費用の3分の1を上限とし、限度額20万円まで補助する制度とします。</p> <p>財源は、霞クリーンセンター建設時の談合問題で3億円が、今年の10月に川崎重工から支払われます。残りは、町の財政調整資金の10%を充てれば賄う事が出来ます。</p> <p>議会から、町長に「住宅リフォーム助成制度」の創設を早急に求めるよう要請することを求めます。</p> <p>(請願事項)</p> <p>1 東日本大震災で被災した住宅のリフォーム助成制度の創設。</p>	茨永 城井 県義 稲敷一 郡他 阿見6 町12 鈴木名 57番 地7	小松 沢 秀幸 ・諏訪 原 実 ・倉持 松雄 ・浅野 栄子	